

第3期

松戸市子ども総合計画

(令和7年度～令和11年度)

**すべてのことともに
「十人十色」の輝く未来を！**

(案)

令和〇年〇月

松戸市

ごあいさつ

調整中

松戸市子ども・子育て会議委員からのメッセージ

調整中

こどもモニターからのメッセージ

調整中

目次

第1章 はじめに	1
第1節 「松戸市子ども総合計画」とは	2
第2節 計画の期間	2
第3節 計画の対象	2
第4節 計画の体系	3
第5節 計画の位置づけ	4
第6節 計画の推進体制及び評価	5
第7節 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進	6
第8節 EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進	8
第2章 松戸市の こどもをめぐる状況	11
第1節 少子化の状況	12
第2節 子育て世帯の構成及び就労状況	18
第3節 こども・子育て世帯の生活に対する認識	24
第4節 こどもの自己認識	27
第5節 転出世帯の状況	30
第3章 松戸市の 子ども・子育て支援 の主な取組（令和2年度～令和6年度）	33
第1節 幼児教育・保育ニーズへの対応	34
第2節 妊産婦支援及び児童虐待対策	38
第3節 地域における子育て支援	39
第4節 こどもの居場所・体験機会の創出	41
第5節 困難を抱えるこどもや家庭への支援	42
第6節 子育て家庭への経済的支援	42
第7節 本市の子ども・子育て支援に対する評価	43
第4章 近年の 国のこども施策の動向	47
第1節 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～（令和3年12月21日閣議決定） ..	48
第2節 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）	49
第3節 こども基本法（令和4年法律第77号）	52
第4節 こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）	55
第5節 こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）	59
第6節 こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）	61
第7節 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（令和5年12月22日閣議決定） ..	63

第8節 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）	65
第9節 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第68号）	67
第5章 施策の展開	69
第1節 基本理念	70
第2節 基本目標	73
第3節 施策の体系	74
第4節 施策の展開	76
基本目標1 こどもが権利の主体となり、常に子どもの最善の利益が尊重される	76
基本目標2 子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てをすることができ、 こどもが健やかに成長できる	87
基本目標3 乳幼児期から子どもが良質かつ適切な幼児教育・保育を受けることができる	108
基本目標4 生まれ育った環境に関係なく、 こどもが自分の未来に夢や希望を抱くことができる	120
基本目標5 多様な遊びや体験等を通じて、 こどもが自己肯定感や生きる力を得ることができる	137
基本目標6 虐待やいじめ、犯罪等から子どもを守り、 こどもが安全に安心して暮らすことができる	155
基本目標7 障害の有無や国籍等にかかわらず、こどもが安心して共に暮らすことができる	178
第6章 子ども・子育て支援 事業計画	199
第1節 「子ども・子育て支援事業計画」について	200
第2節 教育・保育提供区域について	202
第3節 推計人口について	203
第4節 教育・保育における量の見込みと確保方策	204
第5節 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策	208



第 1 章

はじめに

第1節 「松戸市子ども総合計画」とは

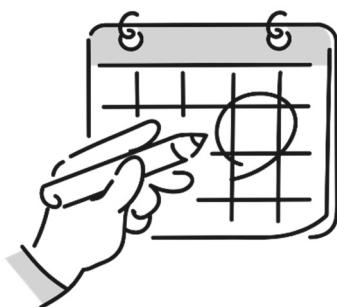
「松戸市子ども総合計画」とは、全ての子どもや子育てをする人が、今も、そしてこれからも地域で自分らしく幸せに暮らせるよう、その基本的な考え方やこれから力を入れて取り組むことを明らかにして、こどもや子育てに関する取組を松戸市全体で進めていくために策定するものです。

このたび、「第2期松戸市子ども総合計画」（以下「第2期計画」という。）の計画期間が令和6年度で終了するため、こどもや子育て当事者の声、近年の社会動向、本市の実情等を踏まえて、「第3期松戸市子ども総合計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。



第2節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



第3節 計画の対象

本計画の対象は、第2期計画と同様、18歳未満の子どもとその家庭を念頭に置きますが、特定の年齢で必要な支援が途切れることがないよう、こどもやその家庭が置かれた状況に応じて、支えていきます。

第4節 計画の体系

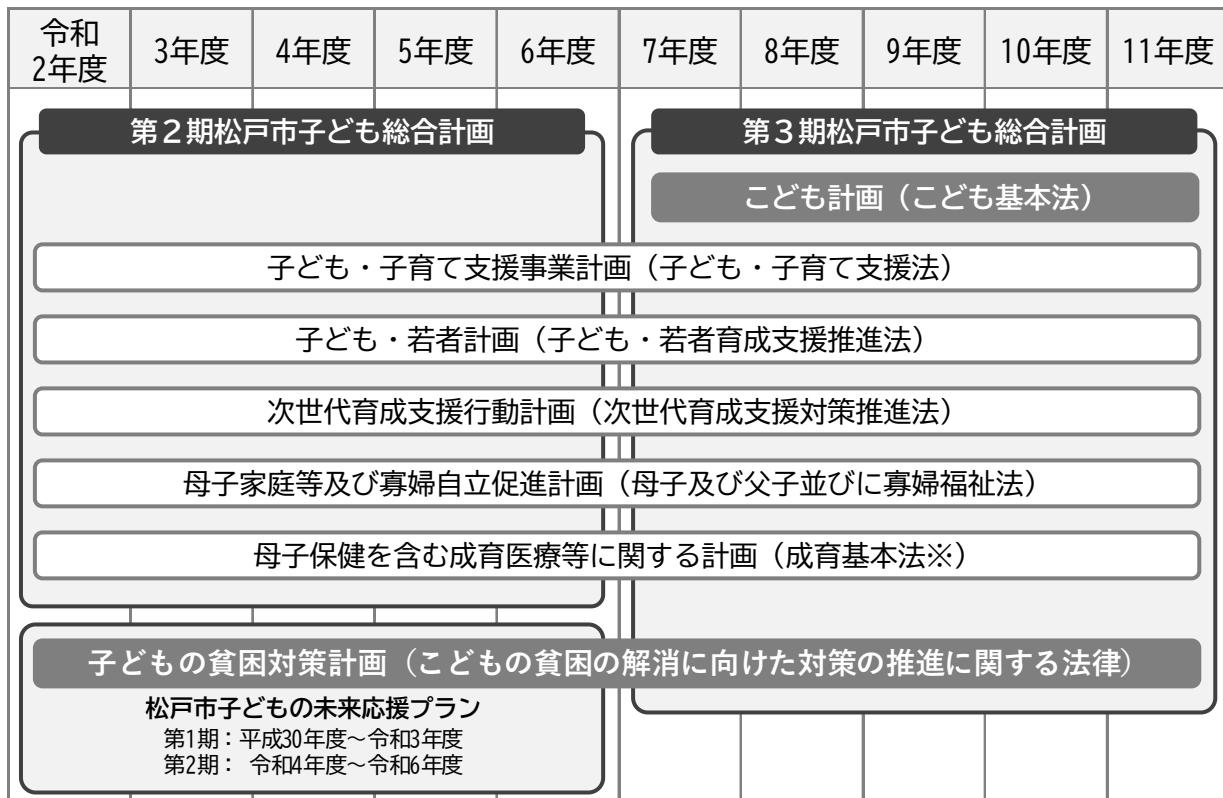
近年、社会的孤立、貧困、虐待、ヤングケアラー、いじめ、障害・医療的ケア等、子どもや子育て家庭をめぐる課題はより一層複雑化・深刻化しており、これまで以上に、多面的かつ包括的なアプローチが求められています。

こうした中、令和5年12月22日に「子ども大綱」が閣議決定され、これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの大綱が統合され、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。

また、令和5年4月1日に施行された「子ども基本法」では、市町村は「子ども大綱」を勘案して「市町村子ども計画」を定めるよう努めることとされ、既存の各法令に基づく市町村計画と一緒にものとして作成することができるとされています。

以上を踏まえ、本計画は「子ども基本法」に基づく「市町村子ども計画」として策定し、第2期以前の「松戸市子ども総合計画」及び「松戸市子どもの未来応援プラン」を統合することで（図表1-1）、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、これまで以上に総合的かつ一体的に子ども・子育て支援を推進します。

図表1-1 松戸市子ども総合計画の体系

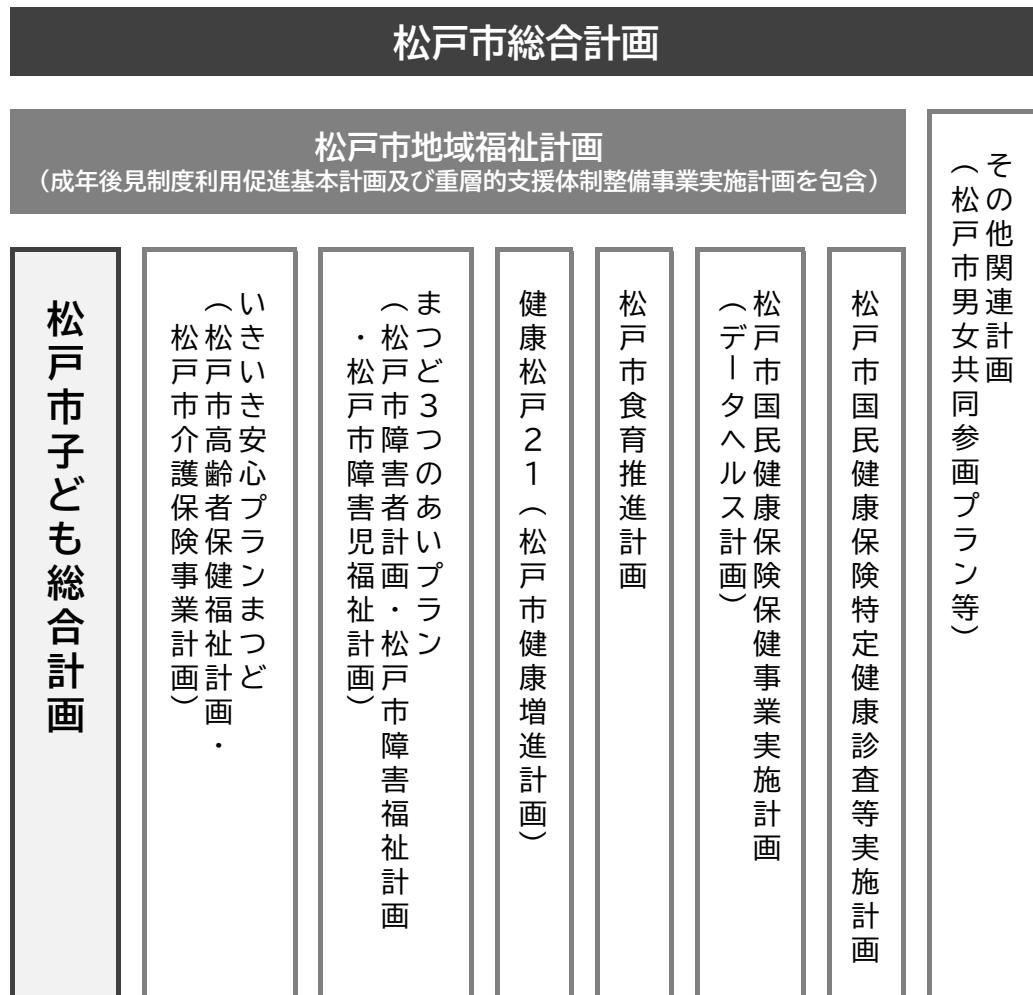


※ 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の略称

第5節 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「松戸市総合計画」及び「松戸市地域福祉計画」、本市の健康福祉分野等の関連計画を踏まえて策定します（図表1-2）。

図表1-2 松戸市子ども総合計画の位置づけ



第6節 計画の推進体制及び評価

(1) 計画の推進体制

以下の会議を中心として、事業や施策の実施状況、成果等について調査検証を行うことで、本計画を着実に推進していきます。

① 松戸市子ども・子育て会議

当会議は、市民、学識経験者並びに関係団体及び事業者の推薦を受けた者で構成され、本市のこども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、各施策の実施状況等について、調査審議を行います。

② 松戸市子ども総合計画推進会議

当会議は、本市の子ども部長を会長として、子ども政策課長、子ども未来応援課長、子ども居場所課長、こども家庭センター所長、幼児教育課長、保育課長等で構成され、「松戸市子ども総合計画」に基づく事業や施策を効果的かつ円滑に進めることを目的に、事業の内容や実績、成果等について、協議や検証を行い、必要に応じて改善を図ります。

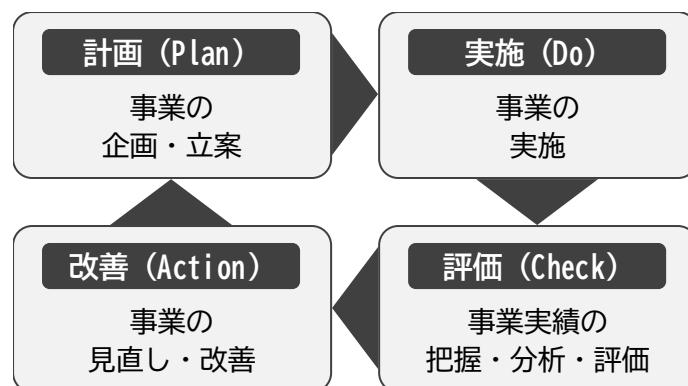
(2) 計画の評価

本計画の推進に向けては、「計画 (Plan) ⇒ 実施 (Do) ⇒ 評価 (Check) ⇒ 改善 (Action)」という一連のプロセス (PDCA サイクル) を繰り返し行うことで、事業の改善や効率化等を図っていきます (図表 1-3)。当計画における重点事業の進捗や成果等については、調査・点検・評価を毎年度行い、子ども・子育て会議に報告した上で、市のホームページ等で公表します。

なお、第 6 章の「子ども・子育て支援事業計画」については、国の基本指針※に基づき、計画期間の中間年となる令和 9 年度において、計画値と実績値の間に大きな差が生じている場合は、必要に応じて、計画値の見直しを行います。

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）

図表 1-3 PDCA サイクル



第7節 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進

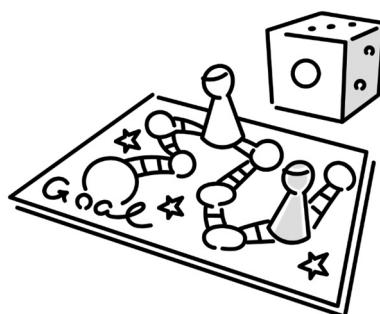
SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

17 の目標は、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギー・資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消など全ての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった、世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGs は、これら社会、経済、環境の 3 側面から捉えることのできる 17 の目標を、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目指しています（図表 1-4）。

なお、このアジェンダでは、こどもに関係する目標や課題についても多数含まれており、目指すべき世界像として「こどもたちに投資し、全てのこどもが暴力や搾取から解放される世界」が掲げられ、こども・若者は持続可能な世界を創る「変革の重要な担い手 (critical agents of change)」であるとされています。

また、目標 1 の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」では、「貧困状態にある男性、女性、子どもの割合の半減」、目標 4 の「全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」では、「全てのこどもへの無償、公正で質の高い初等・中等教育」、「全てのこどもへの質の高い乳幼児発達・ケア、就学前教育」がターゲットとして設定されています。

そして、目標 16 の「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」においては、「子どもに対する虐待、搾取及びあらゆる形態の暴力の根絶」がターゲットの 1 つとされているため、本計画においてもこれらに十分に留意しながら、こども施策を推進していく必要があります。



図表 1-4 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう 	目標 1：貧困 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	2 飢餓をゼロに 	目標 2：飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を 	目標 3：保健 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	4 質の高い教育をみんなに 	目標 4：教育 全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	目標 5：ジェンダー ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う	6 安全な水とトイレを世界中に 	目標 6：水・衛生 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	目標 7：エネルギー 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代エネルギーへのアクセスを確保する	8 働きがいも経済成長も 	目標 8：経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	目標 9：インフラ、産業化、イノベーション 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	10 人や国の不平等をなくそう 	目標 10：不平等 各国内及び各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 	目標 11：持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	12 つくる責任つかう責任 	目標 12：持続可能な消費と生産 持続可能な生産消費形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を 	目標 13：気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	14 海の豊かさを守ろう 	目標 14：海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも守ろう 	目標 15：陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	16 平和と公正をすべての人に 	目標 16：平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	目標 17：実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

出典：外務省国際協力局「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」を一部加工して作成

第8節 EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進

少子高齢化の進展等、経済や社会の構造は急速に変化し、財源や資源が限られる中、より効果的なことでも施策を多面的に展開し、市民から信頼される行政を運営していくためには、こどもやその家庭をめぐる状況に関するデータ等、証拠や根拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence Based Policy Making）を推進していく必要があります。

本計画では、特に「第5章 施策の展開」において、基本目標や基本施策の設定根拠となった、「こども・若者からのメッセージ」、「施策の背景」、「保護者の声」、「統計データ」を具体的に示すことで、こども施策におけるEBPMの徹底、推進を図っています。



参考

松戸市がこれまでに策定した子ども・子育て支援に関する計画

① 松戸市次世代育成支援行動計画

(前期：平成 17 年度～平成 21 年度、後期：平成 22 年度～平成 26 年度)

平成 15 年 7 月に、少子化対策の強化の一環として、次代を担う子どもの健全な育成を支援するための「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。)が制定(平成 17 年 4 月 1 日施行：平成 27 年までの時限法)され、国や地方公共団体は次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施するものとされました。

これを受け、本市では、「松戸市次世代育成支援行動計画」を策定し、次世代育成支援に係る様々な施策や事業を展開してきました。

② 松戸市子ども総合計画

(第 1 期：平成 27 年度～平成 31 年度、第 2 期：令和 2 年度～令和 6 年度)

平成 24 年 8 月に、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることを目的に、「子ども・子育て支援法」(以下「支援法」という。)が制定され、保育サービスや各種子育て支援事業に関する定量的な整備目標を、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に記載するものとされました。

また、これに伴い、次世代法が改正され、法の期限が平成 37 年(令和 7 年)3 月 31 日まで延長されることとなり、「市町村行動計画等」の策定は任意化されましたが、ひとり親家庭に対する支援施策の充実等が盛り込まれました。

こうした国の動向を踏まえ、本市では「松戸市次世代育成支援行動計画」を継承するとともに、「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」を一元化した「第 1 期松戸市子ども総合計画」を、平成 27 年 3 月に策定しました。

その後、令和 2 年 3 月には、「第 2 期松戸市子ども総合計画」を策定し、新たに、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」と、「母子保健計画策定指針」に基づく「母子保健計画」を一元化することで、子ども・子育て支援に関わる多様な主体の連携・協力をより一層推進し、総合的かつ重層的な支援を展開してきました。

③ 松戸市子どもの未来応援プラン

(第 1 期：平成 30 年度～令和 3 年度、第 2 期：令和 4 年度～令和 6 年度)

平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、同年 8 月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針や重点施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

また、この法律において、市町村は、大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるとされたことから、本市では、平成 30 年 3 月に、「第 1 期松戸市子どもの未来応援プラン」、令和 4 年 3 月には、「第 2 期松戸市子どもの未来応援プラン」を策定し、貧困等の困難を抱えている子どもやその家庭に対する支援の充実を図ってきました。

第2章

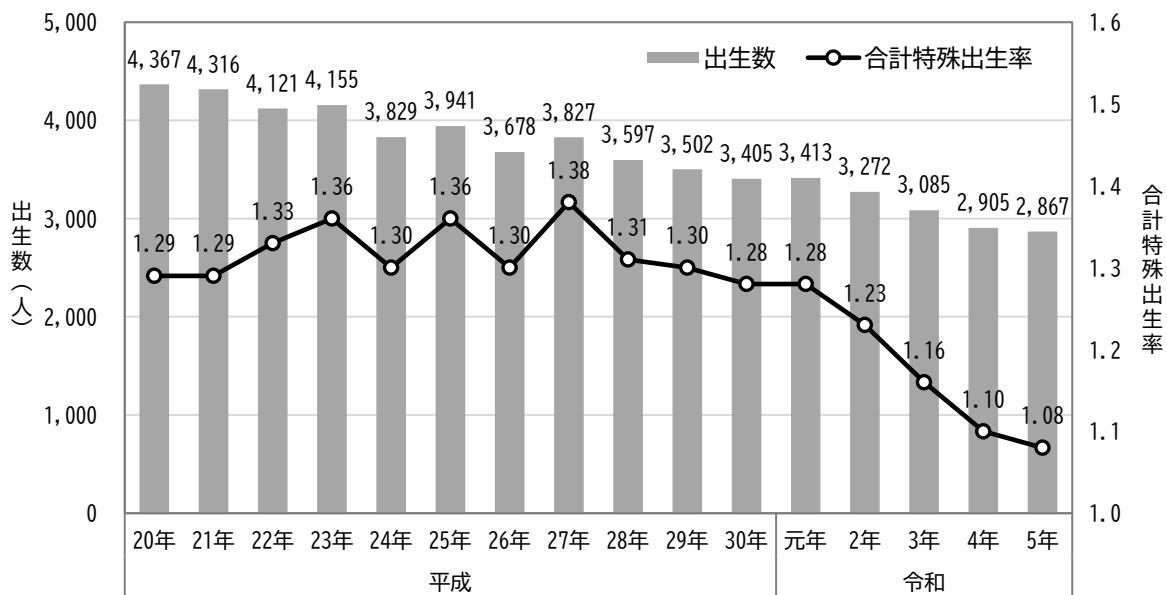
松戸市の 子どもをめぐる状況

第1節 少子化の状況

(1) 出生数及び合計特殊出生率

本市の出生数及び合計特殊出生率は、平成 27 年以降、減少が続いており、令和 5 年の出生数は 2,867 人、合計特殊出生率は 1.08 となっています（図表 2-1）。

図表 2-1 出生数及び合計特殊出生率の推移



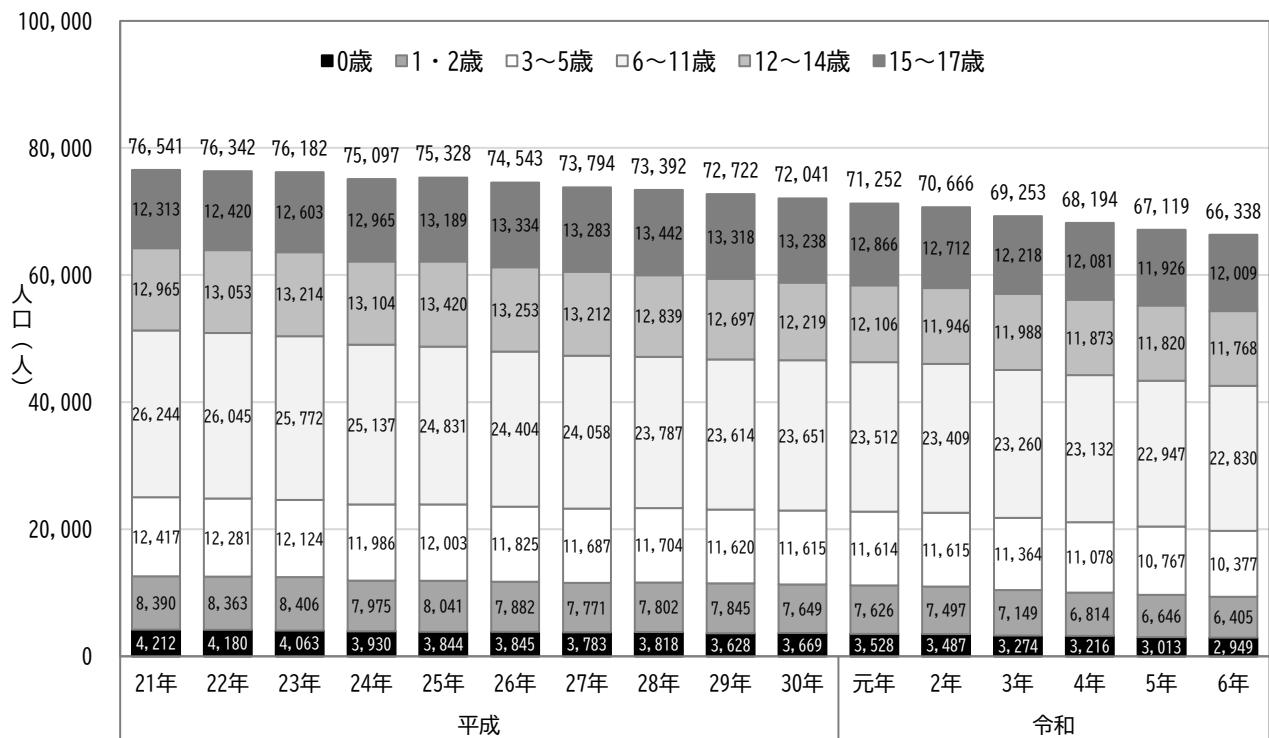
出典：千葉県衛生統計年報「人口動態統計の概況（確定数）」



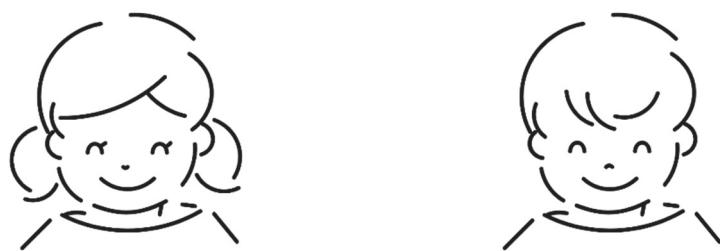
(2) 18歳未満人口

本市の18歳未満人口は減少が続いており、令和6年は66,338人となっています（図表2-2）。

図表2-2 18歳未満人口の推移



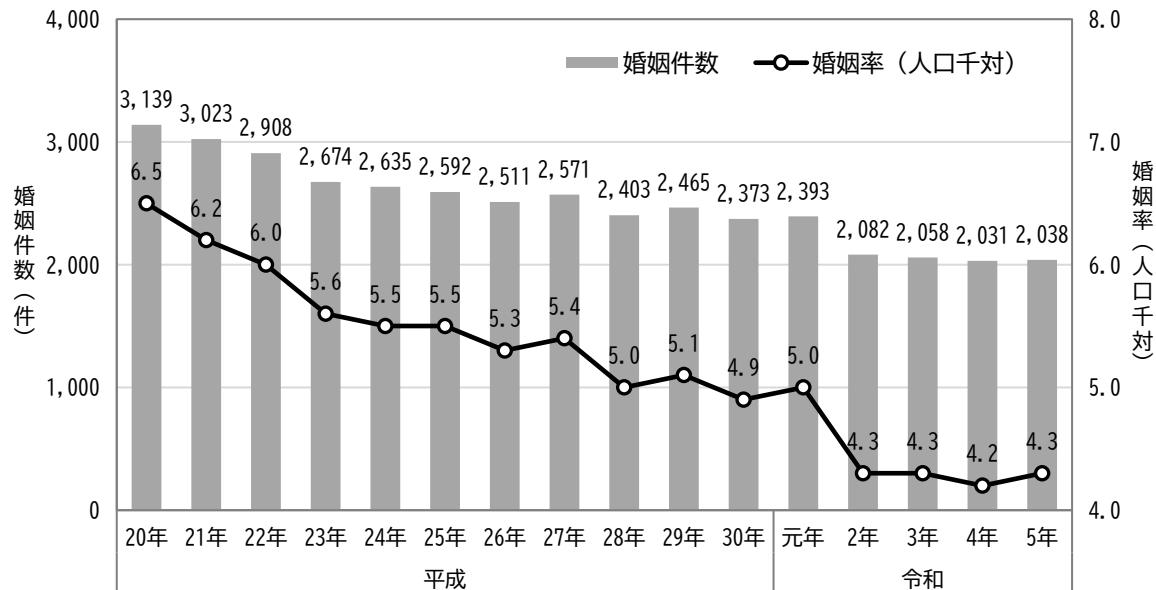
出典：松戸市住民基本台帳（各年3月末現在）



(3) 婚姻件数及び婚姻率

本市の婚姻件数及び婚姻率（人口 1,000 人当たりの婚姻件数）は減少傾向にあり、令和 5 年の婚姻件数は 2,038 件、婚姻率は 4.3 となっています（図表 2-3）。

図表 2-3 婚姻件数及び婚姻率の推移



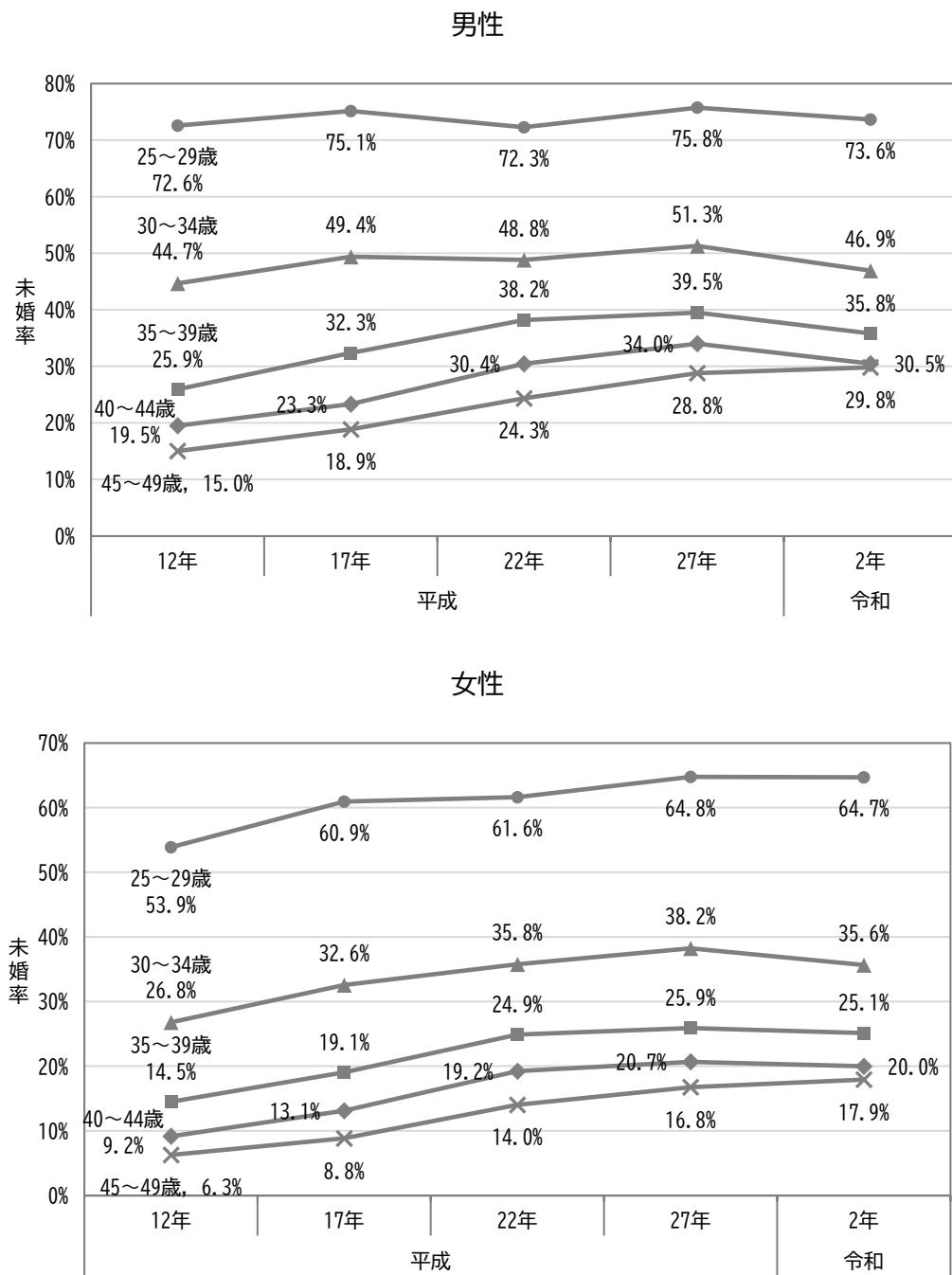
出典：千葉県衛生統計年報「人口動態統計の概況（確定数）」



(4) 未婚率

本市の未婚率は男女ともに上昇傾向にあり、令和2年の男性は30～34歳では約2人に1人(46.9%)、35～39歳では約3人に1人(35.8%)、女性は30～34歳では約3人に1人(35.6%)、35～39歳では約4人に1人(25.1%)が未婚となっています(図表2-4)。

図表2-4 未婚率の推移(男女・年齢別)

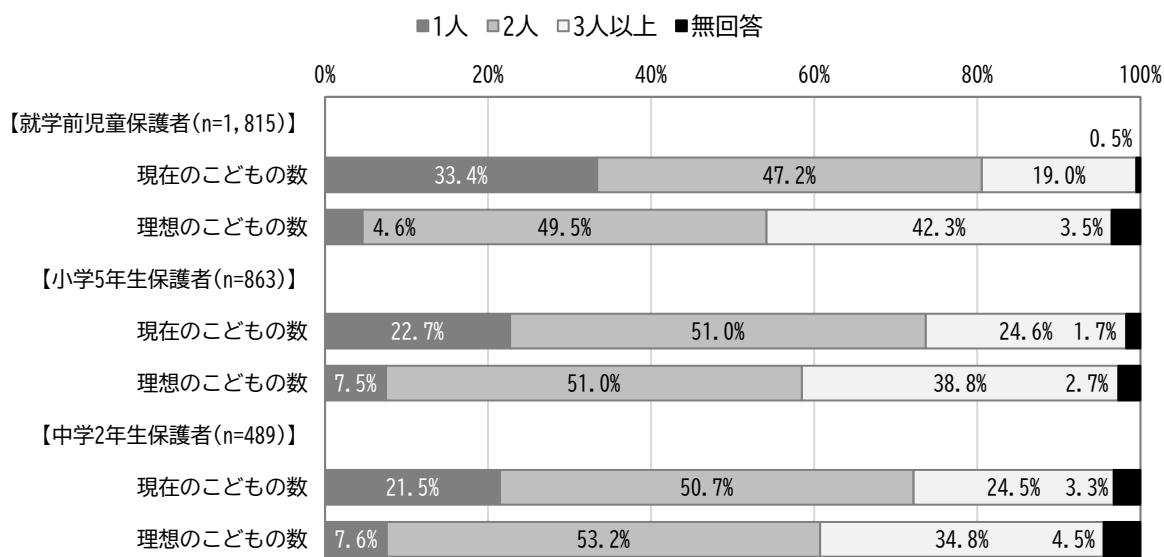


出典：総務省「国勢調査」

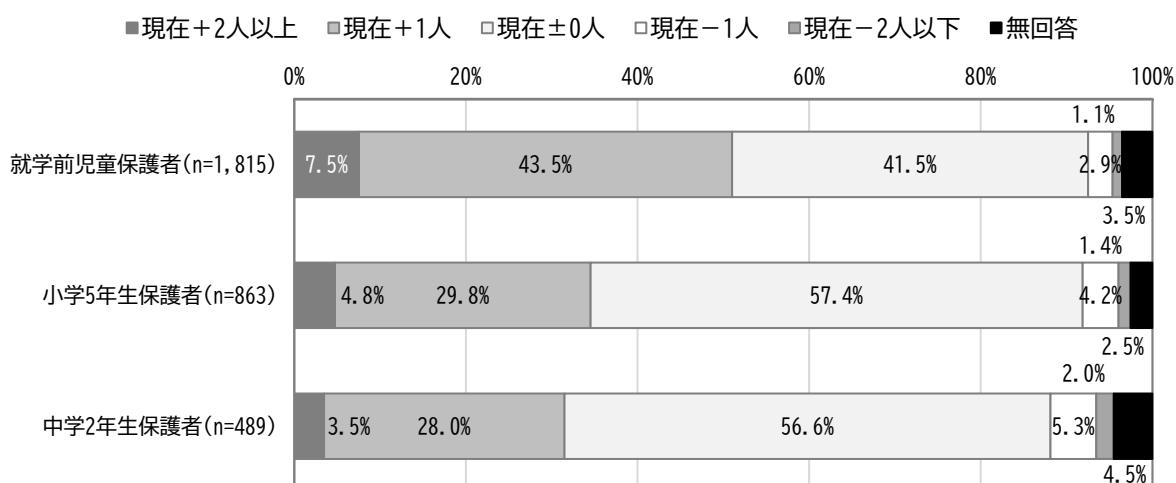
(5) 理想とすることもの数

本市における就学前児童保護者、小学5年生保護者、中学2年生保護者が理想としていることのもの数は、いずれも現在のことのもの数と比較して多くなっています（図表2-5）。就学前児童保護者では約2人に1人（51.0%）、小学5年生保護者では約3人に1人（34.6%）、中学2年生保護者では約3人に1人（31.5%）が、現在よりも多くのことのもの数を理想としていますが（図表2-6）、その実現見込みについては、就学前児童保護者では約7割、小学5年生保護者及び中学2年生保護者の約8割は、「実現できないと思う」となっています（図表2-7）（「実現できないと思う」理由については、p.99の図表5-13参照）。

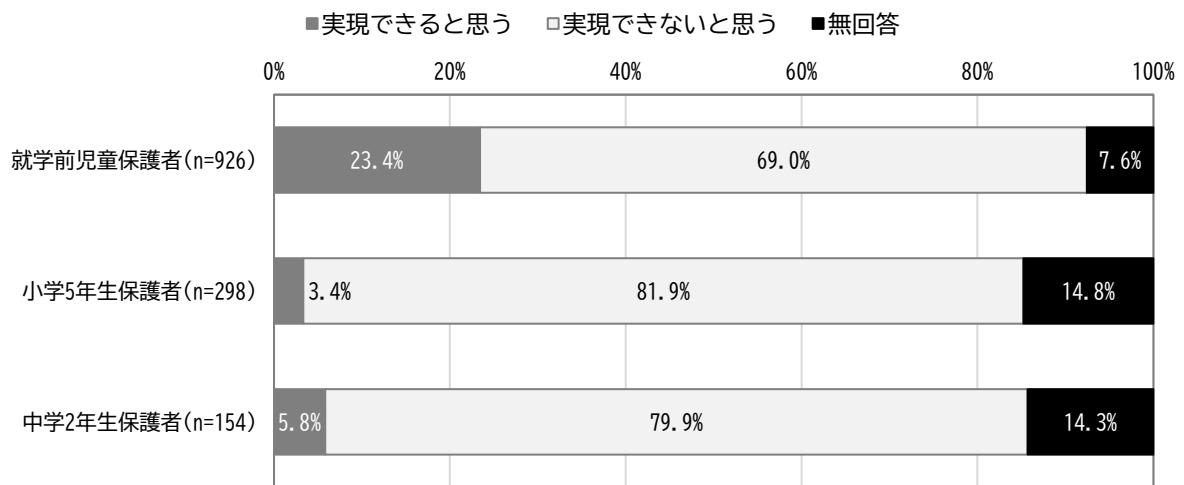
図表2-5 現在のことのもの数と理想のことのもの数



図表2-6 現在のことのもの数と比較した理想のことのもの数



図表 2-7 理想の子どもの数の実現見込み



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：「理想の子どもの数>現在の子どもの数」である保護者が対象

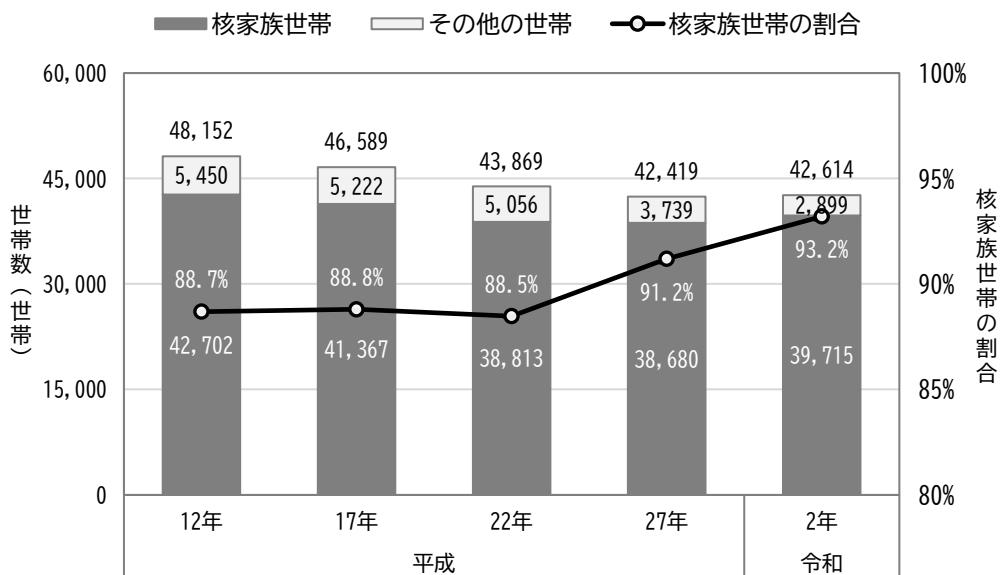


第2節 子育て世帯の構成及び就労状況

(1) 世帯の構成

本市の18歳未満世帯員のいる世帯の数は、令和2年は微増したものの減少傾向で、そのうち核家族世帯が占める割合は上昇しており、令和2年では93.2%となっています（図表2-8）。

図表2-8 18歳未満世帯員のいる世帯数の推移



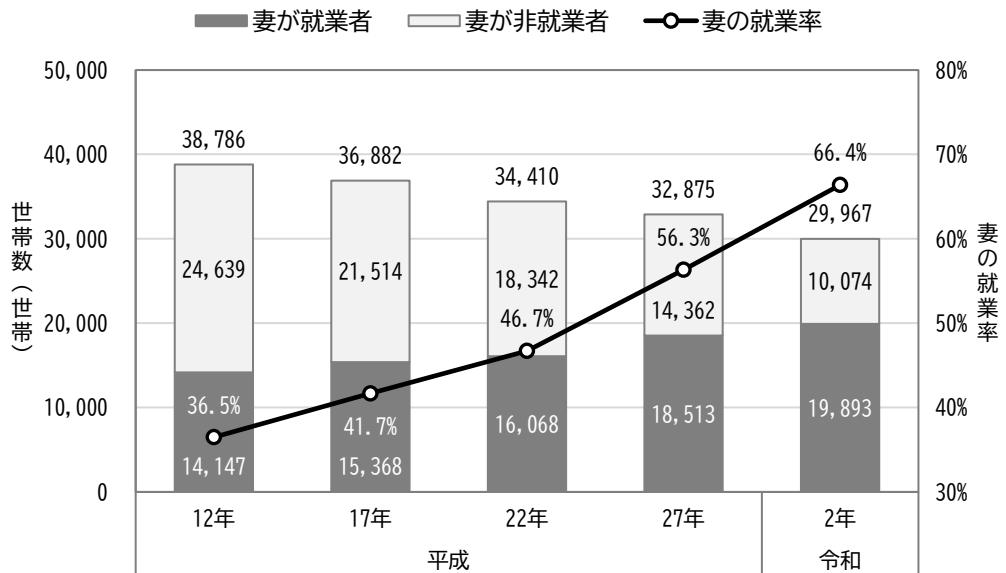
出典：総務省「国勢調査」



(2) 母親の就労状況

本市の夫婦のいる核家族世帯で最年少の子どもが 18 歳未満の世帯において、妻が就業している世帯及びその割合は増加が続いているおり、令和 2 年は 19,893 世帯で 66.4% を占めています（図表 2-9）。

図表 2-9 妻の就業状況の推移（夫婦のいる核家族世帯で最年少の子どもが 18 歳未満の世帯）



出典：総務省「国勢調査」

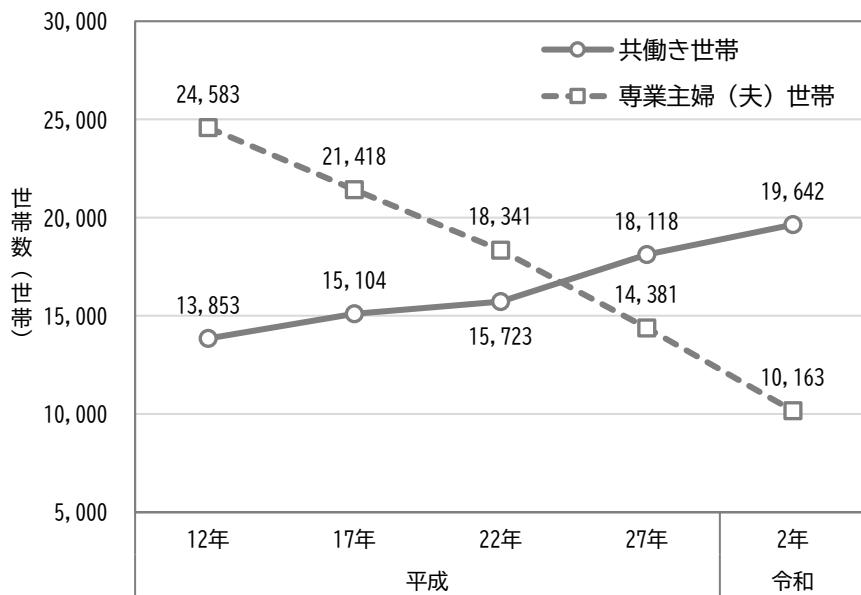
注：夫の労働力状態が「不詳」の世帯は除く



(3) 世帯の就労状況

本市の夫婦のいる核家族世帯で最年少のこどもが 18 歳未満の世帯では、専業主婦（夫）世帯の数は減少が続いており、令和 2 年は 10,163 世帯となっています。一方で、共働き世帯の数は増加が続いており、平成 27 年以降は、専業主婦（夫）世帯の数を上回り、令和 2 年は 19,642 世帯となっています（図表 2-10）。

**図表 2-10 共働き世帯数及び専業主婦（夫）世帯数の推移
(夫婦のいる核家族世帯で最年少のこどもが 18 歳未満の世帯)**



出典：総務省「国勢調査」

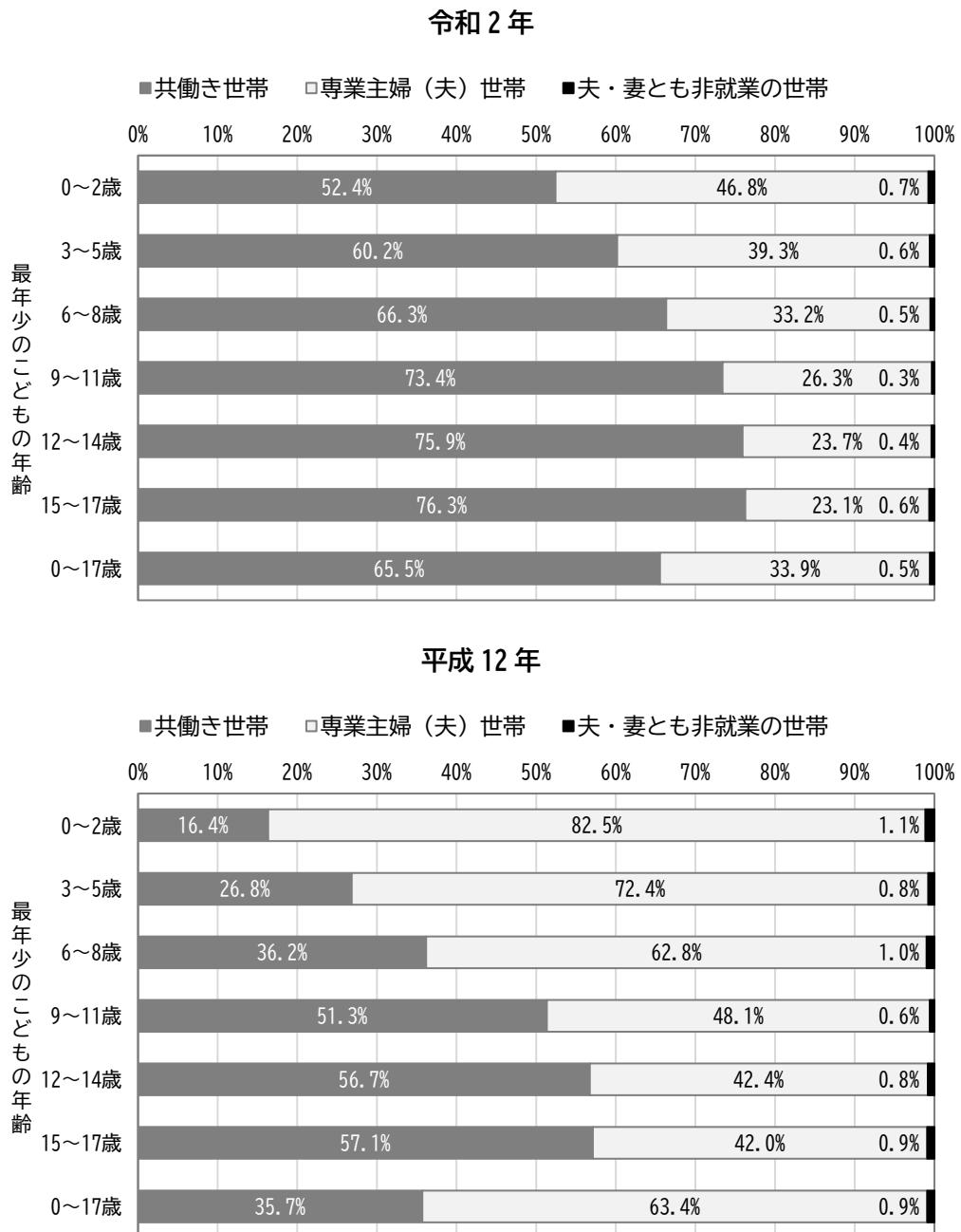
注：共働き世帯は、夫・妻とも就業者の世帯

専業主婦（夫）世帯は、夫が就業者・妻が非就業者または夫が非就業者・妻が就業者の世帯



また、令和 2 年における夫婦のいる核家族世帯の就労状況を、最年少の子どもの年齢別でみると、子どもの年齢が低いほど共働き世帯の割合は低くなっていますが、15~17 歳では 76.3%、0~2 歳では 52.4%となっていますが、0~2 歳の共働き世帯の割合は、平成 12 年の 16.4%と比較すると、約 3 倍に増加しています（図表 2-11）。

図表 2-11 夫婦のいる核家族世帯の就労状況（最年少の子どもの年齢別）



出典：総務省「国勢調査」

注：共働き世帯は、夫・妻とも就業者の世帯

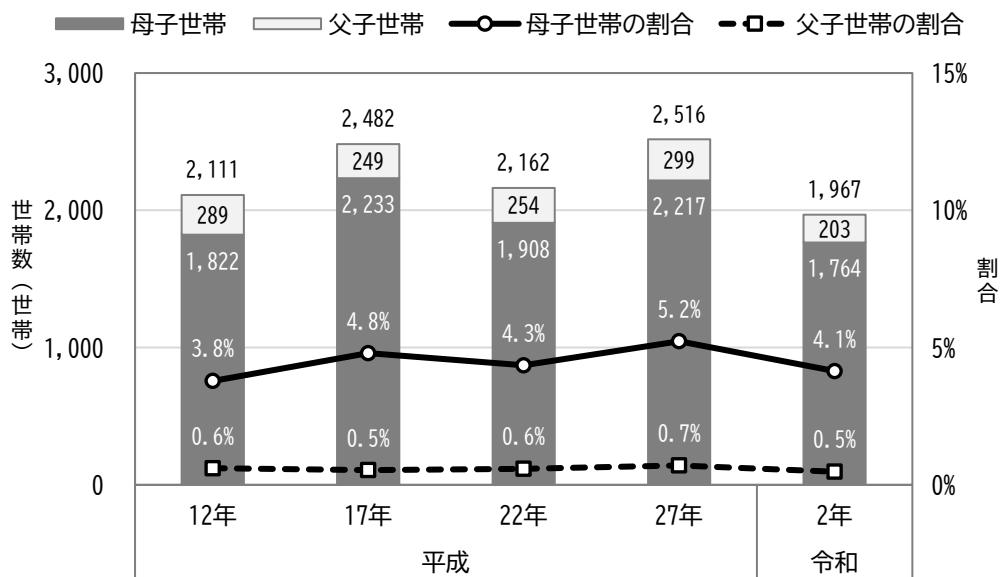
専業主婦（夫）世帯は、夫が就業者・妻が非就業者または夫が非就業者・妻が就業者の世帯

夫または妻の労働力状態が「不詳」の世帯は除いて集計

(4) ひとり親世帯

本市の令和2年における18歳未満世帯員のいるひとり親世帯の数は、母子世帯が1,764世帯、父子世帯が203世帯となっており、どちらも平成12年以降では最も低くなっています（図表2-12）。

図表2-12 母子・父子世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

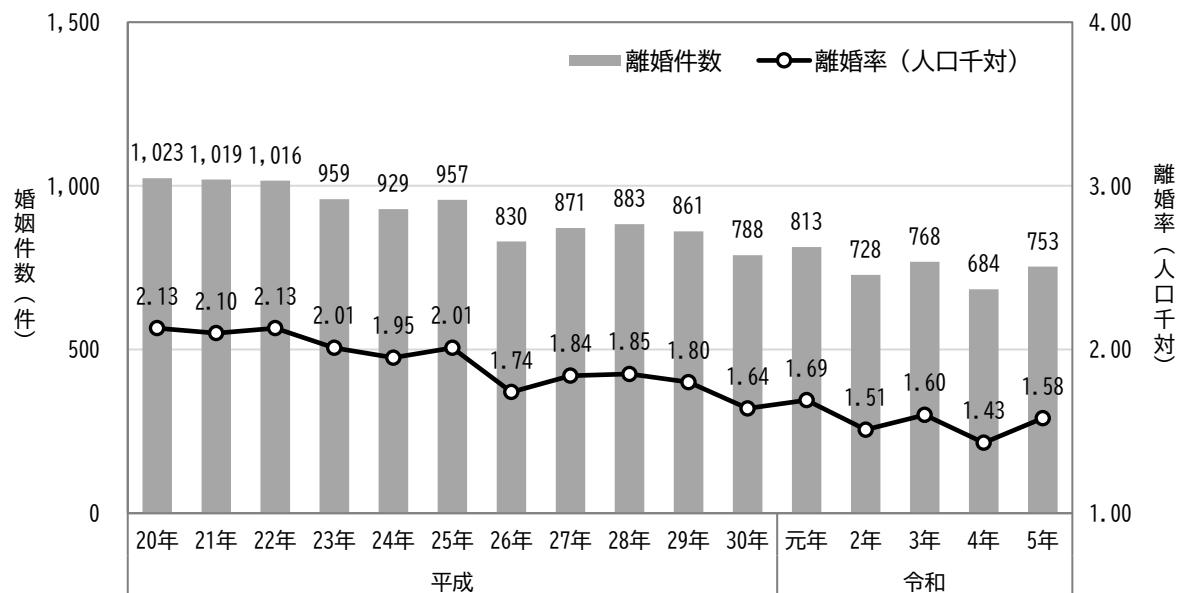
注：母子世帯・父子世帯は18歳未満世帯員のいる世帯に限定、割合は18歳未満世帯員のいる世帯に占めるもの



(5) 離婚件数及び離婚率

本市の離婚件数及び離婚率（人口 1,000 人当たりの離婚件数）は減少傾向にあり、令和 5 年の離婚件数は 753 件、離婚率は 1.58 となっています（図表 2-13）。

図表 2-13 離婚件数及び離婚率の推移



出典：千葉県衛生統計年報「人口動態統計の概況（確定数）」



第3節 こども・子育て世帯の生活に対する認識

(1) 暮らしの状況についての認識

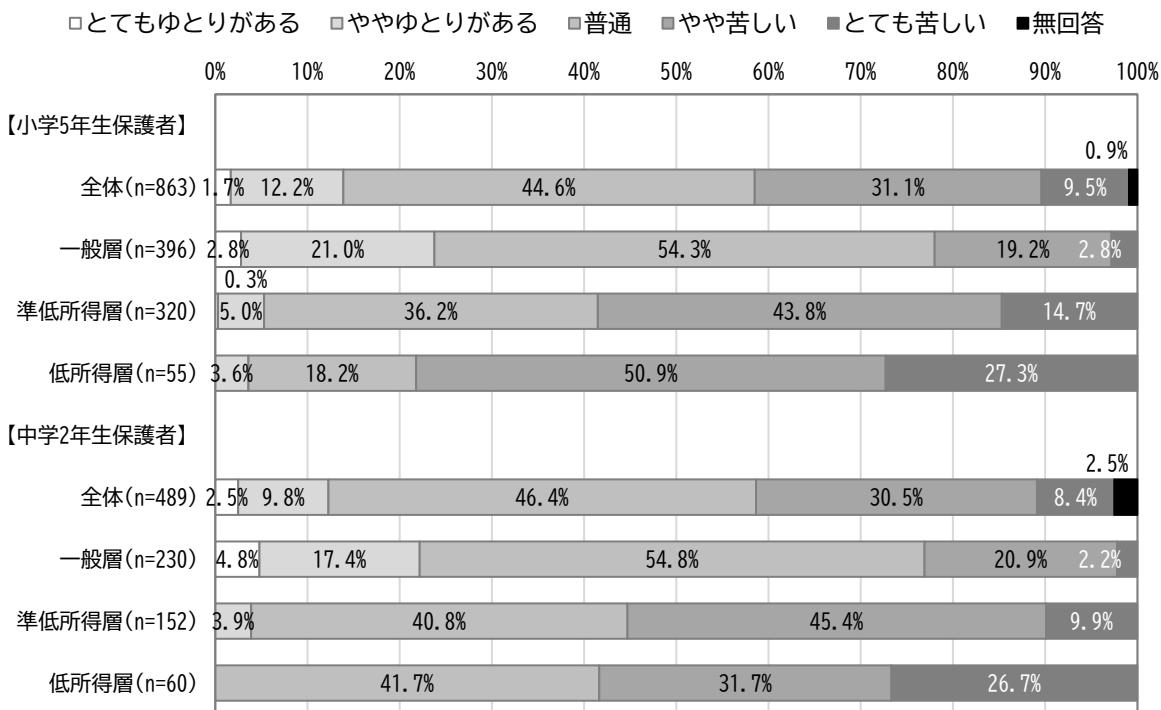
現在の暮らしの状況をどのように感じているかについては、小学5年生保護者では、「とてもゆとりがある」が1.7%、「ややゆとりがある」が12.2%、「ふつう」が44.6%となっており、合わせて58.5%となっています。他方で、「やや苦しい」は31.1%、「とても苦しい」は9.5%となっており、合わせた割合は40.6%となっています。

また、中学2年生保護者では、「とてもゆとりがある」が2.5%、「ややゆとりがある」が9.8%、「ふつう」が46.4%となっており、合わせて58.7%となっています。他方で、「やや苦しい」は30.5%、「とても苦しい」は8.4%となっており、合わせた割合は38.9%となっています。

なお、「やや苦しい」と「とても苦しい」を合わせた割合について、等価世帯収入の水準別にみると、小学5年生保護者では、「一般層」の世帯で22.0%、「準低所得層」の世帯で58.5%、「低所得層」の世帯で78.2%となっています。

また、中学2年生保護者では、「一般層」の世帯で23.1%、「準低所得層」の世帯で55.3%、「低所得層」の世帯で58.4%となっており、等価世帯収入の水準が低いほど、「やや苦しい」と「とても苦しい」を合わせた割合は高くなっています（図表2-14）。

図表2-14 保護者の暮らしの状況についての認識（等価世帯収入の水準別）



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：等価世帯収入（世帯年収を世帯人数の平方根で除した値）の水準は以下のとおり分類

一般層：等価世帯収入が中央値以上の世帯

準低所得層：等価世帯収入が中央値の2分の1以上中央値未満の世帯

低所得層：等価世帯収入が中央値の2分の1未満の世帯

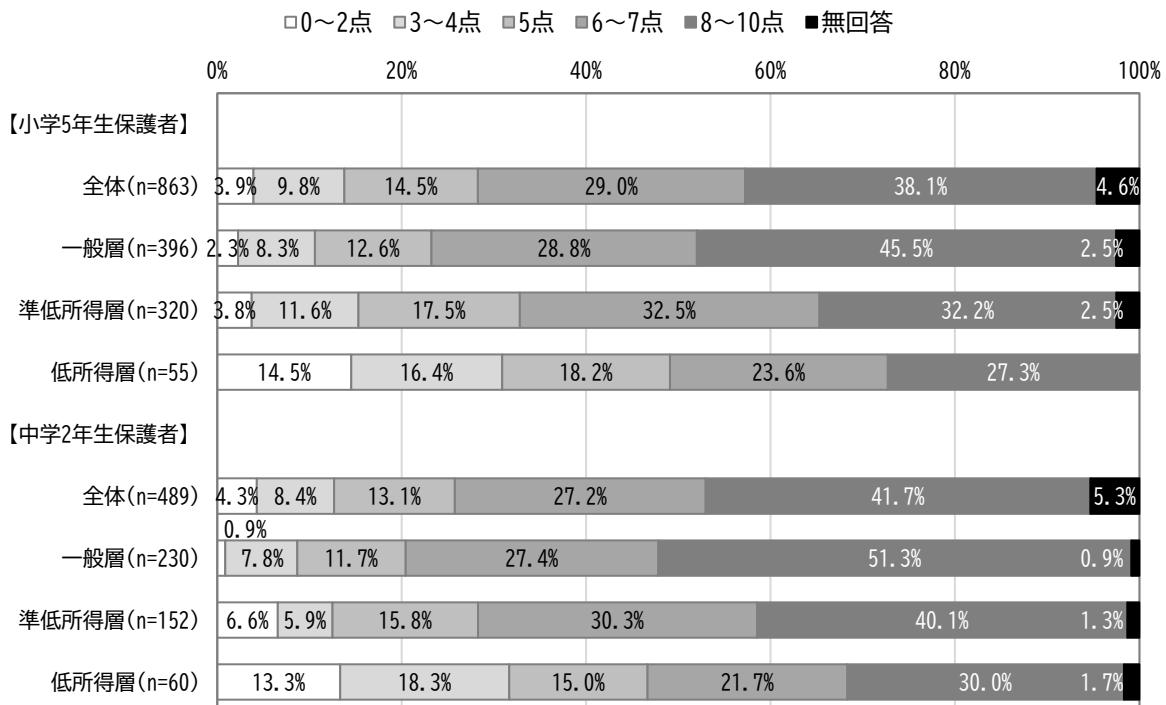
(2) 保護者の生活満足度

保護者の生活の満足度については、小学5年生保護者では、「0～2点」に該当する割合が3.9%、「3～4点」に該当する割合が9.8%、「5点」に該当する割合が14.5%、「6～7点」に該当する割合が29.0%、「8～10点」に該当する割合が38.1%となっており、満足度が高い方（6～10点）の回答割合は67.1%となっています。

また、中学2年生保護者では、「0～2点」に該当する割合が4.3%、「3～4点」に該当する割合が8.4%、「5点」に該当する割合が13.1%、「6～7点」に該当する割合が27.2%、「8～10点」に該当する割合が41.7%となっており、満足度が高い方（6～10点）の回答割合は68.9%となっています。

なお、等価世帯収入の水準別にみると、小学5年生保護者と中学2年生保護者のどちらについても「低所得層」の世帯で「6～10点」に該当する割合が他の層と比較して低くなっています。小学5年生保護者が50.9%、中学2年生保護者が51.7%となっています（図表2-15）。

図表2-15 保護者の生活満足度（等価世帯収入の水準別）



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：「0：まったく満足していない」から「10：十分に満足している」の11段階で回答を得たものを、5つの分類に再分類して集計



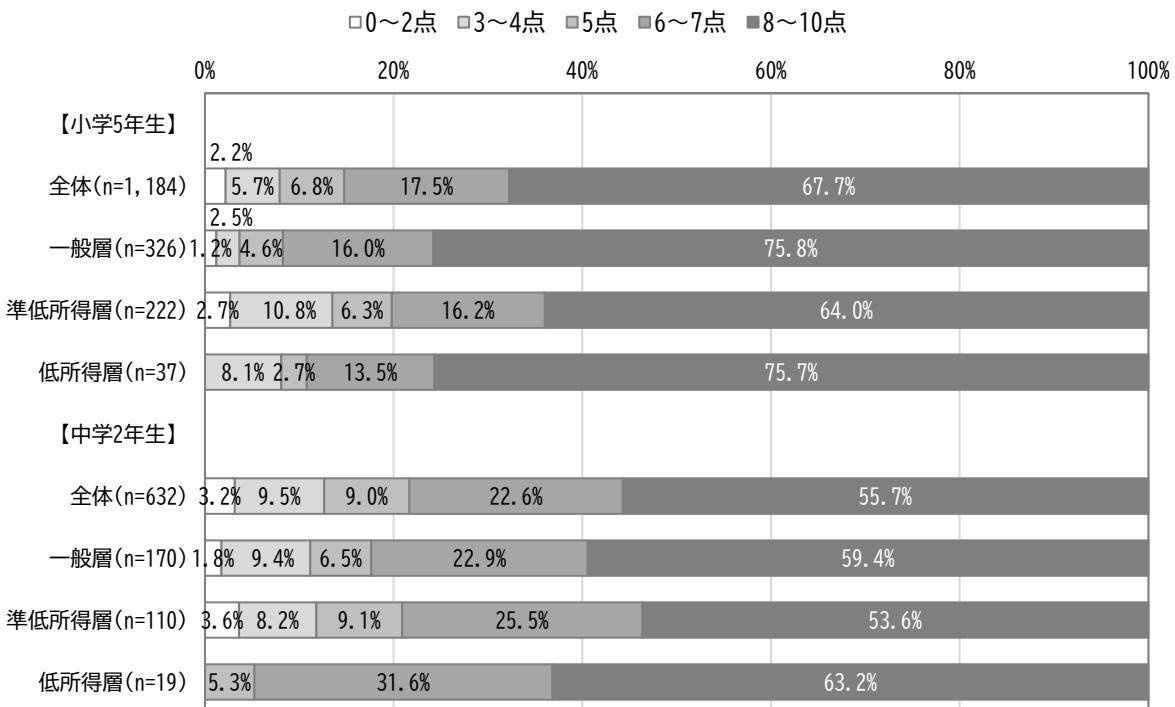
(3) 子どもの生活満足度

子どもの生活の満足度については、小学5年生では、「0～2点」に該当する割合が2.2%、「3～4点」に該当する割合が5.7%、「5点」に該当する割合が6.8%、「6～7点」に該当する割合が17.5%、「8～10点」に該当する割合が67.7%となっており、満足度が高い方（6～10点）の回答割合は85.2%となっています。

また、中学2年生では、「0～2点」に該当する割合が3.2%、「3～4点」に該当する割合が9.5%、「5点」に該当する割合が9.0%、「6～7点」に該当する割合が22.6%、「8～10点」に該当する割合が55.7%となっており、満足度が高い方（6～10点）の回答割合は78.3%となっています。

なお、等価世帯収入の水準別にみると、小学5年生と中学2年生のどちらについても「準低所得層」の世帯で「6～10点」に該当する割合が他の層と比較して低くなっていますが、小学5年生では80.2%、中学2年生では79.1%となっており、どちらも生活満足度は高くなっています（図表2-16）。

図表2-16 子どもの生活満足度（等価世帯収入の水準別）



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：「0：まったく満足していない」から「10：十分に満足している」の11段階で回答を得たものを、5つの分類に再分類して集計

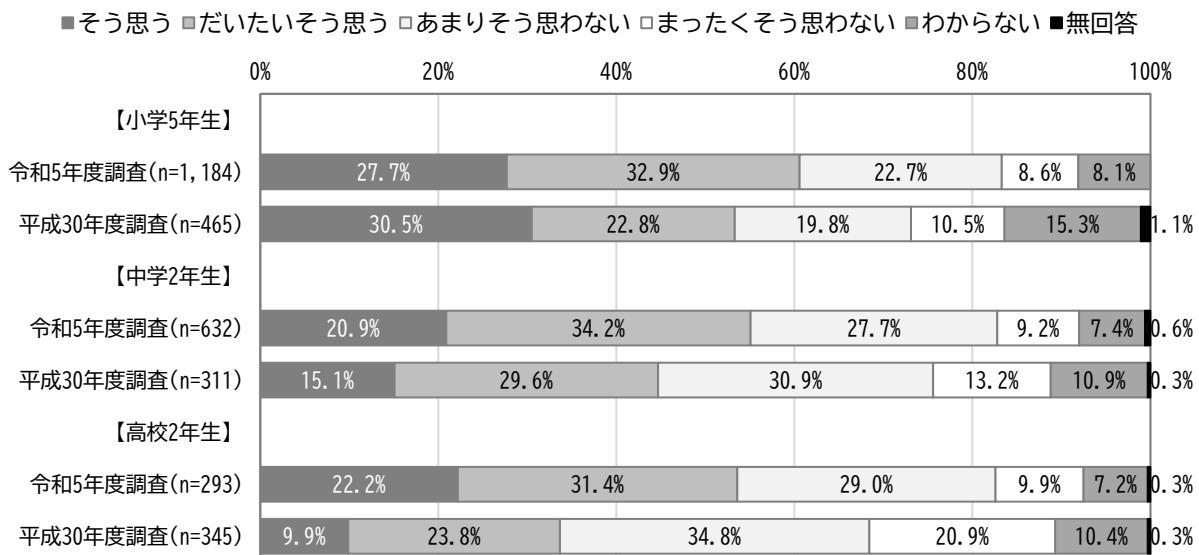


第4節 こどもの自己認識

(1) 自己肯定感

「自分のことが好き」と思う子どもの割合（「そう思う」、「だいたいそう思う」の割合）については、令和5年度において、小学5年生が60.6%、中学2年生が55.1%、高校2年生が53.6%となっており、いずれも平成30年度と比較して上昇しています（図表2-17）。

図表2-17 「自分のことが好き」と思う子どもの割合

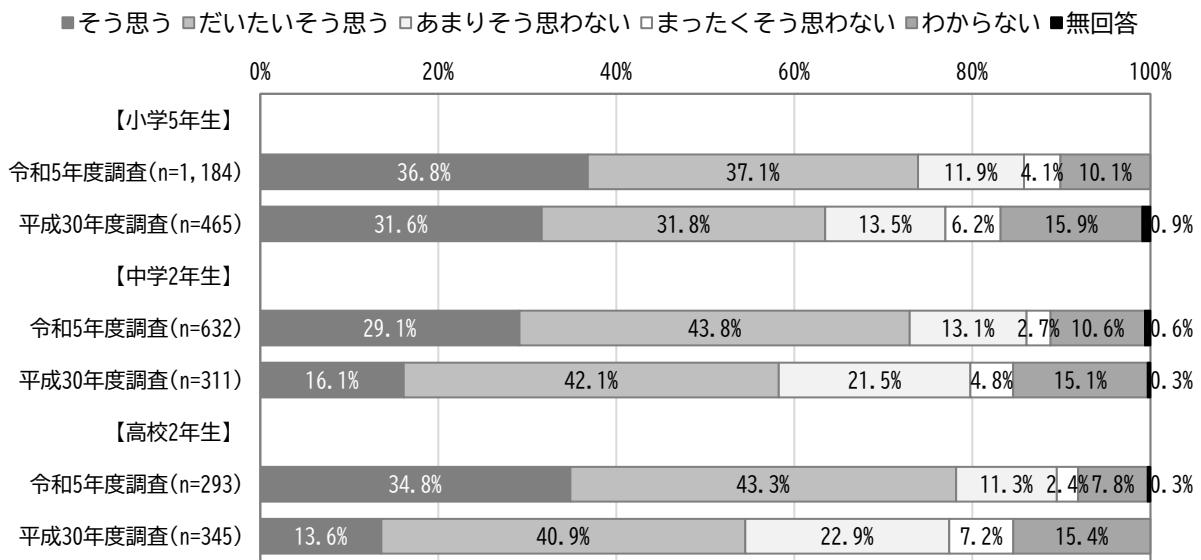


出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（平成30年度・令和5年度）」



また、「まわりの人から大切にされている」と思う子どもの割合（「そう思う」、「だいたいそう思う」の割合）についても、小学5年生が73.9%、中学2年生が72.9%、高校2年生が78.1%となっており、いずれも平成30年度と比較して上昇しています（図表2-18）。

図表2-18 「まわりの人から大切にされている」と思う子どもの割合



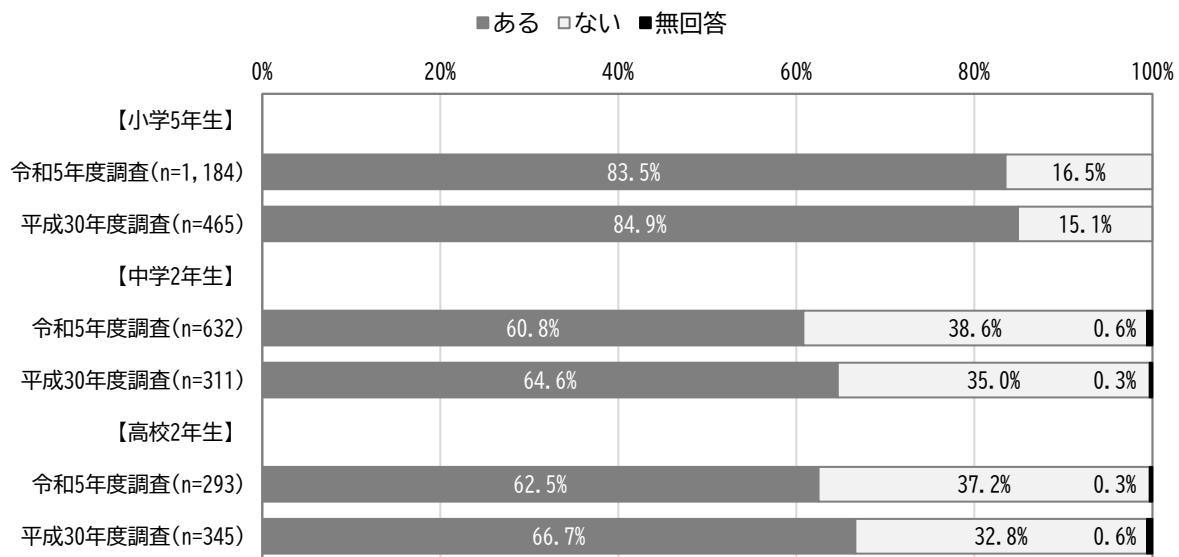
出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（平成30年度・令和5年度）」



(2) 将来の夢の有無

「将来の夢がある」子どもの割合については、令和 5 年度において、小学 5 年生が 83.5%、中学 2 年生が 60.8%、高校 2 年生が 62.5% となっており、いずれも平成 30 年度と比較して減少しています（図表 2-19）。

図表 2-19 将来の夢のある子どもの割合



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（平成 30 年度・令和 5 年度）」

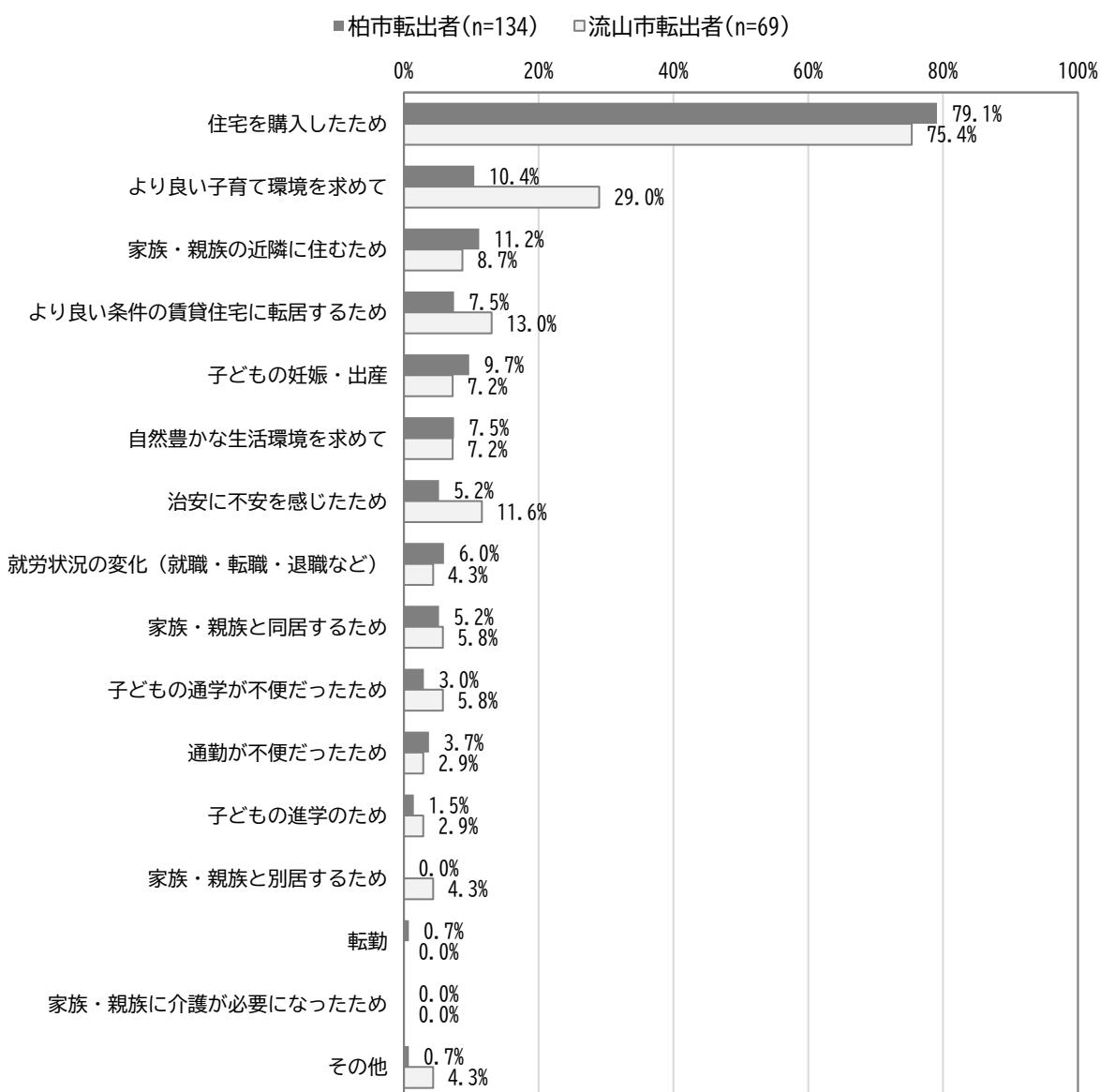


第5節 転出世帯の状況

(1) 松戸市から転出したきっかけ

就学前児童保護者が本市から転出したきっかけについては、柏市への転出者、流山市への転出者ともに「住宅を購入したため」が最も多く、柏市への転出者では79.1%、流山市への転出者では75.4%が該当しています（図表2-20）。

図表2-20 松戸市から転出したきっかけ



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：調査対象は過去5年以内に本市から柏市または流山市に転出した就学前児童保護者

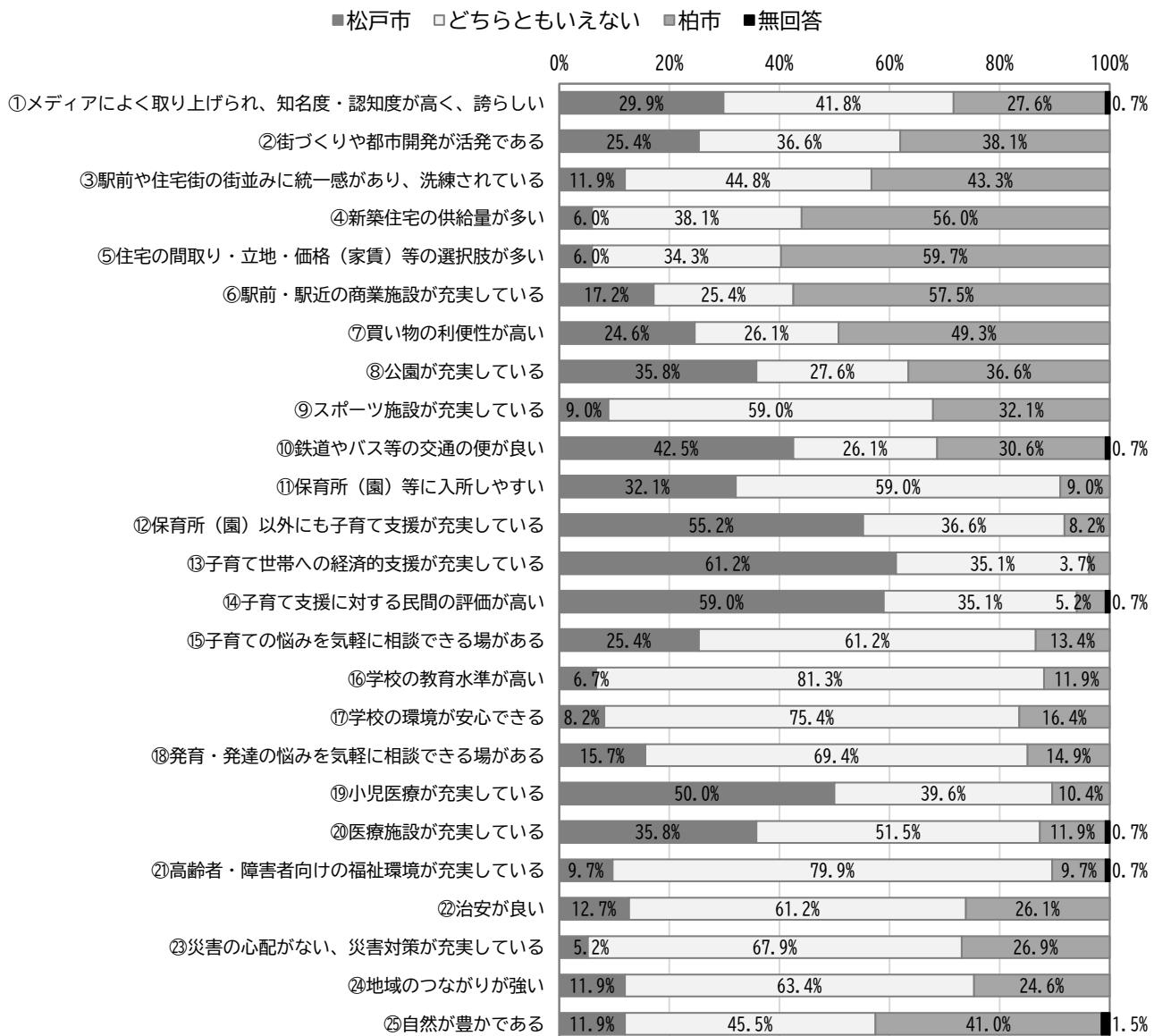
該当する項目を全て選択（複数回答）

(2) 松戸市と転出先との比較

本市から柏市に転出した就学前児童保護者において、「柏市よりも松戸市のほうが該当すると思う」の割合が最も多かった項目は、「⑬子育て世帯への経済的支援が充実している」の 61.2%であり、次いで「⑭子育て支援に対する民間の評価が高い」の 59.0%、「⑫保育所（園）以外にも子育て支援が充実している」の 55.2%となっています。

一方で、「松戸市よりも柏市のほうが該当すると思う」の割合が最も多かった項目は、「⑤住宅の間取り・立地・価格（家賃）等の選択肢が多い」の 59.7%であり、次いで「⑥駅前・駅近の商業施設が充実している」の 57.5%、「④新築住宅の供給量が多い」の 56.0%となっています（図表 2-21）。

図表 2-21 松戸市と柏市との比較



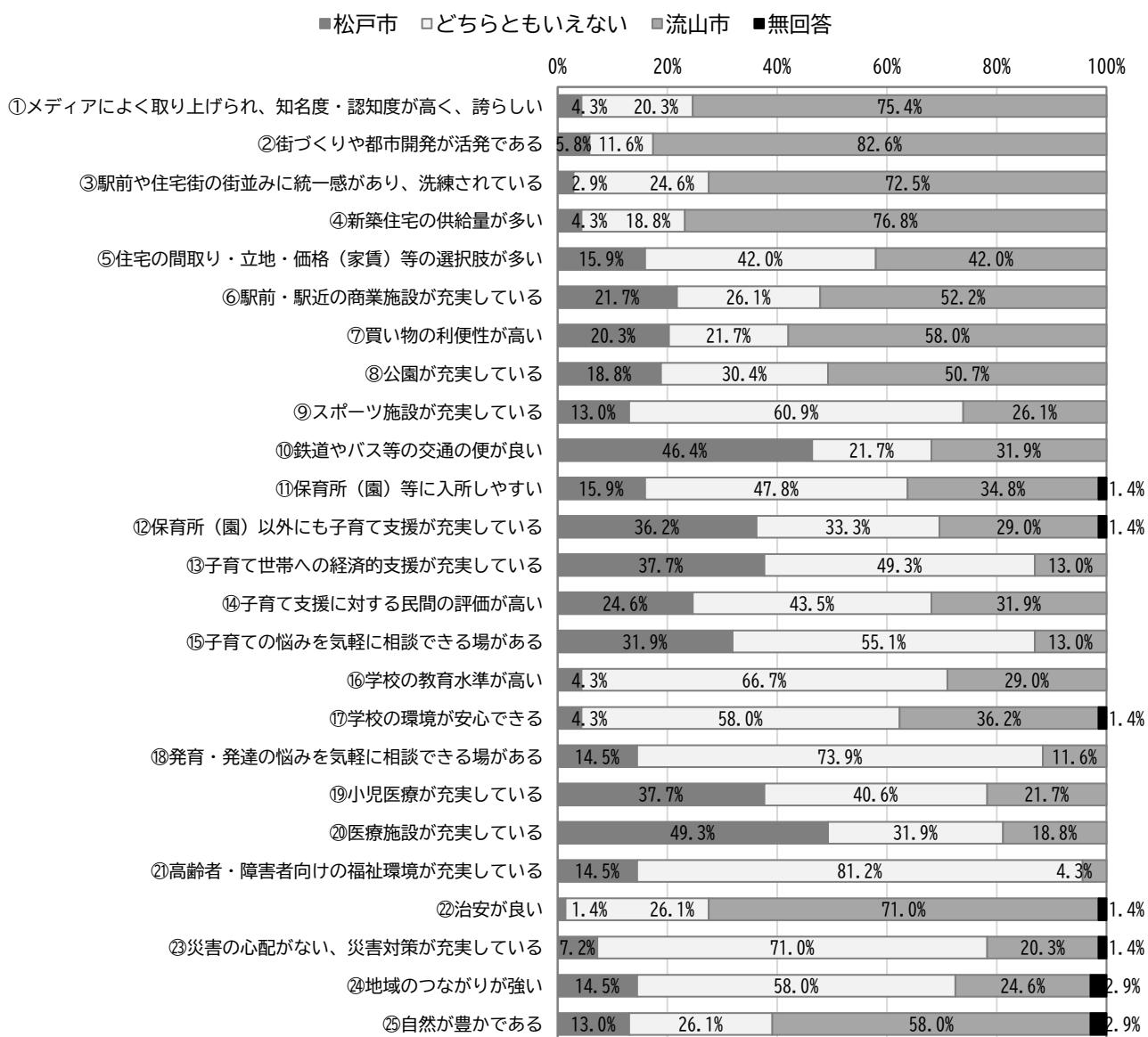
出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：調査対象は過去5年以内に本市から柏市に転出した就学前児童保護者（回答数：134）

本市から流山市に転出した就学前児童保護者において、「流山市よりも松戸市のほうが該当すると思う」の割合が最も多かった項目は、「⑩医療施設が充実している」の 49.3%であり、次いで「⑩鉄道やバス等の交通の便が良い」の 46.4%、「⑬子育て世帯への経済的支援が充実している」、「⑲小児医療が充実している」の 37.7%となっています。

一方で、「松戸市よりも流山市の方が該当すると思う」の割合が最も多かった項目は、「②街づくりや都市開発が活発である」の 82.6%であり、次いで「④新築住宅の供給量が多い」の 76.8%、「①メディアによく取り上げられ、知名度・認知度が高く、誇らしい」の 75.4%となっています（図表 2-22）。

図表 2-22 松戸市と流山市との比較



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和 5 年度）」

注：調査対象は過去 5 年以内に本市から流山市に転出した就学前児童保護者（回答数：69）

第3章

松戸市の 子ども・子育て支援 の主な取組 (令和2年度～令和6年度)

第1節 幼児教育・保育ニーズへの対応

本市では、共働き世帯の増加や核家族化の進行に伴う保育需要の増加に対応するために、「0歳から2歳児は小規模保育施設へ、小規模保育施設卒園後は幼稚園へ」を保育政策の柱として各種施策を展開することにより、平成28年度から9年連続で待機児童ゼロ（国基準）を達成しています（令和6年4月1日時点）。

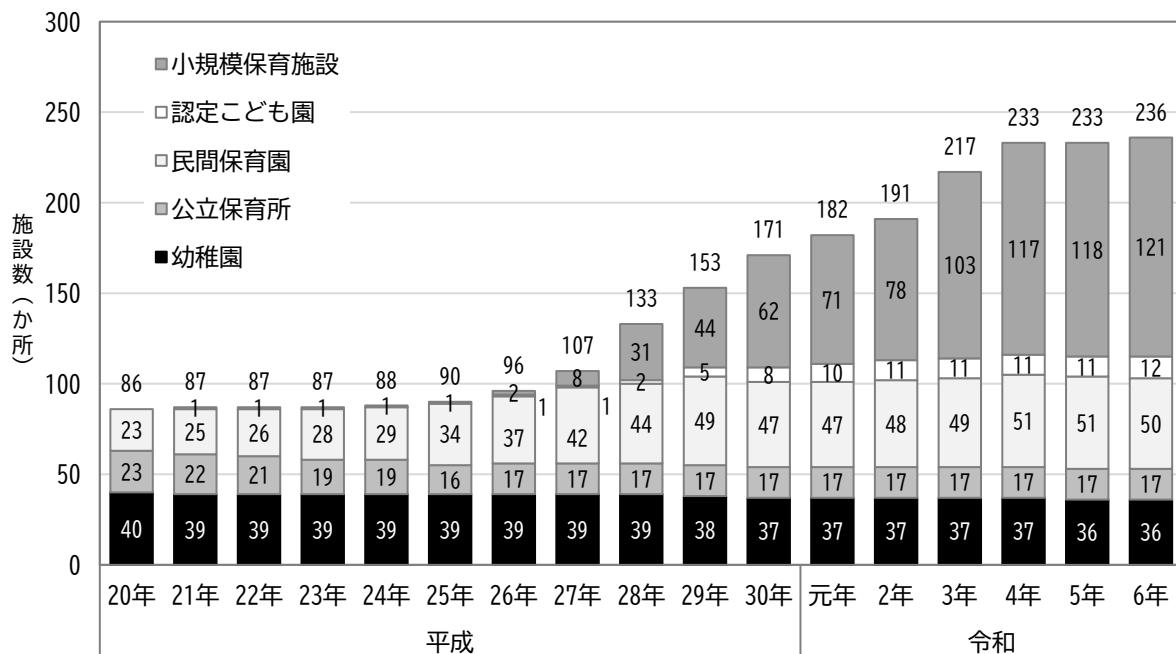
具体的には0歳から2歳児の受入れについては、小規模保育施設の整備を進め、令和6年4月時点で121か所（令和2年4月時点の78か所に加えて43か所を新設）に設置しており（図表3-1）、市内の鉄道駅（全23駅）の構内や周辺を中心に整備することで、保護者の送迎負担の軽減を図っています。

また、3歳から5歳児の受入れについては、本市では個性豊かで質の高い教育を提供する魅力的な幼稚園が数多く存在しているという強みを活かし、保育施設と幼稚園の共存を図るため、幼稚園の預かり保育を充実させました。あわせて、市内主要駅周辺に指定幼稚園への送迎を行う送迎保育ステーションの整備を進め、令和6年度末時点で12か所（令和2年度当初の4か所に加えて8か所を新設）を設置しています。送迎保育ステーションでは幼稚園降園後の預かりも実施することで、保護者の就労や生活のパターンを変えずに、こどもが幼稚園に通園することが可能となっています（図表3-2）。

そして、令和3年度からは新たに小規模保育施設から連携先幼稚園への推薦制度を開始しました。これにより、こどもは入園前から幼稚園の行事や広い園庭での遊びなどが体験できるため、親しみだ幼稚園に期待をもって入園でき、保護者にとっても小規模保育施設卒園後の「保活」に関する不安や負担の軽減につながっています。

こうした取組により、小規模保育施設を選択する保護者は増加し、令和6年4月1日時点で小規模保育施設の卒園児の47.3%が幼稚園に入園しています。

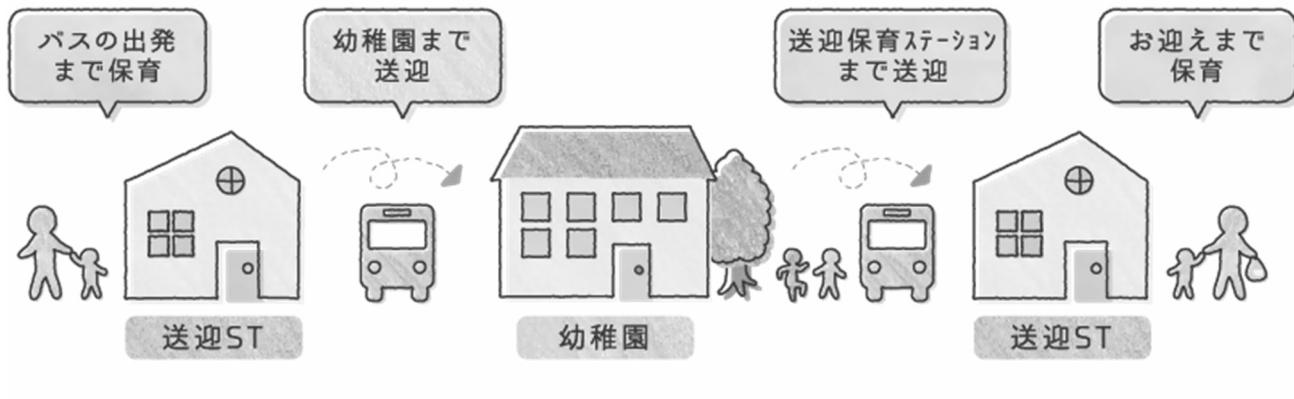
図表3-1 保育施設及び幼稚園の施設数の推移



出典：保育課、幼児教育課資料（各年4月1日時点）

図表3-2 送迎保育ステーション

送迎保育ステーションの仕組み！



朝の通勤時に

お子様を送迎保育ステーションでお預かりし、
提携幼稚園のバスが送迎します。日中は幼稚園で教育・保育し、
夕方に再び送迎バスで幼稚園から送迎保育ステーションに戻り、
お迎え時間までお預かりします。



出典：松戸市「ようちえんGUIDE」

また、本市の幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育施設については、利用者からも高い評価を得ており、本市が令和5年度に実施したアンケート調査によれば、施設・環境、保育士・幼稚園教諭の配置状況、こどもとの接し方、日常の保育内容など、どの項目についても、「大変満足」、「ほぼ満足」とする回答割合が、「やや不満」、「大変不満」とする回答割合を大きく上回っています（図表3-3）。

図表3-3 幼児教育・保育施設の利用者からの評価

① 幼稚園（預かり保育の利用なし）（N=276）

項目	大変満足	ほぼ満足	普通	やや不満	大変不満	無回答
① 施設・環境（園舎・園庭など）	34.1%	46.4%	14.5%	4.3%	0.4%	0.4%
② 保育士・幼稚園教諭の配置状況（人員体制）	28.6%	43.5%	19.2%	6.5%	1.4%	0.7%
③ お子さんへの接し方・日常の保育内容	40.2%	44.2%	12.3%	2.2%	0.7%	0.4%
④ 行事（参観や運動会など）	34.8%	44.2%	15.2%	3.3%	1.8%	0.7%
⑤ 給食	31.2%	30.8%	26.4%	9.1%	1.4%	1.1%
⑥ 保護者への情報伝達	29.0%	34.1%	25.0%	9.1%	1.8%	1.1%
⑦ 保護者の相談・要望・意見への対応	28.3%	39.5%	24.6%	4.0%	3.3%	0.4%
⑧ 安全・衛生対策	33.7%	34.4%	25.4%	4.3%	1.1%	1.1%
⑨ 利用料	21.4%	26.1%	38.8%	11.6%	1.8%	0.4%
⑩ 利用時間	17.4%	32.6%	38.4%	9.4%	1.4%	0.7%

② 幼稚園（預かり保育の利用あり）（N=222）

項目	大変満足	ほぼ満足	普通	やや不満	大変不満	無回答
① 施設・環境（園舎・園庭など）	33.3%	50.9%	12.2%	2.3%	0.0%	1.4%
② 保育士・幼稚園教諭の配置状況（人員体制）	29.3%	44.6%	14.9%	7.7%	1.8%	1.8%
③ お子さんへの接し方・日常の保育内容	42.3%	41.4%	11.7%	2.3%	0.5%	1.8%
④ 行事（参観や運動会など）	35.6%	44.1%	15.8%	3.2%	0.0%	1.4%
⑤ 給食	26.6%	32.4%	25.2%	9.5%	4.1%	2.3%
⑥ 保護者への情報伝達	25.7%	40.1%	25.7%	4.5%	0.9%	3.2%
⑦ 保護者の相談・要望・意見への対応	26.6%	38.7%	27.0%	4.1%	0.9%	2.7%
⑧ 安全・衛生対策	32.4%	38.7%	22.5%	2.7%	0.0%	3.6%
⑨ 利用料	16.7%	28.4%	32.9%	15.3%	3.6%	3.2%
⑩ 利用時間	27.0%	36.5%	22.1%	10.4%	0.9%	3.2%

③ 認可保育所（園）（N=553）

項目	大変満足	ほぼ満足	普通	やや不満	大変不満	無回答
① 施設・環境（園舎・園庭など）	27.5%	44.8%	19.5%	6.1%	1.6%	0.4%
② 保育士・幼稚園教諭の配置状況（人員体制）	30.9%	41.4%	19.7%	5.4%	1.8%	0.7%
③ お子さんへの接し方・日常の保育内容	40.0%	37.4%	17.2%	3.3%	1.3%	0.9%
④ 行事（参観や運動会など）	26.4%	35.3%	24.6%	9.9%	2.9%	0.9%
⑤ 給食	51.2%	32.2%	12.7%	2.4%	0.7%	0.9%
⑥ 保護者への情報伝達	32.0%	34.2%	24.1%	7.2%	1.4%	1.1%
⑦ 保護者の相談・要望・意見への対応	31.6%	31.1%	28.0%	5.6%	1.6%	2.0%
⑧ 安全・衛生対策	35.6%	36.9%	19.9%	5.6%	0.7%	1.3%
⑨ 利用料	25.9%	22.6%	34.4%	11.0%	4.9%	1.3%
⑩ 利用時間	36.2%	29.8%	25.1%	6.9%	0.7%	1.3%

④ 認定こども園 (N=105)

項目	大変満足	ほぼ満足	普通	やや不満	大変不満	無回答
① 施設・環境（園舎・園庭など）	39.0%	43.8%	10.5%	4.8%	1.0%	1.0%
② 保育士・幼稚園教諭の配置状況（人員体制）	45.7%	36.2%	13.3%	1.0%	1.0%	2.9%
③ お子さんへの接し方・日常の保育内容	49.5%	36.2%	6.7%	4.8%	1.0%	1.9%
④ 行事（参観や運動会など）	43.8%	34.3%	12.4%	6.7%	1.0%	1.9%
⑤ 給食	60.0%	22.9%	12.4%	1.0%	1.9%	1.9%
⑥ 保護者への情報伝達	38.1%	36.2%	15.2%	6.7%	1.9%	1.9%
⑦ 保護者の相談・要望・意見への対応	33.3%	35.2%	21.9%	3.8%	2.9%	2.9%
⑧ 安全・衛生対策	36.2%	43.8%	13.3%	3.8%	1.0%	1.9%
⑨ 利用料	24.8%	23.8%	34.3%	11.4%	3.8%	1.9%
⑩ 利用時間	44.8%	29.5%	13.3%	7.6%	1.9%	2.9%

⑤ 小規模保育施設 (N=115)

項目	大変満足	ほぼ満足	普通	やや不満	大変不満	無回答
① 施設・環境（園舎・園庭など）	20.9%	25.2%	29.6%	18.3%	5.2%	0.9%
② 保育士・幼稚園教諭の配置状況（人員体制）	30.4%	40.9%	24.3%	3.5%	0.0%	0.9%
③ お子さんへの接し方・日常の保育内容	40.9%	34.8%	17.4%	5.2%	0.0%	1.7%
④ 行事（参観や運動会など）	27.8%	19.1%	28.7%	18.3%	5.2%	0.9%
⑤ 給食	47.0%	30.4%	17.4%	4.3%	0.0%	0.9%
⑥ 保護者への情報伝達	32.2%	30.4%	25.2%	8.7%	2.6%	0.9%
⑦ 保護者の相談・要望・意見への対応	33.9%	30.4%	26.1%	5.2%	3.5%	0.9%
⑧ 安全・衛生対策	38.3%	32.2%	22.6%	5.2%	0.9%	0.9%
⑨ 利用料	21.7%	20.9%	29.6%	16.5%	10.4%	0.9%
⑩ 利用時間	38.3%	27.8%	24.3%	7.0%	0.9%	1.7%

出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

第2節 妊産婦支援及び児童虐待対策

本市では、妊産婦支援及び児童虐待対策の観点より、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援として、様々な事業を実施しています。

具体的には、妊産婦の方が安全に安心して健康診査等を受診できるよう、タクシー利用料の助成を令和2年度から開始し、毎年、補助対象や回数などを拡充しています。

また、産後うつや新生児への虐待リスクの予防、早期発見、早期支援を図るため、令和3年度から出産後間もない産婦に対する健康診査の費用の助成、令和6年度からは1か月児健康診査の費用の助成を開始しました。

そして、育児の孤立防止等、妊産婦支援をより一層強化するため、地域子育て支援拠点などを利用し、妊娠8か月頃に面談を実施するなど、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図っています。

産後ケア事業については、年々増加する利用者及び多様なニーズに対応できるよう、委託先事業者の拡充を図るとともに、事業者との連携の強化に努めています。

加えて、産前産後期間における妊産婦の負担軽減を図るため、公立保育所で実施している一時預かり事業について、令和6年度から、子どもの預かり対象年齢の下限を「生後6か月」から「生後57日」へ引き下げるとともに、妊産婦がいる家庭の子どもの優先受入枠を新設するなど、妊産婦がいる家庭への支援をより一層充実させました。

第3節 地域における子育て支援

本市では、地域子育て支援拠点（おやこ DE 広場・ほっとるーむ・子育て支援センター）のさらなる充実を図り、令和元年に「おやこ DE 広場八ヶ崎」、令和 2 年に「ほっとるーむ八柱」、令和 4 年度には「ほっとるーむプラーレ松戸」を新たに開設し、令和 6 年度時点で 28 か所まで拡充しました。

なお、地域子育て支援拠点とは、妊婦や、概ね 0 歳から 3 歳までの乳幼児とその保護者が気軽に集まり、親子でゆっくり過ごせる場所で、子育てコーディネーター（市認定の利用者支援専門員）が常駐しており、子育て等に関して気軽に相談もできます。ほっとるーむでは、乳幼児の一時預かりも実施しています（1 日最大 4 時間）。

また、「ほっとるーむ八柱」、「ほっとるーむプラーレ松戸」には、「子どもの見える場所で落ち着いて仕事がしたい」との保護者の声に応じてコワーキングスペースも併設しました。「ほっとるーむ八柱」については、令和 5 年 6 月 1 日に岸田文雄首相（当時）が視察に訪れ、施設の利用者等と意見交換を行い、「都市型の子育て支援として素晴らしい機能がある」と評価されました（図表 3-4）。

その他、病気により集団保育や家庭保育が難しい子どもを預かる病児・病後児保育施設についても、令和 2 年度に市内 5 か所目となる施設「ラポールヤバシラ」を新設しています。

**図表 3-4 ほっとるーむ八柱：託児機能付きコワーキングスペース
(岸田文雄首相（当時）視察：令和 5 年 6 月 1 日)**



出典：首相官邸ホームページ

他方で、本市では、国が令和7年度から制度化し、令和8年度から本格実施する「こども誰でも通園制度」について、令和5年度に「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」を、令和6年度に「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」を実施しました。

「こども誰でも通園制度」は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園等が利用できる制度です。こどもにとっては、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を得ることができ、保護者にとっては、こどもについて専門的な理解を持つ人から子どもの良いところや成長している点などを伝えてもらうことで、こどもへの接し方が変わるきっかけや、こどもについて新たな気づきを得ることができるなど、子どもの育ちや、保護者と子どもの関係性に良い影響をもたらし、保護者の孤立感や不安感の解消につながるとされています。また、月に一定時間でも子どもと離れて自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減にも資するとされています。

こうした中で、令和6年7月5日には、岸田文雄首相（当時）と加藤鮎子こども政策担当大臣（当時）が「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」を実施している新松戸南部保育所へ視察に訪れ、保育士や制度を利用している保護者と意見交換をされました（図表3-5）。

**図表3-5 新松戸南部保育所：こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業
(岸田文雄首相（当時）・加藤鮎子こども政策担当大臣（当時）視察：令和6年7月5日)**



出典：首相官邸ホームページ

第4節 こどもの居場所・体験機会の創出

小学生の居場所については、放課後 KIDS ルームを令和 2 年度に 10 か所、令和 3 年度に 8 か所開設し、市内 45 か所の小学校全てにおいて、放課後児童クラブ及び放課後 KIDS ルームの設置が完了しました。そして、放課後児童クラブと放課後 KIDS ルームの連携型の実施・運営を進め、令和 2 年度時点の 28 か所から令和 6 年度末には 45 か所全てに拡大することを目指し、放課後における安全安心な居場所や遊び・体験・学びの場の充実を図りました。児童館・こども館についても令和 2 年 12 月に、青少年会館分館の一部を活用して、市内 5 か所目となる樋野口こども館を開設しました。

また、中高生の居場所については、令和 2 年 1 月、八柱地区に市内 4 か所目（アティーズ八柱）を開設するとともに、令和 3 年 12 月には「ひがまつテラス」がオープンし、図書館や支所、青少年プラザが併設されました。青少年プラザには、中高生が利用できるフリースペースやコミュニティースペース、学習室、音楽室、多目的室のほか、個室の相談室も備えており、学校生活や家庭での悩み等についてスタッフに気軽に相談することも可能となっています（図表 3-6）。

そして、令和 4 年度からは、貧困等による子どもの体験格差を解消し、子どもの自己肯定感の向上や社会を生き抜く力の育成を図るため、「子どもの体験活動支援事業補助金」を創設し、子どもに体験活動を提供する団体を対象に体験活動の実施に要する経費の助成を行っています。

他方で、近年は市民団体や NPO 法人、企業等の民間団体において、こども食堂の取組が活発になっており、こども食堂は食事の提供だけでなく、子どもの居場所や地域交流の場としても重要な役割を担っています。そのため、本市では、情報提供や補助金等、こども食堂への新規開設・運営等に対する支援を積極的に行い、こども食堂の数は、令和 2 年度当初は約 20 か所でしたが、令和 6 年度時点では約 50 か所にまで増加しました。

図表 3-6 青少年プラザ（ひがまつテラス）



第5節 困難を抱えるこどもや家庭への支援

本市では、令和4年3月に「第2期松戸市子どもの未来応援プラン（計画期間：令和4～6年度）」を策定し、貧困をはじめとする困難を抱えるこどもやその家庭への支援を総合的かつ一体的に推進してきました。

令和5年3月には、貧困等、こどもや保護者が抱えている課題に気づく視点や、支援につなげるための流れ、本市の支援制度等を掲載した「子どもの未来応援ノート（松戸市子どもの貧困早期発見・支援ガイド）」を発行し、こどもと接する機会の多い保育士や学校の教職員、地域で活動するボランティア等の支援者に活用してもらうことで、こどもたちを地域全体で見守り、支えるという機運の醸成を図っています。

また、ひとり親世帯への支援については、離婚によってこどもや保護者が受ける心理的、経済的負担を軽減するため、令和3年度から母子父子自立支援員を6名に増員（令和2年度：3名）して相談体制を強化するとともに、離婚前後の保護者に対しては、養育費確保のための保証契約や公正証書作成に要する費用の助成、適切な親子交流支援を実施しました。

そして、経済的事情により、こどもの将来の進路や選択肢が制限されることがないよう、また、学歴の連鎖に起因する貧困の連鎖を解消するため、学習意欲が高く、基礎学力以上の学力習得を目指すひとり親世帯の学習支援事業を利用している生徒に対して、令和2年度から学習塾に通う費用の助成を開始し、令和6年度には、学習支援事業を利用している生活保護世帯等の生徒にも対象を拡大しました。あわせて、経済的課題を抱える家庭の大学等受験生、中学3年生に対して、大学等の受験料や模擬試験費用の助成も実施しています。

他方でヤングケアラーや不登校等、特に支援が必要な児童に対しては、見守り体制を強化するとともに、将来的な自立を促進するため、令和4年度から訪問による食事の提供等を通じたこどもの状況把握や自立支援相談、基本的な生活習慣や学習習慣等の定着に向けた支援を実施しています。

また、令和6年度には、ヤングケアラーに関する相談支援体制を強化するため、市内の小中学生等にヤングケアラー相談レターを配布し郵送での相談を受け付けているほか、こども家庭センターにヤングケアラーコーディネーター（社会福祉士等）を配置し相談内容に応じて適切な支援につないでいます。

第6節 子育て家庭への経済的支援

本市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するために令和3年度から、未就学児2名以上の保護者を対象として幼児同乗用自転車の購入費の助成（購入金額の1/2・上限5万円）を開始し、令和4年度からは児童扶養手当受給者で未就学児1名の保護者も対象としています。

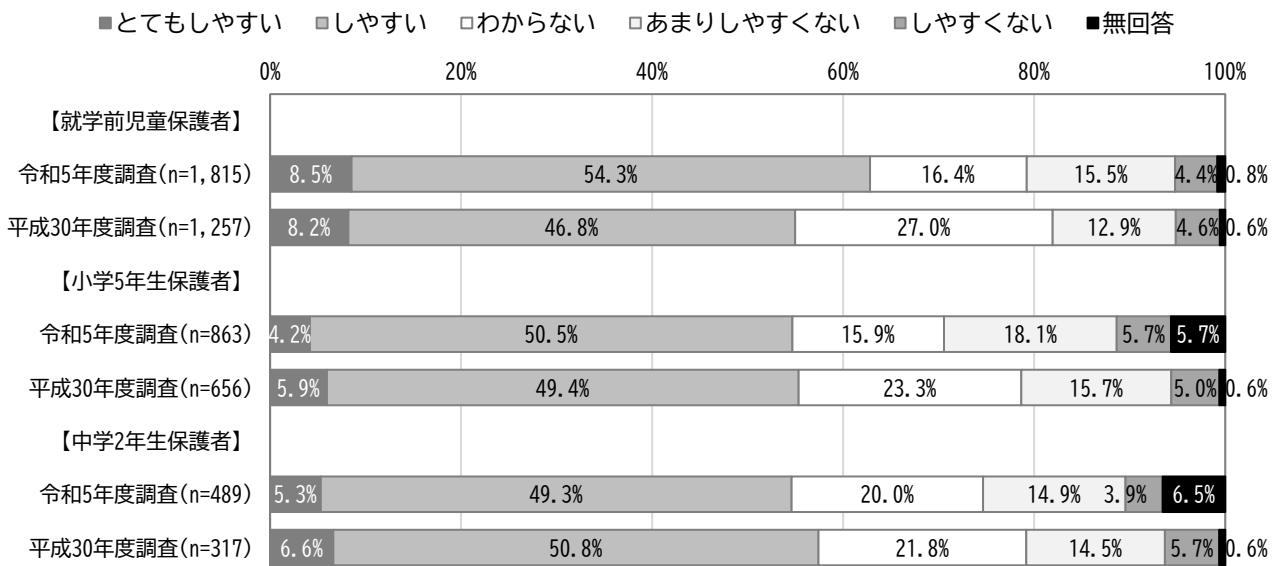
また、令和4年度に、こどもの医療費助成（保護者の自己負担額：通院1回200円・入院1日200円・調剤無料）の対象を中学3年生までから、高校3年生相当年齢まで拡大したことに加え、令和5年8月から現物給付の対象も高校3年生相当年齢まで拡大し、通院6回目、入院11日目以降の自己負担額は無料（同一月・同一医療機関に限る）としています。

第7節 本市の子ども・子育て支援に対する評価

本市のアンケート調査によれば、松戸市は子育てが「とてもしやすい」または「しやすい」とする回答の割合は、令和5年度調査では就学前児童保護者が62.8%、小学5年生保護者が54.7%、中学2年生保護者が54.6%となっています。平成30年度調査と比較すると、就学前児童保護者は55.0%から7.8%の上昇、小学5年生保護者は横ばい、中学2年生保護者は57.4%から2.8%の減少となっています。

一方で、「あまりしやすくない」または「しやすくない」とする回答割合は、令和5年度調査では就学前児童保護者が19.9%、小学5年生保護者が23.8%、中学2年生保護者が18.8%となっており、「とてもしやすい」または「しやすい」とする回答割合と比較すると3分の1程度の結果となっています（図表3-7）。

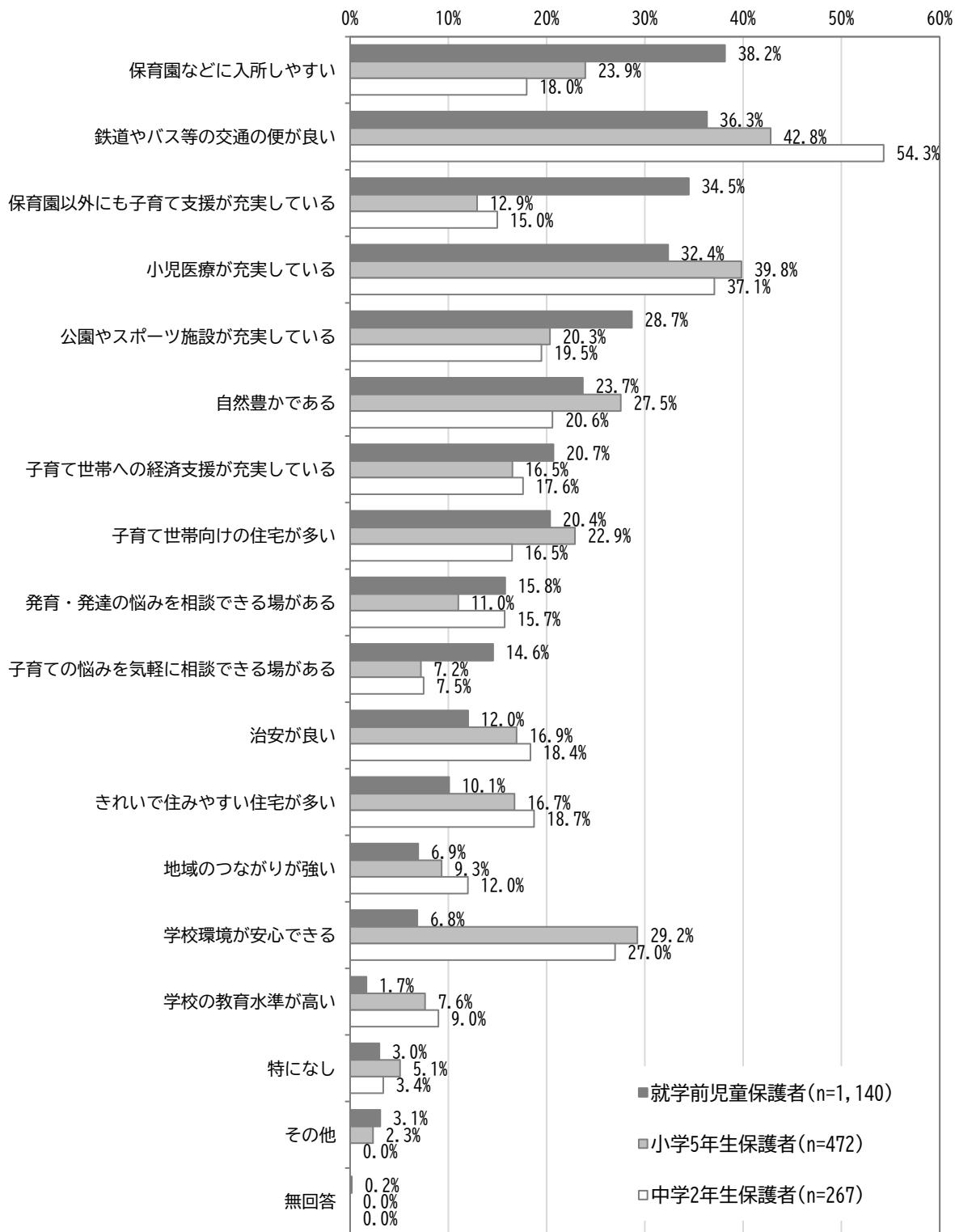
図表3-7 松戸市は子育てがしやすいと思う保護者の割合



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（平成30年度・令和5年度）」

また、松戸市は子育てがしやすいと思う理由については、就学前児童保護者では「保育園などに入所しやすい」が38.2%で最も多く、次いで「鉄道やバス等の交通の便が良い」が36.3%、「保育園以外にも子育て支援が充実している」が34.5%となっています。小学5年生保護者では「鉄道やバス等の交通の便が良い」が42.8%で最も多く、次いで「小児医療が充実している」が39.8%、「学校環境が安心できる」が29.2%、中学2年生保護者では「鉄道やバス等の交通の便が良い」が54.3%で最も多く、次いで「小児医療が充実している」が37.1%、「学校環境が安心できる」が27.0%となっています（図表3-8）（松戸市は子育てがしやすくないと思う理由については、p.150の図表5-41参照）。

図表3-8 松戸市は子育てがしやすいと思う理由



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：松戸市は子育てが「とてもしやすい」または「しやすい」と回答した保護者が対象で該当する項目を全て選択（複数回答）

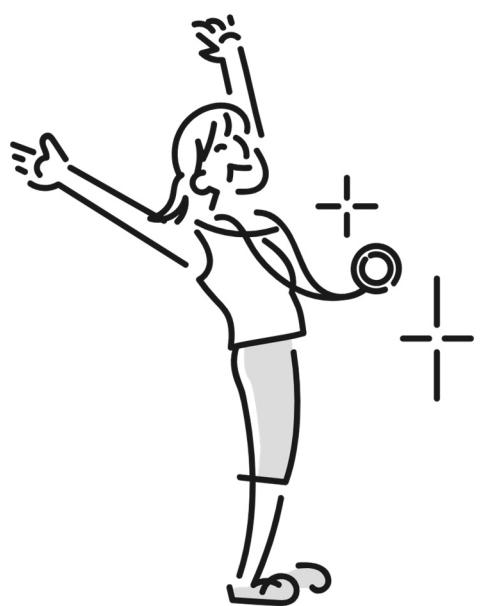
他方で、日本経済新聞社等が調査・公表している「共働き子育てしやすい街ランキング」では、本市は総合編において、2020年、2021年、2023年に第1位、2022年に第2位、2024年に第3位を獲得しており、本市の子ども・子育て支援は、民間からも継続的に高い評価を得ることができました（図表3-9）。

図表3-9 「共働き子育てしやすい街ランキング」の推移（2020年～2024年：総合編）

2020年			2021年		
順位	自治体名（都道府県名）	スコア	順位	自治体名（都道府県名）	スコア
1位	松戸市（千葉県）	74点	1位	松戸市（千葉県）	83点
2位	葛飾区（東京都）	72点	2位	宇都宮市（栃木県）	81点
2位	豊島区（東京都）	72点	3位	浦安市（千葉県）	78点
4位	大分市（大分県）	71点	3位	富山市（富山県）	78点
4位	新宿区（東京都）	71点	5位	厚木市（神奈川県）	76点
4位	福生市（東京都）	71点	5位	北九州市（福岡県）	76点
7位	板橋区（東京都）	70点	5位	福生市（東京都）	76点
7位	大和市（神奈川県）	70点	8位	青梅市（東京都）	74点
9位	青梅市（東京都）	69点	8位	大分市（大分県）	74点
9位	北九州市（福岡県）	69点	8位	堺市（大阪府）	74点

2022年			2023年			2024年		
順位	自治体名（都道府県名）	スコア	順位	自治体名（都道府県名）	スコア	順位	自治体名（都道府県名）	スコア
1位	豊島区（東京都）	83点	1位	松戸市（千葉県）	84点	1位	神戸市（兵庫県）	82点
2位	松戸市（千葉県）	81点	2位	宇都宮市（栃木県）	83点	2位	宇都宮市（栃木県）	79点
3位	豊橋市（愛知県）	80点	3位	豊橋市（愛知県）	82点	3位	松戸市（千葉県）	77点
4位	羽村市（東京都）	79点	4位	神戸市（兵庫県）	81点	3位	板橋区（東京都）	77点
5位	宇都宮市（栃木県）	78点	5位	羽村市（東京都）	80点	3位	豊島区（東京都）	77点
6位	奈良市（奈良県）	74点	6位	豊島区（東京都）	79点	3位	福生市（東京都）	77点
6位	四日市市（三重県）	74点	7位	市川市（千葉県）	77点	7位	北九州市（福岡県）	75点
8位	板橋区（東京都）	73点	8位	北九州市（福岡県）	76点	8位	札幌市（北海道）	73点
9位	葛飾区（東京都）	72点	8位	仙台市（宮城県）	76点	8位	静岡市（静岡県）	73点
9位	北九州市（福岡県）	72点	8位	福島市（福島県）	76点	8位	豊田市（愛知県）	73点
9位	堺市（大阪府）	72点				8位	豊橋市（愛知県）	73点

出典：日経クロスワーマン・日本経済新聞社「共働き子育てしやすい街ランキング」



第4章

近年の 国のことども施策の動向

第1節 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～（令和3年12月21日閣議決定）

政府は、令和3年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」を閣議決定しました。

この基本方針においては、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会のまんなかに据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするとされました。また、そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設するとされ、令和5年4月1日に発足しました（図表4-1）。

こども家庭庁においては、これまで内閣府や厚生労働省等に分散していたこども政策の司令塔機能を一本化し、少子化対策を含むこども政策について一元的に企画・立案・総合調整を行うとともに、結婚支援から妊娠前の支援、妊娠・出産の支援、母子保健、子育て支援、子どもの居場所づくり、困難な状況にある子どもの支援などの事務を集約して自ら実施するとされています。

図表4-1 こども家庭庁発足式（令和5年4月3日）



出典：首相官邸ホームページ

第2節 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）

（1）改正の趣旨

虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、児童相談所の児童虐待相談対応件数は増加が続いている。その背景としては、社会の児童虐待に対する認識の高まりに伴い通報・相談が寄せられやすくなってきた一方で、核家族化の進行や地域関係の希薄化により孤立した状況の中で子育ての困難に向き合わざるを得ない世帯が多くなっていることが考えられます。

こうした状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図るため、「こども家庭センター」の設置のほか、支援を要することもや妊産婦等への「サポートプラン」の作成、訪問による家事支援等の事業の創設等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が令和4年6月8日に成立し、令和6年4月1日に施行されました（図表4-2）。

図表4-2 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要	
改正の趣旨	児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。
改正の概要	<p>1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】</p> <p>①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要することもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。 ※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。</p> <p>②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。</p> <p>③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。</p> <p>2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】</p> <p>①一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。</p> <p>②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。</p> <p>3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】</p> <p>①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。</p> <p>②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。</p> <p>4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】</p> <p>児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。</p> <p>5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】</p> <p>児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。</p> <p>6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】</p> <p>児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応をする事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。</p> <p>※当該規定に基づいて、こども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。</p> <p>※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、義務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を發揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】</p> <p>児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。</p>
施行期日	令和6年4月1日（ただし、5は令和7年6月1日、7の一部は令和4年9月15日又は令和5年4月1日）

出典：こども家庭庁資料

(2) こども家庭センターの整備等

これまで市町村においては、母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」をそれぞれ整備してきたところですが、組織が別であるために連携・協働を行う職員に負荷がかかる、情報共有がなされにくいなどといった様々な課題が生じていました。

そこで令和4年改正児童福祉法において、市町村は「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

「こども家庭センター」においては、これまで母子保健機能、児童福祉機能それぞれにおいて実施してきた相談支援等の取組を引き続き行うほか、支援を要することも・妊産婦等への「サポートプラン」の作成や、民間団体との連携を含めた多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓等を担うこととされました（図表4-3）。

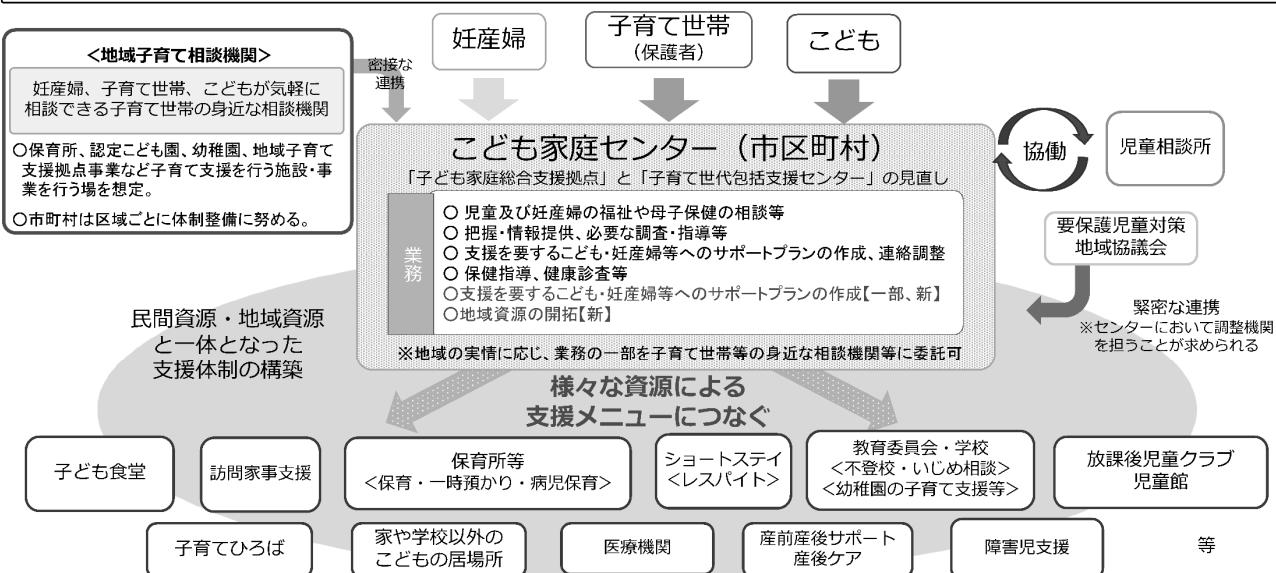
図表4-3 こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要することも・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



出典：こども家庭庁資料

また、「サポートプラン」の具体的な支援メニューとして活用できる支援事業についても、令和4年改正児童福祉法によって、訪問による家事等の支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」や、学校や家以外の子どもの居場所支援を行う「児童育成支援拠点事業」、親子関係の構築に向けた「親子関係形成支援事業」などが新設され、拡充が図られました（図表4-4）。

図表4-4 市区町村における子育て家庭への支援の充実

市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童　※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例) 調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

新設

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例) 居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例) 講義・グレープワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアントトレーニング） 等

拡充

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスバイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

出典：こども家庭庁資料

第3節 こども基本法（令和4年法律第77号）

(1) こども基本法の趣旨

「こども基本法」（令和4年法律第77号）は、従来、諸法律に基づいて国の関係省庁や地方公共団体において進められてきた、こどもや若者に関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月15日に成立し、令和5年4月1日に施行されました（図表4-5）。

(2) こども基本法の目的

第1条では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することが目的として規定されています。

図表4-5 こども基本法の概要

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようになること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

出典：こども家庭庁資料

(3) こども施策の基本理念

第3条では、こども施策の基本理念として、以下の6点が規定されています（図表4-6）。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

図表4-6 こども施策の基本理念

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。					
1	すべてのこどもは大切にされ、 基本的な人権が守られ、差別されないこと。	4	すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、 意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって 最もよいことが優先して考えられること。		
2	すべてのこどもは、大事に育てられ、 生活が守られ、愛され、保護される 権利が守られ、平等に教育を受けられること。	5	子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが 十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、 家庭と同様の環境が確保されること。		
3	年齢や発達の程度により、 自分に直接関係することに意見を言えたり、 社会のさまざまな活動に参加できること。	6	家庭や子育てに夢を持ち、 喜びを感じられる社会を つくること。		



出典：こども家庭庁資料

(4) こども大綱

第9条において政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならないと規定されました。

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることになりました。

こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととされました。

(5) 都道府県こども計画、市町村こども計画

第10条において都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう、また、市町村はこども大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるとされました。

なお、都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一緒にものとして作成することができるとされています。

- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
- ・ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの（例：次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

地方公共団体が本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとすること、事務負担の軽減を図ることなどが期待されています。

(6) こどもの意見の反映

第11条において国と地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされました。

第4節 こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

(1) こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

政府は令和5年12月22日、こども基本法に基づきこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」を閣議決定しました。

こども大綱では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとしており、この「こどもまんなか社会」がこども・若者の視点でどのような社会であるかが、具体的に示されました（図表4-7）。

図表4-7 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができ
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。

② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まるこ

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

出典：こども家庭庁資料

(2) こども施策に関する基本的な方針

こども施策の基本的な方針として、こども大綱では以下の6本の柱が示されました（図表4-8）。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

特に1つ目の柱では、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であることを明示した上で、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しするとされています。

また、2つ目の柱では、こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながるとされています。

図表 4-8 こども施策に関する基本的な方針

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからとの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとつての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。

- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を發揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。

- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。

- ・「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組む。

- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。

- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

出典：こども家庭庁資料

(3) こども施策に関する重要事項

こども大綱においては、こども施策を進めるに当たり、それぞれのライフステージに特有の課題があること、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要であるとされています。

その上でこども大綱では、まず、特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項が示され、その次にライフステージ別（子どもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）に見た重要事項、続いて、子育て当事者への支援に関する重要事項が示されています（図表4-9）。

図表4-9 こども施策に関する重要事項

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要な事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、子どもの教育、養育の場における子どもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- 子どもの誕生前から幼児期まで
子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - ・子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
 - ・子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・いじめ防止
 - ・不登校のこどもへの支援
 - ・校則の見直し
 - ・体罰や不適切な指導の防止
 - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - 地域子育て支援、家庭教育支援
 - 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ひとり親家庭への支援

出典：こども家庭庁資料

第5節 こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

(1) こども未来戦略の概要

政府は、少子化・人口減少のトレンドを反転させることを目的として、令和5年12月22日に「こども未来戦略」を閣議決定しました。

この戦略では、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つを基本理念として掲げるとともに、令和8年度までの今後3年間を集中取組期間と位置付け、その期間に実施する具体的な政策を「加速化プラン」として示し（図表4-10）、3.6兆円規模の予算を投入・確保することが盛り込まれました。

「加速化プラン」では、具体的には「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」等を政策の柱とし、それを支える安定的な財源の確保方策から構成されています。

(2) 「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」の主な内容：児童手当の拡充等

「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」では、児童手当の抜本的な拡充を行うこととし、次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する観点から、所得制限を撤廃するとともに、支給期間を高校生年代まで延長などしています。

また、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降は月額3万円を支給することとし、子どもの数のカウント方法についても、今般の児童手当の拡充の効果がより行き届くよう見直すことなどしています。

あわせて、子育て世帯にきめ細かく、かつ、できるだけ早く児童手当を支給することができるよう、児童手当の支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とすることも盛り込まれました。

(3) 「全てのこども・子育て世代への支援の拡充」の主な内容

：「こども誰でも通園制度」の創設等

「全てのこども・子育て世代への支援の拡充」では、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等が利用できる「こども誰でも通園制度」を創設し、令和7年度から制度化、令和8年度から本格実施するとされました。

この制度の導入により、こどもたちは家族以外の人と関わる機会が得られるようになるほか、専門的な理解を持つ保育士が見守る環境の下で、同じ年頃のこどもたちと触れ合いながら、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味が広がり、成長していく機会が得られるものにしていくなどしています。

また、保護者にとっても、自身の子どもの理解者が増えることや、専門的な知識を有する人、同じ子育て中の保護者との関わりにより、孤立感、不安感の解消につながり、育児に関する負担感の軽減につながっていくものにしていくなどしています。

(4) 「共働き・共育ての推進」の主な内容

：両親ともに育児休業を取得した場合の育児休業給付の給付率の引き上げ等

「共働き・共育ての推進」では、子の出生直後の一定期間内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付と合わせて給付率80%（手取りで100%相当）へと引き上げることとしています。

(5) 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保：「子ども・子育て支援金制度」の構築

全体として3.6兆円程度の充実となる「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保に当たっては、既定予算の最大限の活用等により1.5兆円程度を確保するほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果（1.1兆円程度）と、社会保険負担軽減の効果を活用するとしています。また、この社会保険負担軽減効果の範囲内で「子ども・子育て支援金制度」（1.0兆円程度）を構築することにより、全体として、実質的な負担が生じないこととしています。

図表4-10 「加速化プラン」の主な施策

子ども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

児童手当の拡充		
拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）		
✓ 所得制限を撤廃		
✓ 高校生年代まで延長		
すべての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化		
✓ 第3子以降は3万円		
支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	* 多子加算のカウント方法を見直し
→ 3人の子がいる家庭では、総額で最大400万円増の1100万円		

妊娠・出産時からの支援強化	
2022年度から実施中（2025年度から制度化）	
✓ 出産・子育て応援交付金	10万円相当の経済的支援
①妊娠届出時（5ヶ月相当）	②出生届出時（5ヶ月相当×子どもの数）
✓ 伴走型相談支援	様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援	

子育て世帯への住宅支援	
✓ 公営住宅等への優先入居等	こどもの人数に応じて最大1%（5年間）の引下げ 今後10年間で計30万戸 実施中

出産等の経済的負担の軽減	
STEP 1	出産育児一時金の引き上げ 42万円 → 50万円に 大幅引き上げ 「費用の見える化」・「環境整備」
STEP 2	出産費用の保険適用の検討 2026年度を目指し検討

高等教育（大学等）	
大学等の高等教育費の負担軽減を拡充	給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充 2024年度から実施
✓ 多子世帯の学生等については授業料等を無償化	2025年度から実施
✓ 貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和	2024年度から実施
✓ 修习段階の授業料後払い制度の導入	2024年度から実施

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「こども誰でも通園制度」を創設
 - ・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み
 - ※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの実施も可能）
 - ※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施
- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ
 - 4・5歳児は2024年度から実施、1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施
 - ・76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1
 - ・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施
 - ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応
 - ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から順次実施
 - ・児童扶養手当の拡充 • 補装具費支援の所得制限の撤廃 2024年度から実施

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

- 男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年）
※2022年度：17.13%
- 男性育休を当たり前に
 - ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充 2025年度から実施
 - ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
 - ・業務を代替する周囲の社員への育休手当支給の助成拡充 2024年1月から実施
 - ✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に 2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

- ✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置
 - ・事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置 2025年度から実施
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 2025年度から実施 → 利用しやすい柔軟な制度へ

出典：こども家庭庁資料

第6節 こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）

令和5年12月22日に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、こどもの居場所に関する基本的事項や居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点、推進体制などが示されました。

この指針において居場所とは、「こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけではなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、一義的には、こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっている」としており、その場や対象を居場所と決めるのは、こども・若者本人であるとされています（図表4-11）。

図表4-11 こどもの居場所づくりに関する指針の概要

こどもの居場所づくりに関する指針（概要）		令和5年12月22日 閣議決定	こどもまんなか こども家庭庁
概要	こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。		
背景	地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、国としても一定の考え方を示すことが求められている。		
理念	全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していくよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。		
こどもの居場所・居場所づくりとは	<ul style="list-style-type: none">居場所とは、こども・若者本人が決めるものである。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めることが必要。		
こどもの居場所づくり推進の視点	<p>こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理</p>  <ul style="list-style-type: none">①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる②「つなぐ」～こどもが居場所につながる③「みがく」～こどもにとって、より良い居場所となる④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する		
役割・責務等	こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め全ての者が、本指針で掲げることの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。		

出典：こども家庭庁資料

一方で、居場所をつくること（居場所づくり）とは、第三者が中心となって行われるものであるため、居場所をつくることと居場所と感じることの間には隔たりが生じる可能性があり、この隔たりを認識し、乗り越えるためには、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりが必要不可欠であるとされています。

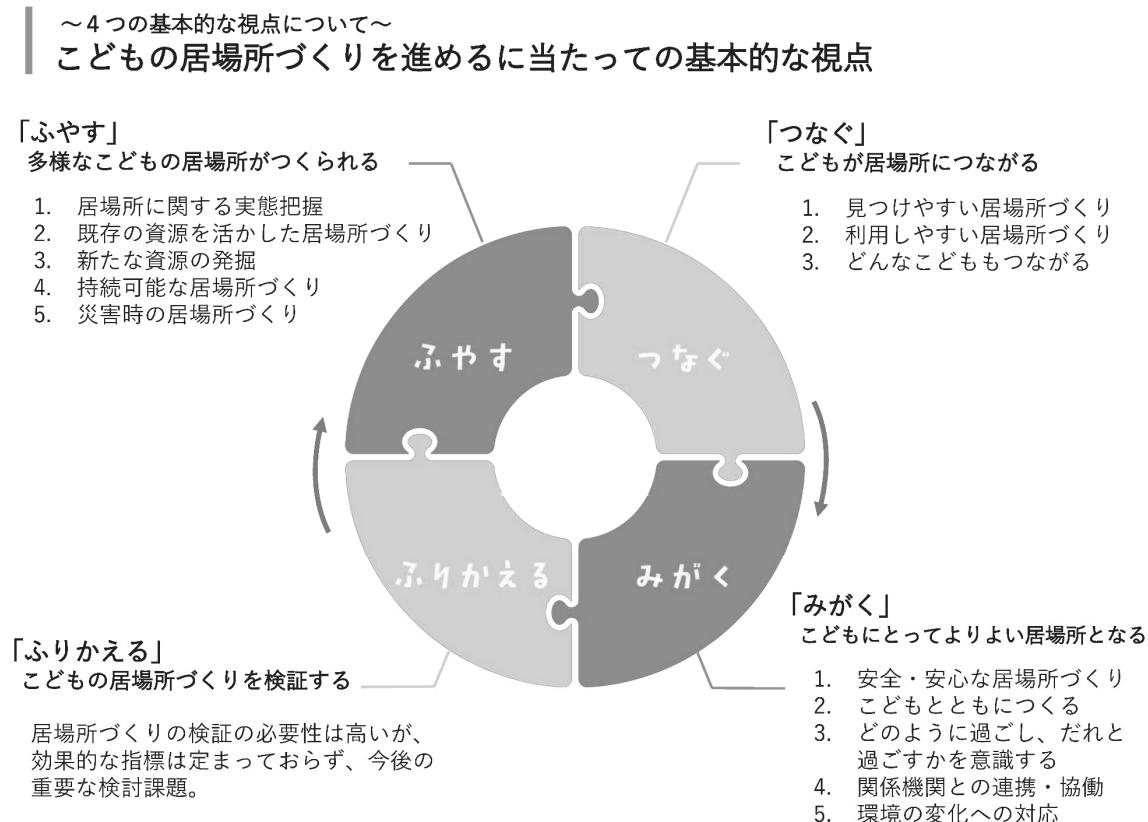
こうしたこども・若者の視点に立った居場所づくりを進めるに当たり、指針では以下の4つの基本的な視点が示されています（図表4-12）。

- ① 地域に多様なこども・若者の居場所を整備する「ふやす」視点
- ② こども・若者がその居場所につながるための「つなぐ」視点
- ③ その場がこども・若者にとってより良い居場所となるために取り組む「みがく」視点
- ④ 居場所づくりを検証する「ふりかえる」視点

これらの視点は相互に関連しており、優先順位や順序はなく、循環的に作用するとされています。

また、指針では、子どもの居場所づくりについても、都道府県や市町村のこども計画に位置付け、計画的に推進していくことが求められています。

図表4-12 こどもの居場所づくりに関する指針における4つの基本的な視点



出典：こども家庭庁資料

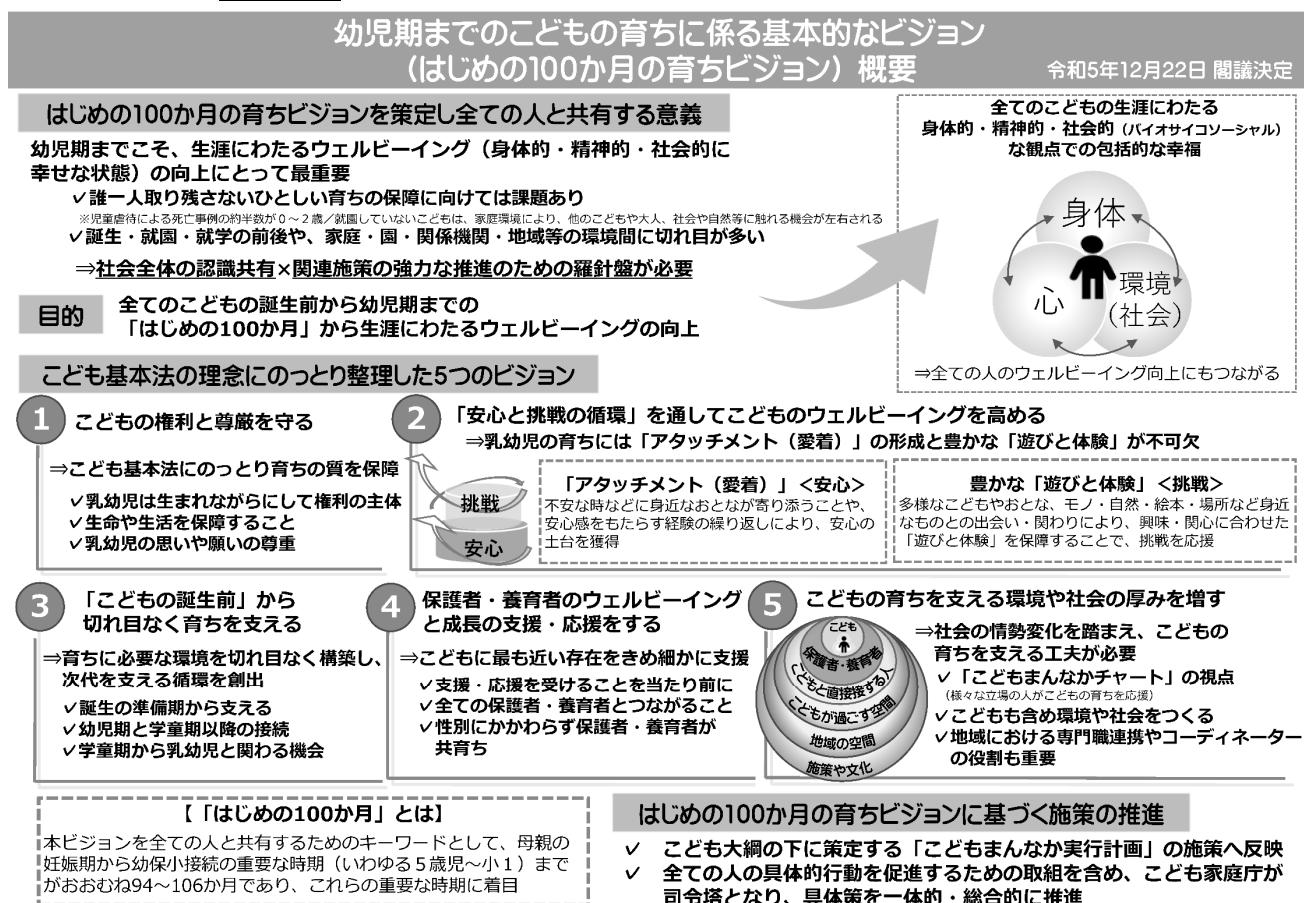
第7節 幼児期までのことの育ちに係る基本的なビジョン（令和5年12月22日閣議決定）

「幼児期までのことの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」は、「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図るために、社会全体で共有したい理念と政府の取組を推進するための羅針盤として、令和5年12月22日に閣議決定されました（図表4-13）。

この指針では、妊娠期から小学校1年生までの「はじめの100か月」は、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上につながっていく、特に重要な時期とされ、この時期に、子どもは様々な人やモノ、環境との初めての出会いを繰り返しながら育っていくため、子どもが人生の最初の一歩を踏み出せるよう、社会全体で支え、応援していくことが大切であるとされています。

また、乳幼児の育ちには、「アタッチメント（愛着）」による安心の土台を基盤としながら、多様な人や環境と関わることによる豊かな「遊びと体験」により、外の世界に挑戦していくことが、生涯にわたるウェルビーイングの向上のために欠かせないとされています。

図表4-13 幼児期までのことの育ちに係る基本的なビジョンの概要



出典：子ども家庭庁資料

こうした「はじめの100か月」に大切にしたい考え方を、指針では、以下の5つのビジョンとしてまとめられています。

(ビジョン1) 子どもの権利と尊厳を守る

：全ての子どもに権利がある。子ども一人一人の思いや願いを大切にしていく。

(ビジョン2) 「安心と挑戦の循環」を通して子どものウェルビーイングを高める

：子どもは、大人との「アタッチメント（愛着）」〈安心〉を土台として、「遊びと体験」〈挑戦〉を繰り返しながら成長していく。

(ビジョン3) 「子どもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

：子どもの成長に応じた環境の変化が育ちの「切れ目」を生まないように、全ての関係者で連携して育ちを支えることが重要である。

(ビジョン4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

：子どもに最も近い存在の保護者・養育者が子どもとともに育つことができるよう、様々な人や機会で支えていく。

(ビジョン5) 子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

：子どもや子育てに直接関わりがある人も、ない人も、全ての人が子どもの育ちにとって大切な役割を担っている。

なお、本ビジョンでは、地方公共団体は、関係機関の相互連携を図りながら、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える重要な役割が求められており、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

第8節 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）

令和6年6月5日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。

この改正では、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するために、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することが規定されました（図表4-14）。

図表4-14 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の概要

こどもまんかく
こども家庭庁

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要

改正の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

改正の概要

1. 「加速化プランにおいて実施する具体的な施策

（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。

- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

（2）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充【①・②児童福祉法、③・④子ども・子育て支援法等、⑤・⑥児童扶養手当法、⑦・⑧子ども・若者育成支援推進法、⑨・⑩子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。

- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。

- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国・都道府県・市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。

- ④教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。

- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。

- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。

- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。

- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

（3）共働き・共育ての推進【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親とともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。

- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設【特別会計に関する法律】

子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設【①・④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（＊）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。

- ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。

- ③歳出改革と併せて実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。

- ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（＊）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できることとする。

- （＊）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

施行期日

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

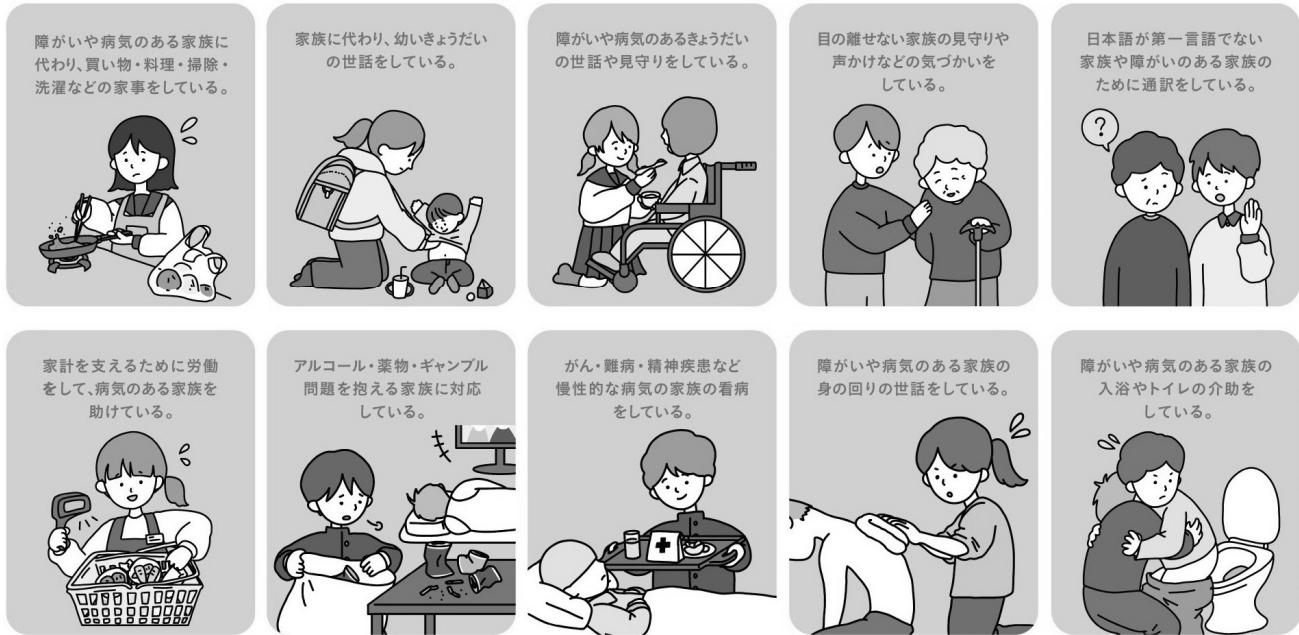
令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。）

出典：こども家庭庁資料

また、「子ども・若者育成支援推進法」の改正では、これまでヤングケアラー（図表4-15）への支援について法律上明確な根拠規定が設けられていなかったことを踏まえ、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記し、ヤングケアラーへの支援の普及を図ることとされました。

図表4-15 ヤングケアラーとは

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っているこども・若者のこと



出典：こども家庭庁資料

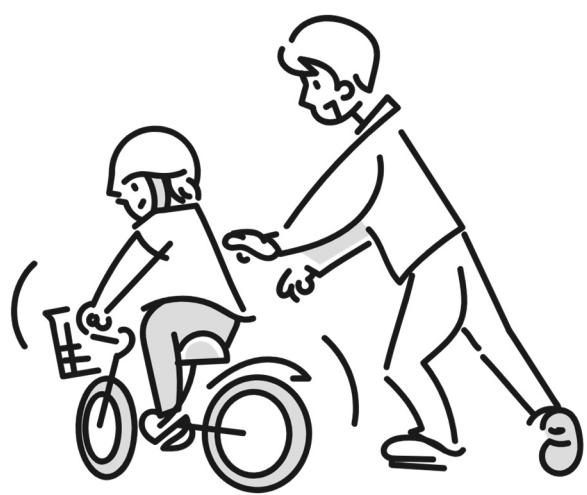
第9節 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第68号）

「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第68号）が令和6年6月19日に成立し、令和6年9月25日に施行されました。

この改正では、こども大綱において、「子どもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）の名称が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、名称の変更に伴い、「子どもの貧困対策」が「子どもの貧困の解消に向けた対策」に変更されました。

また、こども大綱の記述を踏まえて、目的及び基本理念において、解消すべき「子どもの貧困」が具体化され、目的においては、「貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにする」ことが明記されました。

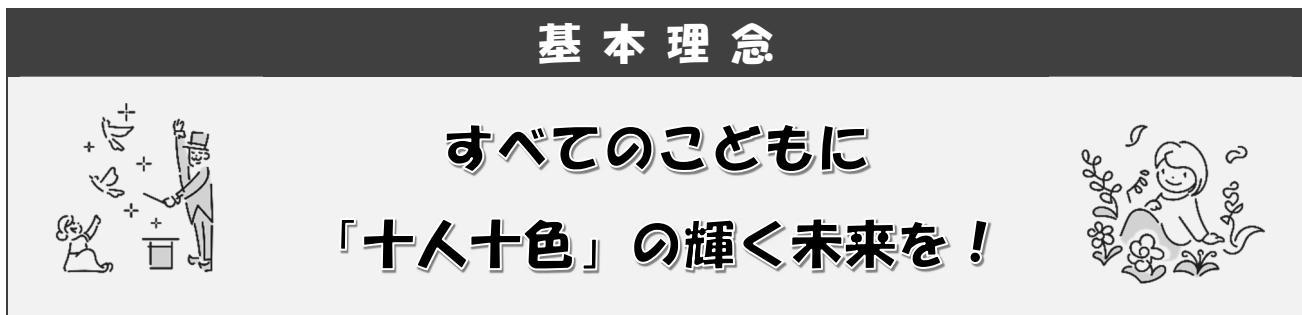
そして、基本理念においては、子どもの貧困の解消に向けた対策は、「子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」とこと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。



第5章

施策の展開

第1節 基本理念



(1) 基本理念の趣旨と背景

第1期及び第2期の「松戸市子ども総合計画」では、基本理念として、「子ども^{ちから}力でつながる未来」を掲げています。これには、こどもは生まれながらにして大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、こどもは多くの人に支えられながら、夢と希望を持って成長し、やがて社会を支える側、すなわち未来の力となるとの思いが込められています。現在も本市として、その思いに変わりはありませんが、「子ども基本法」や「子ども大綱」が目指す「子どもまんなか社会」の趣旨を踏まえ、子どもの意見の尊重・反映を図るために、本市が令和5年度に実施した、「まつど高校生 “子どもまんなか” アイデア・イラストコンテスト」での提案等を基に、基本理念の改定を行いました。なお、基本理念には次のような思いが込められています（図表5-1）。

図表5-1 基本理念の趣旨

- こどもが自分の意見を持つよう、様々な支援を受けることができ、権利の主体として、その意見を表明し、社会に参画できる。
- こどもが心身ともに健やかに成長でき、個性、人格及びその多様性が尊重され、ありのままの自分を大切に思い、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる。
- こどもが多様な価値観に触れ、相互に尊重し合い、固定観念や特定の価値観を押し付けられることなく、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる。
- こどもが思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダー・アイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって、差別的取扱いを受けることがなく、夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびと挑戦でき、将来を切り開くことができる。
- こどもが不安や悩みを抱えたり、困難に直面しても、周囲の大人や地域に支えられ、問題を解消したり、乗り越えることができる。

(2) 「まつど高校生 “こどもまんなか” アイデア・イラストコンテスト」で寄せられた提案等

本市では、子どもの意見表明の機会を充実させ、市の政策に興味を持つてもらうことを目的に、令和5年度に高校生を対象として、子どもや子育てに関する取組の提案や、「こどもまんなか社会」をイメージしたイラストを募集し、コンテストを開催しました。なお、本計画の基本理念の検討に当たっては、以下に掲載する各部門の最優秀作品を参考にして検討を行いました。

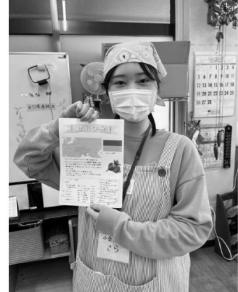
① イラスト部門最優秀賞「十人十色」 鈴木 まや さん（千葉県立松戸国際高校 2年生）



このイラストには、松戸の地で、自分色に染まった子どもたちが「まんなか」になれるような社会を実現してほしいとの作者の願いが込められており、自身の海外留学の経験や、普段の学校生活で感じたことを踏まえて描かれています。以前、作者が留学した海外のインターナショナルスクールでは、国籍や人種も異なる様々な子どもたちが集まる中でも、自分の意見が言いやすい環境にあったそうです。その一方、日本では、ほとんどが日本人なので、コミュニケーションは比較的取りやすく、相手の気持ちを察することもそれほど難しくないのですが、それが故に、周りに合わせようとして、かえって自分の意見が言いづらくなることもあるそうです。そのため、子どもたち一人一人が、自分の意見をしっかり持つて生きていける未来を願い、それをイラストでは、子どもたちが、白いTシャツを「自分色」に染めて喜んでいる姿で表現されています。なお、本計画の基本理念では、このように様々な環境の中で、子どもたちが「自分色」に染まって幸せに生きる、「十人十色」の未来を理想として掲げています。

② アイデア部門最優秀賞「子ども食堂で貧困と多文化理解について考える」

吉岡 マリア 沙羅 さん（千葉県立小金高校3年生）

<p>子ども食堂へ参加しました</p> <ul style="list-style-type: none">まずは子ども食堂にスタッフとして参加しました。代表の方にインタビュー、取材 <p>子ども食堂を広めたり交流を深めるため 参加者と一緒に料理するイベントを開催</p> 	<p>子ども食堂での気づき</p> <p>貧困対策、コミュニティの役割のほかに 外国籍の方、外国籍の子供たちなどの支援に 役に立っていることを知りました。</p> <p>新松戸地区には、中国、ベトナム、ネパール、スリランカ、 ナイジェリアなど、さまざまな国籍の方が暮らしている多文化 共生地区でもあります。</p> 
<p>ウクライナ料理を作ろう！</p> <ul style="list-style-type: none">子ども食堂でボルシチ食べよう一緒にウクライナ 料理を作るイベントを開催する私たちが今の状況を 「注目する」ことが大切！！ <p>ボルシチを食べて ウクライナの子供たちのことを考えよう のアクション 新松戸の子ども食堂でアクション</p> 	<p>お料理と 同時に レシピを配り ウクライナの紹介を します</p> 
<p>みなさんの反応</p> <ul style="list-style-type: none">ボルシチ初めて～おいしいあたたまるピーツ、初めて赤い！！ウクライナってここにあるんだこんなおいしい料理があるところで 戦争があったり、困っている子供たちがいるんだ など 	<p>今回のアクションで学んだこと</p> <p>今回の学びの中で、社会で起こっていることが 身近な存在であり、ジブンゴト化することの大切さを学び ました。</p> <p>松戸市や地域の問題が、社会や世界にもつながっていて 共通の問題が存在し、自分ができる一歩が社会を良くする 一歩につながると感じました。</p>

このアイデアは、作者が以前、こども食堂にスタッフとして参加した経験を踏まえたもので、貧困問題だけでなく、国籍や人種の異なるこどもたちの問題に向き合い、食事という身近なものを通して他文化への理解を深めるという提案です。本市においても外国人が年々増加する中、多文化共生は、これまで以上に取り組むべき課題であり、本提案では、食事のような身近で生活に密着したものからアプローチすることで、異文化や国外の問題への理解が進み、「ジブンゴト化」することができるという大切な視点が示唆されています。また、このように「互いの問題や価値観を理解し、尊重し合う」ことは、地域でこどもや子育てを支えるに当たっても、不可欠な視点であり、本計画の基本理念にもその思いを込めています。

第2節 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、こども・若者からの声や近年の社会動向、国のことども大綱やことども未来戦略等を踏まえ、7つの基本目標を設定しています。

基本目標1 こどもが権利の主体となり、常にことどもの最善の利益が尊重される

- こどもが安心して積極的に意見を言うことができ、「ことどもの今とこれからにとって最もよいこと」が常に尊重される「まつど」を目指します。

基本目標2 子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てをすることができ、ことどもが健やかに成長できる

- 子育て家庭が地域から切れ目なく支えられ、妊娠・出産・子育てに対して、孤立感や負担感、経済的な不安を抱くことなく、健康で自己肯定感とゆとりを持って、ことどもと向き合うことができ、ことどもが健やかに成長できる「まつど」を目指します。

基本目標3 乳幼児期からことどもが良質かつ適切な幼児教育・保育を受けることができる

- 家庭の多様なライフスタイルに応じた、安全安心で質の高い幼児教育・保育が充実し、ことどもの育ちと学びを地域全体で一貫して支える「まつど」を目指します。

基本目標4 生まれ育った環境に関係なく、ことどもが自分の未来に夢や希望を抱くことができる

- ことどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、ことどもの貧困やその連鎖を解消し、全てのことどもが自分の未来に夢や希望を抱くことができる「まつど」を目指します。

基本目標5 多様な遊びや体験等を通じて、ことどもが自己肯定感や生きる力を得ることができる

- 多様な遊びや体験、交流ができる機会や場が充実し、ことどもの創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、社会を生き抜く力などを育む「まつど」を目指します。

基本目標6 虐待やいじめ、犯罪等からことどもを守り、ことどもが安全に安心して暮らすことができる

- ことどもが不安や悩みについて、いつでも身近で気軽に相談でき、虐待やいじめ、犯罪等から守られ、困難な状況に陥った場合には速やかに救済され、ことどもが安全に安心して暮らせる「まつど」を目指します。

基本目標7 障害の有無や国籍等にかかわらず、ことどもが安心して共に暮らすことができる

- 障害の有無や国籍、文化的背景等にかかわらず、ことどもが地域に支えられながら、安心して共に暮らすことができる「まつど」を目指します。

第3節 施策の体系

本計画では、基本理念を具体化した7つの基本目標を実現するため、23の基本施策を展開します。

基本理念・・・・・・・・・

基本目標・・・・・・・・・



すべての
こどもに
「十人十色」
の輝く未来を！



1 こどもが権利の主体となり、
常に子どもの最善の利益が尊重される

2 子育て家庭が安心して
妊娠・出産・子育てをすることができ、
こどもが健やかに成長できる

3 乳幼児期からこどもが良質かつ適切な
幼児教育・保育を受けることができる

4 生まれ育った環境に関係なく、こどもが
自分の未来に夢や希望を抱くことができる

5 多様な遊びや体験等を通じて、こどもが
自己肯定感や生きる力を得ることができる

6 虐待やいじめ、犯罪等から
こどもを守り、こどもが安全に安心して
暮らすことができる

7 障害の有無や国籍等にかかわらず、
こどもが安心して共に暮らすことができる

基本施策

1-1 子どもの意見表明や社会参画の機会を充実させる

1-2 子どもの権利に関する地域の理解を促進する

2-1 こどもや家庭に寄り添った相談支援や家事・育児支援を充実させる

2-2 子どもの健やかな成長を支える保健・医療を提供する

2-3 妊娠・出産・子育てに関する経済的支援を充実させる

2-4 子育て家庭のニーズに応じた情報提供を充実させる

3-1 安全安心で質の高い幼児教育・保育を提供する

3-2 多様な保育ニーズに応じた地域の子育て支援を充実させる

3-3 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進する

4-1 子どもの貧困に関する地域の理解や連携を促進する

4-2 低所得世帯やひとり親世帯のこどもへの教育支援を充実させる

4-3 ひとり親世帯等が抱える課題に応じた経済的支援を充実させる

4-4 生活の安定に向けた自立支援や就労支援を推進する

5-1 子どもの遊びや体験活動の機会を確保・創出する

5-2 子どもの体験や交流、生活の場となる居場所づくりを推進する

5-3 こどもや子育てにやさしいまちづくりを推進する

6-1 児童虐待の予防・早期発見・早期対応を推進する

6-2 ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなぐ体制を強化する

6-3 いじめや不登校、差別や偏見に苦しむこどもを支援する取組や体制を強化する

6-4 こどもを犯罪被害等から守るための対策や地域の見守りを推進する

7-1 障害や発達に特性があるこどもとその家庭への支援を充実させる

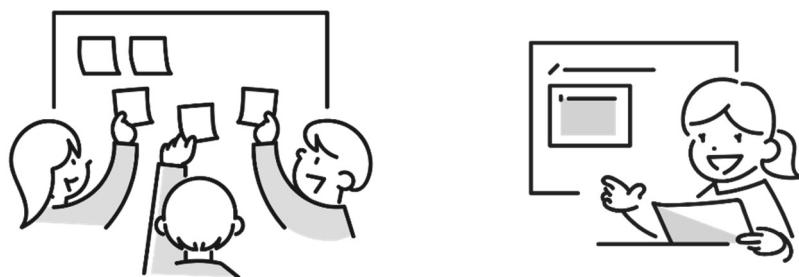
7-2 医療的ケア児への支援や受入体制を強化する

7-3 外国籍や多様な文化的背景をもつこどもや家庭への支援を充実させる

第4節 施策の展開

基本目標1 こどもが権利の主体となり、常に子どもの最善の利益が尊重される

- こどもが安心して積極的に意見を言うことができ、「子どもの今とこれからにとって最もよいこと」が常に尊重される「まつど」を目指します。



こども・若者からのメッセージ

- ❖ こどもが言うことよりも、大人が言うことの方が優先されていると思う。
- ❖ 大人は今でも、子どもの意見を十分に聴いているって思ってそう。
- ❖ 大人は子どもの意見をストップさせないでほしい。
- ❖ ランドセルの色を親に決められた。
- ❖ 意見を否定されることが不安なので、まずは共感してほしい。
- ❖ 意見を言うのに抵抗を感じることもあるので、話しやすい空気に。
- ❖ 自分の意見が言葉にできない。図やイラストなどで伝えられる機会も欲しい。
- ❖ こどもが自分の意見持てるようにするために、意見を持ってほしい「テーマ」について、子どもにわかりやすく説明したり、興味を持つてもらうことが大事。
- ❖ 大人が話を聞いてくれる機会をもっとつくってほしい。
今日みたいにしっかりと大人が話を聴いてくれたのは、初めてなので嬉しかった。
- ❖ こどもや若者が意見を発信できる場が増えたらいいなと思います。
- ❖ 児童館運営委員をスタッフに薦められてやり始めたが、今はすごく楽しく活動できているので、やってよかった。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」、こども・若者（こどもモニター含む）へのヒアリング結果より抜粋

参考

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）について

こどもの権利条約は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界 196 の国・地域が締約している条約です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

こどもは権利の主体

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

こどもの権利条約は、こどもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなくて、こどもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方方に大きく転換させた条約です。こどもを権利の主体と捉え、おとなと同様にひとりの人間としても多様な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めているというのが、こどもの権利条約の特徴です。

こどもの権利（child rights）とは、こどもの人権（human rights of children）と同じ意味です。こどもは生まれながらに人権（権利）をもっていて、それは、義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものではありません。

こどもの権利条約においては、こどもが「権利の保有者（rights holders）」であり、それを守る「義務の担い手（duty bearers）」は、国（おとな）です。国は、法律や政策などを通じて、条約に定められたこどもの権利の実現に努めます。また、条約には、こどもを育てる責任はまず親にあり、国がそれを支援するということも書かれています。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

こどもの権利条約の 4 つの原則

～～～～～～～～～～～～～～

こどもの権利条約の基本的な考え方は、次の 4 つで表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆるこどもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」であるとされています。これらの原則は、日本のおどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

差別の禁止（差別のないこと）

全てのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。



こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



~~~~~子どもの「意味のある参加」~~~~~

子どもの参加（子どもが子どもに関わる事柄について意見を表し、それがおとなに考慮されること）は、それ自体が子どもの権利であるとともに、条約に定められた他の権利が実現するための大切な手段でもあります。子どもの参加の方法は、子どもの年齢や状況によって様々な形があります。参加する「場」、意見を言える環境、意見を聞くおとの存在があり、そして、参加が実際の意思決定に何らかの影響を与えることによって、「意味のある参加（meaningful participation）」となることが大切です。子どもに関わる事柄とは、その子どもに直接関わることのみではなく、広く子どもに関わる環境や政策等も含まれます。

また、子どもが参加する際には、倫理面にも配慮する必要があります。国連子どもの権利委員会は、効果的で倫理的な参加のための基本的要件として、次の9つを挙げています。

- ① 透明性 ② 任意 ③ 子どもの尊重 ④ 関連性 ⑤ 子どもにやさしい ⑥ 包摂的
- ⑦ 研修の実施 ⑧ 安全でリスクに配慮 ⑨ 説明責任（子どもへの報告）

おとなは、子どもが意見を表しやすいようわかりやすい情報を提供すること、また、意見を聞いた結果について子どもに報告することも大切です。

出典：日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」を一部加工して作成

[基本施策1－1] こどもの意見表明や社会参画の機会を充実させる

- ◆ こどもが権利の主体として意見を表明し、社会に参画できる機会を、地域と連携・協力して充実させます。
- ◆ こどもが自分の意見持てるよう、こどもが理解しやすく、アクセスしやすい方法で、こども施策に関する情報提供を行います。

施策の背景

- 「こども基本法」では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として掲げられました。
- 一方で、こども家庭庁の「児童の権利に関する条約の認知度等調査」によれば、「自分に関係があることについて、意見や気持ちを聞いてもらえること」がこどもの権利として「守られていると感じる」と回答した割合は、小学1～3年生が49.0%、小学4～6年生が51.4%、中学生が50.6%、高校生が36.5%、大人が15.3%となっています（図表5-2上）。そして、「こどもにとって最もよいことを考えてもらえること」については、こどもの権利として「守られていると感じる」と回答した割合は、小学1～3年生が50.2%、小学4～6年生が51.1%、中学生が41.2%、高校生が29.4%、大人が13.8%となっており（図表5-2下）、どちらについても年代が上がるにつれて低下し、大人については極めて低くなっています。
- こどもにとって、自分の意見が十分に聽かれ、社会に何かしらの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。
- また、こどもの意見表明や社会参画を推進するためには、施策に対して、こどもの興味や関心、理解を促すなど、こどもが自らの意見を形成できるよう支援することも必要です。

保護者の声

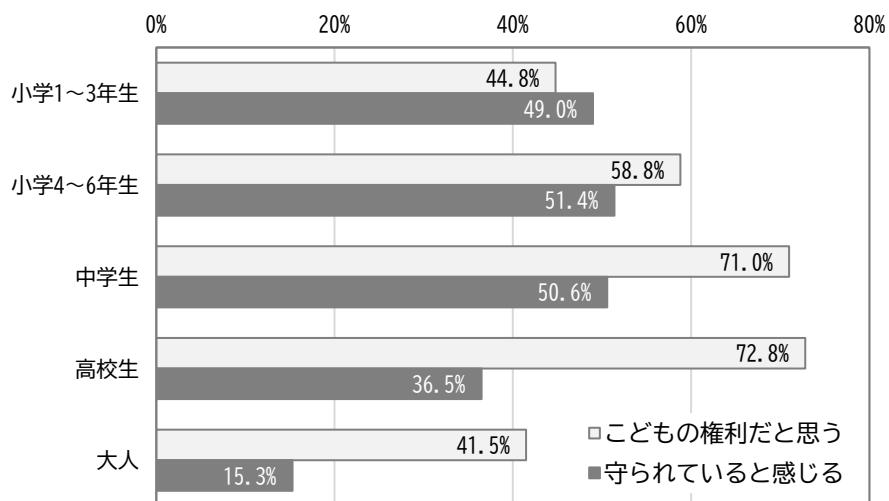
こども自身が街に愛着持てるように、こどもの声が反映されるような施策を増やしてほしい。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

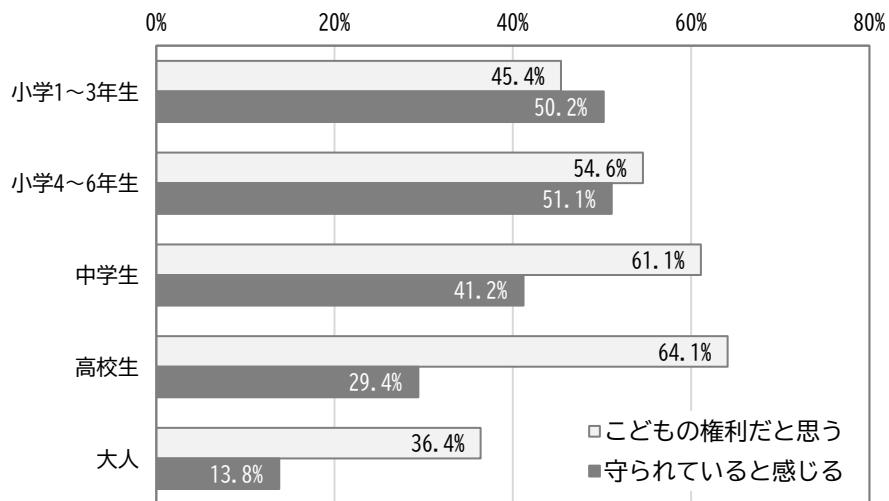
統計データ

図表 5-2 子どもの権利に対する認識

「自分に関係があることについて、意見や気持ちを聞いてもらえること」について



「子どもにとって最もよいことを考えてもらえること」について



出典：こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査」

【調査対象】

- ①こども向け調査：小学校1～3年生、小学校4～6年生、中学生、高校生それぞれ5,000人程度
- ②大人向け調査：全国の18歳（高校3年生を除く）から89歳までのアンケートモニター5,000人

【調査期間】

- ①こども向け調査：令和5年10月23日～11月8日
- ②大人向け調査：令和5年10月16日～10月20日

【回収状況】

- ①こども向け調査：小学1～3年生4,463件、小学4～6年生4,213件、中学生：3,386件、高校生4,301件
- ②大人向け調査：5,000件

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

1	事業名	こどもモニター 重点
	概 要	子どもの意見や要望を市政に反映させるため、市長から「こどもモニター」として委嘱された小学6年生と中学2年生が、市の発展や課題・改善点等をテーマにグループワークやフィールドワーク等を行い、その成果として市長への政策提言や「こども新聞」の発行等を行います。
	担当課	子ども政策課
	実施目標・成果目標	こどもモニターの活動回数を維持するとともに、活動内容の充実を図ります。
	現状：令和6年度	15回/年
	目標：令和9年度	15回/年
	目標：令和11年度	15回/年
	事業名	子ども夢フォーラム
	概 要	子どもの夢や目標の実現を応援するとともに、こどもたちの主体的な取組や活動について、その内容や成果を発表する機会を充実させるため、スポーツや文化芸術等、様々な分野で活躍する児童生徒の表彰等を行います。
	担当課	子ども政策課
2	事業名	児童館・青少年プラザ等の運営への参画機会の充実 重点
	概 要	こどもたちが、児童館・青少年プラザ等の運営に参画できる機会を充実させ、こどもたちの意見を反映した事業を推進します。
	担当課	子ども居場所課
	実施目標・成果目標	こどもたちの意見を反映した取組を実施します。
	現状：令和6年度	3件/年
	目標：令和9年度	14件/年
	目標：令和11年度	16件/年
	事業名	「松戸市子ども総合計画」の周知・啓発 重点
	概 要	「松戸市子ども総合計画」のこども向け冊子「こども版」を活用し、子どもの権利や市のことわざ策について、こどもや子育て当事者、地域等を対象に周知・啓発を行い、こどもや子育て当事者等から多様な意見を引き出すことで、本市のこども施策の充実や改善等を図ります。
	担当課	子ども政策課
3	実施目標・成果目標	「こども版」を活用したこども向けの講座やワークショップ等を企画・実施します。
	現状：令和6年度	－
	目標：令和9年度	4回/年
	目標：令和11年度	8回/年

5	事業名	子ども・子育て政策推進事業 重点
	概 要	本市の子育て支援に関する事業や施設等の利用を促進するとともに、子どもや子育て家庭を社会全体で応援するという気運を醸成するため、市内外の子育て当事者等を対象に、多様な手段を用いて効果的な情報発信を行います。また、子どもの意見表明や社会参画の機会を充実させるため、「子どもモニター」や「子ども夢フォーラム」とも連携して、子どもが企画・立案から実施・運営にまで携わるイベント等を実施します。
	担当課	子ども政策課
	実施目標・成果目標	子どもを主体としたイベントや子どもと協働した取組等を企画・実施します。
	現状：令和 6 年度	－
	目標：令和 9 年度	イベントや取組等を継続的に実施
	目標：令和 11 年度	イベントや取組等を継続的に実施

[基本施策1－2] こどもの権利に関する地域の理解を促進する

- ◆ 「こども基本法」や「こどもの権利条約」の趣旨や内容について、周知・啓発を行い、こどもが権利の主体であることについて、地域全体で共有を図ります。
- ◆ 学校や地域、家庭等において、こどもが自分の権利について学び、意見を表明する権利について知ることができる機会を充実させます。

施策の背景

- こども家庭庁の「児童の権利に関する条約の認知度等調査」によれば、「こどもの権利条約」に関する認知度は、小学1～3年生が16.8%、小学4～6年生が32.0%、中学生が43.2%、高校生が67.1%、大人が53.2%となっています。また、「こども基本法」の認知度は、小学1～3年生が14.2%、小学4～6年生が15.9%、中学生が38.7%、高校生が57.4%、大人が56.8%となっています。どちらも年代が上がるにつれて認知度は高くなる傾向にありますが、大人でも6割に満たない状況です（図表5-3）。
- また、「こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うこと」については、こどもでは、どの年代においても「学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる」が最も多く（図表5-4上）、大人についても同様で「こどもたち自身が学校でこどもの権利について学ぶ時間を増やす」が最も多くなっています（図表5-4下）。
- こうした中で、こどもが自由に意見を言いやすい社会機運を醸成する観点からも、「こども基本法」や「こどもの権利条約」に関する普及啓発をこれまで以上に推進していく必要があります。そして、こどもには、自分の権利について学んでもらい、「意見や気持ちを言っていい、表現していい」と知ってもらうことがとても大切なので、学校や地域、家庭において、こうした機会を充実させることも重要です。

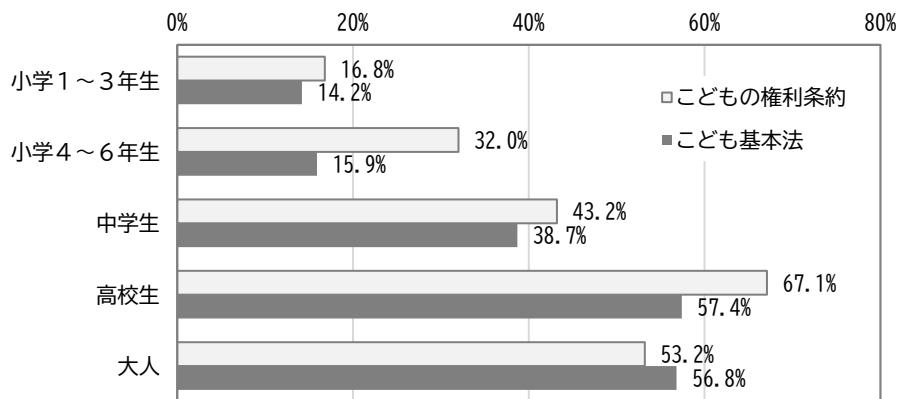
保護者の声

社会がこどもや子育てに関して寛容になるような啓発が必要だと思います。こどもがいるだけで肩身が狭く感じことがあります。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

統計データ

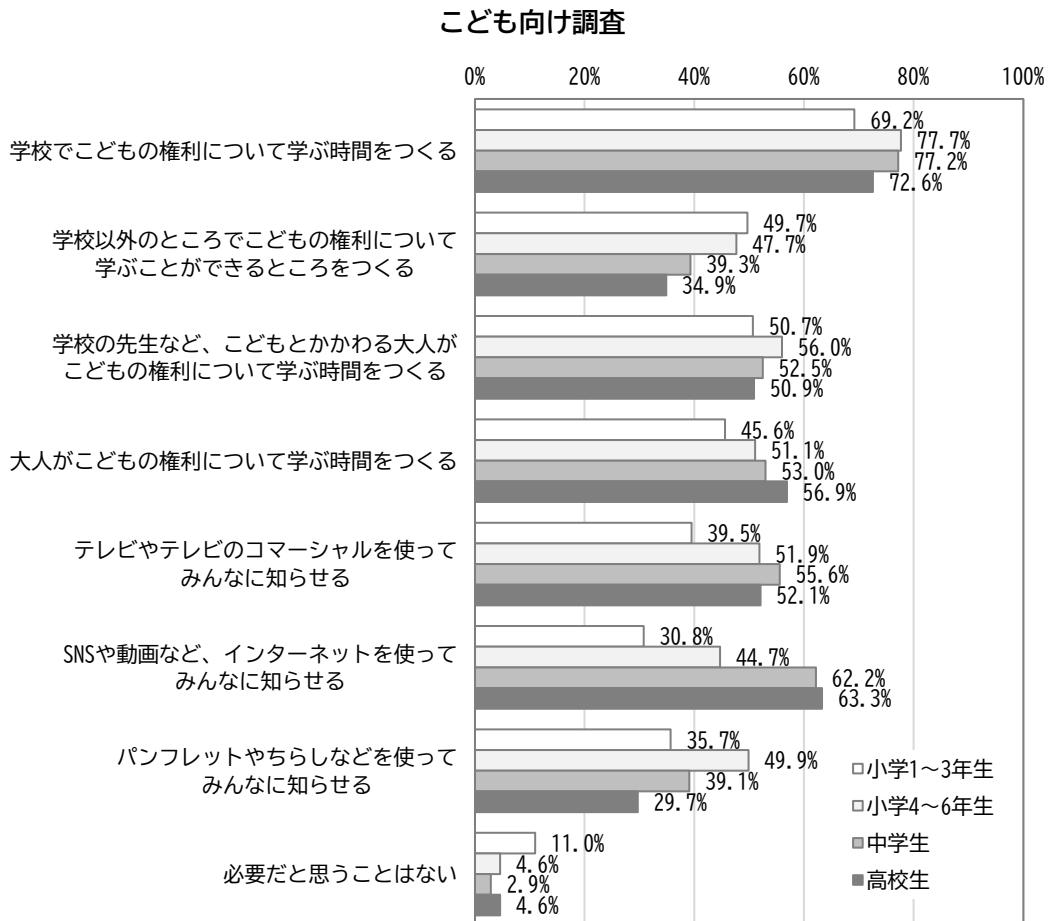
図表 5-3 「子どもの権利条約」及び「子ども基本法」の認知度



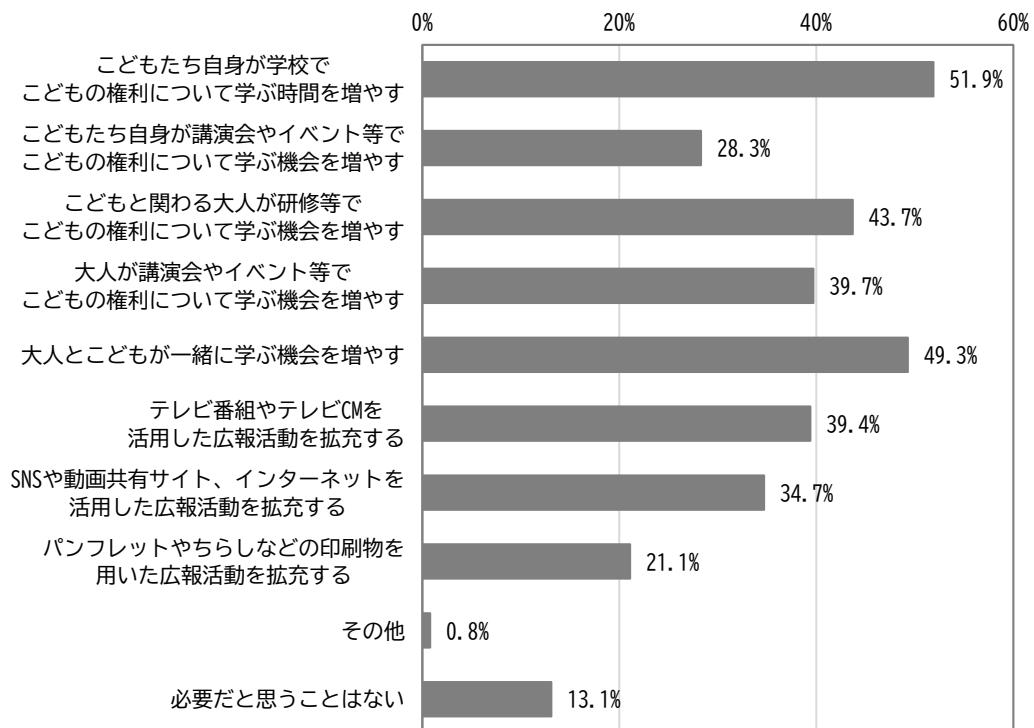
出典：こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査」（調査対象等については、図表 5-2 を参照）

注：認知度は「どんな内容かよく知っている」、「どんな内容かすこし知っている」、「名前だけ聞いたことがある」の合計

図表 5-4 子どもの権利の認知度向上のために必要だと思うこと



大人向け調査



出典：こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査」（調査対象等については、図表5-2を参照）

注：該当する項目を全て選択（複数選択）

主な事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 重点 重点事業

4	事業名	再掲：「松戸市子ども総合計画」の周知・啓発 重点
	概 要	「松戸市子ども総合計画」の子ども向け冊子「子ども版」を活用し、子どもの権利や市のことなど施策について、子どもや子育て当事者、地域等を対象に周知・啓発を行い、子どもや子育て当事者等から多様な意見を引き出すことで、本市の子ども施策の充実や改善等を図ります。
	担当課	子ども政策課
	実施目標・成果目標	「子ども版」を活用した子ども向けの講座やワークショップ等を企画・実施します。
	現状：令和6年度	－
	目標：令和9年度	4回/年
6	目標：令和11年度	8回/年
	事業名	学習指導要領に基づく授業での人権教育の実施
	概 要	各学校において人権教育に取り組んでいます。
	担当課	学習指導課
7	事業名	子どもの人権の周知啓発に関するリーフレット等の配布（小学校）
	概 要	各小学校において、5年生の児童にリーフレットを配布し、人権教育に取り組んでいます。
	担当課	学習指導課
8	事業名	教職員への人権教育・研修の実施
	概 要	教職員に向け人権に関する研修会を実施します。また、各学校に県教育委員会作成「学校人権教育指導資料」を配布し、人権教育を推進します。
	担当課	学習指導課

基本目標2 子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てをすることができ、子どもが健やかに成長できる

- 子育て家庭が地域から切れ目なく支えられ、妊娠・出産・子育てに対して、孤立感や負担感、経済的な不安を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合い、子どもが健やかに成長できる「まつど」を目指します。



子ども・若者からのメッセージ

- ❖ お父さんやお母さんは、仕事や家事、育児を両立させるのが大変そう。
- ❖ 育児をしていると、自分の時間や自分の好きなことができなさそう。
- ❖ 子どもが病気やけがをしたとき、看病したり、病院に連れていくのは大変だと思う。
- ❖ 友人たちからは、結婚や出産をしたくないという話はあまり聞かないけど、それに付随する「金銭面」の不安はよく話題に出ている。
- ❖ 医療費の補助は金銭面でかなり負担軽減になっていた覚えがあります。松戸市の行う子どもや若者への具体的な支援を見聞きすることが少ないです。支援内容とその成果をもっと発信することが、子育てしやすい自治体として名が広がるきっかけになるのではないかと思います。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」、子ども・若者（子どもモニター含む）へのヒアリング結果より抜粋

[基本施策2－1] こどもや家庭に寄り添った相談支援や家事・育児支援を充実させる

- ◆ 妊娠期から出産・子育てまで一貫して、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援や、家事・育児支援を充実させます。
- ◆ 子育ての負担感・不安感・孤独感を軽減できるよう、親子が気軽に集い、交流し、相談できる場所や機会を充実させます。

施策の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等、社会環境の変化により、身近に相談できる人や頼れる人がいないため、子育ての負担感や孤立感がより一層深刻化しています。
- 特に妊娠婦は、様々な負担や不安を抱え心身のバランスを崩しやすく、こども家庭庁の「母子保健事業の実施状況（令和4年度）」によれば、出産した女性の10人に1人は、「産後うつ」のリスクが高いことが指摘されています。
- また、0～2歳児については、3～5歳児と比較して未就園児が多くなっています。こどもが小さいうちはなるべく家庭で育てたいと考える保護者もいるなど、家庭により事情は様々で、就園していないこと自体は問題ではありませんが、未就園児やその保護者については、地域で孤立するケースが懸念されます。本市のアンケート調査によれば、未就園は、0歳児で61.9%と特に多く、1歳児では34.5%、2歳児で24.3%となっており（図表5-5）、その理由としては、「子どもがまだ小さいため成長したら利用しようと考えている」が49.7%、「できるだけ保護者自身で子育てをしたい」が40.2%となっています（図表5-6）。
- 虐待による死亡事例（心中以外）の約半数は、0歳児が占めているという状況（図表5-7）もあることから、妊娠期から切れ目なく家庭に寄り添い、個々の状況に応じて、必要な支援につなげる必要があります。
- 本市のアンケート調査では、子育てをしているときの気持ちとして、未就学児の保護者では、「子どもがいると毎日楽しい」が74.2%と最も多く、次いで「子育てをすることで自分も成長している」が66.7%となっています。一方で、「子育てについて不安になったり悩んだりすることがある」が64.0%、「生活や気持ちにゆとりがないので、子育てにいらだつことがある」が41.2%となっており、子育てに関する負担や不安の大さが表れています（図表5-8）。
- こうした中で、おやこDE広場やほっとるーむ、子育て支援センターを利用している未就学児の保護者は、平成30年度は全体の13.7%でしたが、令和5年度には30.4%まで増加しています。特に0歳と1歳の子どもの保護者については、5割を超えており、ニーズは急増しているものと推測されることから、親子が気軽に訪れ、地域とつながり、交流・相談できる場所が求められています（図表5-9）。

保護者の声

共働きでワンオペです。親戚もいなくて、一人の時間がなくてしんどい時があります。夫もこどもを遊びに連れて行くことはありますが、日常の家事育児はほぼ皆無でしんどいです。子育ての環境でサポートのない母親のケア事業を何か考えていただきたいです。

こども2人（0歳と2歳）の育児をしていますが、大変で毎日辛いです。保育園は、要件に満たないので、入れられません。主人は仕事が忙しく、毎日1人で2人をみています。休みたいです。私も。

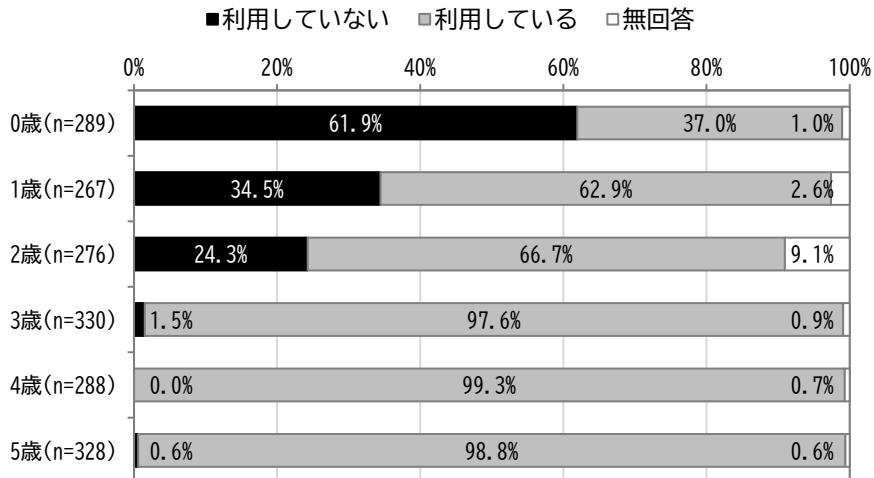
下の子は0歳で保育園に入れたため、利用はしませんでしたが、上の子は、ほっとる一むをよく利用していました。そこでできたママ友は今でも気の許せる友達です。そのような機会が今後も提供され、孤立感のない子育て環境となることを切に願います。

金銭的支援もありがたいですが、近くに頼れる人がいない家庭でも、安心して子育てできる環境を整備していただけたらありがたいです。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

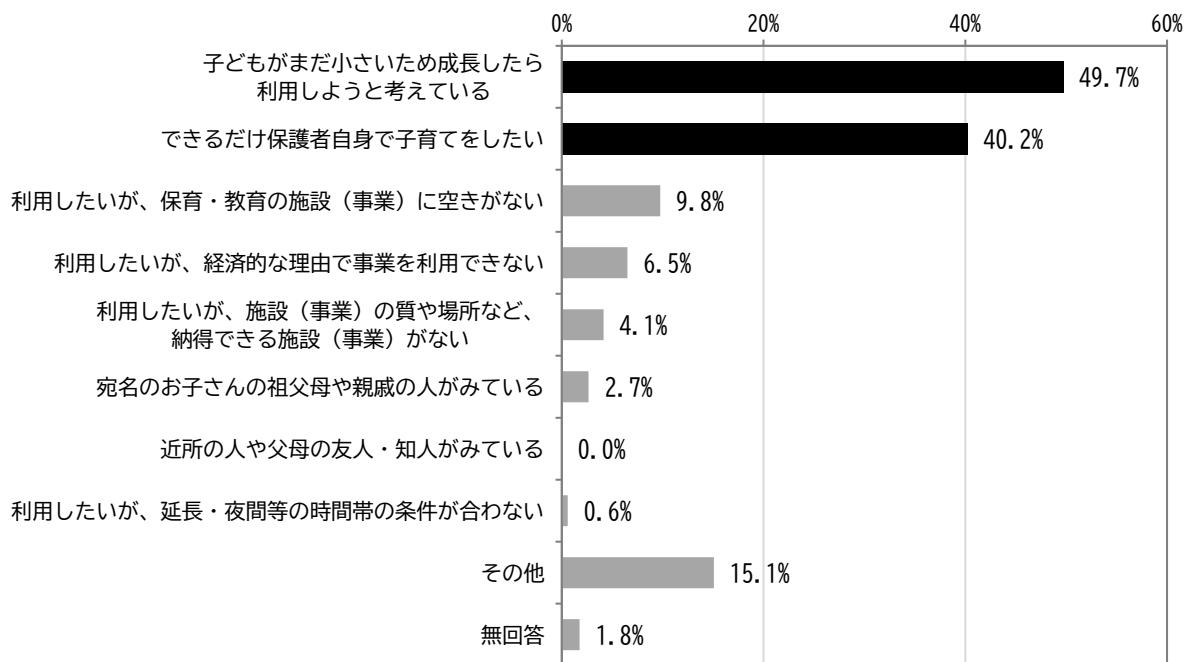
統計データ

図表5-5 教育・保育施設の利用状況



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

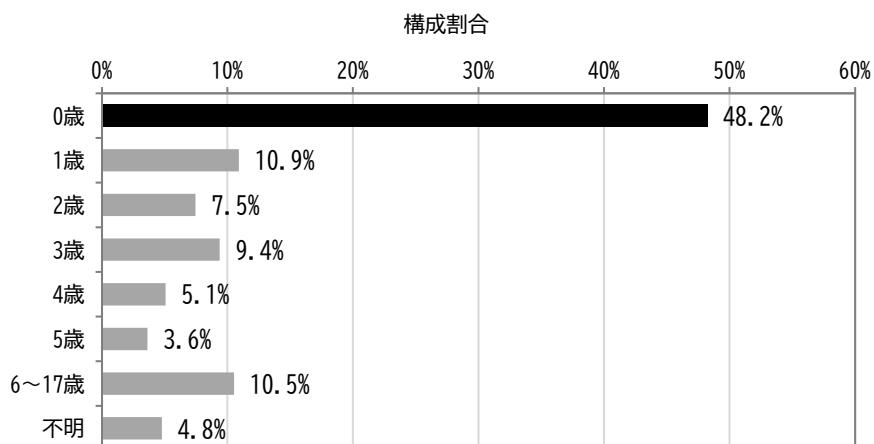
図表5-6 教育・保育施設を利用していない理由



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：対象は教育・保育施設を利用していない0～2歳児保護者（n=338）で、該当する項目を全て選択（複数回答）

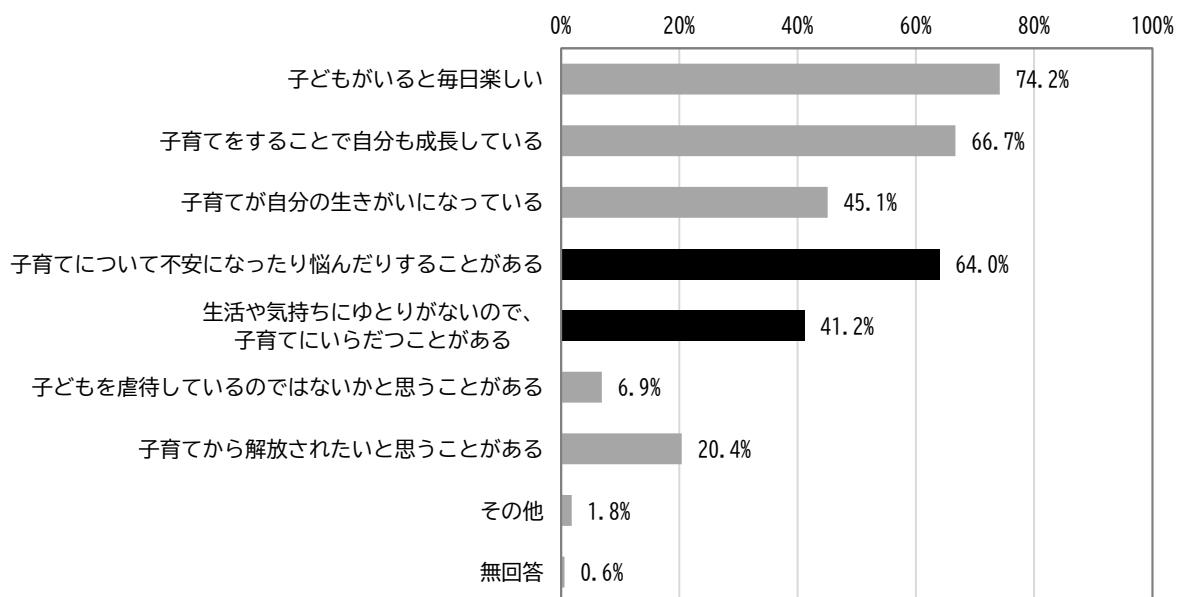
図表5-7 虐待による死亡事例（心中以外）における子どもの年齢



出典：こども家庭審議会児童虐待防止対策部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第1次～第20次報告）」

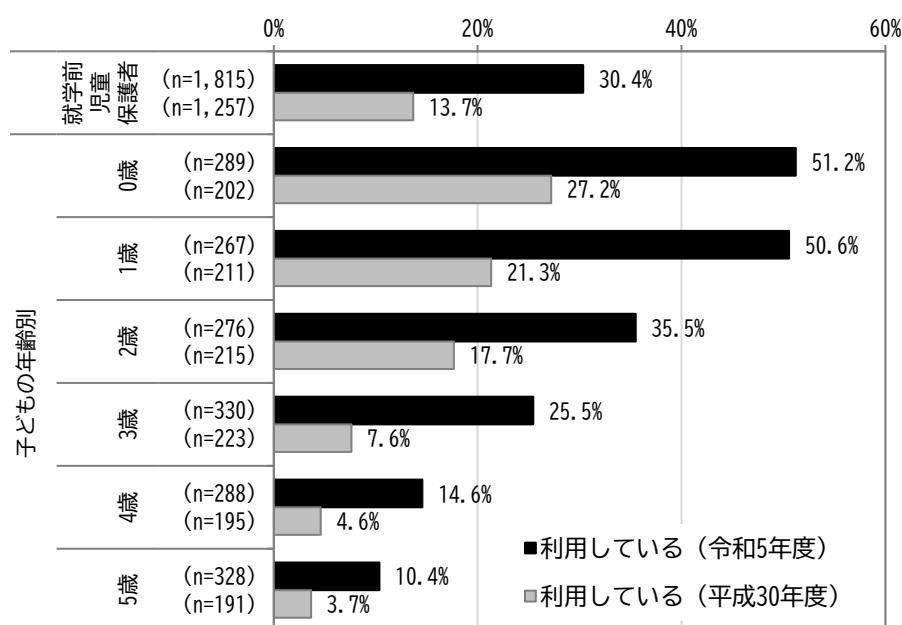
図表 5-8 子育て中の保護者の気持ち



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：対象は、就学前児童保護者（n=1,815）

図表 5-9 おやこ DE 広場・ほっとるーむ・子育て支援センターの利用状況



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（平成30年度・令和5年度）」

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

	事業名	産後ケア事業 事業計画
9	概 要	出産後、育児不安・体調不良がある産婦や、家族などの支援者が身近にいない家庭などを対象に、産後ケア事業（宿泊型・訪問型・日帰り型）を実施します。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
	事業名	乳児家庭全戸訪問事業 事業計画
10	概 要	生後4か月を迎える前までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談や子育て支援の情報提供を行います（未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施）。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
	事業名	妊娠のための支援給付
11	概 要	妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
	事業名	養育支援訪問事業 事業計画
12	概 要	育児支援や相談支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、専門職による訪問支援を行います。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
	事業名	利用者支援事業（子育てコーディネーター） 事業計画
13	概 要	おやこDE広場・ほっとるーむ・子育て支援センターに市認定の子育てコーディネーターを配置し、こども及びその保護者、または妊婦の様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。
	担当課	子ども未来応援課・健康福祉会館
	事業名	利用者支援事業（親子すこやかセンター） 事業計画
14	概 要	市内3か所に設置した「親子すこやかセンター」において、保健師、助産師、社会福祉士が、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
	事業名	利用者支援事業（利用支援コンシェルジュ） 事業計画
15	概 要	窓口での相談を行いながら、保護者の保育ニーズに添った施設利用を案内します。
	担当課	保育課
	事業名	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業） 事業計画
16	概 要	妊娠届出時より、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぎます。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室

17	事業名	地域子育て支援拠点事業（おやこ DE 広場・ほっとるーむ・子育て支援センター）	事業計画
	概 要	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。また、子育て講座等も行います。	
	担当課	子ども未来応援課・健康福祉会館	
18	事業名	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	事業計画
	概 要	地域における育児の相互援助を推進し、多様なニーズに対応するため、地域の中で、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が会員となり、保育園等への送迎や預かり等、育児についての助け合いを行います。	
	担当課	子ども未来応援課	
19	事業名	子育て世帯訪問支援事業（まつドリ baby ヘルパー）	事業計画
	概 要	2歳未満の児童を養育している保育サービスを利用していない家庭及び妊婦等の居宅を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴とともに、家事育児の支援を行います。	
	担当課	こども家庭センター	
20	事業名	母子健康手帳の交付	
	概 要	本庁・各支所の市民健康相談室において、妊娠届出のあった方に対し交付しています。交付の際は保健師が面接し、必要に応じた相談や出産応援交付金のご案内などを行います。	
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室	
21	事業名	市民健康相談事業	
	概 要	保健師が本庁、各支所の市民健康相談室に常駐し、母子健康手帳の交付、育児相談、健康相談、健診等各種届出等を行います。	
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室	
22	事業名	ひとり親向け交流会	
	概 要	経済的困窮や孤独になりがちなシングルマザーが同じ境遇の母親と時間を共にし、つながりのきっかけを作るため、ワークショップと交流会を実施します。	
	担当課	男女共同参画課	
23	事業名	家庭教育学級開催業務	
	概 要	保護者の家庭教育力向上支援の一環として子どもの発達段階に応じた、家庭教育学級を開催します。小学校家庭教育学級は、全小学校に設置し、学校と連携した学習会を支援しています。	
	担当課	社会教育課	
24	事業名	民生委員・児童委員・主任児童委員	
	概 要	地域の身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービス等の紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関、学校や児童福祉関係機関等と連携に努めています。	
	担当課	福祉政策課地域福祉担当室	
25	事業名	子育てフェスティバル事業	
	概 要	子育て支援を行う団体が連携を図り、また、市民に子育ての情報提供をするため、各団体がブースを持ちイベントや講座を行います。	
	担当課	子ども未来応援課	

	事業名	子育て支援に関する関係機関との情報交換会
26	概 要	地域の子育て支援関係者が集まり、情報共有、連携を強化することで、子育て支援活動を充実させていきます。
	担当課	子ども未来応援課
	事業名	子育て支援員研修
27	概 要	「これから子育て支援事業に携わりたい」という方が必要な知識と技術を取得できるように、講義や演習を行います。
	担当課	子ども未来応援課

[基本施策2－2] こどもの健やかな成長を支える保健・医療を提供する

- ◆ 妊産婦健診や乳幼児健診などを通じて、産前から母子の健康の維持及び増進を図るとともに、親子の健康的な生活習慣の獲得に向けて、正しい知識の普及啓発を推進します。
- ◆ こどもが地域において、休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、関係機関と連携し、小児医療体制の充実を図ります。

施策の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

- 妊産婦は様々な不安や負担を抱え、心身のバランスを崩す方もいます。そして、乳児期は多種多様な先天性疾患が顕在化する時期であるとともに、保護者が不安を感じやすい時期もあります。また、幼児期には発育、発達面の個人差が比較的明らかになり、保健・医療の対応が重要な時期となります。そのため、乳幼児の発育・発達や、健康の維持・増進、疾病の予防の観点に加え、妊娠期から悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、妊産婦健診や乳幼児健診等を推進する必要があります。
- 一方で、妊娠は、妊婦やパートナーなどのこれまでの生活習慣を見直す機会となります。望ましい生活習慣を身に付けることは、胎児の健やかな成長や出産後の親子の基本的かつ健康的な生活習慣の獲得、ひいては生涯の健康行動につながるので、いつまでも健康で生き生きと暮らすために必要な知識の普及啓発も大切です。
- また、乳幼児期は、急な発熱や腹痛、嘔吐など、体調を崩すことも多く、特に病院や診療所が休みのときは、どうしたらよいか困ることも少なくないため、本市の総合医療センターや医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関と連携し、小児医療体制を確保・充実させることが重要です。なお、本市の夜間小児急病センター受診者数は、令和5年時点で8,907人となっており、過去10年で最多となっています（図表5-10）。
- 本市のアンケート調査によれば、子育てに関する日常の悩みや気になることとして、就学前児童保護者では、「子どもの発育や発達のこと」が48.4%、「子どもの健康のこと」が47.9%となっています（図表5-11）。また、国や自治体に期待する施策として、「必要なときにいつでも受診できる小児医療体制を確立すること」が62.0%に達しており、小学5年生保護者や中学2年生保護者と比較して、特に高くなっていることから（図表5-12）、子どもの年齢が低いほど、子どもの健康や発達、小児医療に対する関心が高いことがわかります。

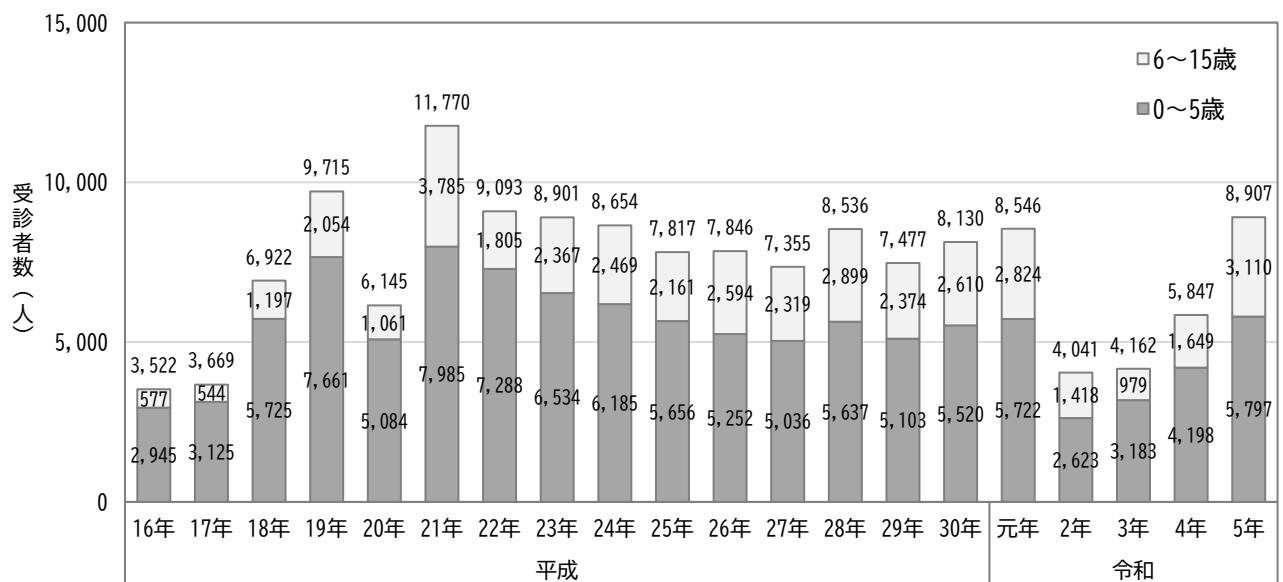
保護者の声・・・・・・・・・・・・

小児科が休みの日、急な病気に対応できる医療機関及び制度を充実して欲しい。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

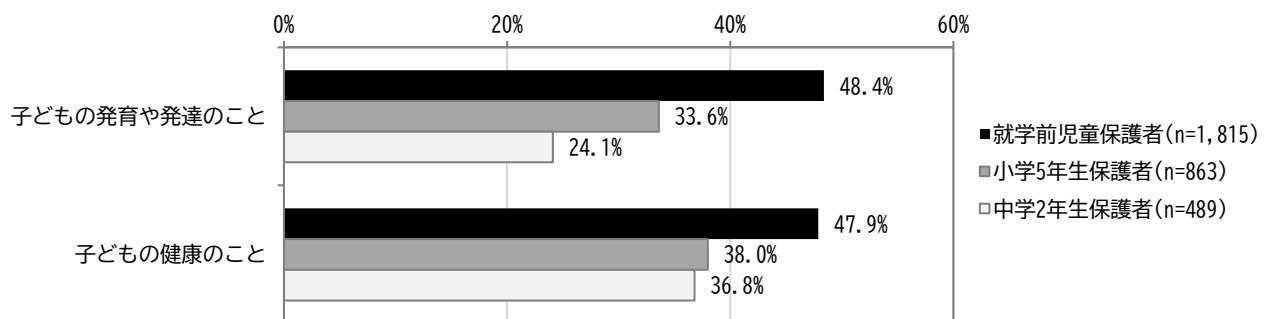
統計データ

図表 5-10 夜間小児急病センター受診者数の推移



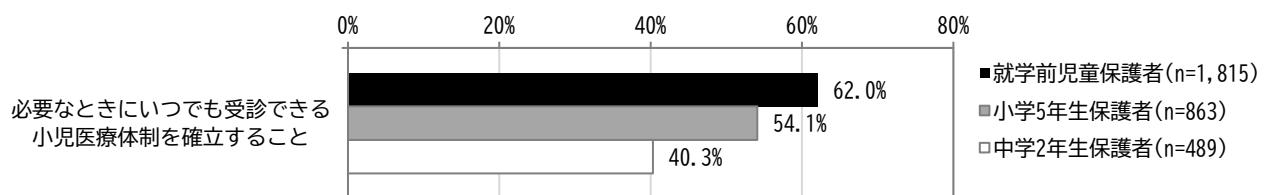
出典：健康医療政策課資料

図表 5-11 子育てに関する日常の悩みや気になること



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

図表 5-12 国や自治体に期待する施策（小児医療体制）



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 重点 重点事業

28	事業名	妊婦健康診査	事業計画
	概要	妊娠中の心身の健康状態を確認するとともに、母子の健康の保持増進を図ります。	
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室	
29	事業名	産婦健康診査	重点
	概要	産後うつや新生児虐待の予防等を図るため、出産後間もない産婦に対する健康診査を実施します。	
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室	
	実施目標・成果目標	産婦健康診査受診率の向上を目指します。	
	現状：令和6年度	2週間健診 48%、1ヶ月健診 85%	
30	目標：令和9年度	2週間健診 55%、1ヶ月健診 90%	
	目標：令和11年度	2週間健診 55%、1ヶ月健診 90% 以上	
	事業名	新生児聴覚スクリーニング検査	
	概要	新生児聴覚スクリーニング検査にかかる費用を助成し、新生児の聴覚障害の早期発見及び早期支援を図ります。	
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室	
31	事業名	乳幼児健康診査	重点
	概要	乳幼児の健康の保持増進を図るため、「乳児健康診査」「1歳6ヶ月健康診査」「3歳児健康診査」「5歳児健康診査」を実施します。	
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室	
	実施目標・成果目標	就学後における発達障害等によるつまずきを軽減させるため、年中児からの早期支援を充実させます（5歳児健康診査）。	
	現状：令和6年度	－	
32	目標：令和9年度	スクリーニング率 90%以上	
	目標：令和11年度	スクリーニング率 90%以上	
	事業名	乳児股関節健診	
33	概要	乳幼児の健康の保持増進を図るため実施します。	
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室	
33	事業名	妊婦歯科健康診査	
	概要	妊娠中に1回、市内の歯科委託医療機関において、無料で歯科健康診査を実施します。	
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室	

	事業名	就学時健康診断
34	概 要	翌年4月に小学校へ入学予定のこどもを対象として、入学前に心身の健康状態を把握し、疾病等の疑いがある場合は早期受診をお勧めすることで、健やかに学校生活を送ることができるよう、健康診断を実施しています。
	担当課	学務課学校保健担当室
	事業名	予防接種事業
35	概 要	感染症に対する抵抗力をつくり、病気からこどもを守るために予防接種を実施します。
	担当課	予防衛生課
	事業名	フッ化物洗口
36	概 要	松戸歯科医師会と連携し、効果的なむし歯予防法であるフッ化物洗口を、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校等で実施します。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室・学務課学校保健担当室
	事業名	わんぱく歯科くらぶ
37	概 要	歯と口腔の健康のため、2歳2か月から3歳5か月児を対象に、個別相談、歯科健診、むし歯菌の検査、フッ化物塗布等を行います。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
	事業名	離乳食教室
38	概 要	生後4か月から5か月頃の赤ちゃん（第1子）をもつ保護者を対象に、栄養士が離乳食の進め方や作り方をお話しします。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
	事業名	ママパパ学級
39	概 要	初産婦とそのパートナーが妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりを進めていきます。また、おやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供を行います。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
	事業名	思春期保健事業
40	概 要	親が「性の健康」について正しい知識を持ち、こどもへの適切な対応ができるように、パートナー講座「親のための性教育」の実施、電話や面接での相談に応じています。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
	事業名	育児相談（赤ちゃん教室）
41	概 要	概ね生後2か月から12か月までの乳児と保護者を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合いを実施します。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室

42	事業名	小児医療センター（松戸市立総合医療センター）
	概 要	小児医療センターは、小児の総合的医療を目的として、小児科、小児外科のほか、小児心臓血管外科、小児脳神経外科、小児集中治療科を備え、特殊な専門疾患者を受け入れています。また、県内で3か所のうちの1つとなる小児集中治療室（PICU）では、東葛北部はもとより、県内外からの重症患者の受入に対し治療に当たっています。
	担当課	病院政策課・経営課
43	事業名	地域周産期母子医療センター（松戸市立総合医療センター）
	概 要	平成28年4月に東葛北部保健医療圏で唯一の地域周産期母子医療センターとして千葉県から認定を受け、母体搬送ネットワーク連携病院として、産婦人科と新生児科の連携により、分娩リスクの高い妊婦や高度な新生児医療に対応しています。
	担当課	病院政策課・経営課
44	事業名	夜間小児急病センター
	概 要	子どもが夜間、急に具合が悪くなったときに受診できる夜間小児急病センターを、松戸市医師会、松戸市薬剤師会、松戸市立総合医療センターの協力のもとで、毎日開設しています。
	担当課	健康医療政策課
45	事業名	休日土曜日夜間歯科診療所
	概 要	松戸歯科医師会の協力のもとで、急な歯痛等の応急歯科診療が受けられる休日土曜日夜間歯科診療所を土曜日・休日・年末年始等の夜間に開設しています。
	担当課	健康医療政策課

[基本施策2－3] 妊娠・出産・子育てに関する経済的支援を充実させる

- ◆ 妊娠・出産・子育てに伴う経済的負担感を軽減するとともに、夫婦が理想とすることの数が実現できるよう、ライフステージに応じた切れ目のない経済的支援の充実を図ります。

施策の背景

- 近年、出生数の減少は予想を上回るペースで進行しており、少子化には依然として歯止めがかかっていない状況です。少子化の要因は、主に未婚化と晩婚化と言われていますが、有配偶出生率の低下も要因のひとつとして指摘されています。その背景には、子育てに伴う精神的負担感だけでなく、経済的負担感が存在しており、特に近年は、家計の所得が伸び悩む中で、物価上昇が追い打ちをかけています。子育て家庭がこうした負担感を抱えている現状は、若い世代が子育てに対してネガティブな印象を持つことにつながっています。
- 本市のアンケート調査では、理想的な子どもの数が実現できない理由として、就学前児童保護者、小学5年生保護者、中学2年生保護者のいずれにおいても、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も高くなっています。就学前児童保護者については、77.6%に達しています（図表5-13）。このように、子育てに関する経済的負担感は、ライフステージを通じて大きくなっています。妊娠前から切れ目のない経済的支援が求められています。

保護者の声

経済的な不安から、子どもを持たない人が多いと感じます。我が家は子どもが3人いますが、子どもにかかる費用を保証してくれるなら、もっと産みたいと思います。多子家庭には、より充実した援助をして欲しいです。

物価も上がり、生活にもお金がかかるのに収入があまり増えない中、これから教育などにかかるお金を考えるととても不安になります。

子育てをする上で本当にお金がかかる事を痛感しています。オムツやミルクなど、子どもを育てる中で絶対必要な物について支援があるとよいと思います。

毎月のように物の値段が上がり、子どもの物も値上げや内容量の減る実質値上げが多くあり、経済的な負担への不安が大きいです。

我が家は世帯年収は多い方だと思いますが、子ども3人にかかるお金が多く、せいたくをせず節約を心がけていても、老後や今後の教育費に不安しかありません。私が仕事を辞めてしまうと貯金すら出来なくなります。主人とは「もう1人欲しいね」と話していますが、現実を考えると難しいです。子育てには本当にお金がかかります。

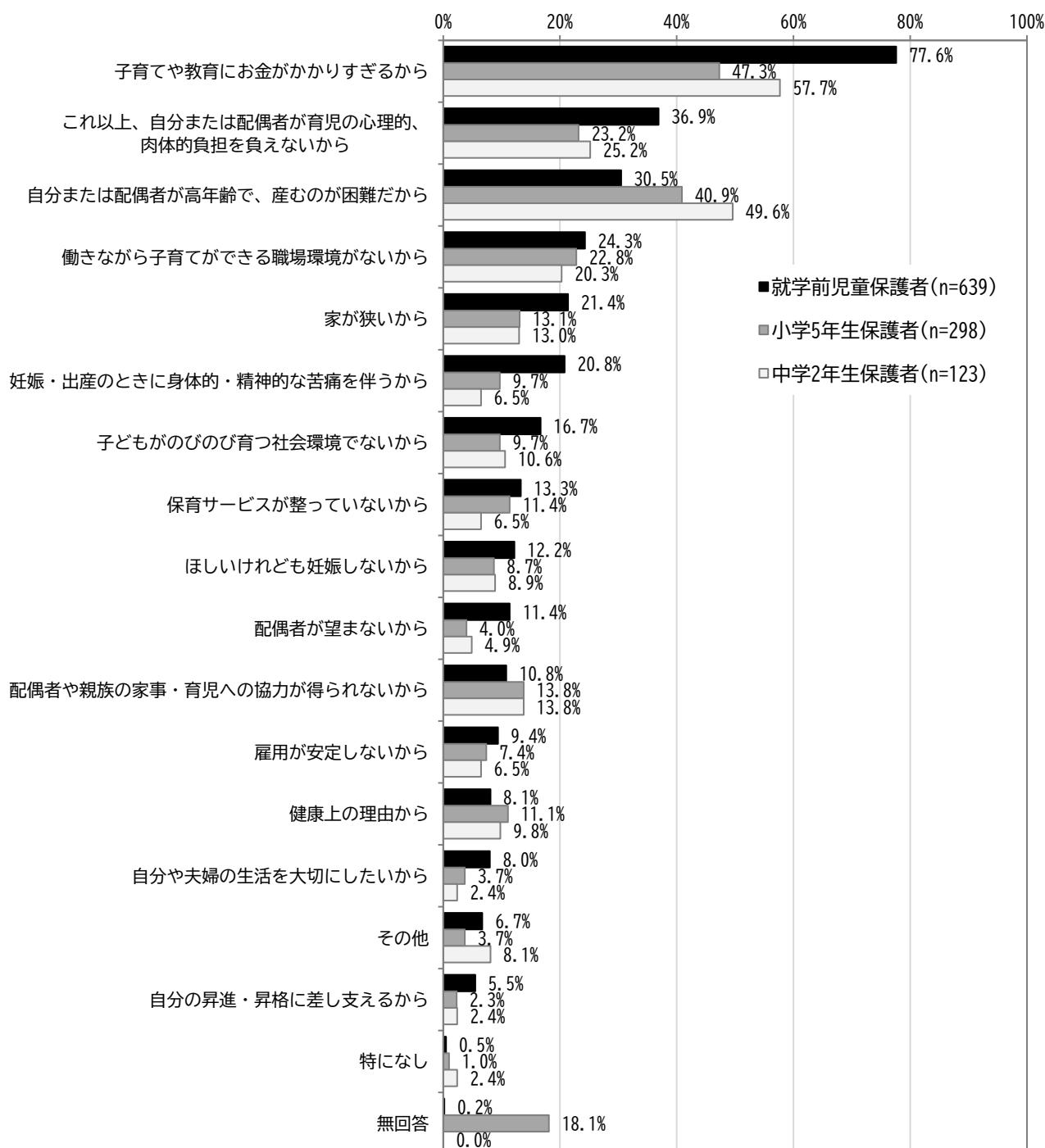
経済的に苦しく、3人目がどうしても欲しいですが、今いる子ども2人にも習い事も諦めてもらっている状況で、諦めざるを得ません。子どもが欲しい人たちが、経済的な面で、産まない選択を

しないように、支援を手厚くして頂きたいです。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

統計データ

図表 5-13 理想の子どもの数が実現できないと思う理由



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：対象は理想の子どもの数が「実現できないと思う」と回答した保護者で、該当する項目を全て選択（複数回答）

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

46	事業名	結婚新生活住宅支援事業
	概 要	若年世帯の婚姻に伴う新生活を経済的に支援するために、婚姻に伴う新生活に係る住居及び引越し等に要する費用の一部を補助します。
	担当課	住宅政策課
47	事業名	不妊治療費（先進医療）助成
	概 要	不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、保険適用となった特定不妊治療と併用して行った「先進医療」に係る費用の一部助成を行います。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
48	事業名	妊娠婦向けタクシー利用料補助 重点
	概 要	妊娠36週以降から産後1か月までの産科・婦人科受診時及び子の1か月健診時のタクシー利用について、安全に安心して受診してもらうため、自宅から医療機関までのタクシー利用料の助成を行います。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
49	実施目標・成果目標	必要な人への経済的支援を行います。
	現状：令和6年度	申請見込み数：800人
	目標：令和9年度	継続的に実施
	目標：令和11年度	継続的に実施
	事業名	低所得の妊婦支援（初回産科受診料及び妊婦健康診査公費負担超過費の補助）
50	概 要	低所得であっても安心して妊婦健診が受けられるよう、妊婦判定診査のため産婦人科医療機関を受診した際の初回受診料及びその後の妊婦健康診査の公費負担額以上の費用の一部または全部を補助します。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
	事業名	入院助産制度
51	概 要	経済的理由により病院や助産所に入院して出産することができない人が、市が委託する助産施設で出産することを支援する制度です。
	担当課	こども家庭センター
	事業名	未熟児養育医療費助成
52	概 要	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする児童に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担します。
	担当課	こども家庭センター
	事業名	国民健康保険被保険者への出産育児一時金
52	概 要	国民健康保険被保険者が出産する際、出産育児一時金を支給します。
	担当課	国保年金課

53	事業名	国民健康保険料の産前産後期間の減額制度
	概 要	国民健康保険被保険者が出産する際、産前産後の一定期間の国民健康保険料を減額します。
	担当課	国保年金課
54	事業名	国民年金保険料の産前産後期間の免除制度
	概 要	国民年金第1号被保険者が出産する際、産前産後の一定期間の国民年金保険料を免除します。
	担当課	国保年金課
11	事業名	再掲：妊婦のための支援給付
	概 要	妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
55	事業名	児童手当
	概 要	児童の健全育成を図るため、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している保護者に手当を支給します。
	担当課	子ども未来応援課児童給付担当室
56	事業名	子ども医療費助成制度
	概 要	高校3年生相当年齢までの児童にかかる医療費（保険診療分）の自己負担額（全部または一部）を助成します。
	担当課	子ども未来応援課児童給付担当室
57	事業名	幼児教育・保育の無償化
	概 要	保育所（園）、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の利用料を無償化します。また、幼稚園は満3歳以上の利用料を上限額までの範囲で給付されることにより無償化を実施します。
	担当課	保育課・幼児教育課
58	事業名	多子世帯の保育料負担軽減
	概 要	幼稚園及び保育所（園）等に同時に2人以上入所されている場合、第2子の保育料は約半額、小学3年生までの兄弟姉妹が2人以上いる場合、第3子以降の保育料は無料とします。
	担当課	保育課入所入園担当室
59	事業名	幼稚園の預かり保育料の助成
	概 要	保育の要件を満たし、市の指定する幼稚園で預かり保育を利用した場合、国の無償化超過分の費用の一部を助成します。
	担当課	幼児教育課
60	事業名	認可外保育施設保育利用料の助成
	概 要	県の指導監督基準を満たす認可外保育施設に入所し、一定の基準を満たす児童に対し、保育利用料の助成を行います。
	担当課	保育課入所入園担当室

61	事業名	幼稚園・保育園等の給食費等の支援
	概 要	幼稚園、保育所（園）、認定こども園等に通う 3 歳児から 5 歳児の給食及びお弁当に係る費用について、第 2 子に半額相当、第 3 子以降に全額相当を支援します。
	担当課	保育課入所入園担当室・幼児教育課
62	事業名	第 2 子以降の学校給食費等の支援
	概 要	保護者の経済的負担軽減を図るため、学校給食費の支援（第 2 子半額・第 3 子以降全額）を実施します。
	担当課	学校財務課学校給食担当室
63	事業名	食材料の価格高騰相当分の支援
	概 要	物価高騰等を背景とした食材料の価格高騰に対応し、学校給食費の保護者負担軽減支援を実施します。
	担当課	学校財務課学校給食担当室
64	事業名	幼児同乗用自転車等の購入支援・助成
	概 要	子育て家庭が幼児同乗用自転車を購入する際の費用の一部を助成し、未就学児を 2 人以上養育している世帯と未就学児を 1 人養育している児童扶養手当受給世帯への経済的負担の軽減を図ります。
	担当課	子ども未来応援課
65	事業名	自転車用ヘルメット購入費補助事業
	概 要	自転車用ヘルメットの購入費の一部を助成し、ヘルメットの普及着用を促進することで、経済的負担や交通事故時の被害軽減を図ります。
	担当課	市民安全課
66	事業名	チャイルドシートのリース料金の助成
	概 要	松戸市安全都市協議会が指定する業者からチャイルドシートをリースする場合、料金の半額を助成します。
	担当課	市民安全課
67	事業名	三世代同居等住宅取得支援
	概 要	子世帯が市内に住む親世帯と近居・同居するために、住宅取得する際の費用の一部を補助します。
	担当課	住宅政策課

[基本施策2－4] 子育て家庭のニーズに応じた情報提供を充実させる

- ◆ 子育て家庭に必要な情報や支援をタイムリーに届け、子育てに関する制度や支援の利用を促進するため、SNS等を活用したプッシュ型の情報提供等、子育てに関する情報発信を強化します。
- ◆ 子育て家庭の利便性向上や負担軽減を図るため、デジタル技術の活用等により、子育てに関する制度や支援の利用について、申請や手続きの簡素化等を推進します。

施策の背景

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等を背景に、近年、子育て家庭は、家事や育児、仕事に追われるなど、多忙を極めています。こうした状況の中で、家庭が自ら必要な情報を調べて把握するには、かなりの時間と労力を要し、その負担は小さくありません。
- 適切な時期の健診受診や対象となる給付の申請等を促し、子育て支援制度の利用を促進する観点からも、子育て家庭に必要な情報や支援がタイムリーに届くよう、若い世代や子育て世代にとってなじみのあるSNS等を活用したプッシュ型の情報提供や、必要な情報がわかりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信をより一層強化する必要があります。
- また、制度や支援があっても利用しづらいという状況にならないよう、子育て家庭の利便性や負担に配慮し、デジタル技術の活用等を通じて申請や手続きの簡素化等を図ることも求められます。
- 本市のアンケート調査によれば、未就学児の保護者は、子育てに関する情報を、「インターネット」や「SNS」で入手している方が多く、「松戸市子育て情報LINE」や「まつどDE子育てアプリ：母子モ」の利用も少なくありません（図表5-14）。

保護者の声

支援内容がわかりにくいので、気軽に見られるSNSなどで発信してほしい。

地域のイベントやサービスを紹介するSNSにもっと力を入れてほしいです。

松戸市のLINEを登録していますが、たくさんの情報を受け取れてわかりやすいです。

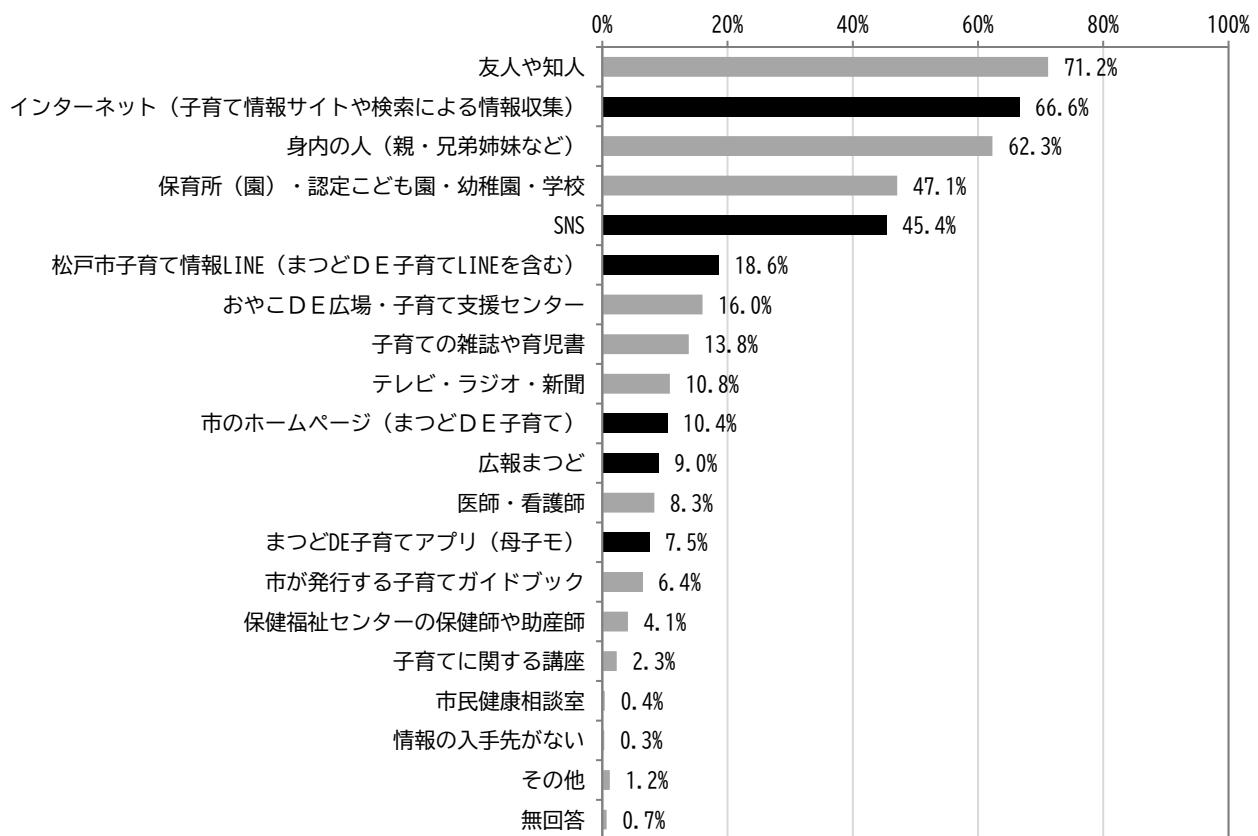
松戸のLINEサービスがある事で、自分で調べなくても情報が入ってくるので助かっています。これからも、LINEでの情報がメインになりますので、引き続き情報発信をお願いいたします。

松戸市のLINEをよく見ていています。今も大事だなと思うことは夫とも共有しています。年齢や月齢に合わせて情報が入ってくるので、特に赤ちゃんの頃はよく見ていました。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

統計データ

図表 5-14 子育てに関する情報の入手方法



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：対象は就学前児童保護者(n=1,815)で、該当する項目を全て選択（複数回答）

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

事業名	再掲：子ども・子育て政策推進事業 重点	
	概要	担当課
5	本市の子育て支援に関する事業や施設等の利用を促進するとともに、こどもや子育て家庭を社会全体で応援するという気運を醸成するため、市内外の子育て当事者等を対象に、多様な手段を用いて効果的な情報発信を行います。また、こどもの意見表明や社会参画の機会を充実させるため、「こどもモニター」や「子ども夢フォーラム」とも連携して、こどもが企画・立案から実施・運営にまで携わるイベント等を実施します。	子ども政策課
実施目標・成果目標	こどもを主体としたイベントやこどもと協働した取組等を企画・実施します。	
現状：令和6年度	－	
目標：令和9年度	イベントや取組等を継続的に実施	
目標：令和11年度	イベントや取組等を継続的に実施	

	事業名	松戸市公式 LINE 重点
	概 要	松戸市公式 LINE アカウントにおいて、担当部署が実施する子育てに関するイベント情報等、市の情報を提供します。
	担当課	広報広聴課
68	実施目標・成果目標	松戸市公式 LINE アカウントにおいて、登録者に希望する情報を届けます。 松戸市公式 LINE アカウントの登録者数を増やします。
	現状：令和 6 年度	子育て世帯を含む全世帯向けにアカウントをリニューアルしました。 登録者数：22,579 人（令和 6 年 9 月 30 日時点）
	目標：令和 9 年度	登録者数：60,000 人
	目標：令和 11 年度	登録者数：87,500 人
	事業名	まつど DE 子育て LINE
69	概 要	妊娠期から安心して出産や子育てができるよう孤独な子育てや乳幼児虐待の予防を目的に、LINE を利用した育児情報の配信を行います。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
	事業名	まつど DE 子育てアプリ「母子モ」
70	概 要	「まつど DE 子育て」と連動し、プッシュ型の情報提供を行います。
	担当課	子ども政策課
	事業名	子育て情報サイト「まつど DE 子育て」
71	概 要	市ホームページ内の「まつど DE 子育て」で市内の子育て情報を一元化し、提供します。
	担当課	子ども政策課
	事業名	子育てガイドブックの発行
72	概 要	「松戸市子育てガイドブック」を発行し、子育て情報を一元的に提供します。
	担当課	子ども政策課
	事業名	幼稚園 PR 事業
73	概 要	幼稚園ガイド作成や幼稚園オンライン合同説明会を実施することで、幼稚園の情報を広く発信し、子育て世帯の幼稚園に対する認知度を向上させます。
	担当課	幼児教育課
	事業名	広報まつど
74	概 要	毎月 2 回発行し、担当部署が実施する子育てに関するイベント情報等、市の情報を提供します。
	担当課	広報広聴課

基本目標3 乳幼児期から子どもが良質かつ適切な幼児教育・保育を受けることができる

- 家庭の多様なライフスタイルに応じた、安全安心で質の高い幼児教育・保育が充実し、子どもの育ちと学びを地域全体で一貫して支える「まつど」を目指します。



こども・若者からのメッセージ

- ❖ 子育てなどが共働きでもしやすい環境であって欲しいと思う。
- ❖ 今、3才の弟がいて、お母さんが入院した時、弟に「ごめんね、ごめんね」と言っていたのを聞いて、親はけがや病気とかをしてはいけないと思っていそうでつらそう。
- ❖ 保育園や幼稚園での悪いニュースが最近多々見受けられます。そういうことがなかなか減らないのは人員不足など色々な問題があると思います。ですが、子どもが小さい頃に怖い思いをしてしまったらその先ずっとトラウマになってしまうと思います。少しでも改善できるように、市が先頭に立って協力しなければならないと思います。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」、こども・若者（こどもモニター含む）へのヒアリング結果より抜粋

[基本施策3－1] 安全安心で質の高い幼児教育・保育を提供する

- ◆ 地域における施設の配置状況やニーズに応じて、保育施設の充実を図ります。
- ◆ 「松戸市 保育所保育 質のガイドライン」の運用や、保育士、幼稚園教諭の確保、処遇改善、研修等を推進し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

施策の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 就学前児童の母親のフルタイム就労は年々増加しており、本市のアンケート調査によれば、平成25年度は24.9%でしたが、令和5年度は44.4%まで増加しています。同様に、フルタイム以外の就労についても、17.8%から25.9%まで増加し（図表5-15）、近年の出生数の減少を加味した上で、保育ニーズは、今後も増加傾向にあるものと推測されます。
- こうした中で、本市では、保育施設と個性豊かな質の高い教育を提供している幼稚園との共存共栄を図るため、「0歳から2歳児では小規模保育施設、小規模保育施設卒園後は幼稚園へ」を政策として、小規模保育施設の整備や、幼稚園での預かり保育を充実させるとともに、小規模保育施設卒園後も保護者が生活パターンを変えずに幼稚園に通えるよう、送迎保育ステーションの整備・拡充を進めてきました。その結果、平成28年度から9年連続（令和6年4月1日時点）で、待機児童ゼロ（国基準）を達成しています。
- 一方で、近年、幼児教育・保育の現場における、こどもをめぐる事故や、不適切な対応等により、不安を抱えている保護者もいます。乳幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を築く上でも、特に重要な役割を担っていることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境を確保し、これまで以上に、幼児教育・保育の質の向上を図る必要があります。
- 本市のアンケート調査でも、教育・保育施設の利用を希望する理由として、「教育・保育の内容が充実しているから」が48.6%と最も多い、未就学児の保護者は、立地や利用時間以上に教育・保育の質を重視していることがわかります（図表5-16）。

保護者の声

保育士の賃金、勤務時間の処遇の改善で、人材を充分に確保することと、配置基準を上回るような政策を、市レベルでも予算を充てて行ってほしいです。また、保育士の研修を、公立、私立を問わず、行政が主体となって行い、安心して預けることができる施設を増やしてほしいです。

保育士さんは、子どもの命を預かる大変なお仕事で、業務の負担が多いように感じるのに低賃金。保育士さんのためにも、保育の質を上げ、虐待等の不適切保育が発生しないようにするためにも、給与を上げてほしいです。

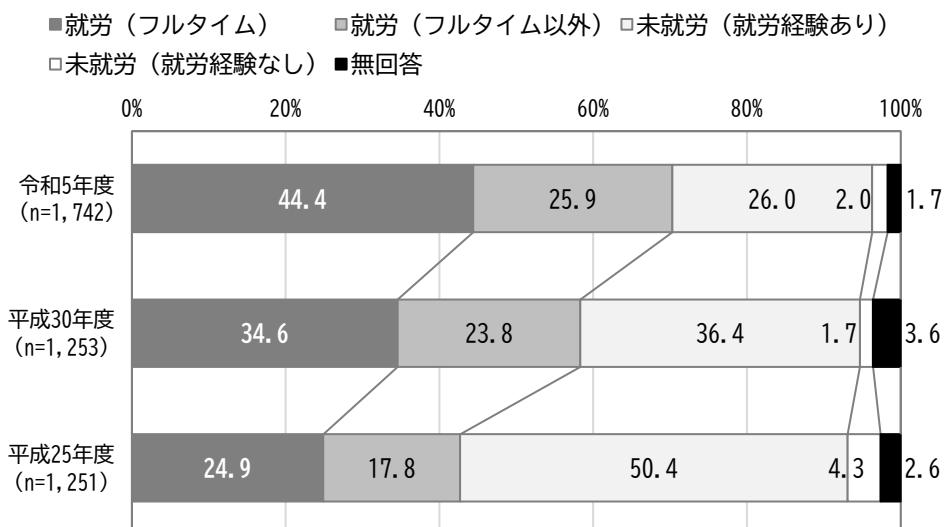
心のこもった質の良い保育を提供していただいている。専門性が高く、命を預かる非常に難しい仕事です。保育士の皆様の待遇が一刻も早く改善されるよう切に願います。

子どもが通っている認可保育園では、複数の保育士さんが長時間労働をされているように思います。また、他の保育士さんも退職されたり、産休に入られたり、利用している側から見ても明らかに人手不足を感じています。この影響による自分の子への対応もそうですが、保育士さんの心身も心配になっています。上記の状況であっても精一杯対応してくださっている園だからこそ、保育士さんのことが非常に心配になりますし、そのような園だからこそいつまでも存続して欲しいと思っています。松戸市は松戸手当等すでに様々な施策をされていらっしゃいますが、現状から考えてさらに多くの保育士さんを確保することや、園児に対する保育士数を増員することへの補助金等、国に先駆けて対応していただけたら少しでも保育士さんの負担も減り、将来を担う松戸の子どもたちへと還元していくのかなと思っています。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

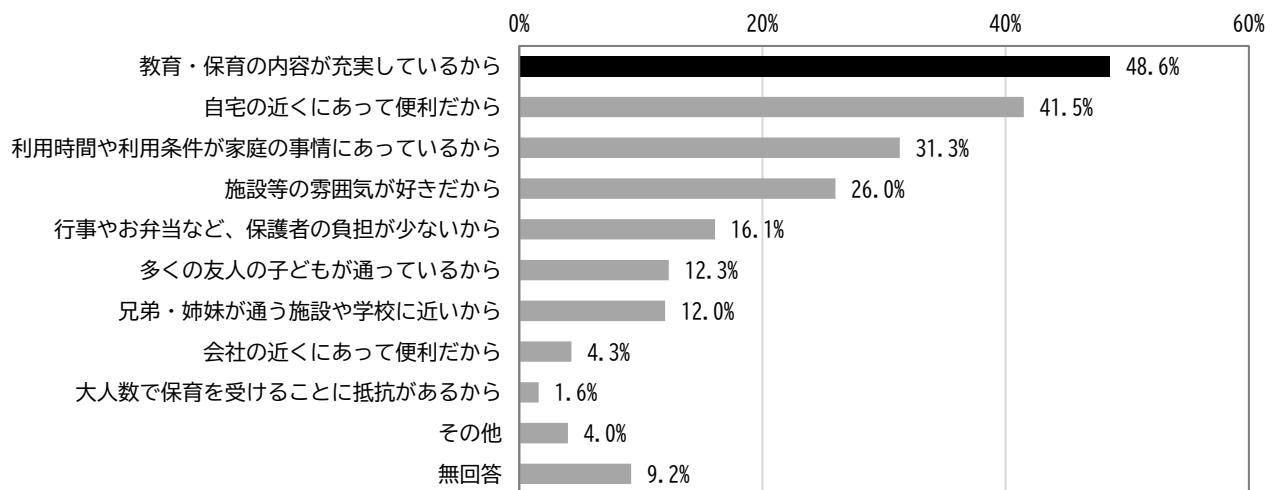
統計データ

図表 5-15 母親の就労状況（就学前児童保護者）



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（平成25年度・平成30年度・令和5年度）」

図表 5-16 教育・保育施設を希望する理由



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：対象は就学前児童保護者(n=1,688)で、該当する項目を全て選択（複数回答）

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

75	事業名	保育所（園）の整備 事業計画
	概 要	民間の活力を活かし、保育需要に応じた認可保育所の整備を推進します。また、児童の安全確保のため、保育所の耐震対応等の老朽化対策を推進します。
	担当課	保育課保育運営担当室
76	事業名	小規模保育施設の整備 事業計画
	概 要	保育需要に応じて、0歳から2歳の子どもを対象に、少人数（定員6人から19人）で預かる小規模保育事業を整備します。
	担当課	保育課保育運営担当室
77	事業名	幼稚園の預かり保育の推進 事業計画
	概 要	幼児教育・保育の無償化に伴うニーズ量の変化に対応しながら、働いている世帯の子どもが幼稚園を利用できるよう、幼稚園の通常の時間以外に長時間の保育を行う預かり保育を推進します。
	担当課	幼児教育課
78	事業名	送迎保育ステーション事業
	概 要	保護者が就労していても送迎保育ステーションを利用することで、幼稚園の教育を選択しやすくなります。
	担当課	幼児教育課

	事業名	認定こども園の推進
79	概 要	保護者の就労状況等に関わらず、こどもが地域で継続して通うことができるよう、認定こども園の普及に努めます。
	担当課	保育課・幼児教育課
	事業名	地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 事業計画
80	概 要	幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料を支援します。
	担当課	幼児教育課
	事業名	保育所（園）への巡回 事業計画
81	概 要	保育の質の確保や重大事故防止のために、保育所（園）・小規模保育施設・認可外保育施設へ、利用支援コンシェルジュが巡回指導を行います。
	担当課	保育課
	事業名	「松戸市保育所保育の質のガイドライン」の運用
82	概 要	保育所保育の質のガイドラインは、こどもを主役とした「保育の質の向上」を提言し、松戸市内の保育現場での環境構成や検証に活かすことを目指し、運用を進めます。
	担当課	保育課
	事業名	保育士確保事業の実施
83	概 要	指定保育士養成施設で修学し、卒業後に保育士として市内民間保育所等に勤務する意志のある方に対して無利子で修学資金を貸し付けるなどします。
	担当課	保育課保育運営担当室
	事業名	幼稚園教諭確保事業の実施
84	概 要	幼稚園教育の充実を図るため、幼稚園教諭に対する支援をします。
	担当課	幼児教育課
	事業名	保育士の研修体制の充実
85	概 要	自己研鑽により保育の専門性を高めるため、職場内研修や職場外研修を継続的に実施します。
	担当課	保育課
	事業名	保育施設の定期監査の実施
86	概 要	施設の基準や運営に関する基準が守られているかを検査し、基準を満たしていない場合に改善指導を行います。
	担当課	保育課保育運営担当室

[基本施策3－2] 多様な保育ニーズに応じた地域の子育て支援を充実させる

- ◆ 子育て家庭の様々なニーズや事情に応じて、一時預かりや病児・病後児保育等の充実と利便性の向上を図ります。
- ◆ 全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減等を図るため、「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を実施します。

施策の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 「育児が大変で、たまには息抜きをしたい」、「自分が体調を崩して、子どもの面倒がみられない」、「子どもが急に発熱したけど、仕事が休めない」など、日々の子育てにおいて、保護者は様々な悩みを抱えているため、各々の家庭のニーズに応じて、地域で子どもを一時的に預けられる環境の整備が必要です。
- 本市のアンケート調査によれば、一時預かりの利用希望は、平成30年度は39.9%でしたが、令和5年度は50.4%まで増加し（図表5-17）、希望理由については、「保護者や家族の病気」が69.7%、「保護者や家族の用事（冠婚葬祭等）」が61.7%となっているほか、「保護者や家族の育児疲れ・不安」といったレスパイトを要するケースについても、55.1%と多くなっています（図表5-18）。
- 他方で、子どもの病気やけがにより、教育・保育施設が利用できなかったときの対応としては、令和5年度時点で、「母親が休んだ」が82.5%、「父親が休んだ」が45.8%となっており、両親のどちらかが仕事を休んでいる状況です（図表5-19）。こうした保護者における病児・病後児保育の利用希望は、「利用したいとは思わない」が約6割を占めており、その理由としては、「子どものそばにいてあげたい」が64.3%と最も多く、子どもにとってもそれが一番望ましいことですが、どうしても仕事が休めないといった事情から、一定のニーズも存在し、「できれば利用したい」は、平成30年度の24.6%から、令和5年度は39.5%まで増加しています（図表5-20・5-21）。
- また、子ども家庭庁により創設された「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」については、令和7年度から制度化（令和7年度に限り子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施）され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として実施されます。この制度は、専業主婦（夫）家庭等を含めた就園していない子どもへの支援の強化を図るもので、就労要件を問わず、月に一定時間の範囲で、保育所などを時間単位等で柔軟に利用できるとするものです。保護者の育児負担や孤立感を軽減するだけでなく、保育者から子どもについて新たな気づきが得られるほか、子どもにとっても、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られるなど、その意義は大きいため、本市においても、当制度を展開していきます。

保護者の声

保護者が病気になった時など、急でもこどもを預けられる仕組みがあると、ありがとうございます。

こどもが病気になったときは、父親か母親が仕事を休むしかないため、それ以外のサポートが充実してくれれば幸いです。

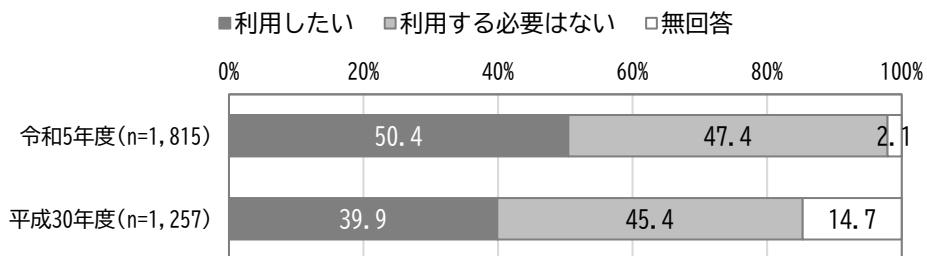
病児保育を利用したいが、利用条件や手続きが多く、定員も少ないので、もう少し利用しやすくなるといいと思います。

お母さん達のリフレッシュのために、月数時間、保育園の利用を可能にするという政策が国で出ていますが、市の方でもさらに支援してほしいです。追い詰められるお母さんが減ると思います。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

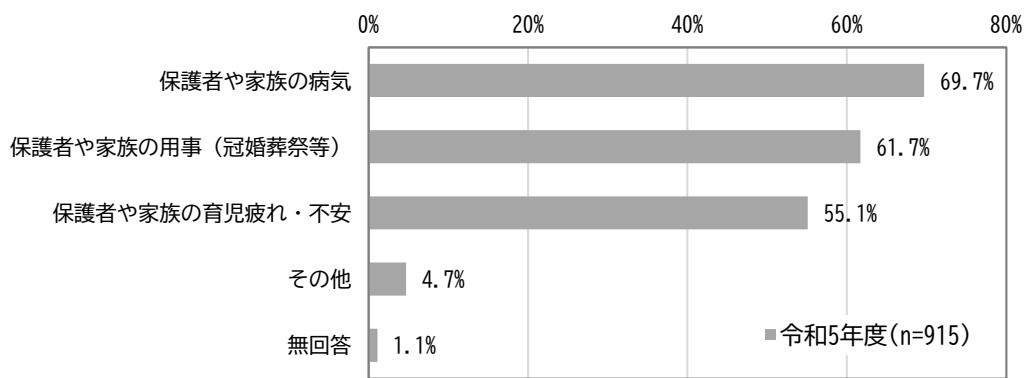
統計データ

図表 5-17 一時預かりの利用希望（就学前児童保護者）



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（平成30年度・令和5年度）」

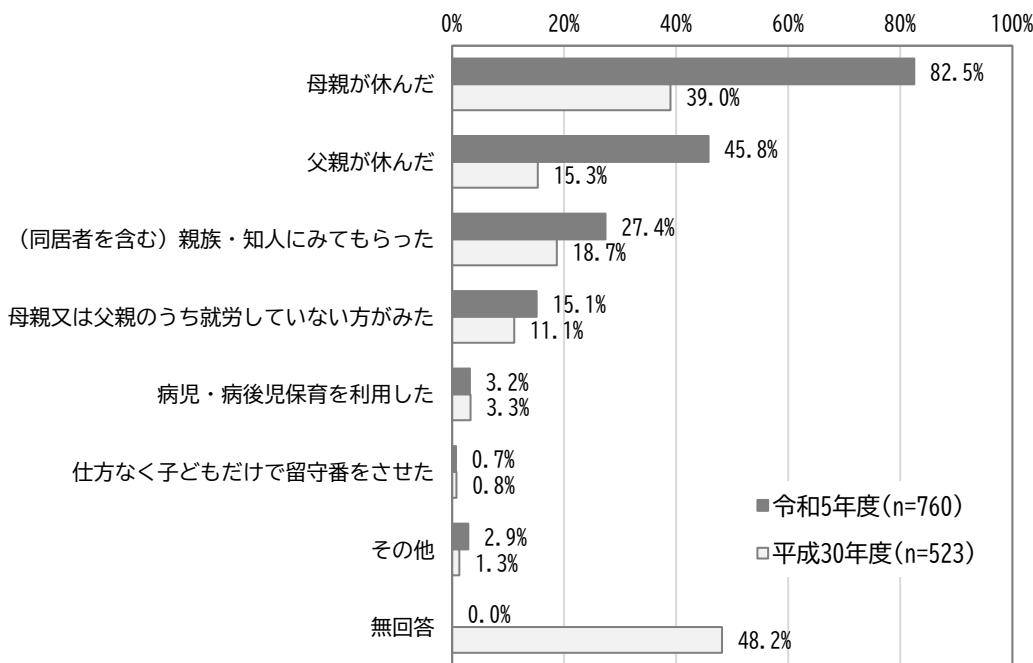
図表 5-18 一時預かりの希望理由（就学前児童保護者）



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：対象は一時預かりの利用希望において「利用したい」を選択した就学前児童保護者で、該当する項目を全て選択（複数回答）

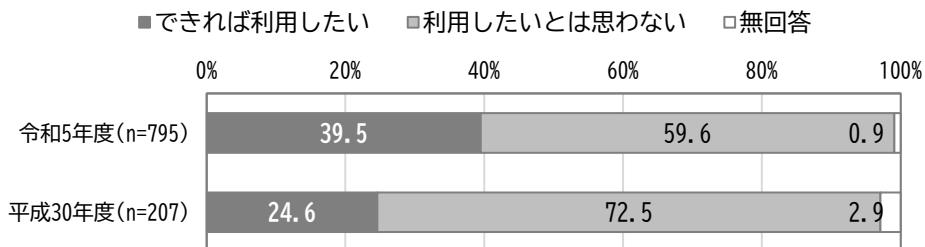
図表 5-19 こどもの病気やけがで、教育・保育施設が利用できなかったときの対応



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（平成30年度・令和5年度）」

注：対象は就学前児童保護者で、該当する項目を全て選択（複数回答）

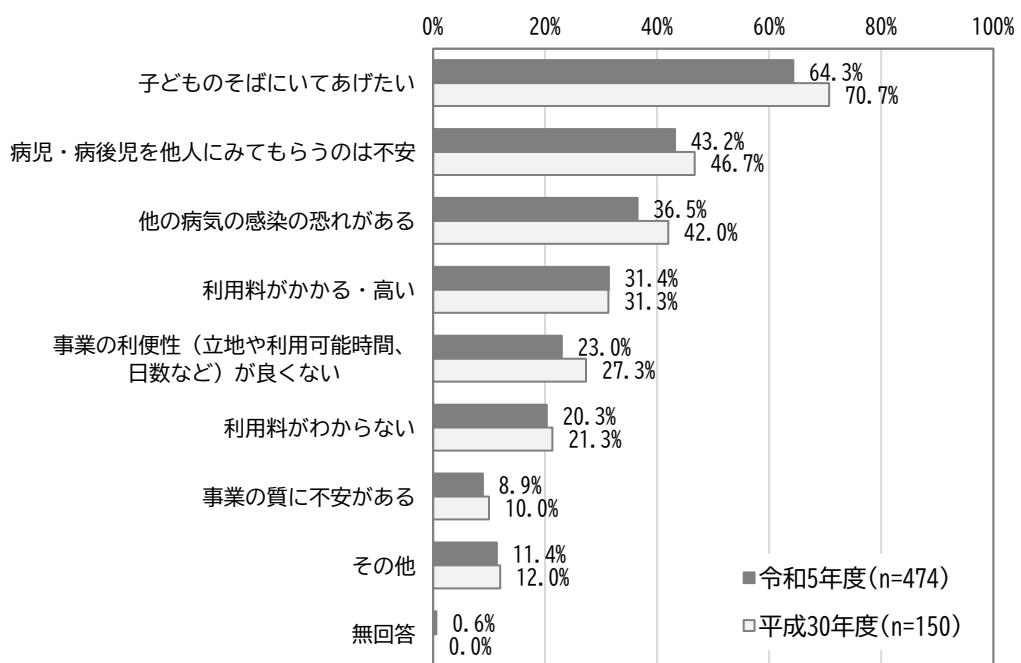
図表 5-20 病児・病後児保育の利用希望（就学前児童保護者）



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（平成30年度・令和5年度）」

注：対象はこどもの病気やけがで、教育・保育施設が利用できなかったときの対応として「母親が休んだ」又は「父親が休んだ」を選択した就学前児童保護者で、該当する項目を全て選択（複数回答）

図表 5-21 病児・病後児保育を利用したくない理由（就学前児童保護者）



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（平成30年度・令和5年度）」

注：対象は病児・病後児保育の利用希望において「利用したいとは思わない」を選択した就学前児童保護者で、

該当する項目を全て選択（複数回答）

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

87	事業名	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	事業計画
	概要	6か月から2歳の未就園児を対象に、保護者の就労等の要件を問わず保育所等で、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟な預かりを行う事業を実施します。	
	担当課	保育課・幼児教育課	

88	事業名	延長保育事業	事業計画
	概要	保育所（園）等へのお迎えが、基本の保育時間（施設が設定する時間帯、標準時間認定11時間、短時間認定8時間）を超える場合に延長して保育します。	
	担当課	保育課	

89	事業名	一時預かり事業	事業計画
	概要	幼稚園・保育所（園）・ほっとるーむで、一時的にこどもを預かります。	
	担当課	幼児教育課・保育課・子ども未来応援課	

	事業名	病児・病後児保育事業 事業計画
90	概 要	病気中または病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行います。
	担当課	子ども未来応援課
	事業名	子育て短期支援事業（こどもショートステイ） 事業計画
91	概 要	保護者が出産や病気等の理由により、一時的に子どもの養育ができなくなった場合に預けることができます（夜間・休日養護もあり）。
	担当課	こども家庭センター
	事業名	再掲：子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 事業計画
18	概 要	地域における育児の相互援助を推進し、多様なニーズに対応するため、地域の中で、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が会員となり、保育園等への送迎や預かり等、育児についての助け合いを行います。
	担当課	子ども未来応援課

[基本施策3－3] 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進する

- ◆ 小学校入学前後で、子どもの育ちや学びが途切れないよう、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校等の職員による情報共有や、相互の理解を深める交流活動を推進します。
- ◆ 幼児教育・保育の質の向上や小学校教育への円滑な接続に資する調査研究を推進します。

施策の背景

- 子どもが心身ともに健やかに成長し、若者、大人として円滑な社会生活を送るためにには、子どもの育ちと学びの連続性や多様性を確保することが大切ですが、幼児期から学童期への移行期、特に小学校への入学前後では、子どもを取り巻く環境は大きく変化します。こうしたことでの成長に伴う環境の変化によって、子どもの育ちや学びが途切れないよう、幼保小の関係者が連携し、子ども一人一人の発達や置かれた環境等に留意しながら、切れ目なく支えていく必要があります。
- 本市のアンケート調査では、幼児教育・保育と小学校教育のどちらの現場においても、9割以上が幼保小連携の必要性を認識していることがわかります（図表5-22）。

現場の声

特別な配慮が必要な子どもの家庭だけではなく、保護者が課題を抱えている家庭もあり、幼保小連携による継続的な支援の必要性を感じる。小学校と情報共有をする場や、具体的な取組について意見交換をする場があるとよいのではないか。

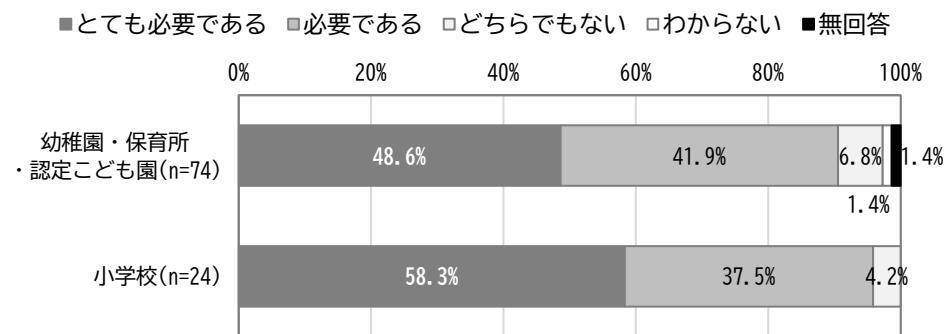
研修などを通して、意見交換をする場があり実りがあるが、実際に小学校の先生に保育園の現場に入って体験してもらうことや保育園の職員が学校生活を見学することが必要だと感じている。

小学校から幼児教育施設へのアプローチを強めていくことも必要と思っている。幼児教育施設及び小学校の職員が、それぞれの成長段階を踏まえた視点を持って指導支援に当たれるよう、それぞれの施設の職員が、子どもの発達段階についての見識を更に深める必要性があると感じている。

松戸市「幼保小連携実態調査アンケート（令和5年度）」より抜粋

統計データ

図表 5-22 幼保小連携に対する現場の認識



出典：松戸市「幼保小連携実態調査アンケート（令和5年度）」

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

92	事業名	幼保小の関係職員による情報交換
	概 要	幼稚園・保育所（園）、認定こども園、小学校等、幼児期から小学校への接続期に関する職員間の情報交換の機会を確保します。
	担当課	幼児教育課・学習指導課

93	事業名	年長児童の小学校見学（幼保小交流事業）
	概 要	幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校の連携を深め、相互の施設見学、交流等の実施を推進します。
	担当課	幼児教育課・学習指導課

94	事業名	就学接続期の教育・保育に関する調査研究の推進
	概 要	幼稚園・保育所（園）・認定こども園における、小学校との就学接続期の保育についての研究を促進します。
	担当課	幼児教育課・保育課

基本目標4 生まれ育った環境に関係なく、子どもが自分の未来に夢や希望を抱くことができる

- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、子どもの貧困やその連鎖を解消し、全ての子どもが自分の未来に夢や希望を抱くことができる「まつど」を目指します。



子ども・若者からのメッセージ

- ❖ 貧困をなくすには、互いに知り合い、助け合い、理解し合うことが大事。
- ❖ お金に困っている人や、働くことができない人、情報や支援などを求めることが難しい人が、もっと簡単に助けてもらえる仕組みがあるといいと思います。
- ❖ 進学や将来のことなどの情報が塾に通っている人とそうでない人で差があって、わからないことが多く、悩んでいる友達がいる。
- ❖ 周りの子どもと同じことができないと、「テーマパークなんて自分が行くところじゃないよね」といった感じで、次第に孤独になって、自信もなくなり、場合によっては非行に走るなど、負のループに陥るかもしれない。
- ❖ シングルマザー・ファザーは、周りに助けてくれる人がいなかつたり、ショッピングとか好きなところに行けない。
- ❖ 高校、大学の金銭的サポートをするだけでも、貧困の子どもたちは、少しかもしれないけど、救われると思う。
- ❖ 金銭的な負担を減らしてほしい。学びたいのに金銭的な理由で諦めざるを得ない、奨学金と言う名の借金を背負わなければならない。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」、子ども・若者（子どもモニター含む）へのヒアリング結果より抜粋

[基本施策4－1] こどもの貧困に関する地域の理解や連携を促進する

- ◆ 困難を抱えているこどもや家庭を早期に発見し、必要な支援につなげるため、講演会や講座等を通じて、こどもの貧困に対する地域全体の理解を深めるとともに、支援者や関係機関との情報共有や連携を図ります。

施策の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 貧困によって、日々の食事に困っている、学習の機会や体験活動に参加する機会が十分に得られない、進学を諦めざるを得ない等、権利が侵害された状況で生きているこどもは少なくありません。
- 本市のアンケート調査によれば、等価世帯収入（世帯年収を世帯人数の平方根で除した値）が中央値の2分の1に満たない低所得層は、就学前児童保護者が8.3%、小学5年生保護者が6.4%、中学2年生保護者で12.3%となっています（図表5-23）。また、18歳未満の生活保護受給者数や受給率、就学援助の認定者数・認定率は減少傾向にあるものの、依然として一定数存在している状況にあります（図表5-24～5-26）。
- しかし、地域でこうしたこどもたちの現状を実感している人は決して多くはありません。その背景には、困難を抱えているこどもや家庭が、支援制度を知らない、手続きがわからないという状況のほか、そもそも本人に自覚がない、自覚はあっても周囲の目を気にして支援を求めず、地域で孤立しているという状況があり、こどもの貧困は、周囲から「見えにくい」と言われています。
- こうした状況を少しでも改善していくためには、困難を抱えているこどもや家庭を、日常の様々な接点や場面の中で、できるだけ早く「気づき」、必要な支援や見守りに「つなぐ」ことが大切なため、支援者や関係機関と、「気づき」の視点や相談窓口、対応方法等について情報共有するなど、連携を図る必要があります。

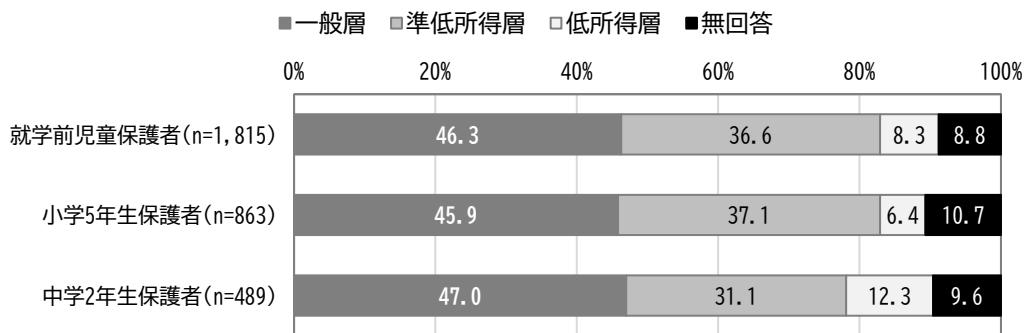
保護者の声・・・・・・・・・・・・・・・・

中学生になると自分の家庭の貧困状況を理解し、表に出さないで隠そうとする。自ら『お金に困っている』とは言えないため、支援や保護が必要かどうか見えてこない。高校生になると、修学旅行へいけない、部活ができないなどの相談をこどもができる場所がない。こどもの食べるものや服装などの様子から感じとることしかできない。

松戸市「支援団体ヒアリング調査（令和4年度）」より抜粋

統計データ

図表 5-23 こどもがいる世帯の経済状況



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

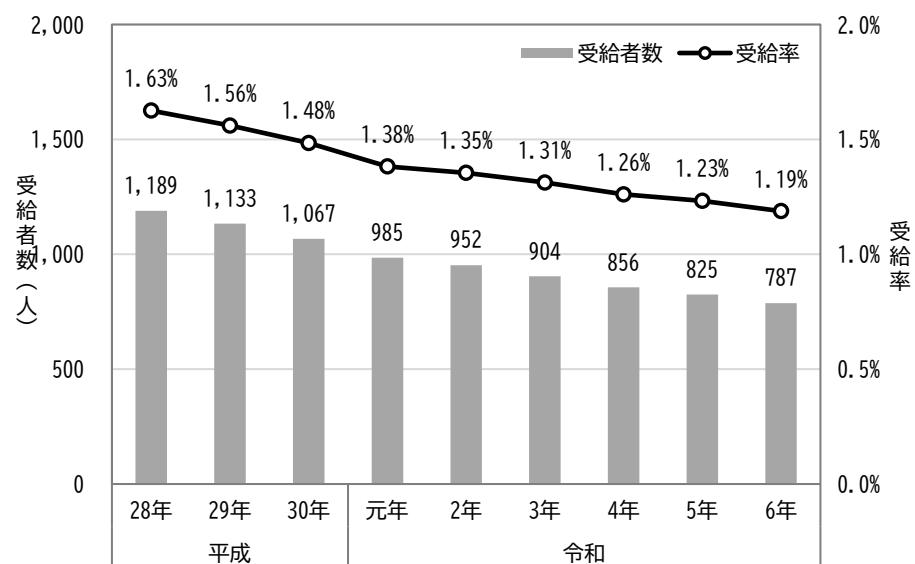
注：世帯の経済状況は、等価世帯収入（世帯年収を世帯人数の平方根で除した値）に応じて以下のとおり分類している。

一般層：等価世帯収入が中央値以上の世帯

準低所得層：等価世帯収入が中央値の2分の1以上中央値未満の世帯

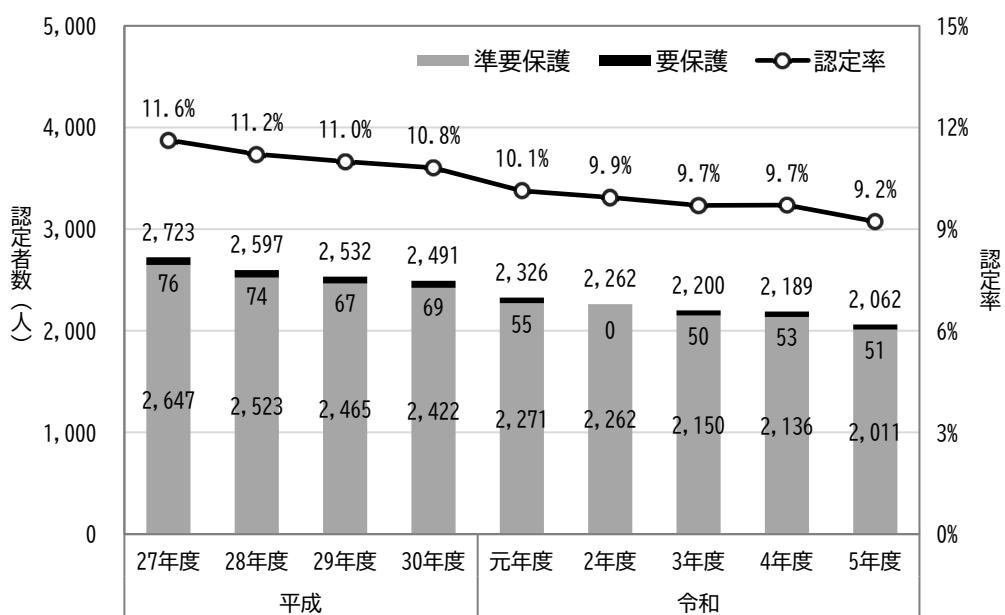
低所得層：等価世帯収入が中央値の2分の1未満の世帯

図表 5-24 18歳未満の生活保護受給者数及び受給率



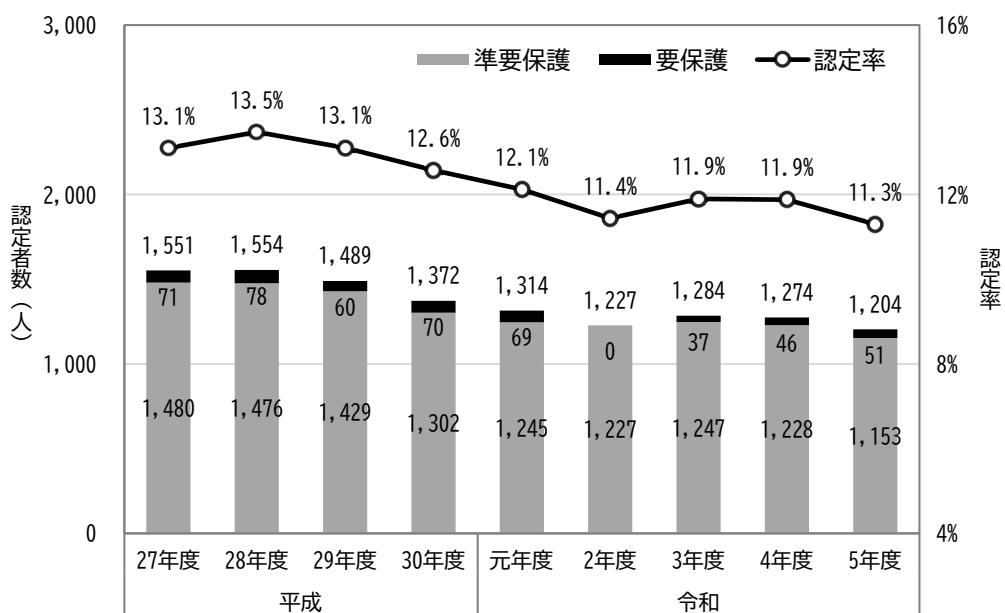
出典：生活支援課資料（各年7月31日現在）、松戸市住民基本台帳（各年7月31日現在）

図表 5-25 小学生の就学援助（準要保護）認定者数及び認定率



出典：学校財務課資料（各年度 3月 31 日時点）

図表 5-26 中学生の就学援助（準要保護）認定者数及び認定率



出典：学校財務課資料（各年度 3月 31 日時点）

主な事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

95	事業名	子どもの未来応援講演会 重点
	概 要	子どもの貧困対策に関する理解を深め、地域における支援を広げるため、講演会等を開催します。
	担当課	子ども未来応援課
	実施目標・成果目標	子どもの貧困対策に関する理解を深め、地域における支援を広げるため、講演会等を開催します。
	現状：令和6年度	講演会の実施
	目標：令和9年度	講演会の実施
	目標：令和11年度	講演会の実施

96	事業名	「子どもの未来応援ノート（子どもの貧困早期発見・支援ガイド）」の活用推進 重点
	概 要	子どもの貧困に関する情報を集約したガイドブックを作成し、支援者等の子どもの貧困に対する知識及び意識の向上を図り、子どもの貧困の早期発見から早期支援につなげていきます。
	担当課	子ども未来応援課
	実施目標・成果目標	子どもの貧困に関する情報を集約したガイドブックを配布し、支援者等の子どもの貧困に対する知識及び意識の向上を図り、子どもの貧困の早期発見から早期支援につなげます。
	現状：令和6年度	ガイドブックの配布
	目標：令和9年度	ガイドブックの内容・配布先の検討・拡充
	目標：令和11年度	ガイドブックの内容・配布先の検討・拡充

97	事業名	パートナー講座「子どもの貧困について」の実施
	概 要	子どもの貧困対策に関する理解を深め、地域における支援を広げるため、講演会等を開催します。
	担当課	子ども未来応援課

[基本施策4－2] 低所得世帯やひとり親世帯のこどもへの教育支援を充実させる

- ◆ 全てのこどもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢や目標に挑戦できるよう、低所得世帯やひとり親世帯に対する教育の支援を充実させます。

施策の背景

- 本市のアンケート調査によれば、世帯収入が高いほど、両親の最終学歴も高くなる傾向にあり（図表5-27）、子どもの最終学歴の見通しについても、世帯収入や両親の最終学歴が高くなるにつれて、「大学またはそれ以上」の割合が高くなっています（図表5-28）。また、子ども自身が希望する進学先についても、世帯収入が高くなるほど、「大学またはそれ以上」の割合が高くなっています（図表5-29）。
- こうした結果を踏まえると、家庭の経済格差は、教育の格差を生み、ひいては貧困の連鎖につながるリスクも懸念されます。家庭の経済状況を理由に、子どもの学校生活が制約されたり、進路が限定され、将来が閉ざされることがないよう、低所得世帯やひとり親世帯における教育費の負担軽減を図る必要があります。

保護者の声

生活保護受給世帯とそうでない世帯の場合、教育格差がある。生活が困窮していると、学校に行かないという判断につながる傾向がある。生活保護を受けるまでもないが、裕福でもない狭間の子どもへの支援はない。貧困の連鎖を断ち切るには教育しかないが、旅行、スポーツ、音楽、英語などの習い事などの体験や、高校・大学への進学の際に進路選択の幅が狭まってしまう。

松戸市「支援団体ヒアリング調査（令和4年度）」より抜粋

家庭の経済力である程度の学力が決まる部分もあるので、一定の学力があれば受けられる支援が増えると良いと思う。

貧富の差で良い教育を受けられるかどうかが決まってしまう為、松戸市から助成を受けられる制度があると嬉しい。

勉強に関しても、出来ないからと、野放しにしない支援をして欲しい。結局、経済格差が学力格差に繋がっていて、子どもの人生を豊かにできない。義務教育なのに。

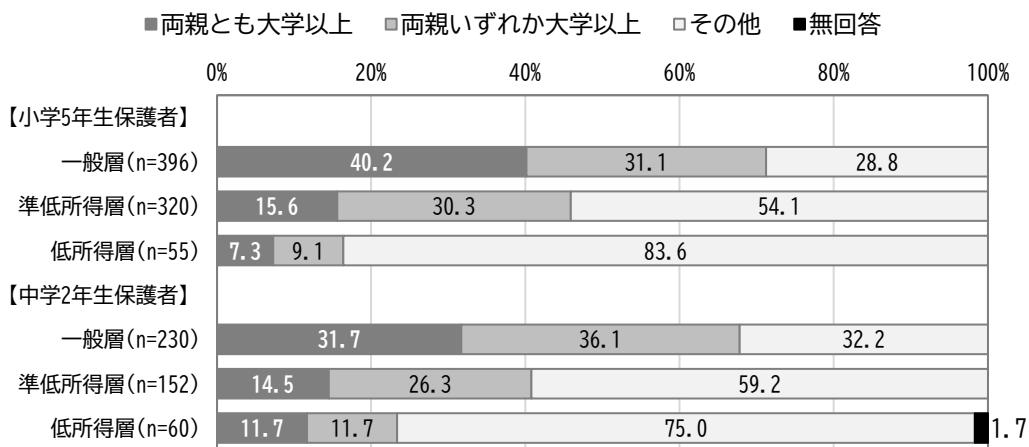
経済格差がそのまま学力の差に繋がるのが残念。出来るなら塾にも入れてあげたいし受験もさせてあげたかった。が、現実子どもが願っても経済的に難しい。

経済状況による教育格差がない市にして欲しいです。松戸市から優秀な人達がたくさん出る市にして欲しいです。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

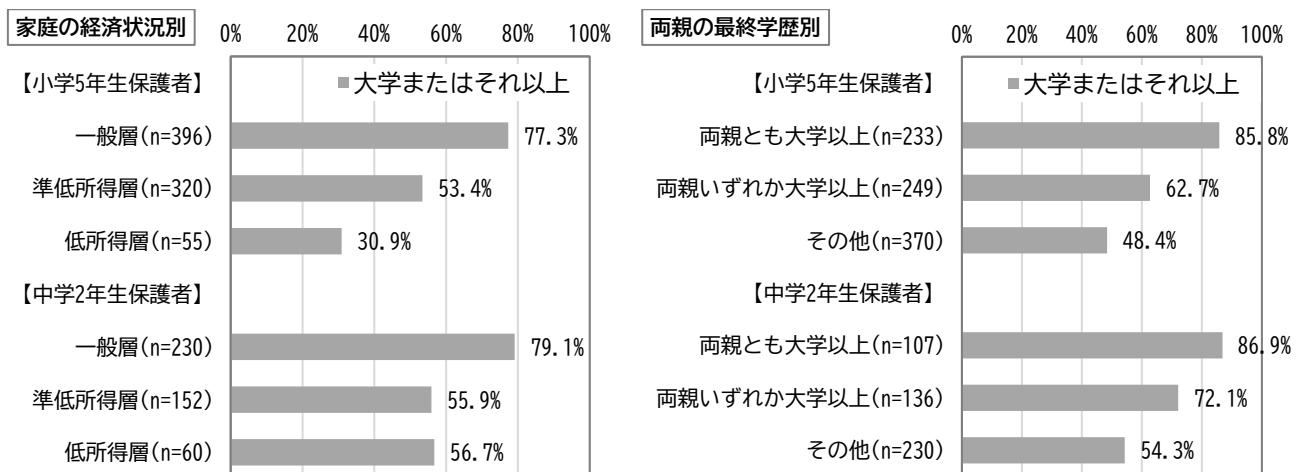
統計データ

図表 5-27 両親の最終学歴（家庭の経済状況別）



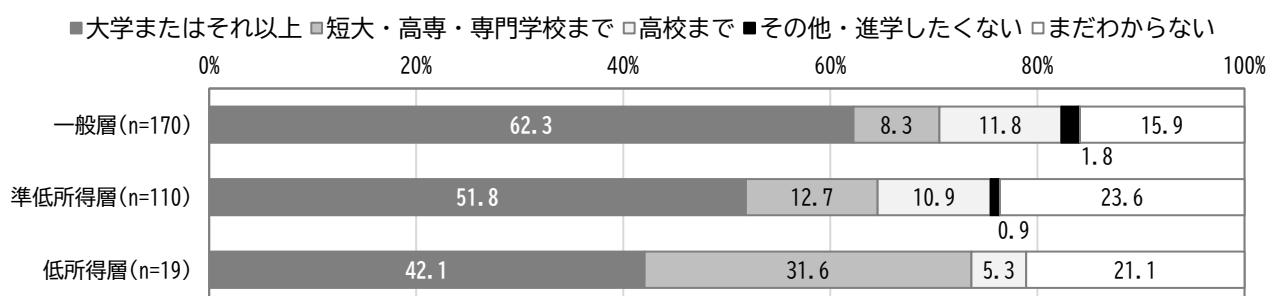
出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

図表 5-28 子どもの最終学歴の見通し（家庭の経済状況別・両親の最終学歴別）



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

図表 5-29 子どもが希望する進学先（中学2年生・家庭の経済状況別）



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

57	事業名	再掲：幼児教育・保育の無償化
	概 要	保育所（園）、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の利用料を無償化します。また、幼稚園は満3歳以上の利用料を上限額までの範囲で給付されることにより無償化を実施します。
	担当課	保育課・幼児教育課
59	事業名	再掲：幼稚園の預かり保育料の助成
	概 要	保育の要件を満たし、市の指定する幼稚園で預かり保育を利用した場合、国の無償化超過分の費用の一部を助成します。
	担当課	幼児教育課
60	事業名	再掲：認可外保育施設保育利用料の助成
	概 要	県の指導監督基準を満たす認可外保育施設に入所し、一定の基準を満たす児童に対し、保育利用料の助成を行います。
	担当課	保育課入所入園担当室
98	事業名	ひとり親世帯の保育所（園）入所選考
	概 要	保育（2・3号）認定施設の入所選考について、利用調整基準の加算項目に「母子・父子家庭」の項を設けて審査を行います。
	担当課	保育課入所入園担当室
99	事業名	子どもの学習支援事業 重点
	概 要	経済的に困窮する家庭（生活保護、児童扶養手当、就学援助等を受給している世帯等）の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。
	担当課	子ども未来応援課
	実施目標・成果目標	ひとり親世帯等の経済的に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。
	現状：令和6年度	子どもの学習支援事業の実施
	目標：令和9年度	子どもの学習支援事業の実施
	目標：令和11年度	子どもの学習支援事業の実施

100	事業名	受験生学力向上応援助成 重点
	概 要	子どもの学習支援事業を利用する中学3年生、高校3年生に対して、学習塾の費用を一部助成します。
	担当課	子ども未来応援課
	実施目標・成果目標	子どもの学習支援事業を利用する中学3年生、高校3年生に対して、学習塾の費用を一部助成します。
現状：令和6年度		事業の実施
目標：令和9年度		事業の実施
目標：令和11年度		事業の実施
101	事業名	子どもの受験応援助成
	概 要	経済的課題を抱える家庭の大学等受験生、中学3年生に対して、大学等の受験料や模擬試験の費用を一部助成します。
	担当課	子ども未来応援課
	事業名	高等学校入学資金貸付制度
102	概 要	生活困窮により入学困難な家庭の子どもが、高等学校に入学する際に、入学金等一時的に必要な資金を無利子で貸し付けます。
	担当課	子ども未来応援課
103	事業名	就学援助費
	概 要	国公立小・中学校に通学している児童生徒の保護者で、児童扶養手当を受給されている方等、その他経済的な理由により子どもを就学させることが困難な家庭に学用品費や給食費等を援助します。
	担当課	学校財務課
104	事業名	生活保護法における各種扶助費（教育扶助）
	概 要	生活保護受給者に対し、教育扶助（義務教育に伴って必要な教材等の学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要なもの）を行います。
	担当課	生活支援課

[基本施策4－3] ひとり親世帯等が抱える課題に応じた経済的支援を充実させる

- ◆ ひとり親家庭等、生活が困難な状態にある家庭が抱えている様々な課題に応じて、経済的支援を多面的に実施します。

施策の背景

- 本市のアンケート調査によれば、ひとり親世帯、特に母子世帯における低所得層の割合が高くなっています（図表5-30）。また、厚生労働省の調査では、母子家庭の養育費の受給率は28.1%、親子交流は30.2%といずれも低くなっています（図表5-31）。
- そのため、ひとり親家庭等、生活が困難な状態にある家庭については、児童扶養手当や養育費確保支援など、各家庭が抱える様々な課題に応じた多面的な経済的支援が求められています。

保護者の声

ひとり親への支援を充実させてほしい。稼がないと育てられないが、仕事ばかりしていたら、子どもの心や学力が育たないと思うと常に板挟みです。1人部屋も作ってあげられないですが十分な広さの部屋を借りることも買うことも難しいです。

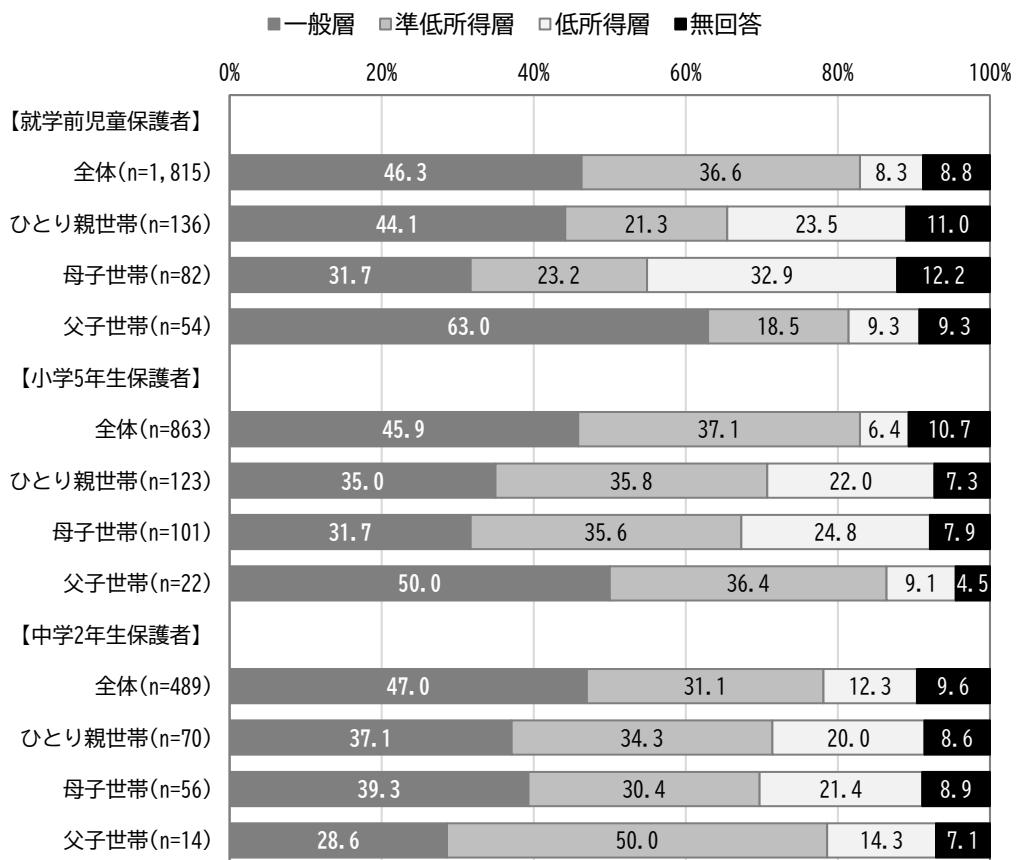
母子家庭の手当をしっかりしてほしい。一人で子どもを育てている親のストレスや不安はとてもないものだと思います。子どもたちは未来の宝です。そのためにも親、子どもたちへの支援をしっかりしてほしいと願っています。

ひとり親だが、収入超過のため児童扶養手当は受給していない。ひとりで育児をしていると精神的・身体的に毎日疲れていて、子どもをベビーシッターや施設に日中預けて休みたいと思うが、さすがに金銭的に無理。多少は超過の人にも手を差し伸べてほしい。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

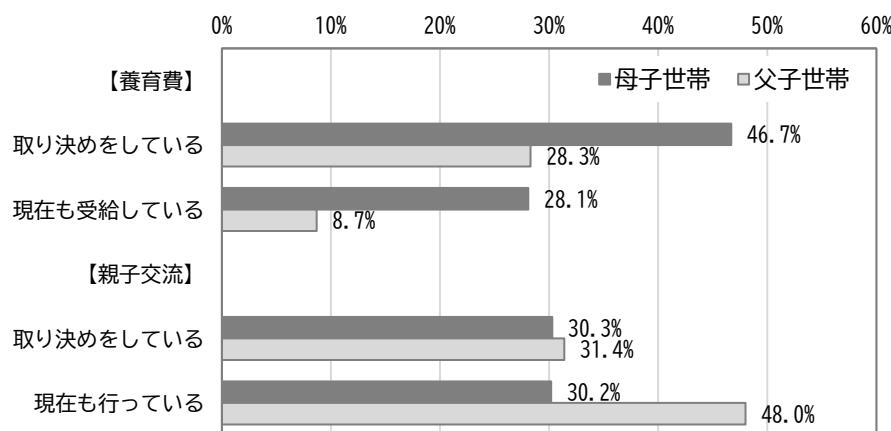
統計データ

図表 5-30 ひとり親世帯の経済状況



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

図表 5-31 ひとり親世帯の養育費と親子交流の状況



出典：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

105	事業名	児童扶養手当
	概 要	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父または母と生計をともにしていない、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（一定の障害がある場合は20歳まで）の児童を養育している保護者等に支給します。
	担当課	子ども未来応援課児童給付担当室
106	事業名	養育費確保・親子交流に関する支援 重点
	概 要	離婚によって子どもが受けける心理的、経済的負担を最小限にとどめるため、離婚前後の保護者に対して養育費の継続的な確保のための保証契約や、公正証書作成にかかる費用の助成、適切な親子交流の実施を支援します。
	担当課	子ども未来応援課
	実施目標・成果目標	離婚によって子どもが受けける心理的、経済的負担を最小限にとどめるため、離婚前後の保護者に対して養育費の継続的な確保のための保証契約や、公正証書作成にかかる費用の助成、適切な親子交流の実施を支援します。
	現状：令和6年度	養育費確保・親子交流に関する支援の実施
107	目標：令和9年度	養育費確保・親子交流に関する支援の実施
	目標：令和11年度	養育費確保・親子交流に関する支援の実施
	事業名	ひとり親家庭等医療費等助成制度
108	概 要	ひとり親家庭等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限額未満である家庭）に対し、保険診療分の医療費の自己負担額（全部または一部）を助成します。
	担当課	子ども未来応援課児童給付担当室
109	事業名	遺児手当
	概 要	両親または父もしくは母を亡くした義務教育終了前までの遺児を扶養している保護者等に支給します。
	担当課	子ども未来応援課児童給付担当室
110	事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業 事業計画
	概 要	幼稚園・保育所（園）・認定こども園等に通う低所得で生計が困難である者等に対して、実費徴収に係る費用の一部を補助します。
	担当課	幼児教育課・保育課
111	事業名	放課後児童クラブ利用料の減免
	概 要	放課後児童クラブの利用について、生活保護世帯または就学援助世帯の利用料を減免します。
	担当課	子ども居場所課
	事業名	ファミリー・サポート・センター利用料の助成
	概 要	ファミリー・サポート・センターの利用について、児童扶養手当受給世帯の利用料を助成します。
	担当課	子ども未来応援課

	事業名	病児・病後児保育料減免
112	概 要	病児・病後児保育の利用について、生活保護世帯または市民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯の利用料を減免します。
	担当課	子ども未来応援課
	事業名	再掲：幼児同乗用自転車等の購入支援・助成
64	概 要	子育て家庭が幼児同乗用自転車を購入する際の費用の一部を助成し、未就学児を2人以上養育している世帯と未就学児を1人養育している児童扶養手当受給世帯への経済的負担の軽減を図ります。
	担当課	子ども未来応援課
	事業名	市営住宅の入居者優遇措置
113	概 要	母子・父子世帯の申込の際、抽選の優遇措置が受けられます。
	担当課	住宅政策課
	事業名	市営住宅の費用負担軽減
114	概 要	市営住宅の家賃算定の際、母子・父子等控除を行い、費用負担に配慮します。
	担当課	住宅政策課
	事業名	住宅確保要配慮者への居住支援サービス
115	概 要	高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行います。
	担当課	住宅政策課
	事業名	住居確保給付金
116	概 要	離職や自営業の廃止、または個人の責任・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住居を喪失した人または喪失するおそれのある人を対象に、家賃相当分の給付金を支給します。
	担当課	福祉政策課地域福祉担当室

【基本施策4－4】 生活の安定に向けた自立支援や就労支援を推進する

- ◆ ひとり親世帯等、生活が困難な状態にある家庭の安定的な経済基盤を確保する観点から、就職や所得の向上、職業生活の安定、仕事と子育ての両立等に向けて、保護者の状況に合ったきめ細かな自立支援や就労支援を推進します。

施策の背景

- 本市のアンケート調査によれば、母子世帯の就労状況は、「フルタイム」は5割以下となっており、それ以外は、「パート・アルバイト等」、「未就労」となっているため（図表5-32）、より高い収入の就労を可能にするための支援が必要となります。
- 一方で、ひとり親世帯は仕事と子育てを一人で担わざるを得ないなど、様々な困難や課題を抱えていることもあり、本市のひとり親世帯相談件数は、増加傾向にあるため（図表5-33）、保護者一人一人の状況に応じたきめ細かな自立支援、就労支援が必要となります。

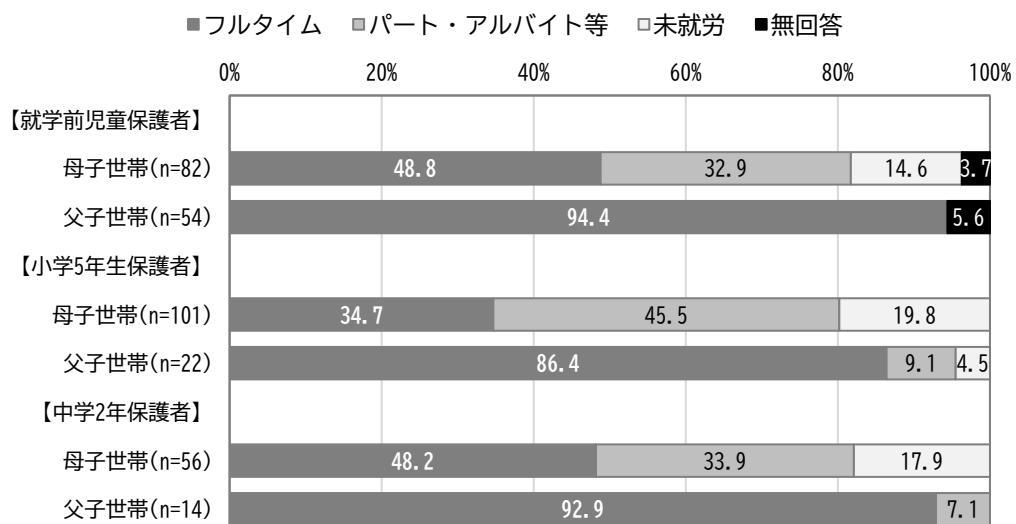
保護者の声

子どもがある程度大きくなるまではと思い、現在派遣で働いているが、今後を考えると不安しかない。ひとり親でも多少残業ができるくらい、保育園の利用時間が延びてほしい。正社員になる環境がない。子どものことでちよくちよく休んだり、迷惑かけることを考えるとなれない。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

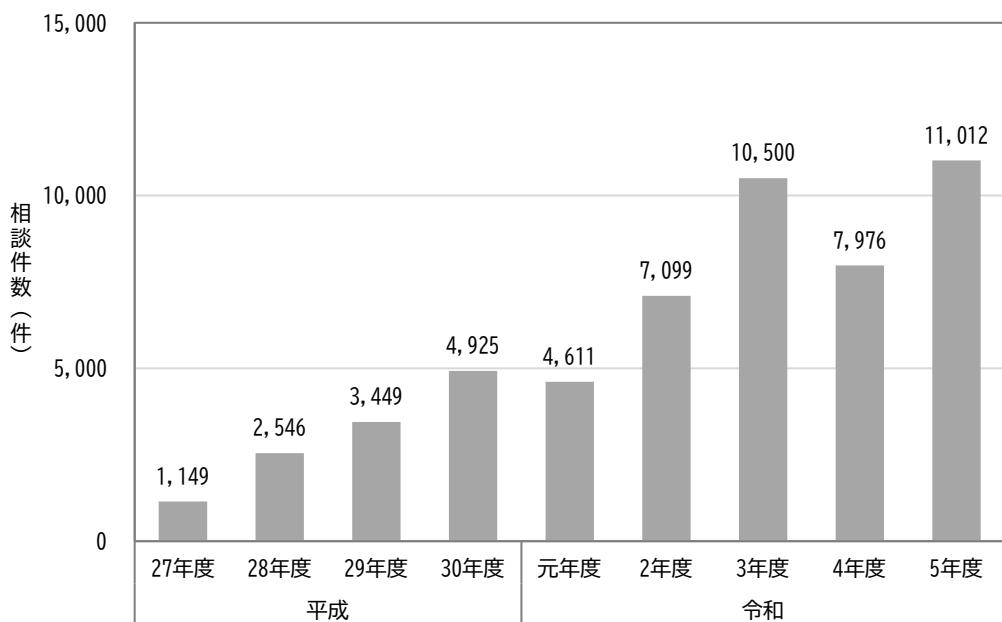
統計データ

図表5-32 ひとり親世帯の就労状況



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

図表 5-33 ひとり親家庭相談件数（離婚前相談を含む）の推移



出典：子ども未来応援課資料

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

117	事業名	母子・父子自立支援プログラム策定業務 重点
	概要	ひとり親家庭等の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、就職支援を実施します。
	担当課	子ども未来応援課
	実施目標・成果目標	ひとり親家庭等の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、就職支援を実施します。
	現状：令和6年度	母子・父子自立支援プログラム策定業務の実施
	目標：令和9年度	母子・父子自立支援プログラム策定業務の実施
	目標：令和11年度	母子・父子自立支援プログラム策定業務の実施

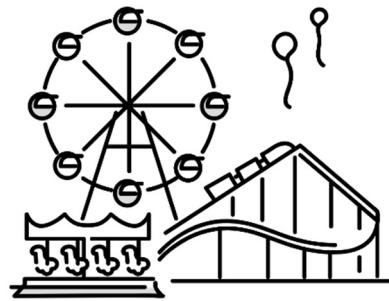
118	事業名	ひとり親家庭就労支援業務 重点
	概要	ひとり親家庭の父・母及び寡婦に対し、就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。
	担当課	子ども未来応援課
	実施目標・成果目標	ひとり親家庭の父・母及び寡婦に対し、就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。
	現状：令和6年度	ひとり親家庭就労支援業務の実施
	目標：令和9年度	ひとり親家庭就労支援業務の実施
	目標：令和11年度	ひとり親家庭就労支援業務の実施

	事業名	ひとり親家庭相談支援業務 重点
	概 要	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱える様々な問題に関する相談に母子・父子自立支援員が応じ、必要な支援を行います。
	担当課	子ども未来応援課
119	実施目標・成果目標	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱える様々な問題に関する相談に母子・父子自立支援員が応じ、必要な支援を行います。
	現状：令和 6 年度	ひとり親家庭相談支援業務の実施
	目標：令和 9 年度	ひとり親家庭相談支援業務の実施
	目標：令和 11 年度	ひとり親家庭相談支援業務の実施
	事業名	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金
120	概 要	医療事務などの資格取得やパソコンの技能取得などに必要な講座を受講するための受講料の費用助成を行います。
	担当課	子ども未来応援課
	事業名	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金
121	概 要	就業に結びつきやすい資格取得のための養成訓練受講中、一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図ります。
	担当課	子ども未来応援課
	事業名	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
122	概 要	高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親またはそのこどもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、助成金を支給します。
	担当課	子ども未来応援課
	事業名	ジョイントワーク松戸
123	概 要	市とハローワークが連携し、生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給者等に対する一體的な就労支援を実施します。
	担当課	福祉政策課地域福祉担当室・生活支援課・子ども未来応援課
	事業名	就労準備支援事業
124	概 要	直ちに一般就労への移行が困難な人に対し、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施します。
	担当課	福祉政策課地域福祉担当室・生活支援課
	事業名	生活保護受給者に対する就労支援
125	概 要	キャリアコンサルティング、履歴書・面接対策、職業紹介等の就労支援を行います。また、すぐに就労することが困難な人に就労する準備として生活習慣や社会的能力の形成、就労体験の場の提供などを行います。
	担当課	生活支援課
	事業名	家計改善支援事業
126	概 要	生活困窮者の家計の再建を支援するため、専門家による家計相談を実施します。
	担当課	福祉政策課地域福祉担当室

	事業名	松戸市自立相談支援センター
127	概 要	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、自立の促進を図ることを目的として、個々の状況に応じた包括的な相談支援を行います。
	担当課	福祉政策課地域福祉担当室
	事業名	まつど女性就労・両立支援相談
128	概 要	再就職や転職、子育て・介護等との両立等、個々のライフスタイルにあった就労ができるよう、キャリアコンサルタントが個別にカウンセリングを行い、働きたい女性の就労支援を行っています。
	担当課	男女共同参画課
	事業名	地域若者サポートステーション
129	概 要	ニート等の若者の就労を一貫して支援するため、職業的自立に向けた就労に必要な研修（ジョブトレーニング）や臨床心理相談等を実施します。
	担当課	商工振興課

基本目標5 多様な遊びや体験等を通じて、子どもが自己肯定感や生きる力を得ることができる

- 多様な遊びや体験、交流ができる機会や場が充実し、子どもの創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、社会を生き抜く力などを育む「まつど」を目指します。



こども・若者からのメッセージ

- ❖ 小学生から働いて、お菓子を買いたい。
- ❖ 職業体験をして、自分でお金を稼ぎたい。
- ❖ 低学年から、お金や働くことの大切さを教えてほしい。
- ❖ こどもが無料で遊べる場所を増やしてほしい。
- ❖ キャンプや自然体験ができるところを増やしてください。
- ❖ 児童館を増やしてほしい。
- ❖ 全部の公園に（複合）遊具が増えてほしい。
- ❖ こどもがボールを使って遊べる場所、スポーツができる場所を増やしてほしいです。
- ❖ 将来の夢がゲームクリエイターになることなので、プログラミング体験ができる施設を増やしてほしい。
- ❖ 楽器の部活に入っているので、楽器の演奏、練習ができる場所が欲しいです。
- ❖ 塾に通っていない人にとっては「自習室」があるととても助かります。未来の松戸、千葉県、日本を背負っていく学生たちのためにこのような自習スペースを作ってほしいと心から願っています。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」、こども・若者（こどもモニター含む）へのヒアリング結果より抜粋

[基本施策5－1] こどもの遊びや体験活動の機会を確保・創出する

- ◆ 地域や関係機関と連携して、子どもの年齢や発達の段階に応じた、多様な遊びや体験活動の機会を確保・創出し、その充実を図ります。

施策の背景・・・・・・・・・・・・

- 文部科学省の調査研究によれば、小学生の頃に行った体験活動などの経験は、長期間経過しても、その後の成長に良い影響を与えているとされ、小学生の頃に体験活動（自然体験、社会体験、文化的体験）を多くしていた子どもは、その後、高校生の時に自尊感情（自分に対して肯定的、自分に満足している等）や外向性（自分のことを活発だと思う）、精神的な回復力（新しいことに興味を持つ、自分の感情を調整する、将来に対して前向き等）といった項目の得点が高くなる傾向にあることが示されています（図表5-34）。また、それぞれの体験の特性によって、その後の意識に異なる影響があるため、子どもの健やかな成長を確かなものにするためには、何か1つの体験をするのではなく、多様な体験をすることが必要であることも示唆されています。
- なお、同調査では、収入の水準が低い家庭にある子どもであっても、例えば、自然体験の機会に恵まれていると、家庭の経済状況などに左右されることなく、その後の成長に良い影響が見られることもあります（図表5-35）。
- 一方で、本市のアンケート調査によれば、子どもの体験の機会に関して、多くの保護者が、「昔と比べて遊ぶ場所が少ない」、「昔と比べて体験活動の機会が少ない」と感じており、「学校以外での体験活動が十分ある」については、2割に満たない状況です（図表5-36）。そのため、地域や関係機関とも連携を図りながら、子どもの体験活動の機会のさらなる確保・創出を図る必要があります。

保護者の声・・・・・・・・・・・・

小学生の体験活動や部活動、運動する機会が急激に減っている。

松戸はNPOの活動が盛んだし、多様な経験を持った高齢者がたくさんいるはずなので、もっと地域の力を活用して体験を増やしたり、総合学習などに活用したらいいと思う。

体験学習を通して、自分の好きなこと、向いていることを少しでも発見できれば、ただ学校に通学しているだけの、目標を持たない子どもを減らす事ができるのではないかと考える。

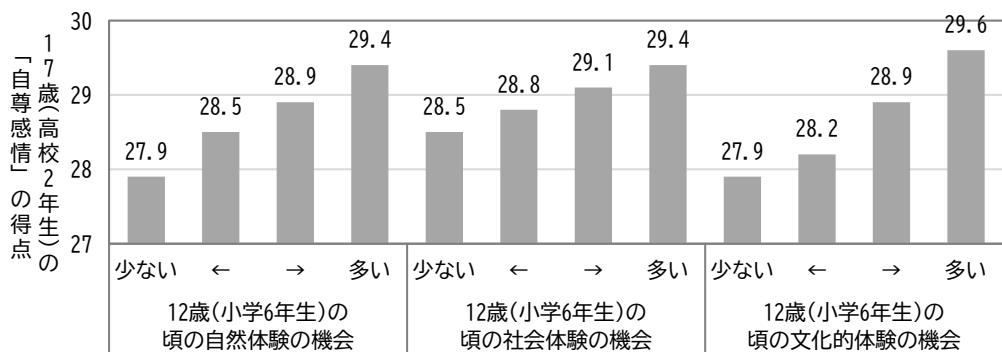
自然がすぐ近くにある松戸ならではの環境を活かして、もっとフィールドワークや体験学習、探究学習に力をいれ、生きていく力や意欲を高める教育に力を入れてもらいたい。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

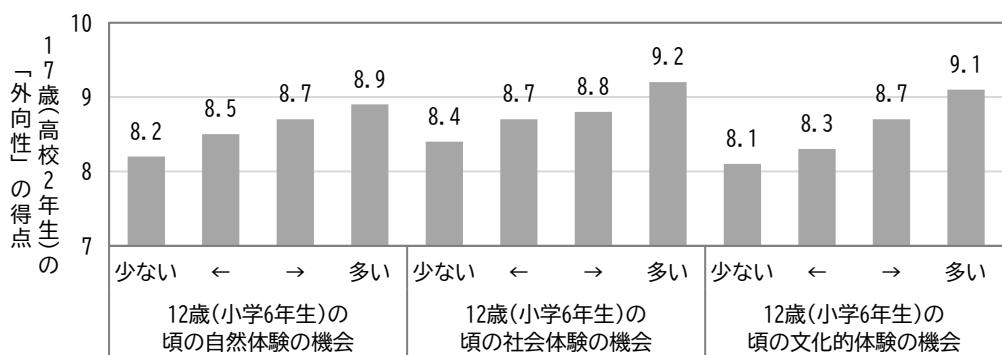
統計データ

図表 5-34 体験活動がこどもに与える影響

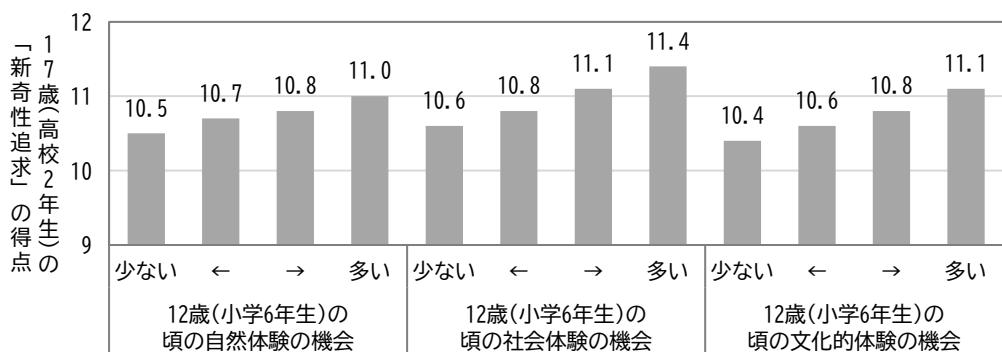
「自尊感情（自分に対して肯定的、自分に満足している等）」と「体験」の関係



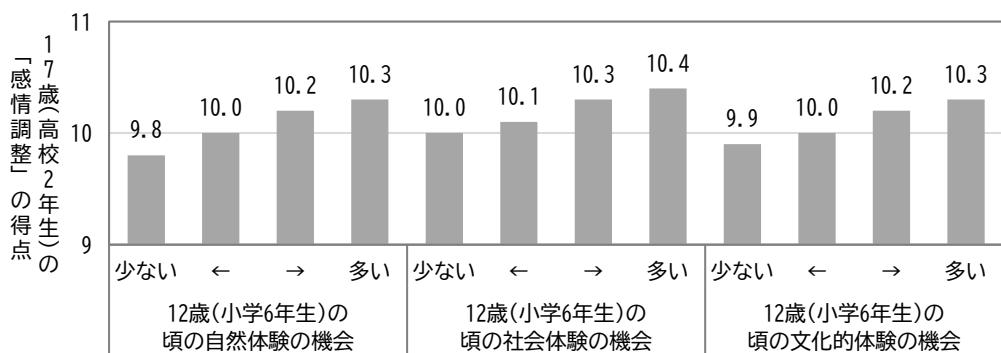
「外向性（自分のことを活発だと思う）」と「体験」の関係



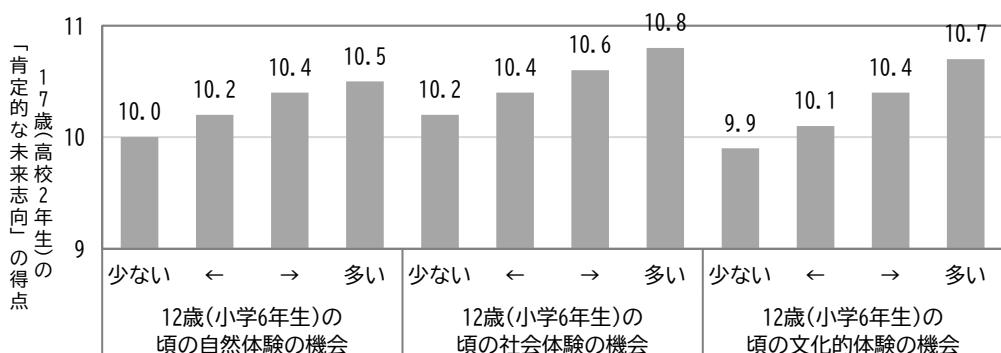
「新奇性追求（新しいことに興味を持つ等）」と「体験」の関係



「感情調整（自分の感情を調整する等）」と「体験」の関係



「肯定的な未来志向（将来に対して前向き等）」と「体験」の関係



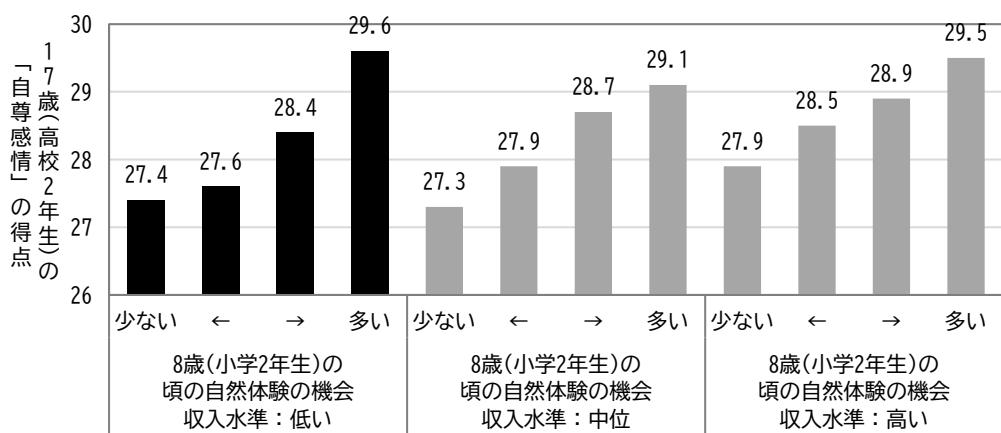
出典：文部科学省「青少年の体験活動の推進に関する調査研究 報告書（令和3年3月）」

注：自然体験：キャンプ、登山、川遊び、ウインタースポーツ等

社会体験：農業体験、職業体験、ボランティア

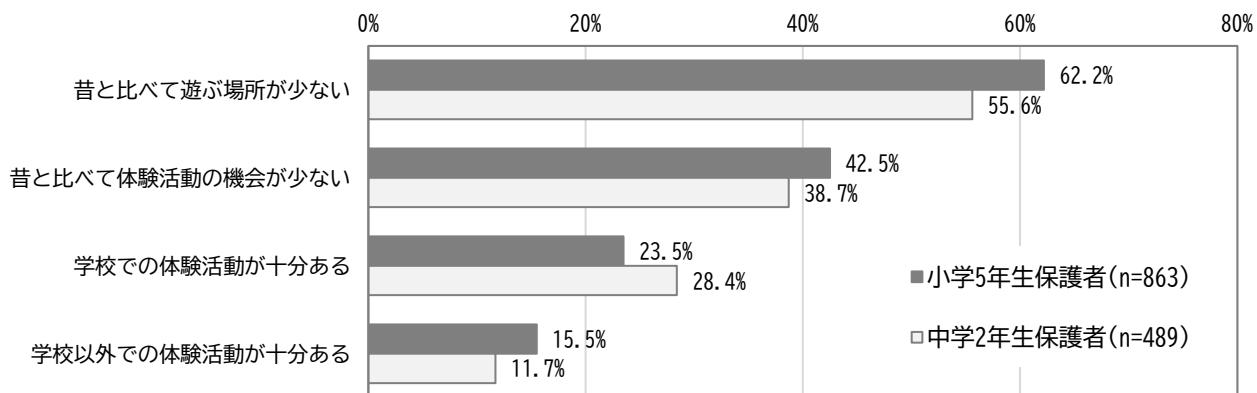
文化的体験：動植物園・博物館・美術館見学、音楽・演劇鑑賞、スポーツ観戦等

図表 5-35 世帯収入水準別に見たこども体験と意識の関係



出典：文部科学省「青少年の体験活動の推進に関する調査研究 報告書（令和3年3月）」

図表 5-36 こどもの体験活動に関する保護者の認識



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

	事業名	概要
130	ブックスタート事業の実施	乳児家庭全戸訪問の際に「ブックスタート・パック」を贈り、絵本を通じて乳児と保護者がゆったりとした心ふれあうひとときを持つきっかけを作ります。
	担当課	幼児教育課
131	楽しい英語遊び事業	異文化や言語を体験的に学びながら、幼児期のこどもの豊かな人間関係を育むとともに、将来の国際化社会に対応できる人材育成を図るため、公立保育所の5歳児を対象に、月1回、英語体験活動を実施します。
	担当課	幼児教育課
132	幼児外国語活動補助金	異文化や言語を体験的に学びながら、幼児期のこどもの豊かな人間関係を育むとともに、将来の国際化社会に対応できる人材育成を図るため、外国語を使った活動を実施する幼稚園、保育園及び認定こども園の設置者に対し補助金を交付し、活動を振興します。
	担当課	幼児教育課
133	高校生英語スピーチコンテスト	(公財)松戸市国際交流協会の主催で、高校生の語学力を高め、英語を通じて国際間の互いの理解を深めるため、年1回高校生英語スピーチコンテストを実施します。
	担当課	国際推進課

	事業名	再掲：子ども夢フォーラム
2	概 要	子どもの夢や目標の実現を応援するとともに、こどもたちの主体的な取組や活動について、その内容や成果を発表する機会を充実させるため、スポーツや文化芸術等、様々な分野で活躍する児童生徒の表彰等を行います。
	担当課	子ども政策課
	事業名	子どもの体験活動支援事業補助金 重点
	概 要	体験活動の機会が乏しい生活困窮層のこどもたちが参加できる体験イベント等を実施・支援し、こどもたちの将来の夢を育みます。
	担当課	子ども未来応援課
134	実施目標・成果目標	体験活動の機会が乏しい生活困窮層のこどもたちが参加できる体験イベント等を実施・支援し、こどもたちの将来の夢を育みます。
	現状：令和 6 年度	子どもの体験活動支援事業補助金の実施
	目標：令和 9 年度	子どもの体験活動支援事業補助金の実施
	目標：令和 11 年度	子どもの体験活動支援事業補助金の実施
	事業名	ゲットユアドリーム
135	概 要	中学生が、様々な職業や経験の大人と交流し、多様な価値観に触れ、将来の夢や目標を考える機会を提供します。
	担当課	子ども居場所課
	事業名	こども祭り
136	概 要	市内のこどもたちが一同に集い、各種催し物への参加を通じ楽しい1日を過ごすことにより「こども達の交流」「親子のふれあい」を図る取組です。松戸市子ども会育成会連絡協議会、松戸市青少年相談員連絡協議会、松戸市少年補導員連絡協議会による実行委員会が運営を行います。
	担当課	子ども居場所課
	事業名	子ども会の活動支援
137	概 要	同じ地域に住んでいる異年齢のこども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動等、幅広い体験をする子ども会の行事を支援する補助金を交付します。
	担当課	子ども居場所課
	事業名	青少年相談員の活動支援
138	概 要	青少年相談員は県知事からの委嘱により活動しているボランティアです。中学生以上を対象としたキャンプや卓球などのスポーツ大会のほか、各支部で青少年の体験や学びにつながる活動を行っている松戸市青少年相談員連絡協議会へ補助金を交付します。
	担当課	子ども居場所課
	事業名	中高生と乳幼児のふれあい体験
139	概 要	中高生が命の大切さや子育ての楽しさ、大変さを学ぶ目的で、市内の中学校と高校で乳幼児の親子とのふれあい体験を実施します。
	担当課	子ども未来応援課

140	事業名	プロスポーツ等連携推進事業
	概 要	プロスポーツチームとの連携や松戸市ゆかりのアスリート応援等を通じて、こども達がスポーツを身近に感じ、親しみや愛着を持つきっかけづくりを推進します。
	担当課	スポーツ振興課
141	事業名	プログラミング体験及びコンテスト開催
	概 要	市内の小学4年生から6年生を対象にプログラミング教室を実施し、将来のクリエイター育成や子どもの創作活動を支援します。また、プログラミング学習に取り組む市内の小中学生を対象に、プログラミング技術の向上やチャレンジする機会として、プログラミングコンテストを開催します。
	担当課	文化スポーツ政策課
142	事業名	XPストリートカルチャーイベント
	概 要	アーバンスポーツやヒップホップ音楽、ストリートダンスなど、ワークショップやライブパフォーマンスを通じて、こどもたちがストリートカルチャーに触れる機会や創作活動の楽しさを体験する機会を提供します。
	担当課	文化スポーツ政策課
143	事業名	夢の教室
	概 要	市立小学校全校5年生を対象に、オリンピック出場経験のあるスポーツ選手、現役サッカー選手をはじめ様々な種目で活躍するアスリート、そのOBやOGらを「夢先生」として学校に迎え、「夢を持つことの大切さ」や「仲間と協力することの大切さ」をゲームやトークを通じてこどもたちに伝えています。
	担当課	スポーツ振興課
144	事業名	青少年教室・青年講座
	概 要	青少年の学びと自立を育むため、多様な体験や交流、学びの機会の充実を図り、学校や家庭以外の自主的な活動や体験の機会を提供します。
	担当課	社会教育課
145	事業名	Let's体験の実施
	概 要	中学生から20代の青少年が、夏休み期間を活用し、地域の様々な課題解決に取り組む市民活動団体の活動現場で、ボランティア活動を体験します。
	担当課	市民自治課
146	事業名	オープンフォレスト in 松戸
	概 要	普段は立ち入ることのできない里やまボランティア活動が行われている森を公開しています。森では、自然観察や森の散策、里やま作業体験、ハンモックやロープ遊び、竹細工体験などができます。
	担当課	みどりと花の課
147	事業名	21世紀の森と広場
	概 要	樹林地、池、湿地、田んぼ等の豊かな自然環境と、様々なレクリエーションに対応できる芝生広場が広がる総合公園で、自然観察会、クラフト教室等を行います。
	担当課	公園緑地課 21世紀の森と広場管理事務所

148	事業名	児童館・こども館 重点
	概 要	こどもたちが放課後や休日に自由に遊び、多様な体験や交流ができる、乳幼児期から思春期までの子どもの成長を見守り、切れ目のない支援ができる場所を提供します。
	担当課	子ども居場所課
	実施目標・成果目標	児童館・こども館を整備します。
	現状：令和 6 年度	6 か所
	目標：令和 9 年度	8 か所
	目標：令和 11 年度	9 か所
149	事業名	戸定歴史館
	概 要	最後の水戸藩主・徳川昭武の屋敷であった戸定邸を中心として整備された博物館です。主に松戸徳川家の資料約 4 千点が収蔵されています。
	担当課	文化財保存活用課戸定歴史館
150	事業名	博物館
	概 要	「米づくりと展示づくり」など、楽しみながら歴史の学習ができる「こども体験教室」を開催します。※令和 8 年 1 月から令和 10 年 12 月まで改修のため休館
	担当課	文化財保存活用課博物館
151	事業名	図書館
	概 要	子ども本まつりの開催等、読書普及に関わるイベントを開催するほか、資料の提供を行います。
	担当課	図書館

[基本施策5－2] こどもの体験や交流、生活の場となる居場所づくりを推進する

- ◆ こども一人一人が、自分に合った居場所を持つよう、子どもの意見を聴きながら、こども目線による多様な居場所づくりを推進します。
- ◆ こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブについて、安定的な運営と施設の確保、育成の質の向上を図るとともに、放課後KIDSルームとの連携・交流を図ります。

施策の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 本市の児童館・こども館、中高生の居場所の利用者数は、近年は増加傾向にあります（図表5-37・5-38）。本市のアンケート調査でも、子どもが本市にあったらいいと思うもの、力を入れてほしいこととして最も多かったのは、いずれの年代についても「放課後に友達とおしゃべりをしたり、遊びや勉強、読書など自由に過ごしたりできる場所や施設を増やすこと」となっており（図表5-39）、子どもの居場所のさらなる充実が求められています。
- 一方で、子どもの居場所は、主観的な側面を含んでおり、こども一人一人がその場を自分の居場所と感じられることが何よりも大切となるため、物理的な場だけでなく、遊びや体験活動、人との交流やつながり、場合によっては、オンライン空間といった多様な形が考えられます。そのため、新たな居場所の創出に加えて、すでに多くの子どもの居場所となっている、青少年プラザ、児童館、こども館、こども食堂などについても、子どもにとってよりよい居場所となるよう、どう過ごしたいか、その場をどのようにしたいか等、子どもの声を聴きながら、こども目線による居場所づくりを推進する必要があります。
- また、本市の放課後児童クラブの利用者数についても、依然として増加傾向にあるため（図表5-40）、安定的な運営と施設の確保は、今後も大きな課題です。そして、子どもの体験や交流機会を充実させる観点から、放課後KIDSルームとの連携も図る必要があります。

保護者の声

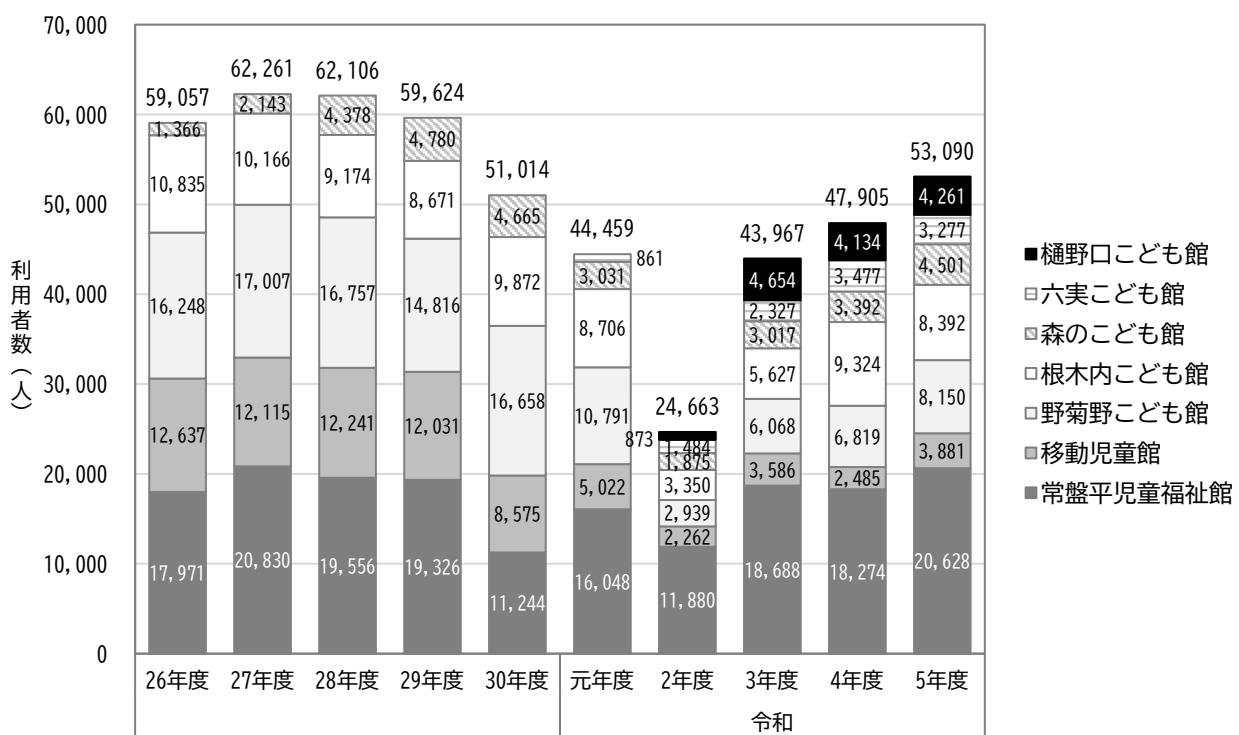
0～3歳児対象のおやこDE広場が充実していたこと、待機児童対策により、スムーズに就園できたことなど、未就学児の時には手厚い制度があり、大変助かりました。一方、小学生の子が、放課後や、長期休暇の時に過ごす場所が少なく、居場所が限られていると感じます。昔と違って、こどもだけで公園で遊ばせたり、1人で留守番をさせることに、防犯上の不安を感じますが、そうせざるを得ない状況になります。親の就労に関わらず、気軽に利用できる児童館をもっと増やして頂きたいです。市内に数ヶ所しかない児童館を利用できる子はごく一部の近隣の子だけです。子どもの足で行ける距離にないと意味がありません。学区内に1つ、または学校内に作るなど、小学生が安心して遊べる居場所をもっと増やしていただきたいです。

公園やそれぞれの歳に合った安全な居場所を確保してほしい。何から何まで、親が見ているわけにはいかないし、子どもは社会全体で育てる風潮になってほしい。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

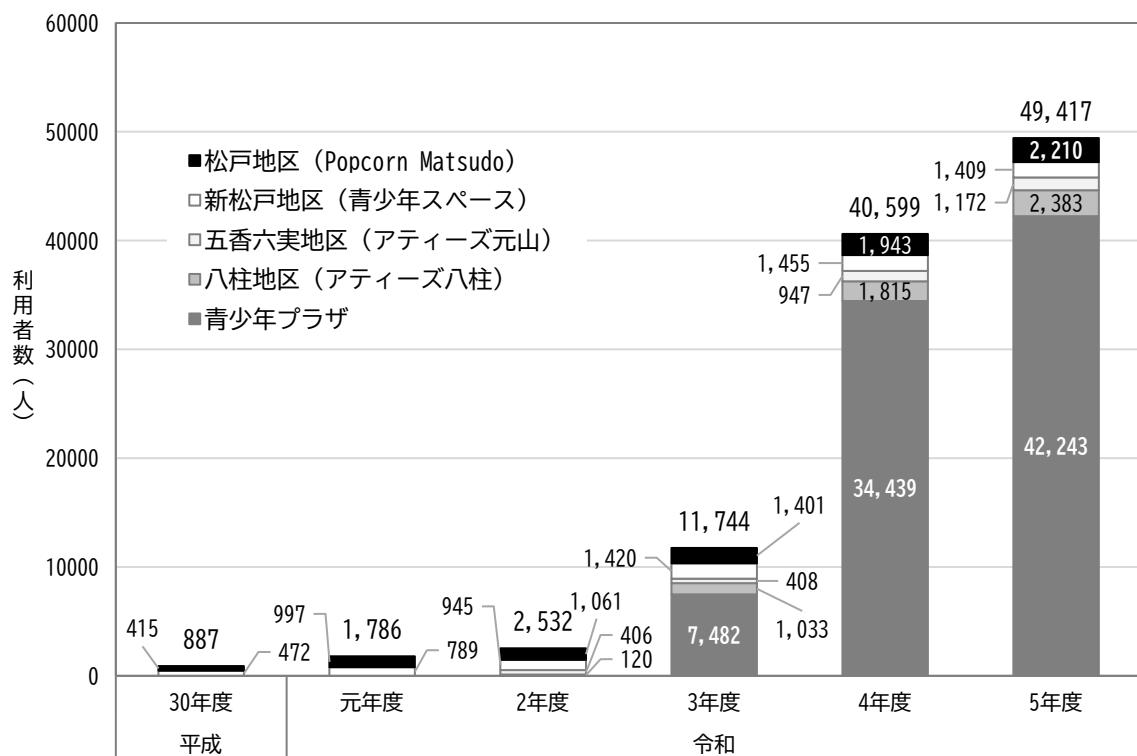
統計データ

図表5-37 児童館・こども館の利用者数の推移



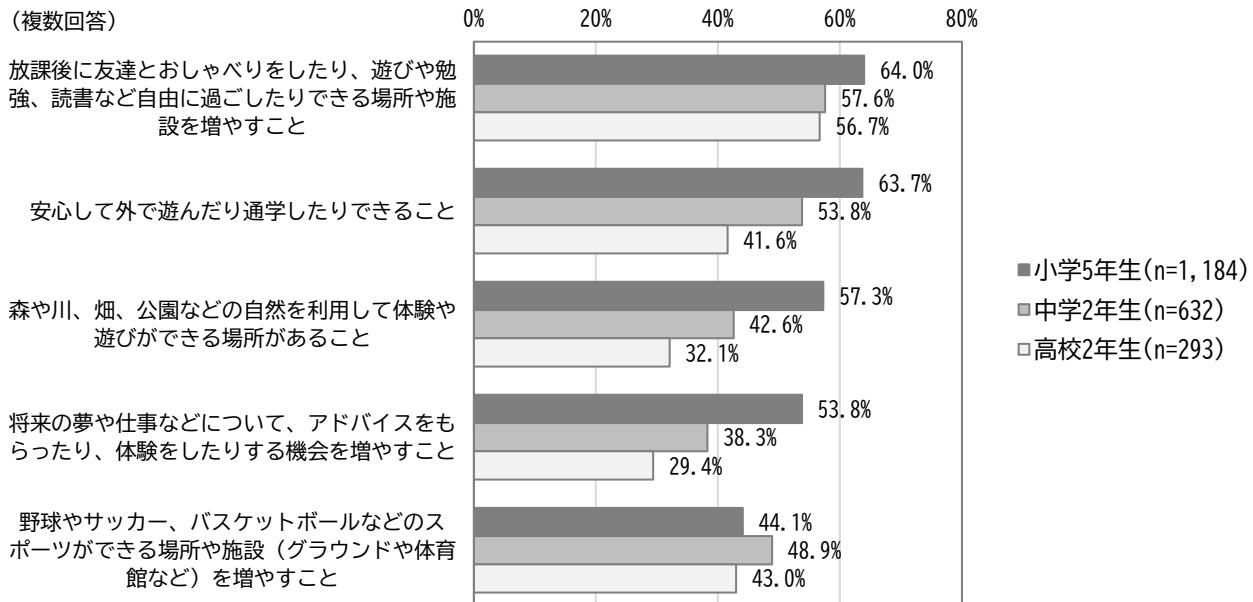
出典：子ども居場所課資料

図表 5-38 中高生の居場所の利用者数の推移



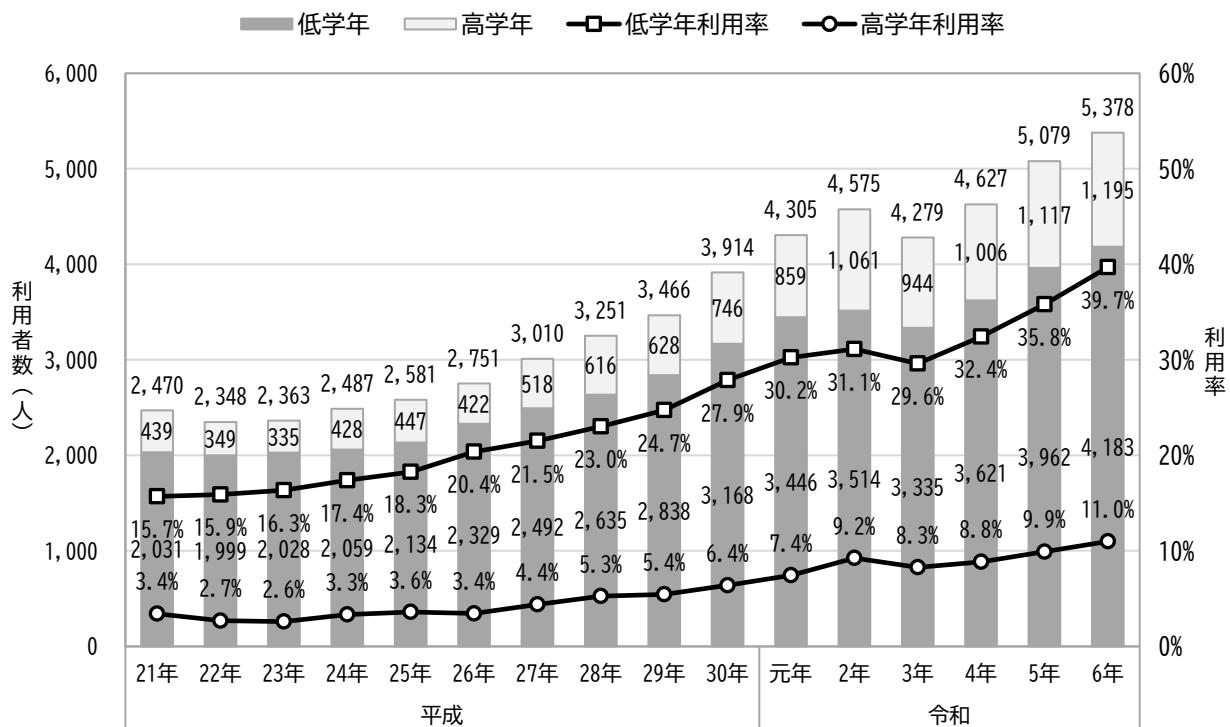
出典：子ども居場所課資料

図表 5-39 こどもが期待する事業・サービス



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

図表 5-40 放課後児童クラブの利用者数の推移



出典：子ども居場所課資料（各年5月1日時点）

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

152	事業名	放課後児童クラブ	事業計画
	概要	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童を放課後に預かり、児童の健全な育成を図ります。	
	担当課	子ども居場所課	
153	事業名	放課後 KIDS ルーム	事業計画
	概要	学校施設を活用して、児童が放課後等に安全に安心して学習や体験活動を行える場所を提供します。	
	担当課	子ども居場所課	
154	事業名	放課後児童クラブと放課後 KIDS ルームの連携の推進	事業計画
	概要	全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後 KIDS ルームとの連携及び交流を図ります。	
	担当課	子ども居場所課	
155	事業名	放課後児童クラブ支援員研修	
	概要	放課後児童クラブ支援員のスキルアップを目的として、計画的に研修を実施します。	
	担当課	子ども居場所課	

148	事業名	再掲：児童館・こども館 重点
	概 要	こどもたちが放課後や休日に自由に遊び、多様な体験や交流ができ、乳幼児期から思春期までの子どもの成長を見守り、切れ目のない支援ができる場所を提供します。
	担当課	子ども居場所課
	実施目標・成果目標	児童館・こども館を整備します。
	現状：令和 6 年度	6 か所
	目標：令和 9 年度	8 か所
	目標：令和 11 年度	9 か所
156	事業名	中高生の居場所づくり 重点
	概 要	主に中高生世代のこどもが、一人でも友だち同士でも自由に利用でき、自主的な活動、体験、悩みの相談等を気軽にできる場所を提供します。
	担当課	子ども居場所課
	実施目標・成果目標	中高生の居場所を整備します。
	現状：令和 6 年度	5 か所
	目標：令和 9 年度	6 か所
	目標：令和 11 年度	7 か所
157	事業名	青少年支援に係る人材育成・連携促進
	概 要	児童館・こども館、中高生の居場所のほか相談機関や青少年団体等、青少年支援に携わるスタッフや支援者の育成と連携のための研修や情報交換会を開催します。また、子どもの居場所間での連携会議を中心に、こども・若者の総合的な支援に努めます。
	担当課	子ども居場所課
	事業名	再掲：児童館・青少年プラザ等の運営への参画機会の充実 重点
3	概 要	こどもたちが、児童館・青少年プラザ等の運営に参画できる機会を充実させ、こどもたちの意見を反映した事業を推進します。
	担当課	子ども居場所課
	実施目標・成果目標	こどもたちの意見を反映した取組を実施します。
	現状：令和 6 年度	3 件/年
	目標：令和 9 年度	14 件/年
	目標：令和 11 年度	16 件/年
	事業名	こども食堂の開設及び運営支援
158	概 要	市内こども食堂の充実及び運営の安定化を図り、支援が必要なこどもや保護者が適切な支援につながる場を提供するとともに、地域の憩いの場となる子どもの居場所づくりに努めます。
	担当課	子ども居場所課
	事業名	多世代まるごと居場所づくり（まつど DE つながるステーション）
159	概 要	地域の中での孤立を防止し、社会とのつながりづくりのため、多世代が活用できる居場所づくりを、行政、地域団体、N P O 等が連携しながら推進します。
	担当課	地域共生課

[基本施策5－3] こどもや子育てにやさしいまちづくりを推進する

- ◆ こどもたちの遊ぶ場所の確保や、親同士・地域住民の交流機会を創出するため、多様な手法を活用し、公園が不足している地域に、こどもや保護者にとって魅力的な公園を計画的に整備していきます。あわせて、既存の公園の老朽化した遊具を、こどもがより楽しめて、体力や創造力等の向上にもつながる遊具に更新を図るとともに、誰もが遊べるいわゆるインクルーシブな遊具の整備を推進します。
- ◆ こどもたちの遊ぶ場所や子育て支援施設等へのアクセスを確保するため、公共交通機関や公共施設等のバリアフリー化や安全対策、利便性の向上等を図ります。また、妊婦、乳幼児連れの方、ベビーカー使用者等、配慮が必要な方に対する地域の理解や協力を啓発するなど、こどもや子育てにやさしい移動環境の整備を推進します。
- ◆ こどもや若者、子育て当事者が、公民問わず様々な支援や制度、施設等を気兼ねなく利用できるよう、地域や社会全体でこどもや子育てを応援し支えるという気運の醸成を図ります。

施策の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 本市では、都市公園の不足や偏在、既存公園の遊具の老朽化などが大きな課題となっています。本市のアンケート調査でも、子育て環境に不満を感じている保護者を対象として、その理由を調査したところ、小学校5年生保護者では「公園やスポーツ施設が充実していない」を選択した方が最も多く、63.9%となっており、就学前児童保護者についても47.5%、中学2年生保護者も56.5%と高くなっています（図表5-41）。そのため、同アンケートで寄せられた意見・要望でも、公園の整備や遊具の更新を望む声が非常に多くなっています。
- また、こどもたちの遊ぶ場所や子育て支援施設等の利用を促進する上で、そのアクセスの確保も必要となります。障害児のほか、妊婦や乳幼児連れの方、ベビーカー使用者等の一時的移動制約者についても配慮が必要となるため、公共交通機関及び公共施設等のバリアフリー化や安全対策だけでなく、「心のバリアフリー※」の周知・啓発など、地域の理解の醸成も求められます。

※ 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと
（「ユニバーサルデザイン2020行動計画（2017年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）」より）

- そして、近年は核家族化の進行や共働き世帯の増加により、子育て家庭は精神的にも時間的にも余裕がなく、地域とのつながりも希薄化しており、子育てに伴う負担や責任が家庭に集中してしまう傾向にあるため、地域や社会全体でこどもを育てるという意識の啓発がこれまで以上に必要とされています。

保護者の声・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

本当に公園が少なく、遊具も古く、種類も少なくてとても残念。大きい公園ばかりに力を入れるだけでなく地域の小さな公園を増やし綺麗に整備してほしい。

公園の遊具が古いので、もっと新しくわくわくするような公園がいろんな所にほしい。

松戸市内の公園の遊具が廃れているのでもっと充実させてほしい。

松戸市内の公園は昭和時代にできた公園が多くあるイメージで、その名残もあるなと感じています。遊具が新しくて解放的な公園が近所にないので今時の公園ができたら嬉しいです。

子育てしやすいと言われていますが、まだまだ不便なところが多いです。道が狭く、エレベーターも少ないです。高齢者もどんどん増えているので、常に混んでいて中々乗れない事も多く不便です。

現状はベビーカーや自転車で通りづらい場所が多い。せっかく子育て支援施設が増えても通えなければ意味がないので街の整備をしてほしい。

歩道が全般的に狭く、また段差も多く、ベビーカーでの移動が大変だった。

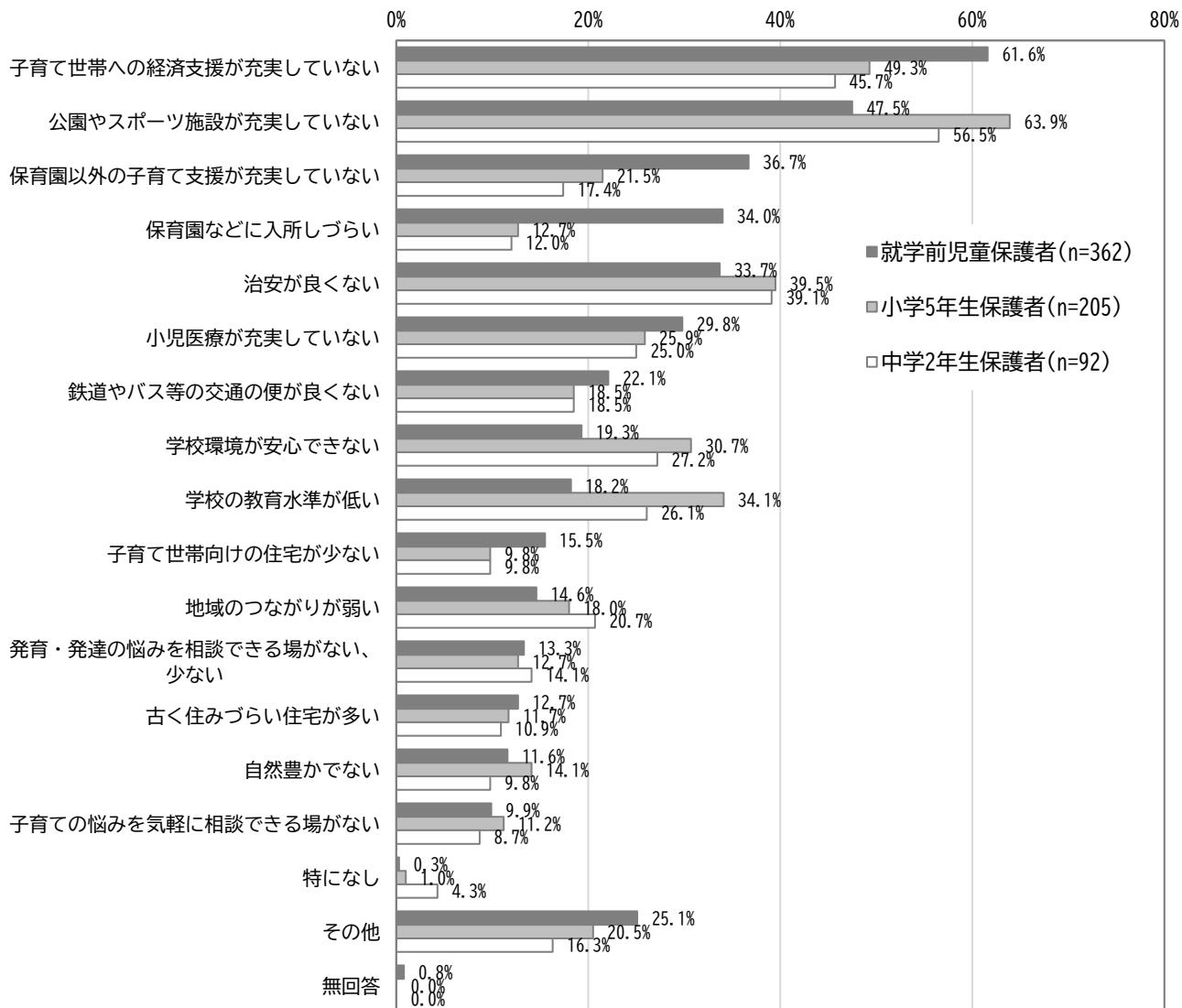
様々な場所でまだバリアフリーではなく、ベビーカーでの移動が難しい所が多い印象です。

公共交通機関がもっとベビーカー使用世代に優しい環境作りをしてほしい。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

統計データ

図表 5-41 子育て環境に不満を感じる理由



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：松戸市は子育てが「あまりしやすくない」または「しやすくない」と回答した保護者が対象で、

該当する項目を全て選択（複数回答）

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

160	事業名	都市公園の整備 重点
	概 要	公園が不足している区域を中心に、多様な手法を活用して公園の適正な配置に努めます。
	担当課	公園緑地課
	実施目標・成果目標	公園整備ガイドラインを策定し、計画的に拠点を整備します。
	現状：令和6年度	公園整備ガイドライン策定（～令和7年度）
	目標：令和9年度	公園整備ガイドラインに基づき整備
	目標：令和11年度	公園整備ガイドラインに基づき整備
161	事業名	都市公園の老朽化した遊具の更新
	概 要	市内公園について、遊具等の安全点検を行い、老朽化しているものについては更新をします。更新の際は多様な遊具の導入を推進し、公園の魅力向上に努めます。
	担当課	公園緑地課
162	事業名	都市公園のバリアフリー化
	概 要	市内公園について、利用者が移動を円滑にできることを目的とし、出入口や園路の改修を行い段差の解消等を図ります。
	担当課	公園緑地課
163	事業名	「松戸市交通バリアフリー基本構想」の推進
	概 要	重点整備地区を中心に、鉄道やバス等の公共交通機関や鉄道駅等の旅客施設周辺のバリアフリー化を推進します。
	担当課	交通政策課
164	事業名	「心のバリアフリー」の周知・啓発
	概 要	啓発用冊子「心のバリアフリー（やさしさいっぱいみんなのまち）」を要望に応じて配布し、「心のバリアフリー」を推進します。
	担当課	交通政策課
165	事業名	「ウォーカブル推進都市」の研究推進
	概 要	国土交通省が実施する「ウォーカブル推進都市」にエントリーし、先進事例の情報共有等を通じて、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりに向けた研究を推進します。
	担当課	都市計画課
166	事業名	移動式赤ちゃん休憩室の設置
	概 要	赤ちゃん連れでの外出を支援するため、屋外で実施するイベントにおいて移動式赤ちゃん休憩室を貸し出します。
	担当課	子ども未来応援課

167	事業名	設置型授乳室「mamaro（ママロ）」の設置
	概 要	乳幼児のいる子育て家庭の外出、移動時の負担軽減につながる完全個室のベビーケアルームを設置します。
	担当課	子ども政策課

5	事業名	再掲：子ども・子育て政策推進事業 重点
	概 要	本市の子育て支援に関する事業や施設等の利用を促進するとともに、こどもや子育て家庭を社会全体で応援するという気運を醸成するため、市内外の子育て当事者等を対象に、多様な手段を用いて効果的な情報発信を行います。また、こどもの意見表明や社会参画の機会を充実させるため、「こどもモニター」や「子ども夢フォーラム」とも連携して、こどもが企画・立案から実施・運営にまで携わるイベント等を実施します。
	担当課	子ども政策課
	実施目標・成果目標	こどもを主体としたイベントやこどもと協働した取組等を企画・実施します。
	現状：令和 6 年度	－

168	事業名	学校地域連携事業
	概 要	地域全体で学校教育を支援する仕組みを構築し、地域教育力の育成・活用を進めることにより、開かれた学校づくりと学校支援を通じた地域の連帯感の形成を図ります。
	担当課	教育政策研究課

基本目標6 虐待やいじめ、犯罪等から子どもを守り、子どもが安全に安心して暮らすことができる

- こどもが不安や悩みについて、いつでも身近で気軽に相談でき、虐待やいじめ、犯罪等から守られ、困難な状況に陥った場合には速やかに救済され、こどもが安全に安心して暮らせる「まつど」を目指します。



こども・若者からのメッセージ

- ❖ 嫌なことや不安なことがあったときにはそれを素直に話せる相手や場所がないから、ストレスが溜まって、こどもや誰かにぶつてしまふのかもしれない。
- ❖ 差別や偏見、いじめなどがなく、みんなが活躍できる街に住みたい。
- ❖ いじめがあると、すぐに気づいてもらえるクラスを作ってください。
- ❖ 私は適応指導教室で大変お世話になりました。今でもこの場所で過ごした時間はかけがえのないものです。病気が理由で学校に通えなくなった私に居場所を作ってくれた適応指導教室が、これからもたくさんのかどもたちの支えになってくれればと思います。
- ❖ 事件や事故などがなく、安心できて安全に住める街になって欲しい。
- ❖ 道が暗いところがあるので、街灯や防犯カメラなどを設置してほしいです。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」、こども・若者（こどもモニター含む）へのヒアリング結果より抜粋

[基本施策6－1] 児童虐待の予防・早期発見・早期対応を推進する

- ◆ 妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供し、児童虐待を予防するため、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもへの相談支援を一体的に推進します。
- ◆ 要保護児童対策地域協議会等、地域のネットワークにおいて、こどもや保護者に関する情報の交換や支援内容の協議等を密に行い、虐待を受けているこどもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援につなげます。

施策の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

- 児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、その後の人格形成にも深刻な影響を及ぼすもので、こどもに対する最も重大な人権侵害であり、どのような事情があっても決して許されるものではありません。
- 一方で、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4年度時点で21万4,843件と過去最多となっており（図表5-42）、本市における児童虐待相談件数も、近年は増加傾向にあります（図表5-43）。
- こども家庭審議会の「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第1次～第20次報告）」によれば、虐待による死亡事例（心中以外）の約半数は、0歳児が占めており（p.89：図表5-7）、その背景には、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健康診査未受診」、「妊娠届の未提出（母子健康手帳の未交付）」、「若年（10代）妊娠」等があるとされていることから、妊娠期から切れ目なく家庭に寄り添い、個々の状況に応じて、必要な支援につなげる必要があります。
- このように、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきているため、こども家庭センターを中心に、地域のネットワークと一体となって、子育てに困難を抱える世帯を包括的かつ継続的に支え、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図る必要があります。

保護者の声・・・・・・・・・・・・

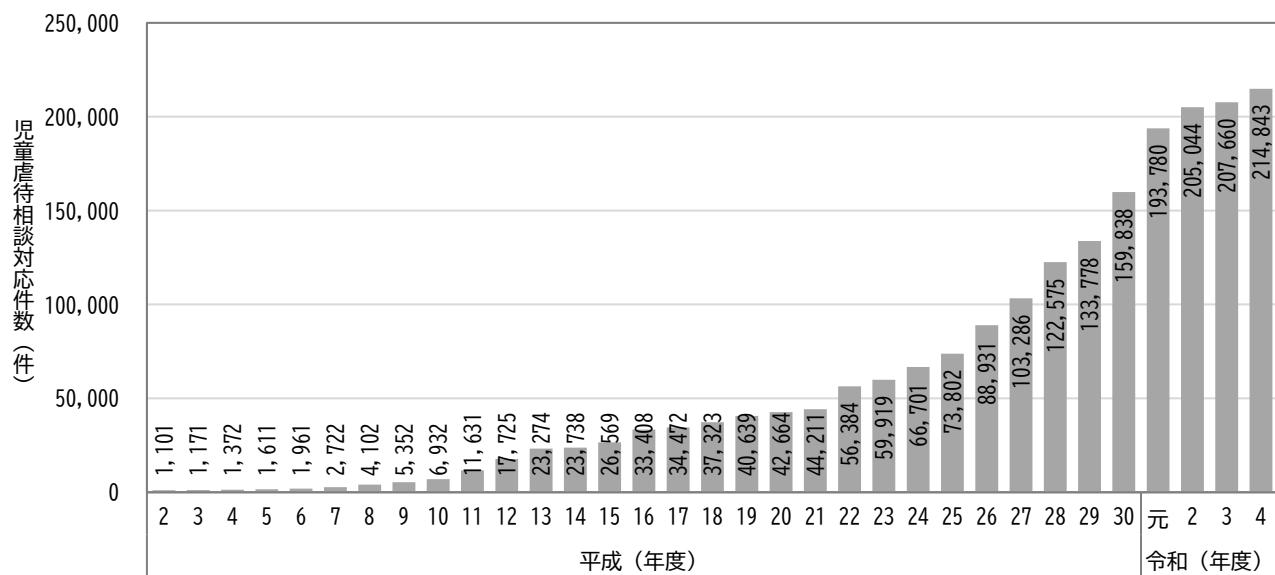
核家族のため、母親一人で子育てを頑張っています。夫の帰りも遅く、コロナ禍でのワンオペ育児だったので、大人と全く話すことがない日もありました。大好きなこどもなのに、自分がいっぱいいいっぱいになって、怒鳴ってしまったこともあります。そのたびに後悔して、虐待につながるのではないかと思い、本当に苦しかったです。ワンオペ育児になっている方に向けての支援を、行政が積極的に行い、母親の孤立や不安を減らすことで、虐待防止にもつながっていくのではないかと思います。

わが子は可愛いけど育てにくいと感じる親にとって、相談しやすい場所があまりないように感じる。虐待にもつながりかねないので、ちょっと遊びに行けて、そこで専門の方に気軽に話せる場がもっと増えればと思う。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

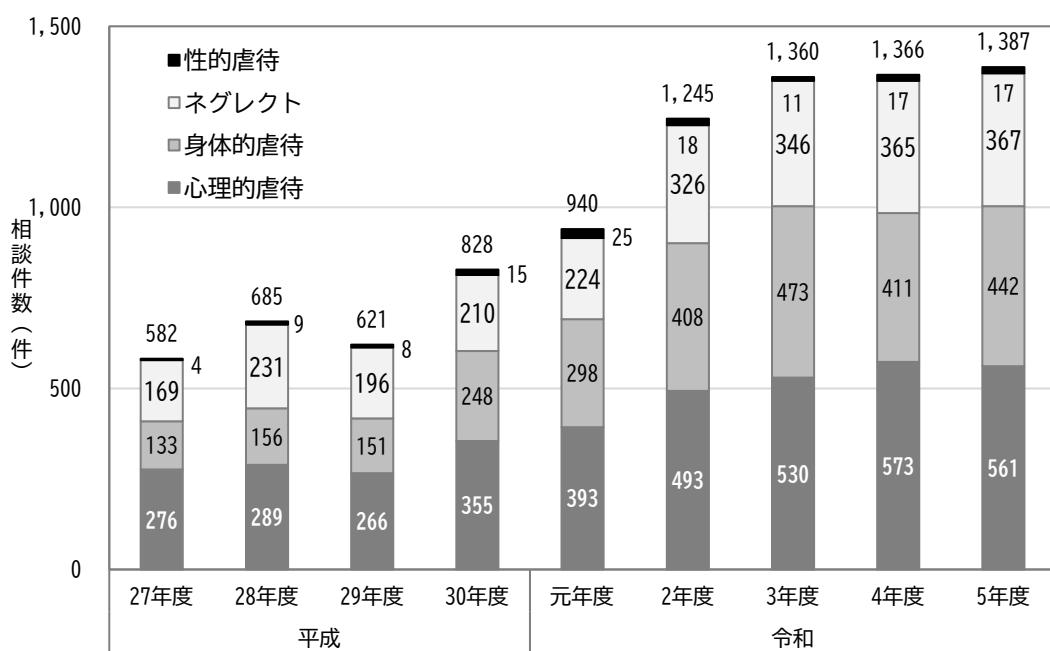
統計データ

図表 5-42 児童虐待相談対応件数（全国）



出典：こども家庭庁資料

図表 5-43 児童虐待相談件数の推移（松戸市）



出典：こども家庭センター資料

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 重点 重点事業

169	事業名	利用者支援事業（こども家庭センター）	事業計画
	概要	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行います。母子保健・児童福祉の連携協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく対応します。	
	担当課	こども家庭センター	

170	事業名	松戸市児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）	重点
	概要	要保護児童等の早期発見や適切な対応・支援を行うため、松戸市児童虐待防止ネットワーク構成員の連携並びに専門性強化と、地域住民への周知を図る取組の充実を図ります。	
	担当課	こども家庭センター	
	実施目標・成果目標	① 専門職向けの研修会等を実施します。 ② 個別支援会議を実施します。	
	現状：令和6年度	① 年4回以上 ② 160回	
	目標：令和9年度	① 年4回以上 ② 160回	
	目標：令和11年度	① 年4回以上 ② 160回	

171	事業名	支援が必要な児童に対する自立支援	重点
	概要	子どもの見守り体制強化と将来的な自立を促進するため、特に支援が必要な児童に対して、訪問による食事の提供等を通じた状況把握や自立支援相談を行うほか、基本的な生活習慣の習得支援、学習習慣定着等の支援を実施します。	
	担当課	こども家庭センター	
	実施目標・成果目標	子どもの自立支援事業の支援実施人数を増やします。	
	現状：令和6年度	支援人数：20人（見込）	
	目標：令和9年度	支援人数：30人	
	目標：令和11年度	支援人数：30人	

172	事業名	児童虐待防止の広報・啓発活動	重点
	概要	虐待防止に関する市民向け子育て講演会を実施します。また、こども家庭センターの連絡先を載せた「こども相談カード」を作成し、市内の小・中・高校の子どもに配布します。	
	担当課	こども家庭センター	
	実施目標・成果目標	虐待かもしれないと思った時に市や児童相談所に連絡できる人を増やします。	
	現状：令和6年度	13.7%「松戸市子ども・子育てに関するアンケート調査（令和6年3月）」	
	目標：令和9年度	－	
	目標：令和11年度	増加を目指します。	

9	事業名	再掲：産後ケア事業	事業計画
	概要	出産後、育児不安・体調不良がある産婦や、家族などの支援者が身近にいない家庭などを対象に、産後ケア事業（宿泊型・訪問型・日帰り型）を実施します。	
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室	

12	事業名	再掲：養育支援訪問事業 事業計画
	概 要	育児支援や相談支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、専門職による訪問支援を行います。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室

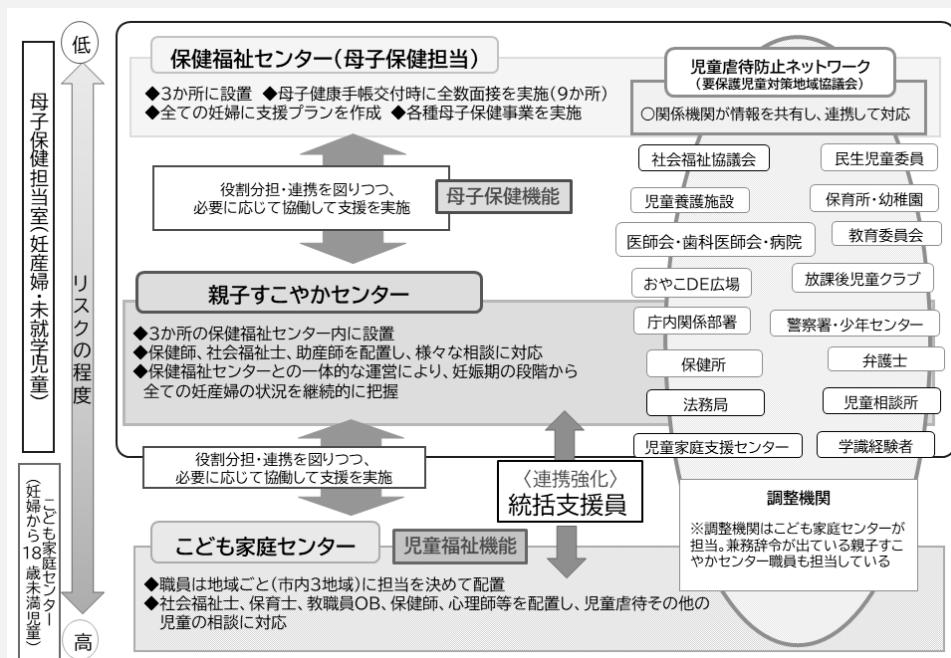
29	事業名	再掲：産婦健康診査 重点
	概 要	産後うつや新生児虐待の予防等を図るため、出産後間もない産婦に対する健康診査を実施します。
	担当課	こども家庭センター母子保健担当室
	実施目標・成果目標	産婦健康診査受診率の向上を目指します。
	現状：令和 6 年度	2 週間健診 48%、1 か月健診 85%
	目標：令和 9 年度	2 週間健診 55%、1 か月健診 90%
	目標：令和 11 年度	2 週間健診 55%、1 か月健診 90% 以上

91	事業名	再掲：子育て短期支援事業（こどもショートステイ） 事業計画
	概 要	保護者が出産や病気等の理由により、一時的に子どもの養育ができなくなった場合に預けることができます（夜間・休日養護もあり）。
	担当課	こども家庭センター

参考 松戸市の児童虐待に関する支援体制

本市では、児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、「保健福祉センター」、「親子すこやかセンター」「こども家庭センター」の3つの機能が連携した支援を実施しています。

また、要保護児童等の早期発見や適切な保護、支援を行うため、「こども家庭センター」が調整役となり、松戸市児童虐待防止ネットワーク構成員の連携及び専門性の強化を図っています。



[基本施策6－2] ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなぐ体制を強化する

- ◆ ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなぐため、関係機関との情報共有や地域の認知度向上を図るとともに、ヤングケアラーに関する相談支援の体制を強化します。

施策の背景・・・・・・・・・・・・

- ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族のケアなどを日常的に行っていることのことですが（p. 64 図表 4-15 参照）、ヤングケアラーへの支援についてはこれまで、法律上の明確な根拠規定がありませんでした。そのため、令和 6 年度に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国や地方公共団体等が支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。
- こどもが家事や家族のケアをすること自体は悪いことではありませんが、それによってこどもが、自分の時間や勉強する時間が十分に取れない、友人と遊ぶことができない、睡眠が十分に取れないなどの状況に置かれているのであれば、それはこどもにとって深刻な権利侵害となります。
- 本市のアンケート調査においても、家族の世話をしている高校生が 293 名中 18 名いましたが（図表 5-44）、そのうちの 1 名は、それにより「進路の変更を検討もしくはした」と回答しており深刻な状況に置かれています（図表 5-45）。
- 一方で、こうしたこどもたちの中には、深刻な状況に置かれながらも、自分がヤングケアラーであるという自覚がなかったり、「家族のことは家族でなんとかしなければ」という思いで頑張るあまり、一人で悩みを抱えてしまうなど、ヤングケアラーの問題は表面化しにくいため、ヤングケアラーに関する地域の認知度や理解の向上、相談窓口の周知、相談支援体制の強化等を図る必要があります。

市民の声・・・・・・・・・・・・

私は地元で育ち中学生時代に不登校のクラスメートがいて今もごくたまにお見かけするのですが、今にして思えばご家族の介護を昔からされていて、今もそのご家族とお出かけしている様子をみてヤングケアラーだったのだと気付きました。早い段階でクラスメートの支援があったらその方の人生も違ったと思いますが、他人の家庭について口を出すというのは時代が変わってもなかなか難しい問題です。しかしながら松戸市のことから、その様な環境を変えて欲しいと願います。

市長メール（令和 4 年 1 月受理分）より抜粋

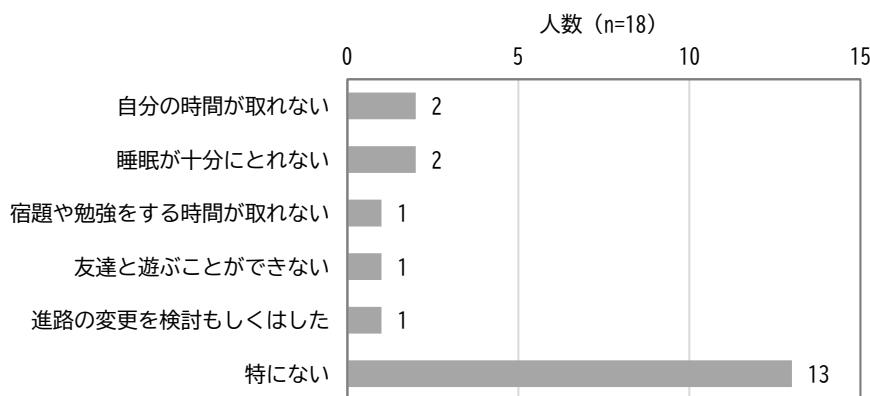
統計データ

図表 5-44 世話をしている家族の有無（高校生）



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

図表 5-45 家族のお世話のためにやりたくてもできないこと（高校生）



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

注：対象は世話をしている家族が「いる」と回答した高校生で、該当する項目を全て選択（複数回答）

主な事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

173	事業名	ヤングケアラーの相談体制の強化 重点
	概 要	ヤングケアラーコーディネーターが学校、関係機関への周知啓発や連絡調整を行うことで、子どもや関係機関が相談しやすい体制を強化します。
	担当課	こども家庭センター
	実施目標・成果目標	ヤングケアラーに関する相談体制を強化します。
	現状：令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラーコーディネーターの配置及びヤングケアラー専用ダイヤルの開設 課内研修及び関係機関への周知啓発を実施
	目標：令和9年度	ヤングケアラーに関する周知啓発のための研修の実施や関係機関との情報共有を図ります。
	目標：令和11年度	継続実施

174	事業名	ヤングケアラーに係る実態把握 重点
	概 要	子ども自身の希望に沿った相談機関につなげるために、アンケートや相談レターを配布し市内ヤングケアラーの実態を把握します。
	担当課	こども家庭センター
	実施目標・成果目標	適切な支援につなぐため、ヤングケアラーを早期に発見します。
	現状：令和6年度	市内小学生（4年生から6年生）、市内中学生、市内高等学校在籍生、中高生の居場所等の利用者へヤングケアラー相談レターの配布を実施
	目標：令和9年度	学校等関係機関と連携し相談レターの配布及びアンケート調査を実施します。
	目標：令和11年度	継続実施

171	事業名	再掲：支援が必要な児童に対する自立支援 重点
	概 要	子どもの見守り体制強化と将来的な自立を促進するため、特に支援が必要な児童に対して、訪問による食事の提供等を通じた状況把握や自立支援相談を行うほか、基本的な生活習慣の習得支援、学習習慣定着等の支援を実施します。
	担当課	こども家庭センター
	実施目標・成果目標	子どもの自立支援事業の支援実施人数を増やします。
	現状：令和6年度	支援人数：20人（見込）
	目標：令和9年度	支援人数：30人
	目標：令和11年度	支援人数：30人

[基本施策6－3] いじめや不登校、差別や偏見に苦しむこどもを支援する取組や体制を強化する

- ◆ いじめの早期解消や再発防止、いじめを苦にしたこどもの自殺の予防等を図るため、市長部局においても、いじめに関する相談支援を充実させるとともに、教育委員会や関係機関と定期的に情報共有や協議を行い、それぞれの専門性やノウハウを活かした対策を展開するなど、両者の連携を強化します。
- ◆ 全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、不登校児童生徒への対応を充実させ、多様な教育機会の確保に向けた取組を推進します。
- ◆ 性的マイノリティや LGBTQ に対する偏見、差別をなくすため、性的指向やジェンダー・アイデンティティの多様性に関して、正しい知識の普及啓発や相談支援に取り組みます。

施策の背景

- いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為ですが、文部科学省の調査によれば、全国の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和5年度時点で、約73万件、そのうち、重大事態発生件数は約1,300件といずれも過去最多となっています(図表5-46)。
- また、いじめの認知件数のうち「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」に該当する割合は、高等学校において15.5%と2番目、中学校では9.2%で4番目に多くなっています、いじめは学校の中だけでなく、インターネット上でも行われるなど、多様化、深刻化しています(図表5-47)。
- 全国の小中高生の自殺者数についても、近年は増加傾向にあり、令和4年には過去最多の514人となり、令和5年はそれに次ぐ513人で、高止まりしている状況です(図表5-48)。
- こうした中、いじめに関する問題は、教育委員会を中心に対応していますが、学校との関係が近く、相談しにくいと感じるこどもや保護者もいると想定されるため、市長部局においても相談窓口を充実させ、教育委員会や関係機関と連携を強化し、市全体として、いじめの解消に取り組む必要があります。
- そして、近年は不登校の児童生徒が全国的に増加しており、本市においても同様の状況です(図表5-49)。不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、どのこどもにも起こり得る問題であるため、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮するとともに、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、多様な教育機会を確保することが大切です。
- 他方で昨今は、性的マイノリティや LGBTQ に対する偏見、差別がいじめや不登校等の背景となっているケースもあるため、性的指向やジェンダー・アイデンティティの多様性に関して、正しい知識の普及啓発や相談支援も求められています。

- なお、本市のアンケート調査では、小学6年生の15.1%、中学2年生の10.1%、高校2年生の8.5%が「自分の性のあり方に悩んだことがある」と回答しており（図表5-50）、民間のアンケート調査では、LGBTQの当事者の約6割が「いじめ被害の経験あり」、約2割が「不登校の経験あり」と回答している状況です（図表5-51）。

保護者の声・・・・・・・・・・・・・・・・

学校が楽しく自分から行きたくなる場所、いじめのない場所であってほしいです。

いじめや不登校の生徒への配慮があると親も安心して学校に通わせられるのかなと思います。

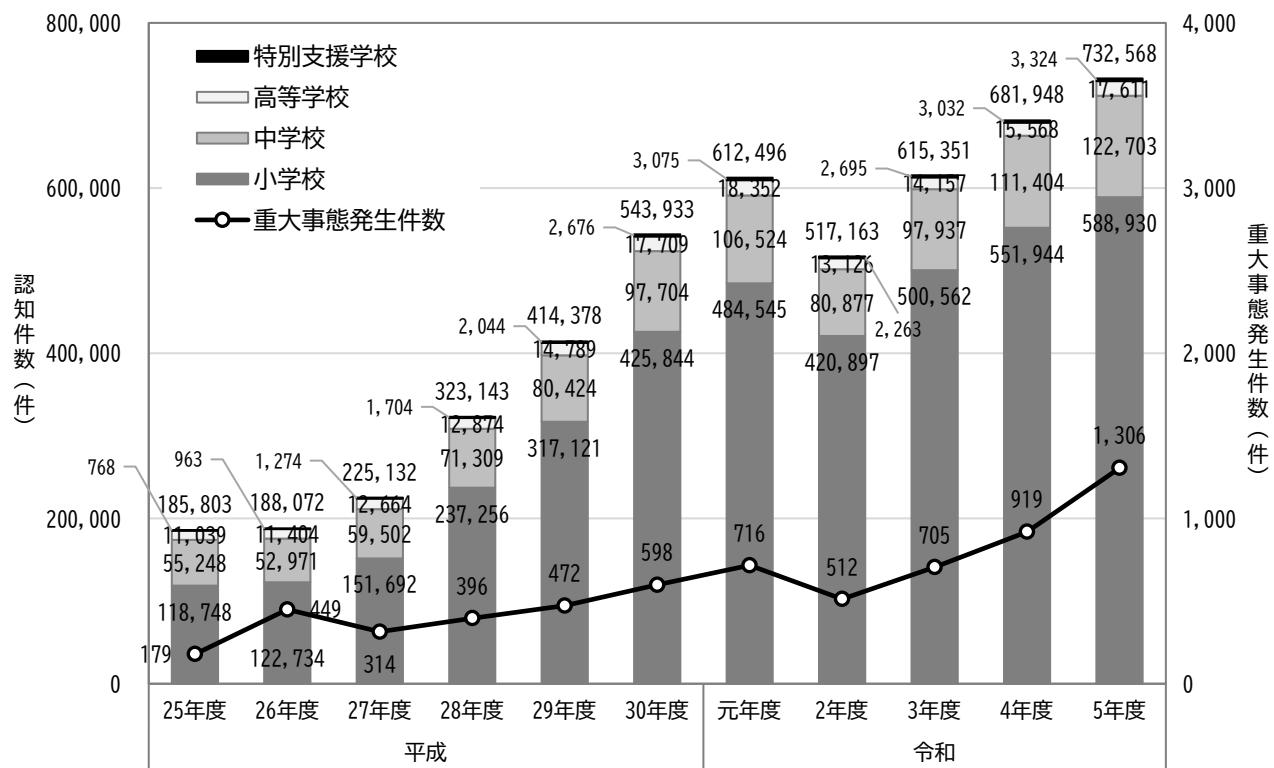
いじめなどがあった時、いじめられた子の居場所を作つてあげることも大切ですが、本当に大切なのはいじめる子のカウンセリングや教育の場を作る事なのだと思います。本当に問題があるのはいじめをする方だと思うし、そうしていかないと何も変わらないと思います。

昔からいじめの問題はありますが、ぜひ、被害者が学校へ行けなくなることのないよう、加害者へのケアをして下さい。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

統計データ

図表 5-46 全国のいじめの認知件数及び重大事態発生件数の推移



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

注：重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項における、

第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

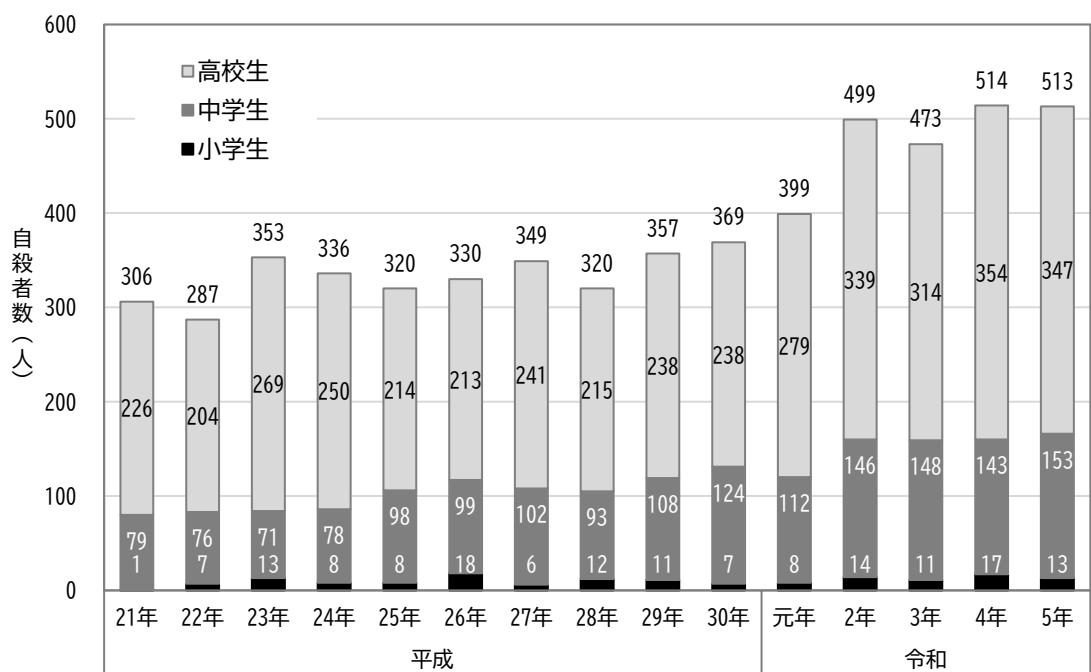
図表 5-47 全国のいじめの態様別状況について



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（令和5年度）」

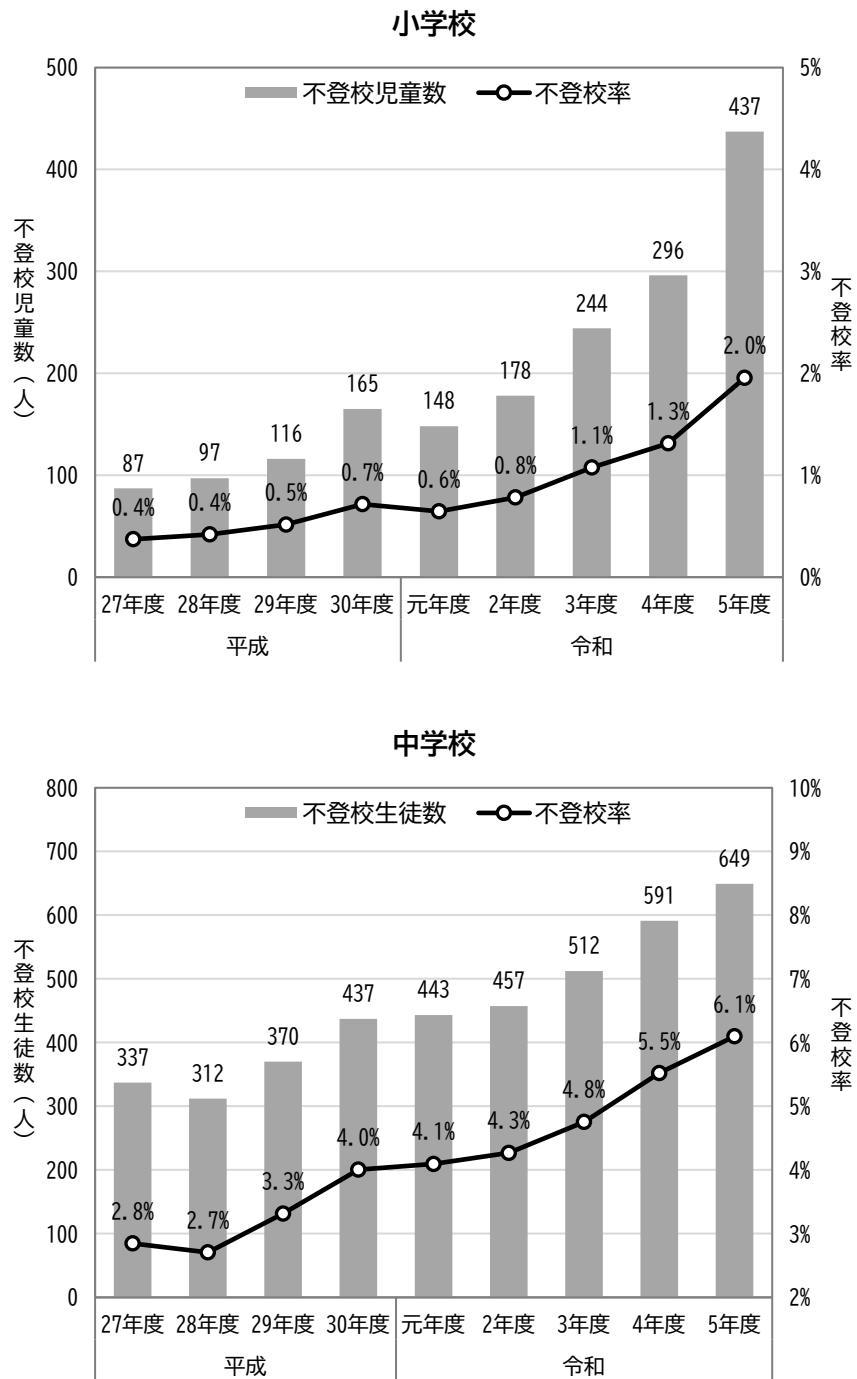
注：該当する項目を全て選択（複数回答）

図表 5-48 全国的小中高生の自殺者数の推移



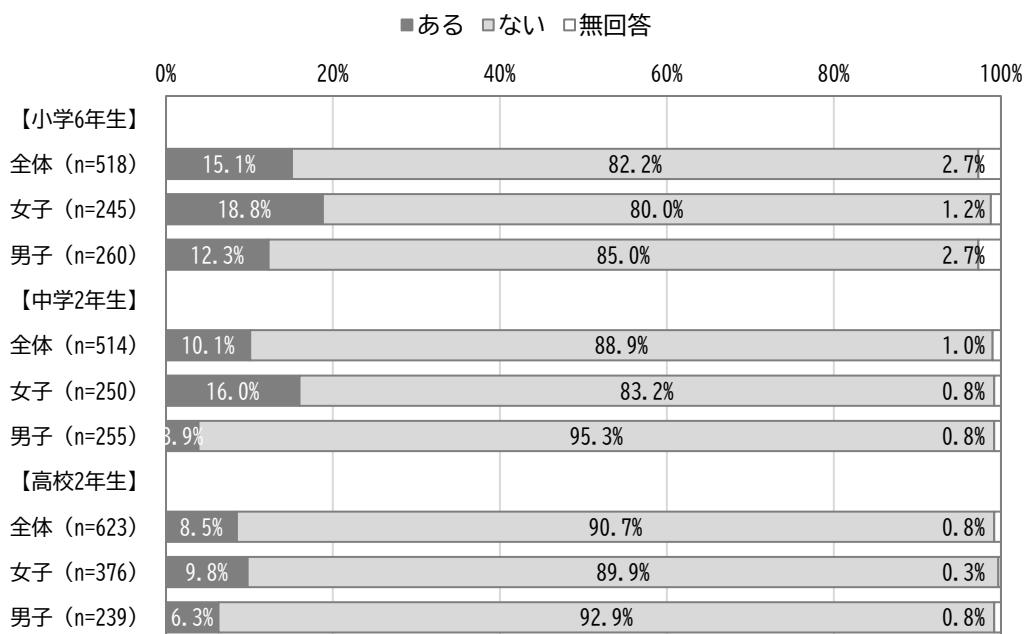
出典：警察庁「自殺統計」の原票データより厚生労働省作成

図表 5-49 本市の不登校児童生徒数の推移



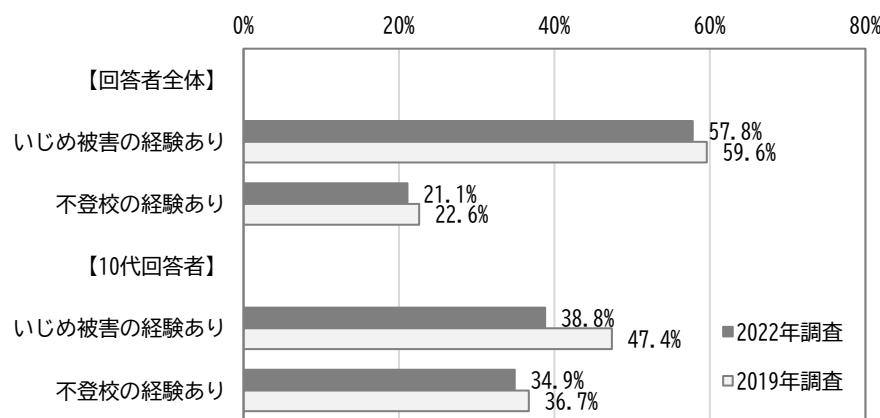
出典：児童生徒課資料（各年3月31日時点）

図表 5-50 自分の性のあり方について悩んだ経験



出典：松戸市「男女共同参画社会に関する児童生徒アンケート調査（令和3年度）」

図表 5-51 LGBTQ当事者の学校生活（小・中・高）でのいじめ被害及び不登校経験



出典：宝塚大学看護学部 日高庸晴 教授「LGBTQ当事者の意識調査（ライフネット生命保険委託調査）」

主な事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

175	事業名	いじめ相談窓口（子どもSOS相談） 重点
	概要	18歳以下のこどもが直面しているあらゆるいじめの問題に対応できるよう、心理士や社会福祉士などの専門の相談員が第三者の目線で話を伺い、心のケアや解決のサポートを行います。
	担当課	行政経営課いじめ相談担当室
	実施目標・成果目標	いじめ相談の件数を増やします。
	現状：令和6年度	相談件数：54件（相談対象人口の1%）
	目標：令和9年度	相談件数：150件（相談対象人口の3%）
	目標：令和11年度	相談件数：250件（相談対象人口の5%）
	事業名	いじめ相談・いじめ防止対策 重点
	概要	児童生徒や保護者等からのいじめに関する相談体制を充実させるため、いじめ電話相談を運営します。また、いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止・早期発見に努めています。そして、令和7年4月からは、「松戸市いじめ防止基本方針」を策定、施行します。

176	事業名	いじめ相談・いじめ防止対策 重点
	概要	児童生徒や保護者等からのいじめに関する相談体制を充実させるため、いじめ電話相談を運営します。また、いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止・早期発見に努めています。そして、令和7年4月からは、「松戸市いじめ防止基本方針」を策定、施行します。
	担当課	児童生徒課
	実施目標・成果目標	いじめに関する相談体制の充実。いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
	現状：令和6年度	いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための体制強化
	目標：令和9年度	いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための体制強化
	目標：令和11年度	いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための体制強化
	事業名	学校教育相談業務（スクールソーシャルワーク事業） 重点
	概要	スクールソーシャルワーカーが、地域の関係機関と連携しながら児童生徒の課題解決のため包括的にアプローチを行います。

177	事業名	学校教育相談業務（スクールソーシャルワーク事業） 重点
	概要	スクールソーシャルワーカーが、地域の関係機関と連携しながら児童生徒の課題解決のため包括的にアプローチを行います。
	担当課	児童生徒課
	実施目標・成果目標	児童生徒が社会的自立を図れるよう、学校を基盤とした相談支援体制を強化します。
	現状：令和6年度	学校を基盤とした支援体制の強化
	目標：令和9年度	学校を基盤とした支援体制への検証・改善
	目標：令和11年度	学校を基盤とした支援体制への検証・改善
	事業名	ふれあい学級 重点
	概要	児童生徒に寄り添い、スマールステップでの体験学習や教科学習参加を経験しながら、将来的な社会的自立を目指します。独自の時間割があり、学習の他に小集団活動、栽培活動、表現活動、行事などを行います。

178	事業名	ふれあい学級 重点
	概要	児童生徒に寄り添い、スマールステップでの体験学習や教科学習参加を経験しながら、将来的な社会的自立を目指します。独自の時間割があり、学習の他に小集団活動、栽培活動、表現活動、行事などを行います。
	担当課	児童生徒課
	実施目標・成果目標	不登校児童生徒の社会的自立を目標に、学習活動や集団活動を通して段階的な支援を充実させます。
	現状：令和6年度	個の実情に合った支援の実施・検証・改善
	目標：令和9年度	個の実情に合った支援の実施・検証・改善
	目標：令和11年度	個の実情に合った支援の実施・検証・改善
	事業名	ふれあい学級 重点
	概要	児童生徒に寄り添い、スマールステップでの体験学習や教科学習参加を経験しながら、将来的な社会的自立を目指します。独自の時間割があり、学習の他に小集団活動、栽培活動、表現活動、行事などを行います。

	事業名	ほっとステーション 重点
		児童生徒に寄り添い、社会的自立に向けた支援を行います。個々に合わせた活動を行う児童生徒の居場所です。必要に応じてアウトリーチ支援を行います。
179	担当課	児童生徒課
	実施目標・成果目標	不登校児童生徒の社会的自立を目標に、居場所の確保と様々な活動を通して段階的な支援を充実させます。
	現状：令和6年度	個の実情に合った支援の実施・検証・改善
	目標：令和9年度	個の実情に合った支援の実施・検証・改善
	目標：令和11年度	個の実情に合った支援の実施・検証・改善
	事業名	教育相談 重点
	概要	不登校を主訴とする児童生徒・保護者に寄り添い、心理士による教育相談を重ねた支援を行います。心理士による見立てを元に、継続相談の中で「ふれあい学級」や「ほっとステーション」へつなげるなど、社会的自立に向けて支援を行います。
180	担当課	児童生徒課
	実施目標・成果目標	不登校児童生徒の社会的自立を目標に、児童生徒や保護者へ専門的立場から継続相談による支援を行います。
	現状：令和6年度	不登校を主訴とした継続相談及びふれあい学級・ほっとステーションへ繋げるための相談の実施・充実
	目標：令和9年度	不登校を主訴とした継続相談及びふれあい学級・ほっとステーションへ繋げるための相談の実施・充実
	目標：令和11年度	不登校を主訴とした継続相談及びふれあい学級・ほっとステーションへ繋げるための相談の実施・充実
181	事業名	青少年相談
	概要	思春期の青少年の悩みに寄り添い、青少年が身近に相談できる場所を増やします。
	担当課	子ども居場所課
182	事業名	「松戸市職員・教職員のための多様な性に関する対応ガイドライン」の周知
	概要	「松戸市人権施策に関する基本方針」に基づき、性的マイノリティの方が自分らしく生きられる社会を目指し、市職員及び教職員等が、性の多様性について正しい知識を持ち、理解し、状況に応じた適切な対応ができるようガイドラインを周知します。
	担当課	行政経営課
183	事業名	人権擁護委員による人権相談
	概要	法務大臣に委嘱され、市に配置された人権擁護委員が、人権相談活動、人権侵犯に関する調査・救済活動、人権啓発活動を行います。こどもへの人権相談活動として、電話による相談のほか、「SOSミニレター」による手紙での相談も行います。
	担当課	行政経営課
184	事業名	ゆうまつどころの相談
	概要	自分の性格や生き方、パートナーや家族との関係、職場や身近な人間関係などで悩んでいる方を対象に、専門のカウンセラーが相談を行います。
	担当課	男女共同参画課

7	事業名	再掲：子どもの人権の周知啓発に関するリーフレット等の配布（小学校）
	概 要	人権教育の一環として、性的マイノリティに関する内容を記載したリーフレット等の配布により理解促進を図ります。
	担当課	学習指導課

148	事業名	再掲：児童館・こども館 重点
	概 要	こどもたちが放課後や休日に自由に遊び、多様な体験や交流ができ、乳幼児期から思春期までの子どもの成長を見守り、切れ目のない支援ができる場所を提供します。
	担当課	子ども居場所課
	実施目標・成果目標	児童館・こども館を整備します。
	現状：令和 6 年度	6 か所
	目標：令和 9 年度	8 か所
	目標：令和 11 年度	9 か所

156	事業名	再掲：中高生の居場所づくり 重点
	概 要	主に中高生世代の子どもが、一人でも友だち同士でも自由に利用でき、自主的な活動、体験、悩みの相談等を気軽にできる場所を提供します。
	担当課	子ども居場所課
	実施目標・成果目標	中高生の居場所を整備します。
	現状：令和 6 年度	5 か所
	目標：令和 9 年度	6 か所
	目標：令和 11 年度	7 か所

[基本施策6－4] こどもを犯罪被害等から守るための対策や地域の見守りを推進する

- ◆ 犯罪被害や事故、災害等から子どもの命を守るため、防犯や交通安全、防災対策等を推進するとともに、自らの安全を確保できるよう、子どもや保護者に対する意識啓発にも取り組みます。
- ◆ 地域一体となって子どもを見守るため、警察等の関係機関や地域との連携を強化します。

施策の背景・・・

- こどもが被害者となる事件や、命を失う交通事故などが依然として後を絶たない状況で、こうした痛ましい事件や事故を報道等で見聞きして、不安に感じている保護者も多くなっています。本市のアンケート調査でも、国や自治体に期待する施策として、「子どもが安心して外で遊んだり通学したりできるよう、防犯対策を充実させること」を選択した保護者は半数以上、特に就学前児童保護者では 67.9%となっており、防犯や交通安全、防災等に対する保護者の関心が高くなっていることがわかります（図表 5-52）。
- なお、近年は、スマートフォンやタブレット端末の普及をきっかけに、SNS 等、インターネットを通じて、こどもが犯罪に巻き込まれるケースも多くなっており、本市のアンケート調査でも、「インターネットや SNS 等による犯罪や依存について、子どもや保護者への啓発をすること」を期待する声が少なくありません（図表 5-52）。また、警察庁の調査によれば、SNS を通じた犯罪では、被害者は中学生と高校生が中心ですが、近年は、小学生が被害者になるケースも増加しており、令和 5 年度時点では、過去最多の被害者数となっています（図表 5-53）。そのため、中学生と高校生だけでなく、小学生に対する啓発にも留意が必要です。
- また、こどもを犯罪や事故、災害等から守るためにには、子どもや保護者への啓発のほか、日頃から地域が一体となって見守り、助け合うことも大切なため、警察等の関係機関や地域との協力・連携を推進する必要があります。

保護者の声・・

通学路の危険、こどもを狙った犯罪が増えていることに不安を感じます。

コロナ禍以降、全国的に治安が悪くなったと思います。防犯カメラの設置などももっとあればいいと思います。

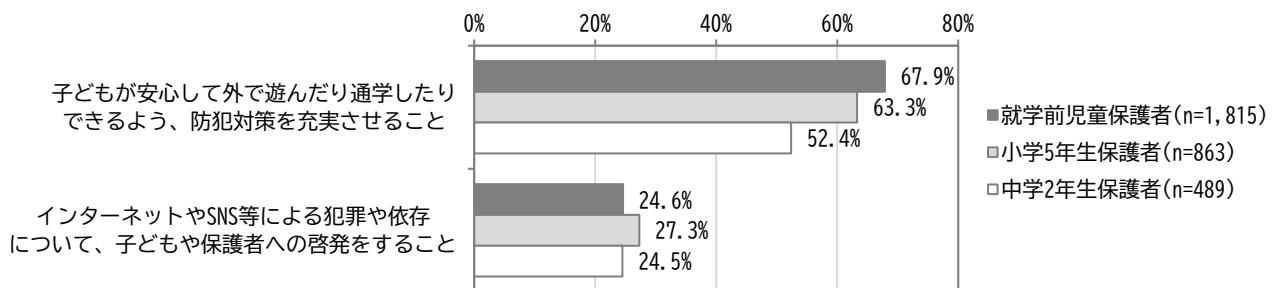
犯罪や自然災害から自分の身を守れるような教育をして欲しい。

インターネット、SNS による犯罪や依存は小学生のうちから教育して欲しい。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和 5 年度）」より抜粋

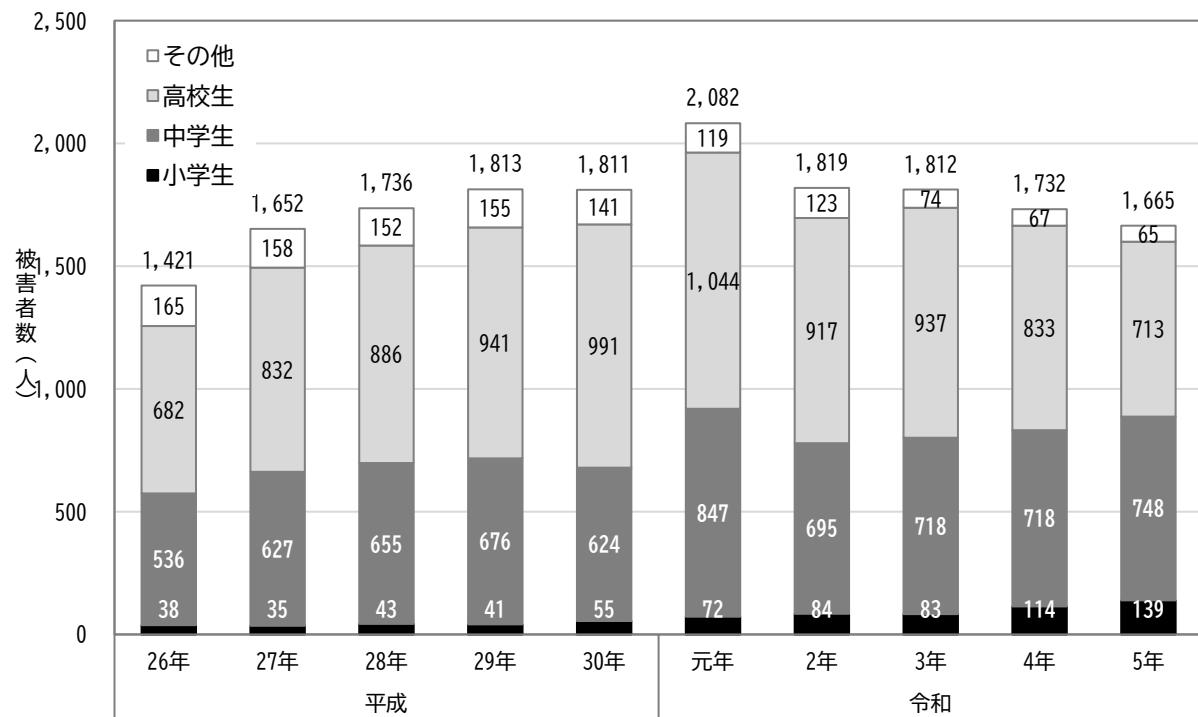
統計データ

図表 5-52 国や自治体に期待する施策（防犯関係）



出典：松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」

図表 5-53 SNSに起因する犯罪における18歳未満被害者数の推移



出典：警察庁「令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況」

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

185	事業名	こどもたちのさらなる安全・安心の確保に向けた共同宣言 重点
	概 要	松戸市内のこどもが犯罪被害にあわず、犯罪に加担しない社会の実現を目指し、警察からの情報発信を広く松戸市民に周知するとともに、松戸市教育委員会、松戸警察署、松戸東警察署がより一層連携し、子どもの健全な育成を行っています。
	担当課	児童生徒課・松戸警察署・松戸東警察署
	実施目標・成果目標	市内のこどもが犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、警察からの情報発信を広く市民に周知します。
	現状：令和6年度	関係機関とより一層連携し、子どもの健全な育成を行います。
	目標：令和9年度	関係機関とより一層連携し、子どもの健全な育成を行います。
186	目標：令和11年度	関係機関とより一層連携し、子どもの健全な育成を行います。
	事業名	防犯意識啓発冊子等の配布
	概 要	防犯意識の向上を図るため、市内小学校の新1年生等に、防犯意識啓発冊子等を配布しています。
	担当課	市民安全課
187	事業名	防犯カメラの設置
	概 要	主に駅前繁華街や通学路等の治安向上を図るため、市設置型防犯カメラ事業を実施します。また、住宅街等の治安向上を図るため、市民の協力を得て、全国初となる市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ事業を実施します。
	担当課	市民安全課
	事業名	市民安全対策パトロール事業
188	概 要	青色回転灯装備車両によるパトロールを実施します。
	担当課	市民安全課
189	事業名	自主防犯パトロール事業
	概 要	防犯団体、町会・自治会、ボランティア等の協力により防犯パトロールを実施します。
	担当課	市民安全課
190	事業名	町会・自治会の見守り
	概 要	町会・自治会の見守り活動を、防犯用品貸与により支援します。
	担当課	市民安全課
191	事業名	街頭補導
	概 要	地域での見守り活動や温かい声かけにより、青少年の非行を防止し、不審者や犯罪から青少年を守る活動をします。放課後や夜間、夏休みなどの長期休業中には各地域の学校と連携して補導活動（パトロール）を行います。
	担当課	子ども居場所課

	事業名	松戸市高齢者等見守り活動
192	概 要	松戸市と「見守り協定」を締結した各業種の事業者が、日常業務の中で、地域の高齢者やこどもたちの安心のために、声掛け等の見守り活動を実施。緊急性のある案件は、事業者が市役所・警察・消防等へ通報する等を行い、各機関と連携して取り組んでいます。
	担当課	高齢者支援課
	事業名	商店会の見守り
193	概 要	商店会が地域のこどもの登下校時の見守り、声かけ等を実施します。
	担当課	商工振興課
	事業名	こども 110 番の家
194	概 要	いざというときにこどもが逃げ込める家や商店、市民センター等の施設に、目印のプレートを貼り、こどもが事件や事故に巻き込まれるのを防ぎます。
	担当課	市民安全課
	事業名	安全・安心情報メール（不審者情報）
195	概 要	不審者・犯罪情報等の緊急性の高い重要情報を皆様の携帯電話のメールにお知らせする安全安心情報のメール配信サービスです。
	担当課	市民安全課
	事業名	児童用防犯ブザーの配布
196	概 要	児童の安全対策の一環として、市立小学校の新入学児童へ防犯ブザーを配布しています。
	担当課	学務課学校保健担当室
	事業名	GPS 端末購入支援事業
197	概 要	日常生活及び登下校時における児童の安全確保と保護者の不安感の軽減を図るために、GPS 端末購入費を助成します。
	担当課	学務課学校保健担当室
	事業名	防犯・防災訓練（保育所・幼稚園・各学校）
198	概 要	各学校・保育所・幼稚園において、定期的に実効性ある防犯・防災訓練を実施します。
	担当課	保育課・幼児教育課・学務課学校保健担当室
	事業名	パートナー講座「地域の防犯対策について」
199	概 要	「地域の防犯対策について」等の出前講座を実施しています。
	担当課	市民安全課
	事業名	通学路合同点検
200	概 要	通学児童の安全確保を目的として、通学路の危険箇所について、関係機関合同で点検を行っています。
	担当課	学務課学校保健担当室・各学校・道路維持課

201	事業名	学校安全ボランティア（各学校）
	概 要	保護者・地域の方々のご協力のもと、登下校時等に見回りを行っています。
	担当課	学務課学校保健担当室
202	事業名	危険予知トレーニング（KYT）の実施
	概 要	危険予知トレーニング（KYT）による日常的な指導により、いざというときに的確に行動できる児童生徒の育成に努めています。
	担当課	学務課学校保健担当室
203	事業名	交通安全教室の実施
	概 要	ユーカリ交通公園を管理運営し、市内の小学校や保育所（園）、幼稚園の児童を対象に交通安全教室を実施します。
	担当課	市民安全課
204	事業名	総合防災訓練
	概 要	大規模な自然災害発生時に適切な対応をするために、実践的な訓練を実施しています。これにより発災当初の初動対処要領を確立するとともに、地域防災計画の有効性の検証を実施します。
	担当課	危機管理課
205	事業名	安全・安心情報メール（災害情報）、LINE（災害情報）等
	概 要	災害情報等の緊急性の高い重要情報を「松戸市安全安心情報」としてメールやLINE等で配信します。
	担当課	危機管理課
206	事業名	災害用備蓄品の整備
	概 要	災害時に必要な資機材・生活必需品等を整備しています。
	担当課	危機管理課
207	事業名	地域防災リーダー
	概 要	大規模な自然災害発生時に、共助や互助活動として率先して防災活動をする「松戸市地域防災リーダー」を委嘱しています。
	担当課	危機管理課
208	事業名	パートナー講座「災害に対する備え」
	概 要	「災害に対する備え」という冊子を活用し、防災に関する市民啓発活動を実施しています。
	担当課	危機管理課

基本目標7 障害の有無や国籍等にかかわらず、こどもが安心して共に暮らすことができる

- 障害の有無や国籍、文化的背景等にかかわらず、こどもが地域に支えられながら、安心して共に暮らすことができる「まつど」を目指します。



こども・若者からのメッセージ

- ◆ 住んでいる人たちが、全員障害のことを知っていて、理解してくれる街がいい。
- ◆ 「障がい」 = 「個性」で、みんなが持っている「色」は全員違うはず。名前のついた診断をされることも必要だけど、みんなと違うことがみんなと同じであることを認められる街に。
- ◆ 障害のある人でも使いやすいものやサービスを充実させることが必要だと思う。
- ◆ 「障害者だからダメ」をなくさないといけない。
- ◆ 外国人のこどもたちと仲良く遊んで、みんなと友だちになれる街に住みたい。
- ◆ 外国から来た日本語が苦手な子（小学生）がいて、私（小学生）も同じ国から來たけど、日本語がわかるから、私が通訳して助けている。私の父や母も日本語は苦手で、私が通訳しているので、日本語が苦手なこどもや家の人に日本語を教えられる人や場所を増やしてほしい。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」、こども・若者（こどもモニター含む）へのヒアリング結果より抜粋

[基本施策 7－1] 障害や発達に特性があることとその家庭への支援を充実させる

- ◆ 子どもの障害や発達の特性を早期に発見・把握し、子どもや家庭が適切な療育や支援、サービスを受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ 障害等のある子どもが、地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し、子ども一人一人の希望や特性を踏まえて、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等における受け入れを推進するとともに、特別支援教育においては、学びの場の整備や機会の充実を図ります。

施策の背景

- 近年、本市の18歳未満の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、その約6～7割が療育手帳所持者となっています（図表5-54）。また、障害児通所支援の事業所数及び利用者数はともに年々増加している状況のため（図表5-55）、障害や発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが大切です。
- 本市のアンケート調査によれば、障害児通所支援施設を選ぶ際に重視する点として、「支援内容」が75.2%と最も多くなっていますが、次いで「送迎がある」が73.3%、「自宅や学校から近い」が50.5%となっています。また、「開所時間が長い」、「土日祝日に開所している」についてもそれぞれ、29.5%、22.9%となっており（図表5-56）、障害児等の保護者のニーズは多様化していることがわかります。

保護者の声

グレーゾーンの子を持ちながら働く困難さを身にしみて感じています。療育手帳を取得するまでもないが、定型発達に比べて困難を抱える子どもを含め、障害児の親が安心して働けるサポートのより一層の拡充を望みます。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5年度）」より抜粋

定期的に保育施設、幼稚園に専門家が巡回をして子どもの様子を見て支援につなげてあげてほしいです。もちろん、中には子どもの障害を認めたくないという保護者もいると思うので、慎重になるとは思いますが周りを見ても、低年齢から支援につながれるかかなり重要だと思います。

施設を利用するに当たり、医師の診断書や施設の独自の書類が多く、学校を含め書類を1つに集約できるようにしてほしい。費用負担も大きい。

福祉につながるためには親が一から福祉制度を調べそれぞれ電話等で問い合わせし、一つ一つ書類を揃え申し込む必要があるが、我が子が障害児だと申請したら『あなたの受けられる福祉はこれです』と行政側から提示してくれるくらいになってほしいと思う。

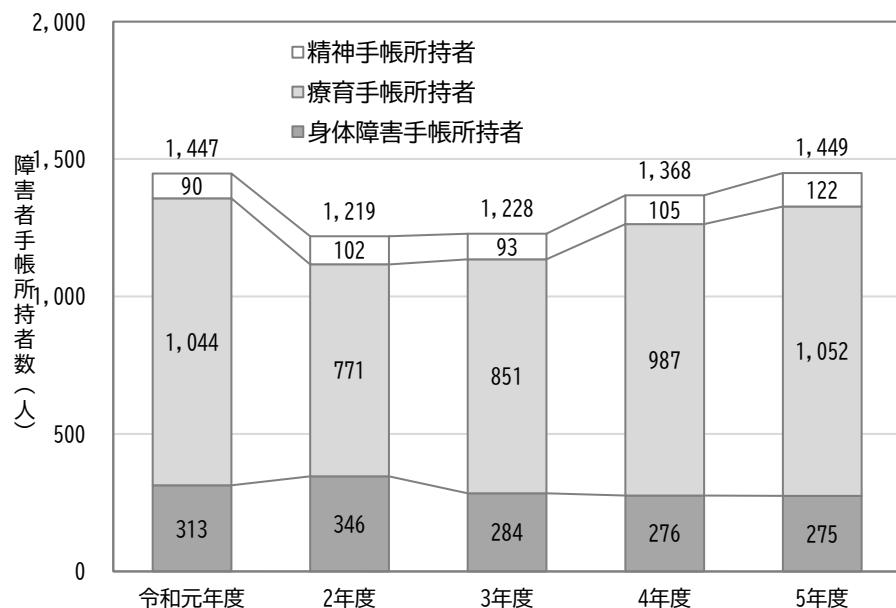
長期休みの場合のお迎えの時間が遅すぎて仕事に間に合わない。駅近くに様々な放課後デイに対応できる送迎ステーションを設置し、親はそちらに送り迎えできるようになると良いと思う。

障害児とかかわるのは本当に大変なお仕事だと思います。誰にでも出来ることではないと思います。支援にかかる方に十分なお給料や手当をお願いします。

松戸市「障害児通所支援に係るアンケート調査（令和6年度）」より抜粋

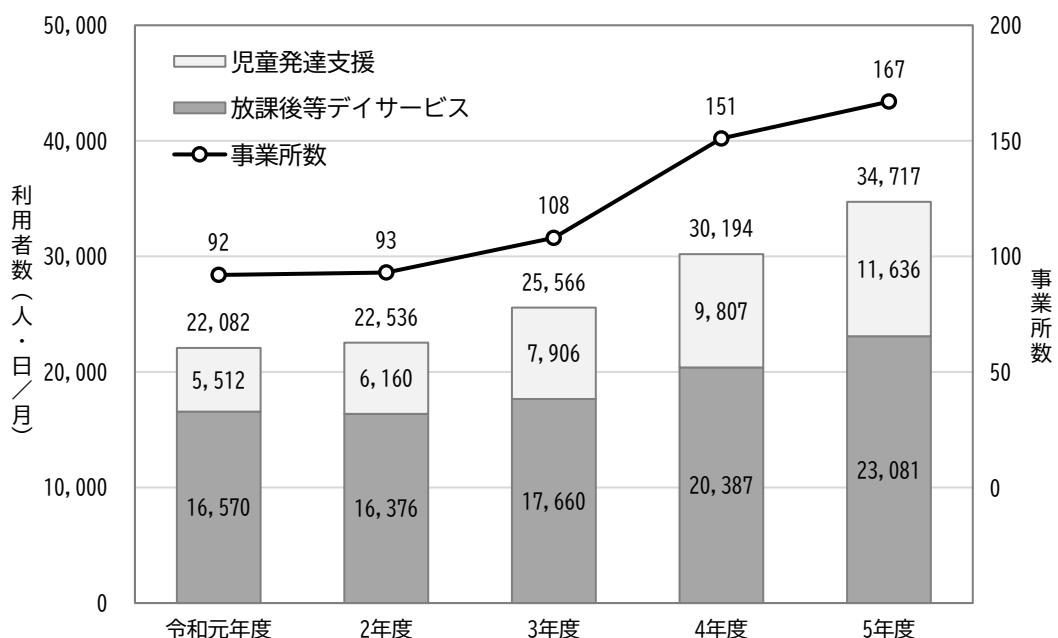
統計データ

図表 5-54 18歳未満の障害者手帳所持者数の推移



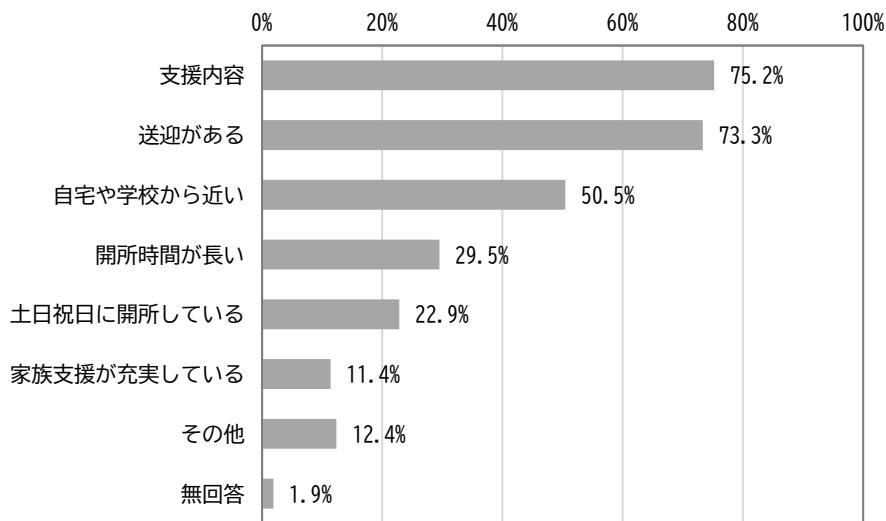
出典：障害福祉課資料（各年度3月末時点）

図表 5-55 障害児通所支援の利用者数の推移



出典：障害福祉課資料（各年度3月末時点）

図表 5-56 障害児通所支援施設を選ぶ際に重視すること



出典：松戸市「障害児通所支援に係るアンケート調査（令和6年度）」

注：対象は障害児通所支援を利用している保護者（n=105）で、該当する項目を3つまで選択（複数回答）

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

209	事業名	事業所ガイドブックの作成及び公表
	概 要	放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所ガイドブックを作成し、窓口での配布やホームページにおいて公表し、情報提供を行います。
	担当課	障害福祉課
210	事業名	ライフサポートファイルの配布
	概 要	支援を必要とすることものの成育歴、医療機関、サービス利用状況等を1冊にまとめて記録・保管できる「ライフサポートファイル」を配布及びホームページにて公表します。ライフステージが変化した際に、スムーズな情報の引継ぎや、一貫した支援を受けることにつながります。
	担当課	障害福祉課
211	事業名	障害児相談支援
	概 要	障害を持つこどもやその家族の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行います。
	担当課	障害福祉課
212	事業名	就学相談業務（五香分室）
	概 要	こどもの発達課題や就学先等について、専門的立場から相談に応じます。
	担当課	学習指導課

213	事業名	児童発達支援（障害児通所支援）
	概 要	障害のある子どもが施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
	担当課	障害福祉課・健康福社会館
214	事業名	放課後等デイサービス（障害児通所支援）
	概 要	就学している障害を持つ子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、療育等生活能力の向上のための訓練等を行います。
	担当課	障害福祉課
215	事業名	保育所等訪問支援事業 重点
	概 要	保育所、幼稚園等の集団生活を営む施設に通う障害のある子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。訪問先施設との連携を図っていきます。
	担当課	健康福社会館
	実施目標・成果目標	保育所、幼稚園等の集団生活を営む施設に通う障害のある子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。訪問先施設との連携を図っていきます。
	現状：令和 6 年度	検討の継続実施
216	目標：令和 9 年度	40 件（年間契約数）
	目標：令和 11 年度	48 件（年間契約数）
216	事業名	こども発達センター（相談・診療）
	概 要	心身の発達に不安や心配のある場合等に医師や専門スタッフが相談に応じます。
	担当課	健康福社会館
217	事業名	こども発達センター（外来療育）
	概 要	こども発達センターで診察を受けた子どもを対象に、それぞれの発達に必要な支援を専門スタッフが行います。
	担当課	健康福社会館
218	事業名	こども発達センター（通園保育）
	概 要	障害のある就学前の子どもを対象に、日々の通園によって、生活面の自立等に向けて保育を基本とした療育を行います。
	担当課	健康福社会館
219	事業名	こども発達センターの保育所交流
	概 要	こども発達センター通園部の子どもが保育所での集団保育を経験する機会を設け、成長を支援します。
	担当課	保育課・健康福社会館
220	事業名	日中一時支援
	概 要	障害を持つ子ども（者）の日中活動の場の確保や家族の就労支援、又は日常介護している家族の休息等を目的に施設等で一時的に見守り等の支援をします。
	担当課	障害福祉課

221	事業名	保育所における障害児の受け入れ
	概 要	障害児を含む配慮を要する子どもの受入体制を整えるため、必要な人員の加配に対する支援を行います。
	担当課	保育課保育運営担当室
222	事業名	幼稚園における障害児の受け入れ
	概 要	特別支援教育の充実・拡大を図るため、障害児を含む配慮を要する子どもたちを受け入れる施設を支援します。
	担当課	幼児教育課
223	事業名	放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ
	概 要	特別な配慮が必要な児童の受け入れのために、職員の加配等受入体制を強化します。
	担当課	子ども居場所課
224	事業名	施設支援指導事業（巡回相談） 重点
	概 要	地域の保育所（園）、幼稚園等に通う療育相談を必要としている児童のいる施設職員に対して相談・助言を行います。
	担当課	健康福祉会館
225	実施目標・成果目標	障害や発達に特性のある児童が通う保育園等の施設職員に対して相談や助言を行います。
	現状：令和 6 年度	事業充実のための検討
	目標：令和 9 年度	320 件（年間延べ実施件数）
	目標：令和 11 年度	320 件（年間延べ実施件数）
	事業名	臨床発達心理士の巡回相談
226	概 要	配慮を要する子どもの受入体制強化のため、臨床発達心理士が保育所を巡回し、保育所職員に対して相談・助言を行います。
	担当課	保育課
	事業名	支援者向け早期相談支援マップの作成及び周知啓発
227	概 要	ライフステージに応じた相談先の一覧「支援者向け早期相談支援マップ」を保育所・幼稚園等の支援者等に配布し、支援が必要な子どもが早期に療育につながるよう相談先を周知します。
	担当課	障害福祉課
	事業名	支援者向けペアントトレーニング研修会
228	概 要	子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに望む自信を身につけるプログラムです。地域での家族支援の充実を図るために、支援者がペアント・プログラムについて学ぶ機会を設けます。
	担当課	障害福祉課
	事業名	障害児者等医師アウトリーチ業務
	概 要	複合的・複雑化した課題を有する世帯を包括的に受け止め、総合的な相談支援体制の構築、アウトリーチ等を通じ、継続的に必要な支援をします。
	担当課	障害福祉課・こども家庭センター

	事業名	指導者的人材育成（個別の指導計画の活用・交流及び共同学習の実施）
229	概 要	夏季休業中に各種研修会を実施します。また、巡回指導員が特別支援学級を中心に指導助言を行います。個別の教育支援計画と個別の指導計画を活用し、組織的、継続的な指導・支援を行います。相互の学びと理解を醸成するために、交流及び共同学習の推進を行います。
	担当課	学習指導課
	事業名	特別支援学級の補助教員・補助員・支援員、医療的ケア看護職員の配置 重点
	概 要	特別支援学級に補助教員または補助員を配置できるように努めます。
	担当課	学習指導課
230	実施目標・成果目標	特別支援学級に補助教員または、補助員を配置できるように努めます。
	現状：令和 6 年度	特別支援学級の増加に伴い、緊急性や必要性を考慮した会計年度任用職員の配置
	目標：令和 9 年度	緊急性や必要性を考慮した会計年度任用職員の配置と特別支援教育全体研修会の実施
	目標：令和 11 年度	緊急性や必要性を考慮した会計年度任用職員の配置と特別支援教育全体研修会の実施による支援内容の理解
	事業名	小学校施設整備事業・中学校施設整備事業
231	概 要	障害のある児童生徒の入学や進級に伴い、トイレの改修や手すりの設置などの施設整備を行います。
	担当課	学校施設課
	事業名	心身障害児（者）一時介護料の助成
232	概 要	障害を持つこども（障害者）を介護している保護者が、疾病等の理由により家庭内での介護が一時的に困難となり、施設等に有料で介護を委託した場合にその費用を助成します。
	担当課	障害福祉課
	事業名	心身障害児福祉手当
233	概 要	20歳未満の一定の要件を満たす、障害を持つ子どもの保護者に対して手当が支給されます。
	担当課	障害福祉課
	事業名	障害児福祉手当
234	概 要	20歳未満の重度の障害を持つこどもに対して、その障害のため必要となる精神的・物質的な特別の負担の軽減の一助として手当が支給されます。
	担当課	障害福祉課
	事業名	特別児童扶養手当
235	概 要	20歳未満の一定の要件を満たす障害を持つ子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母又は養育者に対して手当が支給されます。
	担当課	障害福祉課

236	事業名	特別支援教育就学奨励費
	概 要	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、必要な経費について補助します。特別支援学級に在籍していて、奨励費支給の申請があった児童生徒へ学用品費、給食費、交通費等を支給します。
	担当課	学校財務課

[基本施策 7－2] 医療的ケア児への支援や受入体制を強化する

- ◆ 医療的ケア児の健やかな成長と、その保護者の就労支援や離職防止等を図るため、保育所や放課後児童クラブ等における医療的ケア児の受入体制を整備します。
- ◆ 医療的ケア児やその保護者が適切な支援やサービスを受けられるよう、医療、福祉、保健、子育て支援、教育等、関係者や関係機関との連携を推進します。

施策の背景

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。その数は全国で約2万人と見込まれており(図表5-57)、本市においても、医療的ケアを必要とする児童は増加することが予想されます。
- 一方で、本市のアンケート調査によれば、医療的ケア児の保護者が介護から丸1日(24時間)離れることができた直近の日数については、「離れられた日はない」と回答した方が最も多く、全体の44.2%を占めており、保護者の負担は極めて大きいと考えられます(図表5-58)。また、保護者が困っていることについては、「緊急で預けられるところがない」、「就労することができない、就労していても自分の望むように働くことができない」が34.9%と最も高く、次いで「急変時の心配等、常に緊張を強いられて気持ちが落ち着かない」、「自分の用事(受診・買い物等)の時間をもつことができない」が23.3%となっています(図表5-59)。このように、子どもの介護により、リフレッシュ等の時間が十分に得られない、就労が制限されるといった実態があるため、保育所や放課後児童クラブ等における医療的ケア児の受入体制の充実や整備が必要です。
- また、同アンケートの事業所への調査によれば、医療的ケア児者の相談支援を実施するために必要な施策として、「医療的ケア児者の支援に関する多職種連携の推進」と回答した事業所が77.3%で最も多く、次いで「医療的ケア児者支援のための相談支援専門員等のスキルアップ研修の実施」となっています(図表5-60)。そのため、医療、福祉、保健、子育て支援、教育等の関係者や関係機関と、各々の取組や専門知識、地域の社会資源等について情報共有を行うなど、子どもや保護者を適切な支援やサービスにつなぐための連携体制の強化も求められています。

保護者の声

現在育休中の母が主に育児を行っているため医療的ケアや通院、リハビリ等の対応をしているが復職すると負担が大きくなってしまう。正社員で働くと通院やリハビリに制限ができてしまいそうで困っている。

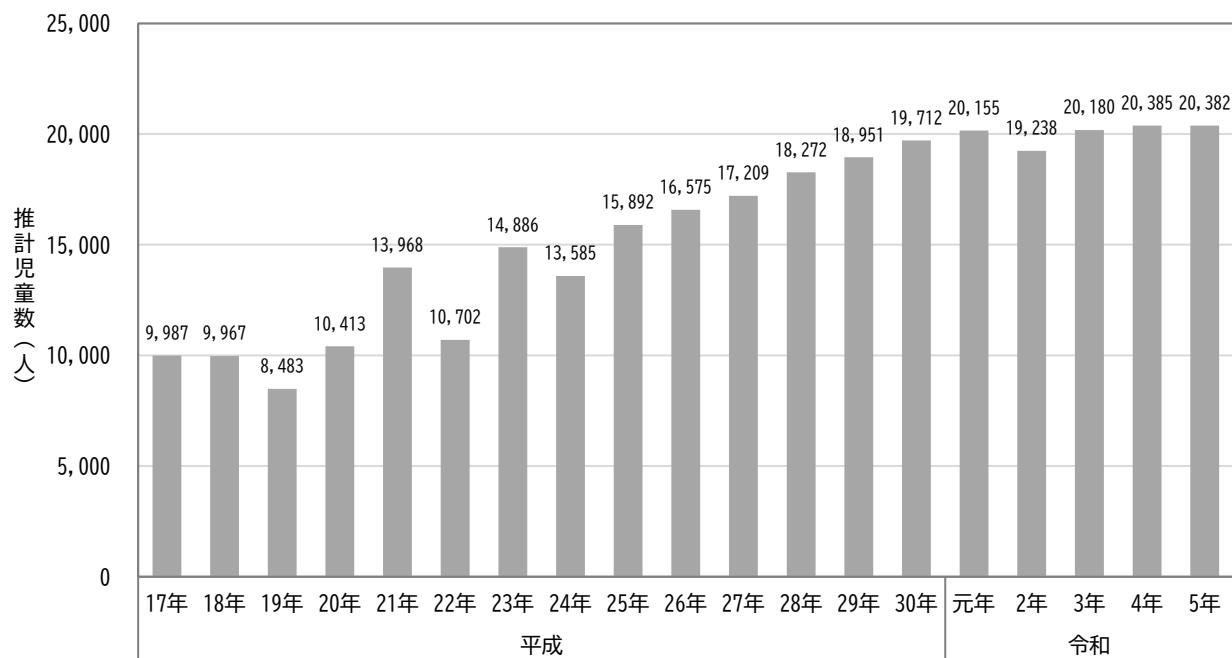
障害や医療的ケアがあっても健常児と同じような経験や日々の生活が過ごせるような支援、また共働きを続けることができる支援を望みます。

長い時間預けられて、医療ケアができる施設をもっと設けるべき。医療ケアができる、看護師のいる保育園を増やしてほしい。

松戸市「障害児通所支援に係るアンケート調査（令和6年度）」より抜粋

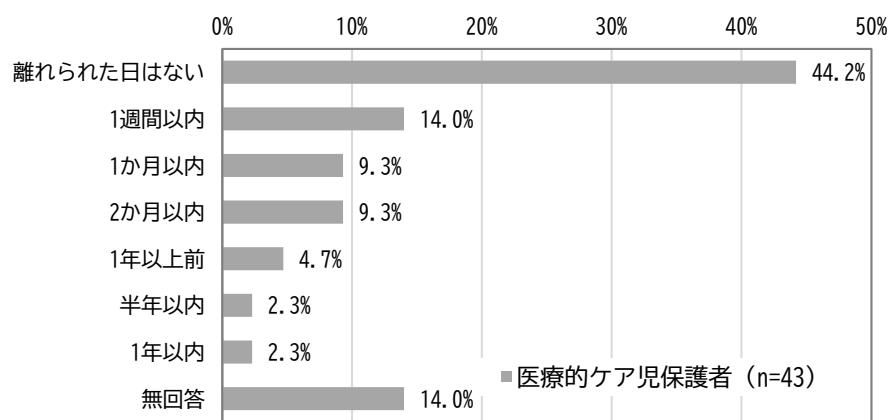
統計データ

図表 5-57 全国のお住まいの医療的ケア児の推計値（0～19歳）



出典：こども家庭庁資料「医療的ケア児について」

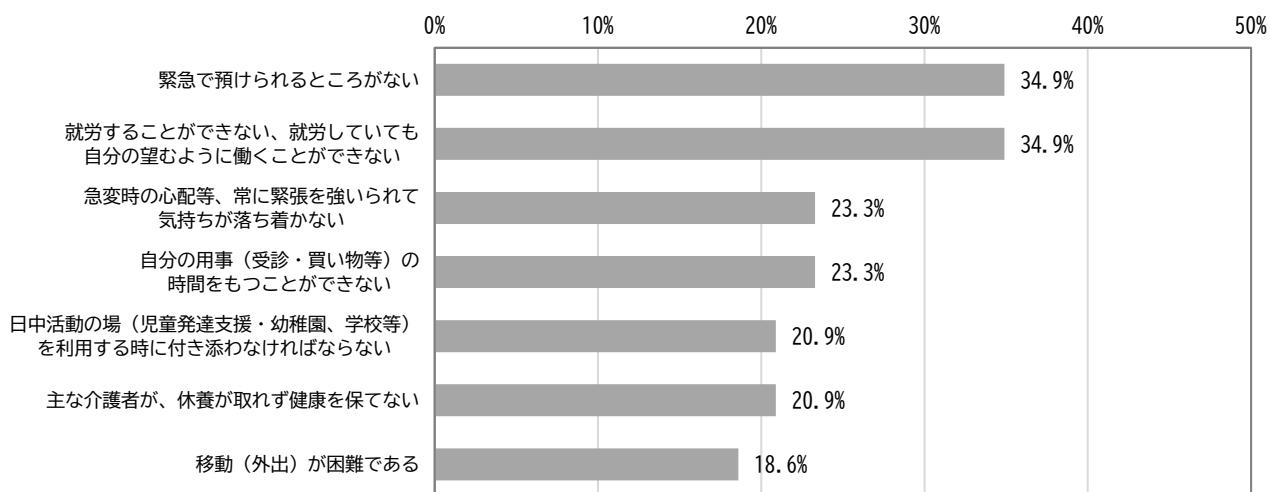
図表 5-58 医療的ケアを含む介護から、丸1日（24時間）離れることができた直近の日数



出典：松戸市「障害者計画策定のためのアンケート調査（令和4年度）」

注：対象は医療的ケア児の保護者 (n=43)

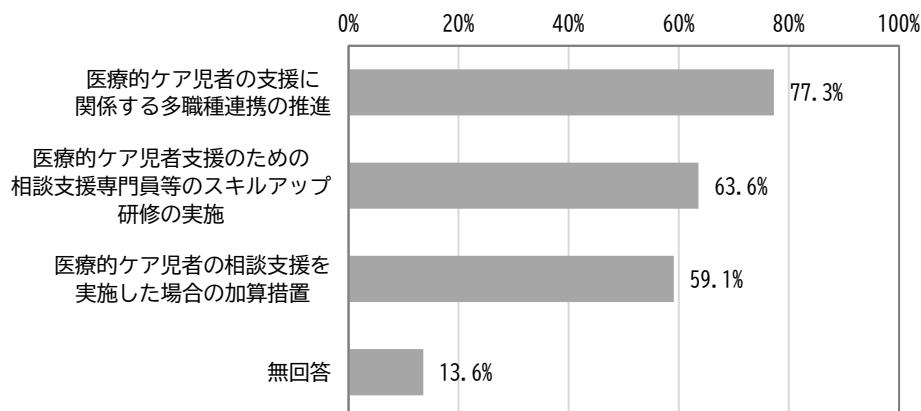
図表 5-59 医療的ケア児との生活において困っていること（上位 7 項目）



出典：松戸市「障害者計画策定のためのアンケート調査（令和 4 年度）」

注：対象は医療的ケア児の保護者（n=43）で、該当する項目を 5 つまで選択（複数回答）

図表 5-60 医療的ケア児者の相談支援を実施するために必要だと思う施策



出典：松戸市「障害者計画策定のためのアンケート調査（令和 4 年度）」

注：対象は児童発達支援事業所（n=22）で、該当する項目を全て選択（複数回答）

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業

237	事業名	保育所における医療的ケア児の受入れ 重点
	概 要	日常生活を営むために医療を要する状態にある児童が保育所等の利用を希望する場合に受け入れができる保育所等の体制を整備し、医療的ケア児及び保護者の地域生活支援の向上を図ります。
237	担当課	保育課
	実施目標・成果目標	受入施設数を増やします。
	現状：令和6年度	6か所
	目標：令和9年度	8か所
	目標：令和11年度	8か所
238	事業名	放課後児童クラブにおける医療的ケア児の受入れ
	概 要	医療的ケア児の受入のために、看護師の配置等受入体制を整備します。
	担当課	子ども居場所課
218	事業名	再掲：こども発達センター（通園保育）
	概 要	障害のある就学前のこどもを対象に、日々の通園によって、生活面の自立等に向けて保育を中心とした療育を行います。
	担当課	健康福祉会館
239	事業名	市内小中学校における医療的ケア児の受入れ 重点
	概 要	学校生活を送る際に医療を要する状態にある児童生徒に対して、医療的ケアを行う看護師を派遣する体制を構築します。
239	担当課	学習指導課
	実施目標・成果目標	学校生活を送る際に医療を要する状態にある児童生徒に対して、医療的ケアを行う看護師を派遣する体制を構築します。
	現状：令和6年度	医療的ケア実施体制を配置型から巡回型へ転換を図ります。
	目標：令和9年度	医療的ケア看護師が複数校を巡回する体制の定着に向けたガイドラインの整備
	目標：令和11年度	ガイドラインをもとにした医療的ケアの定着と緊急対応を円滑に行うための体制整備
240	事業名	医療的ケア児等喀痰吸引等研修費補助金
	概 要	たんの吸引等を行うことのできる障害福祉サービス事業所の職員を養成することを目的として、障害福祉サービス事業所に勤務する職員が、第一号または第二号の喀痰吸引等研修を修了した場合、事業者に対し10万円を補助します。また、令和5年度から補助対象を拡充しており、第三号の喀痰吸引等研修を修了した場合、3万円を上限に受講料の一部または全部を補助します。
	担当課	障害福祉課

241	事業名	医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金
	概 要	医療的ケア児者等を介助する家族の精神的及び身体的負担の軽減を図るため、医療的ケア児者等を受け入れる市内の福祉型短期入所事業者に対して、受け入れを行った場合に、その看護師費用等の補助費用を支給します。
	担当課	障害福祉課
242	事業名	重症心身障害児通所支援事業所開所延長支援補助金
	概 要	市内に住所を有する重症心身障害児に対し、延長支援加算の算定となる時間帯に従事する看護師を1人以上、補助者を1人以上配置した場合に、その看護師等の人員費の補助費用として延長利用実績に応じて支給します。
	担当課	障害福祉課
243	事業名	医療的ケア児の支援のための連携推進会議
	概 要	医療的ケア児の支援に向けて保健・医療・福祉等の関係機関が協議します。関係機関が行っている支援や連携のための取組の共有、現状把握や課題分析、対応策の推進と検証を行います。
	担当課	障害福祉課
244	事業名	医療的ケア児の支援のための医師による巡回指導
	概 要	障害福祉サービス事業所等において医療的ケア児等に対する支援を適切に行える看護師等を養成することを目的として、知見のある在宅医等の医師が、医療的ケア児を支援する障害福祉サービス事業所や保育所（園）を巡回し、そこに勤務する看護師等に対し助言や指導に当たります。
	担当課	障害福祉課
245	事業名	学校及び医療的ケア看護職員に対する医師及び医療的ケア看護師アドバイザーによる指導助言
	概 要	学校において医療的ケア児への支援を目的として派遣している看護師や関係者に対して、知見のある在宅医の医師が、学校を巡回し、助言や指導に当たります。
	担当課	学習指導課
246	事業名	医療的ケア児支援スキルアップ研修 重点
	概 要	病院から在宅への移行が円滑に行われ、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていくことを目的として、家族からの相談を受けるとともに、相談内容に応じて適切なサービスのマネジメントや助言を行えるよう従事者に対し、研修を実施します。
	担当課	障害福祉課
	実施目標・成果目標	「医療的ケアを実施する」事業所を増やします。
	現状：令和6年度	8.9%
	目標：令和9年度	10.3%
	目標：令和11年度	11.2%
247	事業名	医療的ケア児等や家族、当事者同士の交流・支援者のネットワークづくり
	概 要	医療的ケア児等やその家族が地域で生活する上で必要な知識や社会資源についての理解を深め、より安心して暮らしていくよう、当事者同士の交流・支援者のネットワークづくりを支援します。
	担当課	障害福祉課

事業名 地域子育て支援拠点（おやこ DE 広場・ほっとるーむ・子育て支援センター）での交流

概 要 地域子育て支援拠点（おやこ DE 広場・ほっとるーむ・子育て支援センター）にて医療的ケアを必要とする子どもとその保護者が安心して交流できる場を提供します。

担当課 子ども未来応援課

[基本施策 7－3] 外国籍や多様な文化的背景をもつ子どもや家庭への支援を充実させる

- ◆ 外国籍をはじめ、日本語に不慣れな子どもや家庭が地域で安心して生活できるよう、就学支援や適応支援、日本語指導、相談支援等、個々の状況に応じた支援を充実させます。
- ◆ 多様な文化的背景を持つ市民との相互理解の促進や、多文化共生意識の醸成を図るため、日本人市民と外国人市民との交流を推進します。

施策の背景

- 文部科学省の調査によれば、全国の公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の数は、近年急増しており、平成 24 年度から令和 5 年度にかけて約 2 倍に増加しています（図表 5-61）。一方で、日本語指導が必要な生徒は、全生徒と比較して高校進学率や大学進学率が低くなっていることから、就職者における非正規就職率についても、全生徒と比較すると高くなっていることから、日本語がうまく話せない、理解できないなど、言語の壁が進学や就職に悪影響を及ぼしていることがわかります（図表 5-62）。また、こうした児童生徒については、その両親も日本語に不慣れで、生活に困難を抱えているケースも少なくないと想定されるため、子どもだけではなく、家庭に対する配慮も必要となります。
- 本市においても、18 歳未満の外国人人口は年々増加している状況で、平成 25 年は 1,282 人でしたが、令和 6 年には 2,577 人と約 2 倍になっているため（図表 5-63）、こうした子どもや家庭への支援や配慮が必要です。本市の外国人市民を対象としたアンケート調査でも、松戸市を外国人にとって暮らしやすいまちにするために必要なこととして、「在住外国人に対する支援体制の充実」が 52.8%と最も多く、次いで「外国人が日本語や日本文化を学ぶ機会を充実させる」が 32.4%、「外国人と日本人が交流する機会を増やす」が 30.4%となっています（図表 5-64）。

保護者の声

外国人の子どもや授業についていくのが大変な子について、補助教員を増やして対応して欲しい。

母親が外国人のため、松戸市で実施している産後の事業に参加しづらい状況がありました。今後そのような方向けのサポートが充実するとありがたいです。

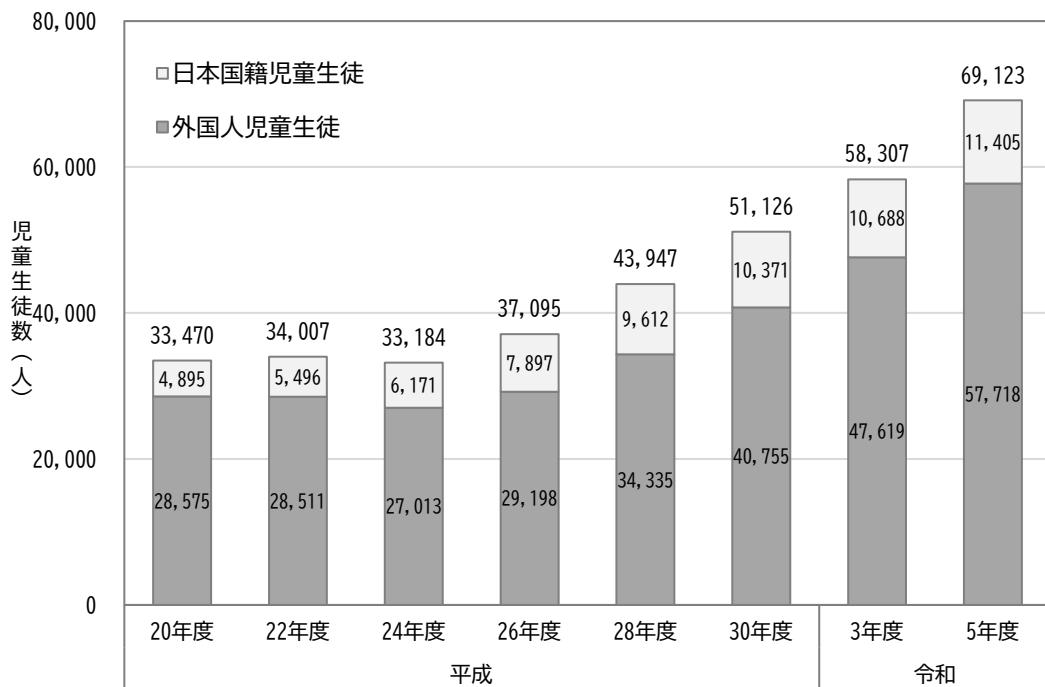
外国人のママさんやパパさんと交流できる場があると嬉しいです。

外国ルーツのお子さん、ご家庭が増えていると思います。せっかくなので、海外の文化や言葉を知るようなプログラムがあるといいと思います。

松戸市「子ども・子育てに関するアンケート調査（令和 5 年度）」より抜粋

統計データ

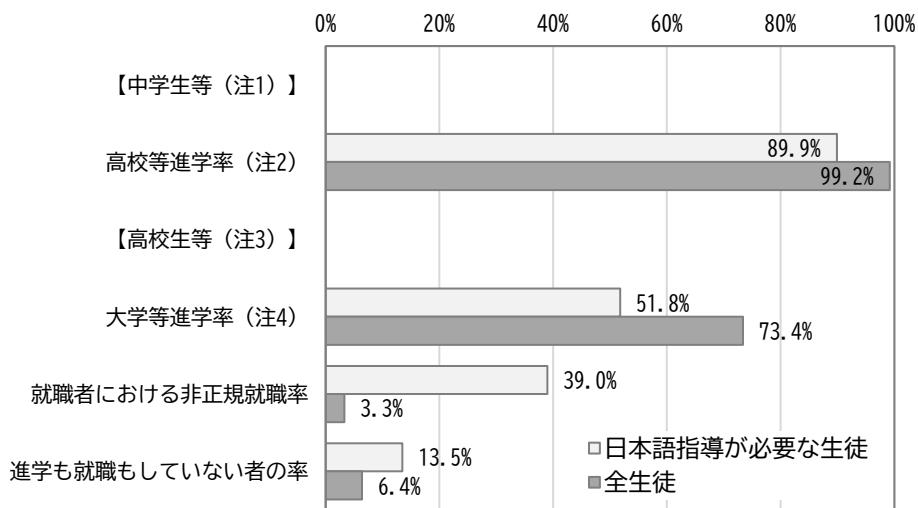
図表 5-61 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

注：調査対象は、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・義務教育学校・特別支援学校

図表 5-62 日本語指導が必要な中学生、高校生等の進路状況（令和 4 年度中）



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和 5 年度）」

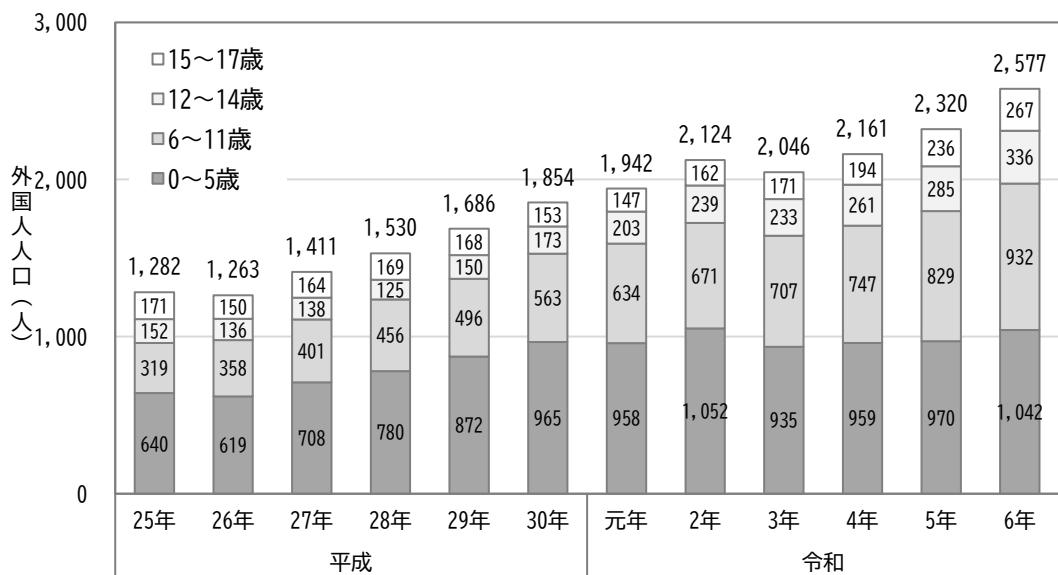
注 1：義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校（中学部）を含む

注 2：専修学校（高等課程、一般課程）、公共職業能力開発施設等を含む

注 3：中等教育学校後期課程、特別支援学校（高等部）を含む

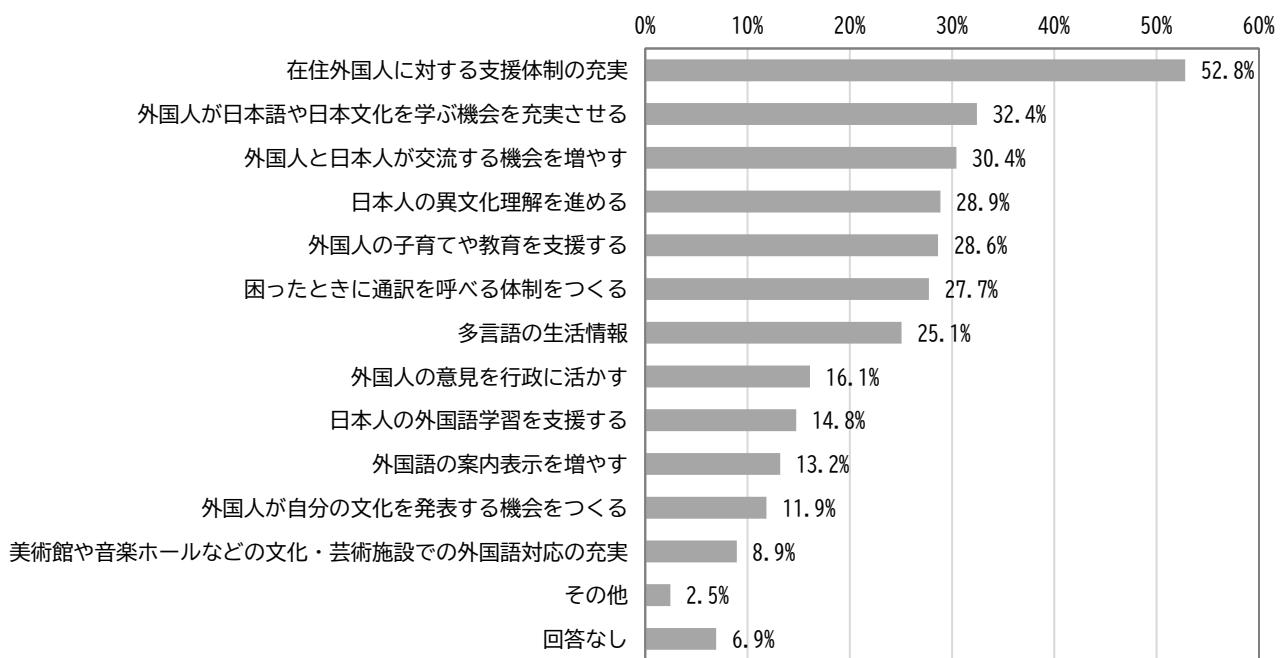
注 4：短期大学、専門学校、各種学校を含む

図表 5-63 18 歳未満の外国人人口の推移



出典：松戸市住民基本台帳（各年 3月末時点）

図表 5-64 松戸市を外国人にとって暮らしやすいまちにするために必要なこと



出典：松戸市「市内在住外国人アンケート（令和 3 年度）」

注：対象は 18 歳以上の外国人市民（n=447）で、該当する項目を 3 つまで選択（複数回答）

主な事業

事業計画 子ども・子育て支援事業計画（第6章）対象事業であり重点事業 重点 重点事業

249	事業名	にほんごルーム
	概要	特別の教育課程を編成し、日本語指導教員と日本語指導補助員が、日本語指導を行います。
	担当課	学習指導課
250	事業名	日本語通級教室 重点
	概要	日本語指導教員と日本語指導補助員が、日本語指導を行います。また、母語ボランティアが授業中そばに付き添って通訳をします。
	担当課	学習指導課
	実施目標・成果目標	通級指導教室で編入前の児童生徒を対象に日本語の初期指導を行います。
	現状：令和6年度	編入前の児童生徒を対象とした通級指導の運営を開始します。
251	目標：令和9年度	増加する外国人児童生徒に対応できる通級指導のシステムを構築します。
	目標：令和11年度	増加する外国人児童生徒に対し、安定した通級指導を継続します。
	事業名	日本語教室
252	概要	(公財)松戸市国際交流協会の主催で、各年度4月1日時点で15歳以上の方を対象に初級・ビジネス中級・介護の日本語教室を開催しています。
	担当課	国際推進課
	事業名	日本語を母国語としない子どものための学習支援事業
253	概要	認定NPO法人の主催で、日本語で困っている等、同じ悩みを持つこどもたちが集まって勉強する場を提供します。
	担当課	国際推進課
	事業名	外国人相談
254	概要	英語、中国語ほか、モバイル通訳機を活用し、日本語以外に13か国語※による相談を実施しています。※令和6年度対応言語数
	担当課	広報広聴課広聴担当室
	事業名	行政通訳・国際交流員の派遣
255	概要	行政通訳、国際交流員を各課に派遣し、各課窓口等で3か国語（英語・中国語・ベトナム語）による通訳を行います。
	担当課	国際推進課
	事業名	外国人向けホームページ「International Portal」の運用
256	概要	市のHP上に外国人向けの専用ページを作成し、市の情報を英語、中国語、ベトナム語で発信しています。その他のページについては、韓国語・スペイン語・ポルトガル語を加えた計6か国語の自動翻訳に対応しています。また、広報まつど等については、カタログポケット（電子書籍アプリ）を導入し、PDFデータの多言語翻訳・音声読み上げに対応しています。対応言語は上記6か国語に中文（繁体）・タイ語・インドネシア語を加えた計9か国語です。※音声読み上げはベトナム語のみ未対応
	担当課	国際推進課

256	事業名	市ホームページの多言語化
	概 要	市ホームページは、英語・中国語・ベトナム語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語の計6か国語の自動翻訳に対応しています。
	担当課	広報広聴課
257	事業名	「広報まつど」等の多言語読み上げ機能の提供
	概 要	カタログポケット（電子書籍アプリ）で、「広報まつど」等のPDFのデータの多言語翻訳・音声読み上げを9か国語（英語・中国語（簡体字）・中国語（繁体字）・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語）で行います。※ベトナム語のみ読み上げ未対応
	担当課	広報広聴課
258	事業名	多言語版生活ガイドブック等の配布
	概 要	行政手続やごみ捨てガイド等、生活に必要な情報を翻訳したガイドブックを配布しています（英語、中国語、ベトナム語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）。
	担当課	国際推進課
259	事業名	外国人日本語スピーチコンテスト
	概 要	（公財）松戸市国際交流協会の主催で、日本語学習に励む外国人が学習の成果を発表する場を創出することと、日本人が様々な体験を語る外国人のスピーチを聞くことで、国際理解を深めていくことを目的として、外国人日本語スピーチコンテストを年1回実施します。
	担当課	国際推進課
133	事業名	再掲：高校生英語スピーチコンテスト
	概 要	（公財）松戸市国際交流協会の主催で、高校生の語学力を高め、英語を通じて国際間の互いの理解を深めるため、年1回高校生英語スピーチコンテストを実施します。
	担当課	国際推進課
260	事業名	語学サロンの提供
	概 要	市民を対象に、国際交流、国際理解を深めることを目的とした交流の場（英語・中国語）を提供します。
	担当課	社会教育課
261	事業名	外国人市民によるコミュニティ形成運営事業
	概 要	（公財）松戸市国際交流協会の主催で、外国人市民にとって住みやすい環境をつくりだすこと、地域社会への参加を促すことを目指し、外国人市民のコミュニティづくりにつながる交流イベントなどを継続的に実施します。
	担当課	国際推進課
262	事業名	松戸市国際文化祭、国際交流パーティー等の交流イベントの実施
	概 要	（公財）松戸市国際交流協会の主催で、アトラクションや食文化を通じて、日本人市民と外国人市民が楽しみながら交流ができるイベントなどの機会を検討し、実施します。
	担当課	国際推進課

263	事業名	地域子育て支援拠点（おやこ DE 広場・ほっとるーむ・子育て支援センター）での交流
	概 要	市内に在住する外国人親子が地域との交流を図れるよう、地域子育て支援拠点（おやこ DE 広場・ほっとるーむ・子育て支援センター）にて外国人親子が来所しやすいよう工夫したイベントを実施します。
	担当課	子ども未来応援課



第6章

子ども・子育て支援 事業計画

第1節 「子ども・子育て支援事業計画」について

子ども・子育て支援法第61条及び第62条において、市町村は、国の基本指針※に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、教育・保育（図表6-1）及び地域子ども・子育て支援事業（図表6-2）について、量の見込み（需要の見込み）並びにそれに対応する提供体制の確保の内容（供給目標）及び実施時期（供給計画）について定めるものとされています。

本市を含む各市町村においては、当計画の第2期の計画期間が令和6年度で終了します。そのため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第3期の計画を改めて作成するものです。

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）



図表6-1 教育・保育の認定区分

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用対象施設・事業
1号認定		なし	・幼稚園　・認定こども園
2号認定	3~5歳	あり	・保育所（園）　・認定こども園 ・幼稚園 + 預かり保育
3号認定	0~2歳		・保育所（園）　・認定こども園 ・地域型保育事業

図表 6-2 地域子ども・子育て支援事業

No	事業名
1	利用者支援事業
2	延長保育事業
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業
4	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5	放課後児童健全育成事業
6	子育て短期支援事業
7	乳児家庭全戸訪問事業
8	養育支援訪問事業
9	子育て世帯訪問支援事業
10	地域子育て支援拠点事業
11	一時預かり事業
12	病児保育事業
13	子育て援助活動支援事業
14	妊婦健康診査事業
15	産後ケア事業
16	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※

※ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和7年度に限り子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施し、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として実施

第2節 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域について、本市では、保健福祉センターを中心とした、松戸地域、小金地域、常盤平地域の3区域を設定します（図表6-3）。なお、地域子ども・子育て支援事業の中で、3区域での設定が難しい事業、適切でない事業については、市全域として設定しています。

図表6-3 教育・保育提供区域

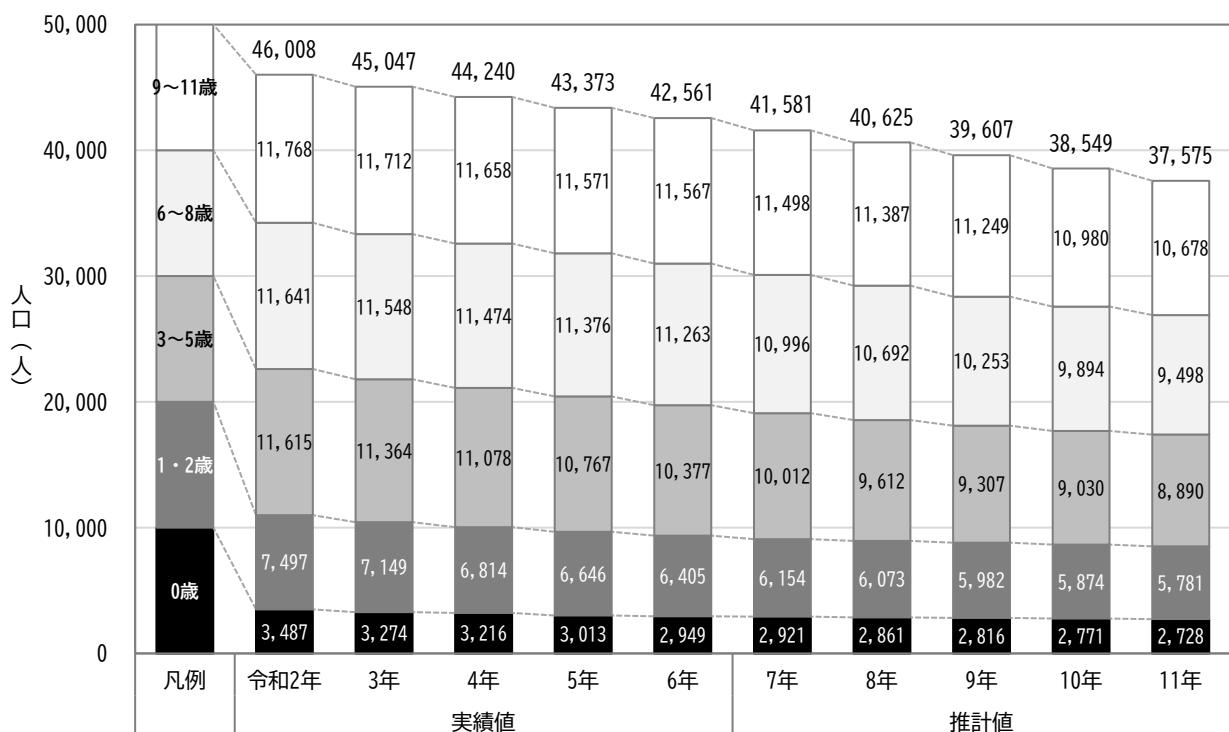


第3節 推計人口について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込みについては、令和2年度から令和6年度までの各事業の実績、令和7年度から令和11年度までの推計人口（図表6-4）等を踏まえて設定します。推計人口については、令和2年から令和6年までの各年3月末時点の住民基本台帳人口を基に、コーホート要因法※にて算出しています。

※ 年齢別人口の加齢に伴って生じる年々の変化をその要因（死亡、出生、人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。すでに生存する人口については、加齢とともに生ずる死亡数と人口移動数を反映して将来の人口を算出し、他方で、新たに生まれる人口については、15～49歳の女性人口に生ずる出生数を性別比で案分し、その生存数及び人口移動数を順次算出し、翌年の0歳人口として組み入れる。

図表6-4 0～11歳人口の推移



出典：松戸市住民基本台帳（各年3月末現在）

第4節 教育・保育における量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（3～5歳）

対象	満3歳以上で、保育の必要性がなく、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を希望する方。計画値及び実績値には、子ども・子育て支援新制度に移行していない県の私学助成を受ける私立幼稚園（以下「新制度未移行幼稚園」という。）を含む。					
利用施設・事業	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）					
単位	利用人数（人／日） ※各年5月1日時点					
担当課	幼児教育課、保育課					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域	① 量の見込み (A+B) A 特定教育・保育施設 B 新制度未移行幼稚園	2,586 355 2,231	2,288 355 1,933	2,018 329 1,689	1,810 329 1,481	1,646 329 1,317
	② 確保方策 (C+D) C 特定教育・保育施設 D 新制度未移行幼稚園	7,093 493 6,600	7,093 493 6,600	7,053 453 6,600	7,053 453 6,600	7,053 453 6,600
	③ 利用率 (①/対象児童数)	25.8%	23.8%	21.7%	20.0%	18.5%
松戸	① 量の見込み (A+B) A 特定教育・保育施設 B 新制度未移行幼稚園	1,040 224 816	913 224 689	785 198 587	698 198 500	631 198 433
	② 確保方策 (C+D) C 特定教育・保育施設 D 新制度未移行幼稚園	2,825 325 2,500	2,825 325 2,500	2,785 285 2,500	2,785 285 2,500	2,785 285 2,500
小金	① 量の見込み (A+B) A 特定教育・保育施設 B 新制度未移行幼稚園	868 24 844	774 24 750	696 24 672	628 24 604	574 24 550
	② 確保方策 (C+D) C 特定教育・保育施設 D 新制度未移行幼稚園	2,430 30 2,400	2,430 30 2,400	2,430 30 2,400	2,430 30 2,400	2,430 30 2,400
常盤平	① 量の見込み (A+B) A 特定教育・保育施設 B 新制度未移行幼稚園	678 107 571	601 107 494	537 107 430	484 107 377	441 107 334
	② 確保方策 (C+D) C 特定教育・保育施設 D 新制度未移行幼稚園	1,838 138 1,700	1,838 138 1,700	1,838 138 1,700	1,838 138 1,700	1,838 138 1,700



(2) 2号認定（3～5歳）

対象	満3歳以上で、就労等保育の必要な事由に該当し、保育所（園）、認定こども園（保育所部分）等を希望する方				
利用施設	保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、幼稚園+預かり保育				
単位	利用人数（人／日）※各年4月1日時点				
担当課	保育課、幼児教育課				
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（A+B）	6,794	7,049	7,089	7,063	7,100
A 教育利用希望の強い2号	2,102	2,427	2,500	2,500	2,500
B その他	4,692	4,622	4,589	4,563	4,600
② 確保方策（C+D+E+F）	7,544	7,844	7,889	7,889	7,889
C 幼稚園の預かり保育	2,200	2,500	2,500	2,500	2,500
D 特定教育・保育施設	4,803	4,803	4,848	4,848	4,848
E 市の独自対策	254	254	254	254	254
F 無償化対象の認可外保育施設	287	287	287	287	287
③ 利用率（①／対象児童数）	63.3%	68.5%	71.4%	74.1%	76.9%
① 量の見込み（A+B）	3,241	3,385	3,401	3,388	3,410
A 教育利用希望の強い2号	997	1,172	1,200	1,200	1,200
B その他	2,244	2,213	2,201	2,188	2,210
② 確保方策（C+D+E+F）	3,567	3,767	3,812	3,812	3,812
C 幼稚園の預かり保育	1,000	1,200	1,200	1,200	1,200
D 特定教育・保育施設	2,305	2,305	2,350	2,350	2,350
E 市の独自対策	143	143	143	143	143
F 無償化対象の認可外保育施設	119	119	119	119	119
① 量の見込み（A+B）	2,210	2,258	2,275	2,265	2,274
A 教育利用希望の強い2号	645	719	750	750	750
B その他	1,565	1,539	1,525	1,515	1,524
② 確保方策（C+D+E+F）	2,433	2,483	2,483	2,483	2,483
C 幼稚園の預かり保育	700	750	750	750	750
D 特定教育・保育施設	1,549	1,549	1,549	1,549	1,549
E 市の独自対策	75	75	75	75	75
F 無償化対象の認可外保育施設	109	109	109	109	109
① 量の見込み（A+B）	1,343	1,406	1,413	1,410	1,416
A 教育利用希望の強い2号	460	536	550	550	550
B その他	883	870	863	860	866
② 確保方策（C+D+E+F）	1,544	1,594	1,594	1,594	1,594
C 幼稚園の預かり保育	500	550	550	550	550
D 特定教育・保育施設	949	949	949	949	949
E 市の独自対策	36	36	36	36	36
F 無償化対象の認可外保育施設	59	59	59	59	59



(3) 3号認定(1~2歳)

対象	1~2歳で、就労等保育の必要な事由に該当し、保育所（園）等を希望する方					
利用施設	保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、小規模保育施設					
単位	利用人数（人／日）※各年4月1日時点					
担当課	保育課					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 量の見込み	3,836	3,954	4,063	4,153	4,249	
② 確保方策 (A+B+C+D)	4,306	4,354	4,412	4,460	4,508	
A 特定教育・保育施設	2,120	2,120	2,130	2,130	2,130	
B 地域型保育事業	1,797	1,845	1,893	1,941	1,989	
C 市の独自対策	245	245	245	245	245	
D 無償化対象の認可外保育施設	144	144	144	144	144	
③ 利用率 (①/対象児童数)	62.3%	65.1%	67.9%	70.7%	73.5%	
① 量の見込み	1,745	1,792	1,836	1,870	1,906	
② 確保方策 (A+B+C+D)	2,015	2,031	2,057	2,073	2,089	
A 特定教育・保育施設	1,056	1,056	1,066	1,066	1,066	
B 地域型保育事業	805	821	837	853	869	
C 市の独自対策	78	78	78	78	78	
D 無償化対象の認可外保育施設	76	76	76	76	76	
① 量の見込み	1,369	1,414	1,456	1,491	1,529	
② 確保方策 (A+B+C+D)	1,450	1,466	1,482	1,498	1,514	
A 特定教育・保育施設	669	669	669	669	669	
B 地域型保育事業	636	652	668	684	700	
C 市の独自対策	107	107	107	107	107	
D 無償化対象の認可外保育施設	38	38	38	38	38	
① 量の見込み	722	748	771	792	814	
② 確保方策 (A+B+C+D)	841	857	873	889	905	
A 特定教育・保育施設	395	395	395	395	395	
B 地域型保育事業	356	372	388	404	420	
C 市の独自対策	60	60	60	60	60	
D 無償化対象の認可外保育施設	30	30	30	30	30	



(4) 3号認定（0歳）

対象	0歳で、就労等保育の必要な事由に該当し、保育園等を希望する方					
利用施設	保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、小規模保育施設					
単位	利用人数（人／日）※各年4月1日時点					
担当課	保育課					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 量の見込み	479	453	431	409	389	
② 確保方策（A+B+C+D）	967	976	985	994	1,003	
A 特定教育・保育施設	636	636	636	636	636	
B 地域型保育事業	288	297	306	315	324	
C 市の独自対策	14	14	14	14	14	
D 無償化対象の認可外保育施設	29	29	29	29	29	
③ 利用率（①／対象児童数）	16.4%	15.8%	15.3%	14.8%	14.3%	
① 量の見込み	215	200	187	174	162	
② 確保方策（A+B+C+D）	477	480	483	486	489	
A 特定教育・保育施設	328	328	328	328	328	
B 地域型保育事業	129	132	135	138	141	
C 市の独自対策	6	6	6	6	6	
D 無償化対象の認可外保育施設	14	14	14	14	14	
① 量の見込み	181	172	164	156	149	
② 確保方策（A+B+C+D）	295	298	301	304	307	
A 特定教育・保育施設	190	190	190	190	190	
B 地域型保育事業	98	101	104	107	110	
C 市の独自対策	7	7	7	7	7	
D 無償化対象の認可外保育施設	0	0	0	0	0	
① 量の見込み	83	81	80	79	78	
② 確保方策（A+B+C+D）	195	198	201	204	207	
A 特定教育・保育施設	118	118	118	118	118	
B 地域型保育事業	61	64	67	70	73	
C 市の独自対策	1	1	1	1	1	
D 無償化対象の認可外保育施設	15	15	15	15	15	



第5節 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

① 基本型・特定型・こども家庭センター型

本市の事業名称	子育てコーディネーター、地域子育て相談機関、利用支援コンシェルジュ、親子すこやかセンター、こども家庭センター				
事業概要	子育てコーディネーター (基本型)	おやこDE広場・ほっとるーむ・子育て支援センターに市認定の子育てコーディネーターを配置し、子ども及びその保護者、または妊婦の様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。			
	地域子育て相談機関 (基本型)	地域の気軽に相談できる身近な場所で、妊産婦、子育て世帯、こどもからの相談を受け、こども家庭センターや地域の子育て支援施設につなぐ支援をします。			
	利用支援コンシェルジュ (特定型)	市役所保育課に利用支援コンシェルジュを配置し、多様な保育ニーズを持つ保護者に対し、相談に応じて的確な施設等の利用案内を行います。			
	親子すこやかセンター (こども家庭センター型)	各保健福祉センターに、保健師・助産師・社会福祉士を配置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。			
	こども家庭センター (こども家庭センター型)	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行います。母子保健・児童福祉の連携協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく対応します。			
対象／単位	0～5歳 ／ 実施か所数（か所） ※各年3月31日時点				
担当課	子ども未来応援課、保育課、こども家庭センター、母子保健担当室、健康福祉会館				
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (A+B+C+D+E)	35	43	43	43	43
A 子育てコーディネーター	29	29	29	29	29
B 地域子育て相談機関 ※1	1	9	9	9	9
地域子育て相談機関 ※2	30	38	38	38	38
C 利用支援コンシェルジュ	1	1	1	1	1
D 親子すこやかセンター	3	3	3	3	3
E こども家庭センター	1	1	1	1	1
② 確保方策 (F+G+H+I+J)	35	43	43	43	43
F 子育てコーディネーター	29	29	29	29	29
G 地域子育て相談機関 ※1	1	9	9	9	9
地域子育て相談機関 ※2	30	38	38	38	38
H 利用支援コンシェルジュ	1	1	1	1	1
I 親子すこやかセンター	3	3	3	3	3
J こども家庭センター	1	1	1	1	1



量の見込み・確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
松戸	① 量の見込み (A+B+C+D+E)	17	20	20	20	20
	A 子育てコーディネーター	14	14	14	14	14
	B 地域子育て相談機関 ※1	0	3	3	3	3
	地域子育て相談機関 ※2	14	17	17	17	17
	C 利用支援コンシェルジュ	1	1	1	1	1
	D 親子すこやかセンター	1	1	1	1	1
	E こども家庭センター	1	1	1	1	1
	② 確保方策 (F+G+H+I+J)	17	20	20	20	20
	F 子育てコーディネーター	14	14	14	14	14
	G 地域子育て相談機関 ※1	0	3	3	3	3
	地域子育て相談機関 ※2	14	17	17	17	17
小金	① 量の見込み (A+B+C+D+E)	10	13	13	13	13
	A 子育てコーディネーター	9	9	9	9	9
	B 地域子育て相談機関 ※1	0	3	3	3	3
	地域子育て相談機関 ※2	9	12	12	12	12
	C 利用支援コンシェルジュ	0	0	0	0	0
	D 親子すこやかセンター	1	1	1	1	1
	E こども家庭センター	0	0	0	0	0
	② 確保方策 (F+G+H+I+J)	10	13	13	13	13
	F 子育てコーディネーター	9	9	9	9	9
	G 地域子育て相談機関 ※1	0	3	3	3	3
	地域子育て相談機関 ※2	9	12	12	12	12
常盤平	① 量の見込み (A+B+C+D+E)	8	10	10	10	10
	A 子育てコーディネーター	6	6	6	6	6
	B 地域子育て相談機関 ※1	1	3	3	3	3
	地域子育て相談機関 ※2	7	9	9	9	9
	C 利用支援コンシェルジュ	0	0	0	0	0
	D 親子すこやかセンター	1	1	1	1	1
	E こども家庭センター	0	0	0	0	0
	② 確保方策 (F+G+H+I+J)	8	10	10	10	10
	F 子育てコーディネーター	6	6	6	6	6
	G 地域子育て相談機関 ※1	1	3	3	3	3
	地域子育て相談機関 ※2	7	9	9	9	9
	H 利用支援コンシェルジュ	0	0	0	0	0
	I 親子すこやかセンター	1	1	1	1	1
	J こども家庭センター	0	0	0	0	0

※1 A以外で基本型の財政支援を受ける地域子育て相談機関

※2 A、B及び基本型の財政支援を受けない地域子育て相談機関

② 妊婦等包括支援事業型

本市の事業名称	妊婦等包括相談支援事業					
事業概要	妊娠届出時より、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぎます。					
対象／単位	妊婦・その配偶者等 ／ 面談実施人数（人／年） ※各年3月31日時点					
担当課	母子保健担当室					
量の見込み・確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	① 量の見込み (A+B+C)	6,624	6,518	6,425	6,335	6,246
	A 妊娠届出数	2,940	2,880	2,821	2,764	2,707
	B 妊娠8か月頃面談	763	777	788	800	811
	C 乳児家庭全戸訪問	2,921	2,861	2,816	2,771	2,728
	② 確保方策 (D+E+F)	6,624	6,518	6,425	6,335	6,246
	D 妊娠届出時	2,940	2,880	2,821	2,764	2,707
松戸	E 妊娠8か月頃面談	763	777	788	800	811
	F 乳児家庭全戸訪問	2,921	2,861	2,816	2,771	2,728
	① 量の見込み (A+B+C)	3,160	3,110	3,068	3,024	2,984
	A 妊娠届出数	1,503	1,472	1,442	1,413	1,384
	B 妊娠8か月頃面談	390	397	403	409	415
	C 乳児家庭全戸訪問	1,267	1,241	1,223	1,202	1,185
小金	② 確保方策 (D+E+F)	3,160	3,110	3,068	3,024	2,984
	D 妊娠届出時	1,503	1,472	1,442	1,413	1,384
	E 妊娠8か月頃面談	390	397	403	409	415
	F 乳児家庭全戸訪問	1,267	1,241	1,223	1,202	1,185
	① 量の見込み (A+B+C)	2,291	2,255	2,222	2,191	2,159
	A 妊娠届出数	987	967	947	928	909
常盤平	B 妊娠8か月頃面談	256	261	265	269	272
	C 乳児家庭全戸訪問	1,048	1,027	1,010	994	978
	② 確保方策 (D+E+F)	2,291	2,255	2,222	2,191	2,159
	D 妊娠届出時	987	967	947	928	909
	E 妊娠8か月頃面談	256	261	265	269	272
	F 乳児家庭全戸訪問	1,048	1,027	1,010	994	978
	① 量の見込み (A+B+C)	1,173	1,153	1,135	1,120	1,103
	A 妊娠届出数	450	441	432	423	414
	B 妊娠8か月頃面談	117	119	120	122	124
	C 乳児家庭全戸訪問	606	593	583	575	565
	② 確保方策 (D+E+F)	1,173	1,153	1,135	1,120	1,103
	D 妊娠届出時	450	441	432	423	414

(2) 延長保育事業

本市の事業名称	延長保育事業					
事業概要	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間帯以外の時間において、保育所等で引き続き保育を行います。					
対象／単位	0～5歳 ／ 利用人数（人／日） ※各年3月31日時点					
担当課	保育課					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域	① 量の見込み ② 確保方策 施設数（か所数）	3,873 3,873 138	3,761 3,761 138	3,670 3,670 138	3,579 3,579 138	3,521 3,521 138
松戸	① 量の見込み ② 確保方策 施設数（か所数）	1,880 1,880 70	1,825 1,825 70	1,782 1,782 70	1,737 1,737 70	1,709 1,709 70
小金	① 量の見込み ② 確保方策 施設数（か所数）	912 912 43	885 885 43	864 864 43	843 843 43	829 829 43
常盤平	① 量の見込み ② 確保方策 施設数（か所数）	1,081 1,081 25	1,050 1,050 25	1,025 1,025 25	999 999 25	983 983 25

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 教材費・行事費等

本市の事業名称	実費徴収に係る補足給付を行う事業					
事業概要	保育所（園）、認定こども園等を利用する生活保護世帯を対象に、日用品・教材費等及び行事参加費等の一部を補助します。					
対象／単位	生活保護世帯 ／ 支給児童数（人・月／年） ※各年3月31日時点					
担当課	保育課					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域	① 量の見込み ② 確保方策	136 136	132 132	129 129	126 126	124 124

② 給食費（副食費）

本市の事業名称	実費徴収に係る補足給付を行う事業					
事業概要	施設型給付を受けない幼稚園を利用する低所得世帯等を対象に、給食費（副食費相当）の一部を補助します。					
対象／単位	低所得世帯等 ／ 支給児童数（人・月／年） ※各年3月31日時点					
担当課	幼児教育課					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域	① 量の見込み ② 確保方策	2,500 2,500	2,500 2,500	2,400 2,400	2,400 2,400	2,300 2,300

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

① 巡回支援

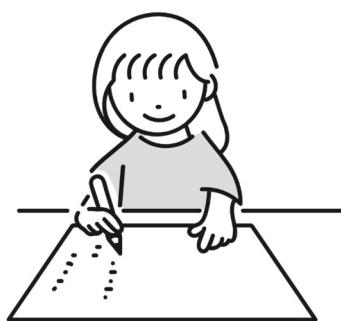
本市の事業名称	保育所（園）への巡回（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）					
事業概要	多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行うとともに、特別な支援が必要なことを保育施設等で受け入れるための職員の加配に要する費用を助成します。保育の質の確保や重大事故防止のために、保育所（園）・小規模保育施設・認可外保育施設へ、利用支援コンシェルジュが巡回指導を行います。					
対象／単位	保育施設 / 巡回件数（件） ※各年3月31日時点					
担当課	保育課					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域 ① 量の見込み	281	287	293	299	305	
② 確保方策	281	287	293	299	305	

② 多様な集団活動事業の利用支援

本市の事業名称	地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業					
事業概要	小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を実施する対象施設について、一定の条件を満たす場合に、その利用料の一部を補助します。					
対象／単位	3～5歳 / 対象児童数（人・月／年） ※各年3月31日時点					
担当課	幼児教育課					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域 ① 量の見込み	400	400	400	400	400	400
② 確保方策	400	400	400	400	400	400

(5) 放課後児童健全育成事業

本市の事業名称	放課後児童クラブ・放課後KIDSルーム									
事業概要	放課後児童クラブ	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童を放課後に預かり、児童の健全な育成を図ります。								
	放課後KIDSルーム	学校施設を活用して、児童が放課後等に安全に安心して学習や体験活動を行える場所を提供します。								
対象／単位	小学1～6年生 ／ 利用人数（人／日） ※各年5月1日時点									
担当課	子ども居場所課									
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度					
市全域	① 量の見込み (A+B+C+D)	9,157	9,666	10,255	10,534	10,763				
	放課後児童クラブ (A+B)	5,604	5,686	5,847	6,072	6,429				
	A 低学年 (1～3年生)	4,344	4,437	4,594	4,765	4,988				
	B 高学年 (4～6年生)	1,260	1,249	1,253	1,307	1,441				
	放課後KIDSルーム (C+D)	3,553	3,980	4,408	4,462	4,334				
	C 低学年 (1～3年生)	2,757	3,069	3,388	3,443	3,339				
	D 高学年 (4～6年生)	796	911	1,020	1,019	995				
	② 確保方策 (E+F+G+H)	9,157	9,666	10,255	10,534	10,763				
	放課後児童クラブ (A+B)	5,604	5,686	5,847	6,072	6,429				
	A 低学年 (1～3年生)	4,344	4,437	4,594	4,765	4,988				
	B 高学年 (4～6年生)	1,260	1,249	1,253	1,307	1,441				
市全域	放課後KIDSルーム (C+D)	3,553	3,980	4,408	4,462	4,334				
	C 低学年 (1～3年生)	2,757	3,069	3,388	3,443	3,339				
	D 高学年 (4～6年生)	796	911	1,020	1,019	995				
	放課後児童クラブ (か所数)	45	45	45	45	45				
	(うち設置拡大するか所数)	1	1	3	2	3				
	放課後KIDSルーム (か所数)	45	45	45	45	45				
	連携型の実施 (か所数)	45	45	45	45	45				
	③ 利用率 (①／対象児童数)	40.7%	43.8%	47.7%	50.5%	53.3%				
	放課後児童クラブ	24.9%	25.8%	27.2%	29.1%	31.9%				
	低学年 (1～3年生)	39.5%	41.5%	44.8%	48.2%	52.5%				
	高学年 (4～6年生)	11.0%	11.0%	11.1%	11.9%	13.5%				
市全域	放課後KIDSルーム	15.8%	18.0%	20.5%	21.4%	21.5%				
	低学年 (1～3年生)	25.1%	28.7%	33.0%	34.8%	35.2%				
	高学年 (4～6年生)	6.9%	8.0%	9.1%	9.3%	9.3%				



(6) 子育て短期支援事業

本市の事業名称	こどもショートステイ					
事業概要	保護者が出産や病気等の理由により、一時的に子どもの養育が出来なくなった場合に預けることができます（夜間・休日養護もあり）。					
対象／単位	1歳～18歳に達するまで ／ 利用人数（人／年） ※各年3月31日時点					
担当課	こども家庭センター					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域	① 量の見込み (A+B+C) A ショートステイ B 夜間養護 C 休日養護 ② 確保方策	2,845 2,391 251 203 2,845	3,102 2,503 344 255 3,102	3,360 2,616 437 307 3,360	3,617 2,728 530 359 3,617	3,872 2,840 620 412 3,872

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

本市の事業名称	乳児家庭全戸訪問					
事業概要	生後4か月を迎える前までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師が訪問し、育児等の相談や、子育て支援の情報提供を行います。					
対象／単位	生後4か月までの乳児 ／ 訪問人数（人／年） ※各年3月31日時点					
担当課	母子保健担当室					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域	① 量の見込み ② 確保方策	2,921 2,921	2,861 2,861	2,816 2,816	2,771 2,771	2,728 2,728
松戸	① 量の見込み ② 確保方策	1,267 1,267	1,241 1,241	1,223 1,223	1,202 1,202	1,185 1,185
小金	① 量の見込み ② 確保方策	1,048 1,048	1,027 1,027	1,010 1,010	994 994	978 978
常盤平	① 量の見込み ② 確保方策	606 606	593 593	583 583	575 575	565 565

(8) 養育支援訪問事業

本市の事業名称	養育支援訪問事業					
事業概要	育児支援や相談支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、専門職による訪問支援を行います。					
対象／単位	支援を特に必要とする妊婦及び家庭 ／ 訪問世帯数（世帯／年） ※各年3月31日時点					
担当課	母子保健担当室					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域	① 量の見込み ② 確保方策	27 27	29 29	31 31	33 33	35 35

(9) 子育て世帯訪問支援事業

本市の事業名称	まつドリbabyヘルパー					
事業概要	家事育児に対して不安や負担を抱える妊婦や、保育サービスを利用していない子どもがいる家庭等に、家事育児支援を行うヘルパーを派遣します。					
対象／単位	支援を特に必要とする妊婦及び家庭 ／ 訪問世帯数（世帯／年） ※各年3月31日時点					
担当課	こども家庭センター					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域	① 量の見込み	553	711	869	1,027	1,184
	② 確保方策	553	711	869	1,027	1,184



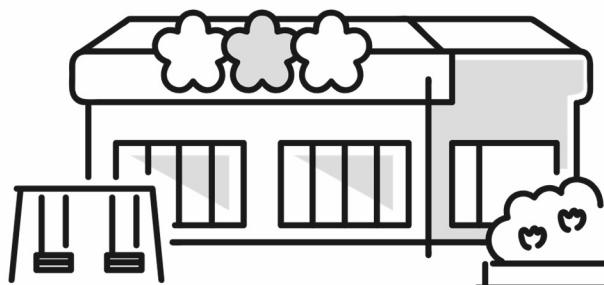
(10) 地域子育て支援拠点事業

本市の事業名称	おやこDE広場、ほっとるーむ、子育て支援センター					
事業概要	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。また、子育て講座等も行います。					
対象／単位	0～5歳及びその保護者等 ／ 利用人数（人／年） ※各年3月31日時点					
担当課	子ども未来応援課、健康福祉会館					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域	① 量の見込み	231,106	231,380	232,540	233,522	236,278
	② 確保方策	231,106	231,380	232,540	233,522	236,278
	施設数（か所数）	29	29	29	29	29
松戸	① 量の見込み	124,401	124,549	125,173	125,702	127,185
	② 確保方策	124,401	124,549	125,173	125,702	127,185
	施設数（か所数）	14	14	14	14	14
小金	① 量の見込み	44,967	45,020	45,246	45,437	45,973
	② 確保方策	44,967	45,020	45,246	45,437	45,973
	施設数（か所数）	9	9	9	9	9
常盤平	① 量の見込み	61,738	61,811	62,121	62,383	63,120
	② 確保方策	61,738	61,811	62,121	62,383	63,120
	施設数（か所数）	6	6	6	6	6

(11) 一時預かり事業

① 幼稚園型

本市の事業名称	幼稚園型認定こども園及び新制度移行幼稚園の預かり保育					
事業概要	通常の教育時間終了後、幼稚園において希望する在園児を預かり、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育てを支援します。					
対象／単位	3～5歳 ／ 利用人数（人／年） ※各年3月31日時点					
担当課	保育課					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域	① 量の見込み ② 確保方策 預かり保育実施施設数	8,790 9,090 6	8,535 9,090 6	8,329 9,090 6	8,131 9,090 6	8,000 9,090 6
松戸	① 量の見込み ② 確保方策 預かり保育実施施設数	6,304 6,519 2	6,121 6,519 2	5,975 6,519 2	5,831 6,519 2	5,739 6,519 2
小金	① 量の見込み ② 確保方策 預かり保育実施施設数	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
常盤平	① 量の見込み ② 確保方策 預かり保育実施施設数	2,486 2,571 4	2,414 2,571 4	2,354 2,571 4	2,300 2,571 4	2,261 2,571 4



②その他

本市の事業名称	ほっとるーむの一時預かり、保育所（園）の一時預かり					
事業概要	就労形態の多様化や保護者の急な病気やケガ、育児に対する心理的・肉体的負担の軽減等を図るため、保育所（園）やほっとるーむで、一時的にこどもを預かります。					
対象／単位	0～5歳 ／ 利用人数（人／年） ※各年3月31日時点					
担当課	子ども未来応援課、保育課					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域	① 量の見込み (A+B) A ほっとるーむの一時預かり B 保育所（園）の一時預かり	17,552 10,307 7,245	17,437 10,397 7,040	17,396 10,523 6,873	17,347 10,637 6,710	17,435 10,829 6,606
松戸	② 確保方策 (C+D) C ほっとるーむの一時預かり D 保育所（園）の一時預かり 預かりを行うほっとるーむ（か所数） 預かりを行う保育所（か所数）	68,310 29,710 38,600 9 28	68,250 29,650 38,600 9 28	68,430 29,830 38,600 9 28	68,340 29,740 38,600 9 28	68,310 29,710 38,600 9 28
小金	① 量の見込み (A+B) A ほっとるーむの一時預かり B 保育所（園）の一時預かり	7,976 5,751 2,225	7,962 5,801 2,161	7,984 5,872 2,112	7,994 5,935 2,059	8,070 6,042 2,028
常盤平	② 確保方策 (C+D) C ほっとるーむの一時預かり D 保育所（園）の一時預かり 預かりを行うほっとるーむ（か所数） 預かりを行う保育所（か所数）	36,560 15,360 21,200 4 16	36,510 15,310 21,200 4 16	36,610 15,410 21,200 4 16	36,560 15,360 21,200 4 16	36,560 15,360 21,200 4 16
	① 量の見込み (A+B) A ほっとるーむの一時預かり B 保育所（園）の一時預かり	5,605 1,754 3,851	5,512 1,769 3,743	5,444 1,791 3,653	5,378 1,810 3,568	5,355 1,843 3,512
	② 確保方策 (C+D) C ほっとるーむの一時預かり D 保育所（園）の一時預かり 預かりを行うほっとるーむ（か所数） 預かりを行う保育所（か所数）	20,720 8,720 12,000 3 7	20,700 8,700 12,000 3 7	20,760 8,760 12,000 3 7	20,730 8,730 12,000 3 7	20,700 8,700 12,000 3 7
	① 量の見込み (A+B) A ほっとるーむの一時預かり B 保育所（園）の一時預かり	3,971 2,802 1,169	3,963 2,827 1,136	3,968 2,860 1,108	3,975 2,892 1,083	4,010 2,944 1,066
	② 確保方策 (C+D) C ほっとるーむの一時預かり D 保育所（園）の一時預かり 預かりを行うほっとるーむ（か所数） 預かりを行う保育所（か所数）	11,030 5,630 5,400 2 5	11,040 5,640 5,400 2 5	11,060 5,660 5,400 2 5	11,050 5,650 5,400 2 5	11,050 5,650 5,400 2 5

(12) 病児保育事業

本市の事業名称	病児・病後児保育事業					
事業概要	病気中または病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行います。					
対象／単位	0歳～小学6年生 ／ 利用人数（人／年） ※各年3月31日時点					
担当課	子ども未来応援課、保育課					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 量の見込み (A+B)	2,021	2,072	2,123	2,172	2,227	
A 病児・病後児対応型	821	872	923	972	1,027	
B 体調不良児対応型	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
② 確保方策 (C+D)	8,058	8,020	8,040	8,060	8,078	
C 病児・病後児対応型	6,858	6,820	6,840	6,860	6,878	
D 体調不良児対応型	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
病児・病後児施設(か所数)	5	5	5	5	5	
体調不良児施設(か所数)	3	3	3	3	3	
① 量の見込み (A+B)	915	946	979	1,009	1,044	
A 病児・病後児対応型	515	546	579	609	644	
B 体調不良児対応型	400	400	400	400	400	
② 確保方策 (C+D)	3,364	3,358	3,364	3,364	3,382	
C 病児・病後児対応型	2,964	2,958	2,964	2,964	2,982	
D 体調不良児対応型	400	400	400	400	400	
病児・病後児施設(か所数)	2	2	2	2	2	
体調不良児施設(か所数)	1	1	1	1	1	
① 量の見込み (A+B)	600	613	625	637	650	
A 病児・病後児対応型	200	213	225	237	250	
B 体調不良児対応型	400	400	400	400	400	
② 確保方策 (C+D)	2,842	2,816	2,824	2,844	2,826	
C 病児・病後児対応型	2,442	2,416	2,424	2,444	2,426	
D 体調不良児対応型	400	400	400	400	400	
病児・病後児施設(か所数)	2	2	2	2	2	
体調不良児施設(か所数)	1	1	1	1	1	
① 量の見込み (A+B)	506	513	519	526	533	
A 病児・病後児対応型	106	113	119	126	133	
B 体調不良児対応型	400	400	400	400	400	
② 確保方策 (C+D)	1,852	1,846	1,852	1,852	1,870	
C 病児・病後児対応型	1,452	1,446	1,452	1,452	1,470	
D 体調不良児対応型	400	400	400	400	400	
病児・病後児施設(か所数)	1	1	1	1	1	
体調不良児施設(か所数)	1	1	1	1	1	

(13) 子育て援助活動支援事業

本市の事業名称	ファミリー・サポート・センター					
事業概要	地域における育児の相互援助を推進し、多様なニーズに対応するため、地域の中で、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が会員となり、保育園等への送迎や預かり等、育児についての助け合いを行います。					
対象／単位	0歳～小学6年生 ／ 利用人数（人／年） ※各年3月31日時点					
担当課	子ども未来応援課					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域	① 量の見込み ② 確保方策	5,471 5,471	5,617 5,617	5,762 5,762	5,893 5,893	6,047 6,047

(14) 妊婦健康診査事業

本市の事業名称	妊婦健康診査事業					
事業概要	妊娠中の心身の健康状態を確認するとともに、母子の健康の保持増進を図ります。					
対象／単位	全妊婦 ／ 健診受診者数（人／年） ※各年3月31日時点					
担当課	母子保健担当室					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域	① 量の見込み ② 確保方策	2,940 2,940	2,880 2,880	2,821 2,821	2,764 2,764	2,707 2,707
松戸	① 量の見込み ② 確保方策	1,503 1,503	1,472 1,472	1,442 1,442	1,413 1,413	1,384 1,384
小金	① 量の見込み ② 確保方策	987 987	967 967	947 947	928 928	909 909
常盤平	① 量の見込み ② 確保方策	450 450	441 441	432 432	423 423	414 414

(15) 産後ケア事業

本市の事業名称	産後ケア事業					
事業概要	出産後、育児不安・体調不良がある産婦や、家族などの支援者が身近にいない家庭などを対象に、産後ケア事業（宿泊型・訪問型・日帰り型）を実施します。					
対象／単位	産後1年未満の母子 ／ 利用人数（人／年） ※各年3月31日時点					
担当課	母子保健担当室					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全域	① 量の見込み（A+B+C） A 宿泊型 B 日帰り型 C 訪問型 ② 確保方策（D+E+F） D 宿泊型 E 日帰り型 F 訪問型	185 159 8 18 185 159 8 18	222 191 10 21 222 191 10 21	265 227 12 26 265 227 12 26	318 273 14 31 318 273 14 31	380 326 17 37 380 326 17 37

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

本市の事業名称	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）					
事業概要	6か月から2歳の未就園児を対象に、保護者の就労等の要件を問わず保育所等で、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟な預かりを行う事業を実施します。					
対象／単位	0～2歳 ／ 利用人数（人／年） ※各年3月31日時点					
担当課	保育課、幼児教育課					
量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 量の見込み (A+B+C)	41	215	215	215	215	215
A 0歳	10	30	30	30	30	30
B 1歳	13	84	84	84	84	84
C 2歳	18	101	101	101	101	101
② 確保方策 (D+E+F)	41	215	215	215	215	215
D 0歳	10	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設	6	10	10	10	10	10
地域型保育事業	4	20	20	20	20	20
幼稚園	0	0	0	0	0	0
E 1歳	13	84	84	84	84	84
特定教育・保育施設	9	13	13	13	13	13
地域型保育事業	4	71	71	71	71	71
幼稚園	0	0	0	0	0	0
F 2歳	18	101	101	101	101	101
特定教育・保育施設	9	13	13	13	13	13
地域型保育事業	4	83	83	83	83	83
幼稚園	5	5	5	5	5	5

注：乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和7年度に限り子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施し、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として実施



第3期松戸市子ども総合計画（令和7年度～令和11年度）
～すべてのこどもに「十人十色」の輝く未来を！～

発行

令和7年3月

編集

松戸市 子ども部 子ども政策課
〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の 5
TEL : 047-704-4007 FAX : 047-365-1009